

平成 29 年

# 小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会



平成 29 年

# 小樽市議会第 4 回定例会

平成 29 年 12 月 5 日開会

平成 29 年 12 月 28 日閉会



平成29年  
第4回定例会 会期及び会議日程  
小樽市議会

会期 12月5日～12月28日(24日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
12月5日(火)	提案説明等	
6日(水)	休会	
7日(木)	〃	
8日(金)	〃	
9日(土)	〃	
10日(日)	〃	
11日(月)	会派代表質問	議会運営委員会
12日(火)	会派代表質問、無所属議員 の質疑及び一般質問	〃
13日(水)	無所属議員の質疑及び一般 質問、一般質問	議会運営委員会、予算特別委員会(選挙)
14日(木)	休会	予算特別委員会(総括質疑)
15日(金)	〃	〃
16日(土)	〃	
17日(日)	〃	
18日(月)	〃	予算特別委員会(総括質疑)
19日(火)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
20日(水)	〃	学校適正配置等調査特別委員会
21日(木)	〃	総務常任委員会
22日(金)	〃	
23日(土)	〃	
24日(日)	〃	
25日(月)	会期延長	議会運営委員会
26日(火)	討論・採決等	〃
27日(水)	会期延長	〃
28日(木)	採決等	議会運営委員会、 懲罰特別委員会(選挙等)



平成29年  
小樽市議会

第4回定例会会議録目次

○ 12月5日（火曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし議案第13号及び報告第1号	3
	○提案説明 市長（議1～議12、報1）	3
	○提案説明 高野議員（議13）	5
1	日程第3 平成29年第3回定例会議案第7号ないし議案第20号	5
	決算特別委員長報告	5
	○討 論 酒井（隆裕）議員	10
	○討 論 中村（吉宏）議員	12
	○討 論 斉藤議員	13
	○討 論 高橋（龍）議員	14
	採 決	15
1	日程第4 休会の決定	15
1	散 会	15

○ 12月11日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	17
1	欠席議員	17
1	出席説明員	17
1	議事参与事務局職員	18
1	開 議	19
1	会議録署名議員の指名	19
1	日程第1 議案第1号ないし議案第13号及び報告第1号	19
	○会派代表質問 横田議員	19

○議事進行について	安齋議員	41
○会派代表質問	松田議員	43
1 散 会		61

○ 12月12日（火曜日） 第3日目

1 出席議員		63
1 欠席議員		63
1 出席説明員		63
1 議事参与事務局職員		64
1 開 議		65
1 会議録署名議員の指名		65
1 日程第1 議案第1号ないし議案第13号及び報告第1号		65
○会派代表質問	川畑議員	65
○議事進行について	中村（誠吾）議員	87
○議事進行について	中村（誠吾）議員	88
○会派代表質問	高橋（龍）議員	94
○質疑及び一般質問	安齋議員	117
○議事進行について	安齋議員	126
1 延 会		128

○ 12月13日（水曜日） 第4日目

1 出席議員		129
1 欠席議員		129
1 出席説明員		129
1 議事参与事務局職員		130
1 開 議		131
1 会議録署名議員の指名		131
1 日程第1 議案第1号ないし議案第13号及び報告第1号		131
○説明員から発言の申し出		131
○質疑及び一般質問	安齋議員	131
○議事進行について	安齋議員	133
○質疑及び一般質問	中村（岩雄）議員	134
○一般質問	酒井（隆裕）議員	137

○一般質問	中村（吉宏）議員	147
○一般質問	山田議員	163
○一般質問	斉藤議員	170
○一般質問	佐々木議員	184
○一般質問	新谷議員	198
	予算特別委員会設置・付託	205
	常任委員会付託	205
1	日程第2 陳情	206
1	日程第3 休会の決定	206
1	散 会	206

○ 12月25日（月曜日） 第5日目

1	出席議員	207
1	欠席議員	207
1	出席説明員	207
1	議事参与事務局職員	208
1	開 議	209
1	会議録署名議員の指名	209
1	日程第1 会期の延長	209
1	散 会	209

○ 12月26日（火曜日） 第6日目

1	出席議員	211
1	欠席議員	211
1	出席説明員	211
1	議事参与事務局職員	212
1	開 議	213
1	会議録署名議員の指名	213
1	日程第1 議案第1号ないし議案第13号及び報告第1号並びに請願及び陳情 並びに調査	213
	予算特別委員長報告	213
○討 論	高野議員	217
採 決		218

総務常任委員長報告	218
○討 論 酒井（隆裕）議員	220
○討 論 濱本議員	220
○討 論 石田議員	221
○討 論 斉藤議員	222
○討 論 面野議員	223
○討 論 安齋議員	224
採 決	225
経済常任委員長報告	226
○討 論 小貫議員	227
採 決	228
厚生常任委員長報告	228
○討 論 高野議員	229
採 決	230
建設常任委員長報告	230
○討 論 川畑議員	232
採 決	232
学校適正配置等調査特別委員長報告	233
○討 論 酒井（隆裕）議員	235
○討 論 安齋議員	235
採 決	236
1 日程第2 議案第14号ないし議案第17号	236
○提案説明 市長（議14～議16）	236
○提案説明 濱本議員（議17）	236
○討 論 小貫議員	237
○討 論 松田議員	237
○討 論 石田議員	238
○討 論 安齋議員	239
採 決	239
1 日程第3 意見書案第1号ないし意見書案第7号	239
○提案説明 新谷議員（意1）	239
○提案説明 千葉議員（意2、意3）	240
○討 論 小貫議員	241
○討 論 林下議員	242
○討 論 酒井（隆行）議員	242
○討 論 秋元議員	243
○討 論 中村（岩雄）議員	244

採 決	246
1 日程第4 決議案第1号	246
○提案説明 横田議員(決1)	247
○討 論 石田議員	247
○討 論 斉藤議員	249
○討 論 新谷議員	250
○討 論 佐々木議員	251
採 決	251
石田博一議員の発言に対して謝罪と撤回、懲罰を求める動議 秋元議員	252
1 追加日程第1 会期の延長	252
1 延 会	252

○ 12月27日(水曜日) 第7日目

1 出席議員	255
1 欠席議員	255
1 出席説明員	255
1 議事参与事務局職員	255
1 開 議	257
1 会議録署名議員の指名	257
1 日程第1 会期の延長	257
1 散 会	257

○ 12月28日(木曜日) 第8日目

1 出席議員	259
1 欠席議員	259
1 出席説明員	259
1 議事参与事務局職員	260
1 開 議	261
1 会議録署名議員の指名	261
1 日程第1 動議	261
○提案説明 秋元議員	261
採 決	261
1 石田議員から発言取消しの申し出	262

1 日程第2	石田博一議員に対する懲罰動議	263
○提案説明	斉藤議員	263
○一身上の弁明	石田議員	264
○懲罰特別委員会設置・付託		265
	懲罰特別委員長報告	265
	採 決	265
1 閉 会		266

## 議事事件一覧表

議案				
議案	案第1号	1号	平成29年度小樽市一般会計補正予算	
議案	案第2号	2号	平成29年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	
議案	案第3号	3号	平成29年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	
議案	案第4号	4号	平成29年度小樽市水道事業会計補正予算	
議案	案第5号	5号	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	
議案	案第6号	6号	小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案	
議案	案第7号	7号	小樽市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案	
議案	案第8号	8号	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	
議案	案第9号	9号	工事請負変更契約について〔山手地区統合小学校新築工事〕	
議案	案第10号	10号	工事請負変更契約について〔山手地区統合小学校新築電気設備工事〕	
議案	案第11号	11号	工事請負変更契約について〔山手地区統合小学校新築機械設備工事〕	
議案	案第12号	12号	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市観光物産プラザ〕	
議案	案第13号	13号	小樽市非核港湾条例案	
議案	案第14号	14号	平成29年度小樽市一般会計補正予算	
議案	案第15号	15号	小樽市監査委員の選任について	
議案	案第16号	16号	人権擁護委員候補者の推薦について	
議案	案第17号	17号	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	
報告				
報告	報告第1号	1号	専決処分報告〔平成29年度小樽市一般会計補正予算〕	
意見書案				
意見書案	案第1号	1号	核兵器禁止条約に署名し批准することを求める意見書	
意見書案	案第2号	2号	受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書	
意見書案	案第3号	3号	小・中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書	
意見書案	案第4号	4号	J R 北海道の鉄道維持・存続に対して国の支援拡充を求める意見書	
意見書案	案第5号	5号	食品衛生管理の国際標準化を求める意見書	
意見書案	案第6号	6号	診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書	
意見書案	案第7号	7号	森友・加計学園の疑惑の徹底解明と説明責任を求める意見書	
決議案				
決議案	案第1号	1号	森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議	
陳情				
陳情	陳情第22号	22号	中村善策美術館（仮称）の設立方について	
懲罰動議				
懲罰動議	—		石田博一議員に対する懲罰動議	

## 質 問 要 旨

### ○会派代表質問

#### 横田議員（自由民主党）（12月11日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 辞職勧告を受けた市長の姿勢について
- 2 財政について
- 3 港湾について
  - (1) 小樽港港湾計画の改訂中断について
  - (2) 臨港地区における除雪について
- 4 全道・全国市長会への要請について
- 5 駅前の再開発について
- 6 その他

#### 松田議員（公明党）（12月11日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の責任の取り方について
  - (1) 辞職勧告決議について
  - (2) 減給条例案について
- 2 組織改革について
- 3 財政問題について
  - (1) 決算が不認定になったことへの見解について
  - (2) 中期財政収支見通しについて
- 4 結核の集団感染について
- 5 人口減少対策について
  - (1) 人口と施策の関係について
  - (2) 人口対策会議について
  - (3) 小樽商科大学との共同研究について
- 6 その他

**川畑議員（日本共産党）（12月12日1番目）**

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
  - （1）次期総合計画について
  - （2）債権管理条例原案について
  - （3）小樽ベイシティ開発について
  - （4）減給条例案について
  - （5）組織改革・人事政策について
- 2 市長公約について
  - （1）小樽市営室内水泳プールについて
  - （2）除排雪問題について
  - （3）原発問題について
- 3 交通問題について
  - （1）地域公共交通について
  - （2）ふれあいパスについて
  - （3）中央バス減便問題について
  - （4）新幹線トンネル発生土搬入問題について
- 4 財政問題について
- 5 介護保険について
- 6 学校統廃合問題について
- 7 その他

**高橋（龍）議員（民進党）（12月12日2番目）**

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 中期財政収支見通しについて
- 2 除排雪について
- 3 小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について
- 4 その他

○質疑及び一般質問

安斎議員（無所属）（12月12日3番目）（12月13日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長というお役目に就いた方の政治姿勢と公約について
- 2 その他

中村（岩雄）議員（無所属）（12月13日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 小樽協会病院分娩再開について
- 2 その他

○一般質問

酒井（隆裕）議員（日本共産党）（12月13日3番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 民泊について
- 2 落ち葉について
- 3 廃校の物品利活用について
- 4 その他

中村（吉宏）議員（自由民主党）（12月13日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 民泊について
- 2 外国人観光客受入に関する整備について
- 3 高島地区の観光船事業に関するコンプライアンス委員会報告に基づく是正措置等について
- 4 中央バス路線のダイヤ減便について
- 5 その他

**山田議員（自由民主党）（１２月１３日５番目）**

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 市長の市政運営能力について
- 3 本市空き家対策について
- 4 その他

**斉藤議員（公明党）（１２月１３日６番目）**

答弁を求める説明員 教育長及び関係説明員

- 1 市内公共交通網の主軸としてのバス路線の維持と本市の役割について
- 2 日本遺産認定への取組について
- 3 小樽港港湾計画の改訂作業の中断について
- 4 その他

**佐々木議員（民進党）（１２月１３日７番目）**

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 中央バスとの関係、法定協議会について
- 2 公共施設建設での官民連携について
- 3 高レベル放射性廃棄物最終処分について
- 4 日本遺産、歴史文化基本構想について
- 5 SNSなどの情報ツールと子どもの安全について
- 6 その他

**新谷議員（日本共産党）（１２月１３日８番目）**

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 貸出ダンプ制度と除排雪について
- 2 小樽市生活サポートセンターについて
- 3 環境問題について
- 4 その他



平成29年  
第4回定例会会議録 第1日目  
小樽市議会

平成29年12月5日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹											
監	査	委	員	菊	池	洋	一	病	院	局	長	並	木	昭	義							
水	道	局	長	浅	沼		敦	総	務	部	長	前	田	一	信							
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章					
医	療	保	險	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄		聡					
建	設	部	長	上	石		明	消	防	長	土	田	和	豊								
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	金	子	文	夫	教	育	部	長	飯	田		敬	
事	務	部	長	伊	藤	和	彦	生	活	環	境	部	次	長	中	田	克	浩				
総	務	部	長	犬	塚	雅	彦	監	査	委	員	長	志	賀	公							
企	画	政	策	室	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生			
保	健	所	次	長																		
総	務	部	総	務	課	長																

**議事参与事務局職員**

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

**開会 午前10時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、平成29年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、川畑正美議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月25日までの21日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第13号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第12号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 平成29年第4回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について、提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、私から、第3回定例会における私と副市長に対する辞職勧告決議への対応について報告をさせていただきます。

まず、私につきましては、辞職勧告決議は重く受けとめておりますが、市民の皆様の負託を受けて市長というお役目についておりますので、民意が市政に反映されるよう職責を全うすることが私の役割でありますので、この決議をもって辞職をする考えはございません。

今後は、反省すべき点は反省をし、改善すべき点もしっかりと改善をしてまいる所存であり、これからも議会とは緊張感を持って向き合ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

（発言する者あり）

次に、副市長につきましては、コンプライアンス委員会から指摘のあった高島漁港区の観光船事業に関し、職員への指導を誤ったこと、また、議会との信頼関係が損なわれたことを理由に、11月30日をもって辞職いたしました。

（発言する者あり）

後任につきましては、急なことであり、後任を考えられるまでには及んでおりませんので、当面、副市長不在の中で市政執行を続けざるを得ないものと考えておりますが、市民生活に支障が生じないよう、職員ともども鋭意努力をしてまいります。

それでは、上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第4号までの平成29年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしましては、住民基本台帳やマイナンバーカードへの旧姓併記に対応するため、住民基本台帳システム整備事業費を計上したほか、各制度改正などに伴うシステム改修経費として、社会保障・税番号制度システム整備事業費、障害者自立支援給付支払等システム改修事業費を計上いたしました。

また、有料老人ホームのスプリンクラー設置に対して費用の一部を助成する地域介護・福祉空間整備等交付金、病院・診療所と介護事業者間など、他職種間で患者情報を共有し、切れ目のない医療・介護

情報連携を行うため、情報端末機器の整備などに対して費用の一部を助成する在宅医療・介護連携ICT活用事業費補助金、保健所庁舎の廊下、階段の滑りどめゴムマット敷設や、3階男子トイレの洋式化などを行う保健所改修事業費を計上いたしました。

そのほか、前年度の北海道後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費の小樽市負担額の確定に伴い、後期高齢者医療費を減額し、結核の集団感染対策の進展に伴い、命令入所措置費及び医療療養給付費並びに住民検診費を増額するとともに、平成27年度及び28年度の臨時福祉給付金給付事業等において、超過交付となっていた国庫支出金の返還金を計上いたしました。

これらに対する財源といたしまして、使用料、国庫支出金、道支出金、寄附金及び繰入金を計上いたしました。

債務負担行為につきましては、年度をまたぐ端境期対策として、工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費を計上したほか、スクールバス運行経費、水泳教室開催経費、観光物産プラザの指定管理者による管理代行業務委託に係る費用を計上いたしました。

また、色内ふ頭岸壁の老朽化により当分の間利用禁止としている色内埠頭公園につきまして、来春の利用再開に向けて、岸壁周辺などへの立入防止柵設置工事を早期発注するため、債務負担行為により計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は5,611万4,000円の増となり、財政規模は575億4,478万4,000円となりました。

次に、特別会計では、港湾整備事業特別会計において、中央ふ頭5番岸壁背後地の上屋新築工事の早期着工を図るため、港湾上屋整備事業費を債務負担行為により計上したほか、介護保険事業特別会計において、介護保険制度改正に伴う事務処理システム改修経費を計上いたしました。

また、企業会計では、水道事業において、水道料金等徴収業務委託のほか、工事の早期発注を図るため、配水管整備工事費について、債務負担行為により所要の費用を計上いたしました。

続きまして、議案第5号から議案第12号までについて説明申し上げます。

議案第5号特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案につきましては、さきの定例会で否決となりましたことを受け、量定を見直し、改めて提案するものであり、私の平成30年1月分の給料月額を50%減額するものであります。

議案第6号事務分掌条例の一部を改正する条例案につきましては、産業港湾部港湾室を部に昇格させるとともに、医療保険部を廃止して福祉部を再編するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第7号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、保健所長である医師の定年を68歳とするものであります。

議案第8号職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料及び勤労手当の支給割合並びに扶養手当の月額を改定するとともに、病院事業管理者の期末手当の支給割合を改定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第9号から議案第11号までにつきましては、山手地区統合小学校における新築工事、電気設備工事及び機械設備工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第12号公の施設の指定管理者の指定につきましては、小樽市観光物産プラザの指定管理者として、引き続き一般社団法人小樽観光協会を指定するものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、色内ふ頭岸壁の老朽化に伴い、小樽海上保安部巡視船の係留場所として第2号ふ頭を使用するに当たり、巡視船関連施設の移設及び整備等に係る所要の経費につきまして、平成29年11月20日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、議案第13号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

**○7番（高野さくら議員）** 提出者を代表して、議案第13号小樽市非核港湾条例案について、提案理由を説明します。

ことし7月7日、国連会議において、核兵器禁止条約が採択されました。採択された後は、各自治体の議会でも日本政府に対して核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の採択が広がり、岩手県内では33市町村議会中15市町村議会で意見書が採択されています。また、10月には、核兵器廃絶国際キャンペーンのノーベル平和賞受賞などを受けて、さらに核兵器禁止を求める運動が拡大されつつあります。ヒバクシャ国際署名を見ても、11月15日現在で北海道では139の市区町村が署名し、全体で985の自治体、市町村にまで広がりました。

小樽市では、非核三原則が完全に実施されることを願い、全ての核保有国に対し核兵器の廃絶と軍縮を求め、平和を願って1982年6月に核兵器廃絶平和都市宣言をし、それ以降は、平和事業として、原爆ポスター展や平和映画上映会、小樽駅前歩道橋に核兵器廃絶平和都市宣言の横断幕を掲示するなどを行っています。

しかし、その一方で、毎年、核兵器搭載可能な米艦船が小樽港に入港しています。神戸市では1975年に議会で核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議が全会一致で可決され、入港する外国軍の艦船に非核証明書の提出を義務づけました。決議以前、最大時は100隻以上入港していた米艦船は、決議後、入港の打診すらなくなりました。入港ができないということは核の搭載があったと考えられます。日本の非核三原則、核兵器をつくらない、持たない、持ち込ませないの三つ目の「持ち込ませない」を具体化したのがまさに神戸方式です。小樽の核兵器廃絶平和都市宣言の中には、非核三原則の実施も願っているわけですから、神戸方式のように非核三原則の「持ち込ませない」ことを具体化させ、安心・安全なまちづくりにすることが必要です。

また、この条例を制定することによって、地方から核兵器禁止の声を広げ、政府に核兵器禁止条約に参加することを促す力にもなります。

以上、各党派、各議員の賛同をお願いし、提案説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 日程第3「平成29年第3回定例会議案第7号ないし議案第20号」を一括議題といたします。

これより、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

**○13番（酒井隆行議員）** 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成27年度以降、市は、人口減少対策として20億円近い事業費をかけ、子育て支援や教育環境の充実などのために、既存事業を拡充し、新規事業を実施してきたという。しかし、さまざまな事業を実施してきたにもかかわらず、人口減少は続いており、その効果を実感することは難しいように思うが、市は、

これまで実施してきた事業の効果について、どのように分析しているのか。

森井市長就任後の人口減少対策に係る事業については、特に子育て支援や教育関連に重点を置かれている印象を受けるが、子育て環境がどれだけ充実しようとも、若年層の雇用が確保できない限り、将来親になる若い世代の市外への転出をとめることはできないことから、市には、一つの分野に偏って事業を実施するのではなく、雇用確保などの経済対策も満遍なく実施してほしいと思うがどうか。

石狩湾新港の負担金における北防波堤延伸工事については、西1号岸壁の静音度を高めるために行っているが、この岸壁を利用するのは7割がチップ船であり、その木材チップは同岸壁の取扱貨物量の99%以上を占めているという。そして、残り3割の船舶は、予定していた別の岸壁の利用がふくそうしたため利用に至ったというが、これは、西1号岸壁はチップ船の専用岸壁ではないという主張をするために、わざわざ他の船舶に利用させたというだけではないのか。

さらに、この岸壁で取り扱われている木材チップの搬入先は、王子エフテックス株式会社のみであるというが、これでは西1号岸壁は特定の1社のための専用岸壁であり、工事もその1社のために行っていると云わざるを得ないことから、市はそのような工事の負担金は見直すべきと思うがどうか。

市が、市長交際費の予算不足分を職員課の共済費から流用した上で支出したことについて、昭和40年、自治省の財務局長通知によると、交際費は他の費目から流用することは適当ではないと示されている。この通知の内容が現在も変更されていないということであれば、市が行った流用は不適切な財務会計行為となり、流用後に執行した17万5,542円の支出は、所定の予算措置に基づかない不適切な支出であったと言わざるを得ない。このような問題が発生している以上、市は財務会計規定で流用の制限をする禁止規定を具体的かつ速やかに検討すべきと思うがどうか。

市職員の健康増進を図る目的として、年次有給休暇とは別に、年度内に連続する4日以内で取得可能な健康増進休暇制度があり、昨年度は、水道局及び病院局を除いた市職員1,053人のうち、約9割に当たる938名の職員が4日間全て取得できている状況である一方、全く取得できなかった職員も81名いると聞く。取得することができなかった理由の一つとして、業務等の都合で日程の折り合いがつかず、結局断念せざるを得なくなったという事情も考えられることから、多忙な職員が少しでも休暇を取得しやすくなるよう、職場内での協力体制を整えるなど、よりよい職場環境づくりを目指して取り組んでほしいと思うがどうか。

本市の財政について、平成28年度の予算編成時には、財政調整基金からの繰り入れなどの財源対策を行ったとしても、4億円の収支改善が必要となる状況であったとのことであり、平成28年度の予算編成に当たっては、原部の予算要求額から約4億円を査定で減額したと市長は答弁しているが、収支改善に向けた事業費の削減により行政サービスが低迷することで、市民などから苦情が寄せられるようなことはなかったのか。市の財源が厳しい状況にある中、事業費を削減することが必要な面もあるが、その結果として行政サービスが低下し、市民からの苦情を招くようであれば、行政の役割としては本末転倒になることから、市はそのことを考慮した上で収支改善に立ち向かってほしいと思うがどうか。

本市の平成28年度実質収支は約6億6,300万円の黒字とのことだが、27年度の実質収支が約19億2,200万円だったことに鑑みると、小樽市は28年度の1年間で約13億円の損失を出したことになる。この損失について、市は地方交付税や地方消費税交付金の減少による歳入減を主な要因と考えているようだが、ふれあいパスに関する森井さんのていたらくなどを見る限り、森井さんによる放漫財政が原因であると断じざるを得ない。中期財政見通しによれば、毎年10億円の改善が必要になるというが、毎年10億円という数字は常識的な数字とは言えず、これ以上、無能な森井さんによる放漫財政を野放しにしては、財政破綻も目に見えてくることから、市職員は現在の本市財政が悠長なことを言っていられる場合ではな

いということ認識し、新たな財政健全化計画を策定するなど、真の財政健全化に向け考えてほしいと思うがどうか。

平成28年度一般会計の歳入決算額について、市税収入額は、人口減少の影響があるにもかかわらず当初予算額を上回り、平成27年度並みの収入額を確保できたというが、市はその要因をどのように分析しているのか。また、市の人口減少が続く中、平成29年度も同様に市税収入の確保は期待できると考えているのか。一方、普通交付税と臨時財政対策債の収入額は、人口減少による影響を受け、収入額は当初予算額を下回ったというが、市は、その原因をどのように分析しているのか。また、平成29年度の収入額はどのように見込んでいるのか。

平成28年度一般会計歳入決算については、高島漁港区における観光船事業の許認可に基づく係船施設の使用料や建築確認申請手数料などの収入が含まれているが、これらの収入について、市はコンプライアンス委員会から条例違反や不適切な行政手続との指摘を受け、請求の法的根拠を失ったことにより、本来請求すべきものではなかったと認識しているという。市として不適切な収入だと認識しているのであれば、議会に対し、これらの収入を含む平成28年度一般会計歳入歳出決算について、原案どおり認定してほしいということにはならないと思うがどうか。

小樽港に来航するクルーズ客船や貨物船などの大型船が円滑に入出港できるよう支援する引き船については、就航から30年以上が経過し、耐用年数が超過しているという。そのため、市は後継となる引き船の導入を検討しているというが、導入の検討に当たっては、大型化するクルーズ客船や貨物船を十分支援できるだけの馬力を持った船を導入し、入出港時における支援の充実を小樽港の強みの一つにすることで、クルーズ客船や貨物船などの大型船の誘致など、小樽港の活性化につなげてほしいと思うがどうか。

産業会館の使用料収入は、平成27年度まで例年160万円前後であったが、28年度においては、予算現額約157万円に対し、収入済み額は約109万円であったという。一方、財産収入についても、28年度当初予算では約1,727万円を見込んでいたにもかかわらず、収入済み額は約1,439万円と大きく見込みを下回り、過去の推移から見ても大きく減少しているが、これら収入の減少要因について、市はどのように考えているのか。

産業会館の施設維持補修費は、財産収入と使用料収入から捻出されているが、このまま収入減少が続けば、改修や修繕を行う財源を賄い切れず、一般会計から多額の費用を持ち出さなければならなくなる可能性があることから、安定した収入の確保に向けた取り組みが必要だと思うがどうか。

高校生就職スキルアップ支援事業については、高等学校を卒業した若者の就職を支援し、離職防止につなげるために実施されているが、その事業名からは対象者が高校生に限定されているように捉えられてしまうため、市は高校を卒業した人であればこの事業が利用できるということを広く周知すべきではないか。また、この事業の登録者数は高校によって大きく偏りがあり、登録者数が極端に少ない高校もあるという。市内の高校生が市外での雇用を探さなくても地元の企業へ就職できるよう、市にはこの事業を各学校へしっかりと周知してほしいと思うがどうか。

さらに、市には高校卒業者の市内企業への就職を支援するために、過去に実施した新規高等学校卒業生雇用奨励金を復活させることを考えてほしいと思うがどうか。

日本海漁業振興緊急対策事業補助金は、小樽市漁業協同組合が行う稚ナマコ種苗生産事業に対し補助を行うものである。近年、漁獲量の減少という問題が生じている中であって、本事業が持続されることによって生じる効果に期待するところであるが、十分な効果を生むためには一定程度の検証が必要と考えることから、今年度放流できた種苗約5.5万粒について、全ては難しいにせよ、でき得る範囲でその育

成状況について検証できるよう努力してほしいと思うがどうか。

また、ナマコは海外でも注目される資源であり、新たな小樽産品としてブランド化できる可能性を大きく秘めていると思われる。今後も漁協と協力しながら、事業が拡大していけるよう取り組んでほしいと思うがどうか。

平成28年度の本市における交通事故発生件数は、残念ながら27年度と比較し増加したという。交通事故は被害者になっても加害者になっても不幸なものであり、市では交通事故対策として、街頭の啓発活動や交通安全講習会などを開催しているというが、交通安全対策は官民一体で行うべきものであり、市の庁内における連携はもちろん、市民も被害者や加害者にならないよう、夜光反射材を身につけるなど努力していく必要があると思うがどうか。

勤労青少年ホームにおいて、平成28年度に実施された、やんぐすくーる講座や利用者ほ一む時間では、さまざまな講座が開かれ、活発に活動している様子がうかがえるが、その一方で、過去に実施された講座を見ると、スピリチュアルや、医学的効果を標榜していたり、心理学と称して動物占いや四柱推命などの講座が実施されている。これらの講座がマルチ商法とつながっているというわさまであることなど、あたかも市が、にせ科学やオカルト、インチキな医療を推進しているかのごとき印象を与えかねないことから、今後はこういった誤解を招くような講座の実施は考え直すべきと思うがどうか。

本市一般会計における北しりべし廃棄物処理広域連合への負担金の総額は、昨年度まで125億円に上っており、いかに市の負担、ひいては市民の負担を減少させていくかが問われている。そのためには、広域連合でのごみ焼却量の85%を占める本市の排出量を減らすことが肝要だが、これまで生活系の焼却ごみは減少している中、事業系はさほど減っていない状況にあることから、今後、事業系のごみの分別を進め、焼却ごみを大幅に減少させる施策に取り組んでもらいたいと思うがどうか。

近年、本市では国民健康保険料の収納率の向上が続いているが、どのような理由によるものなのか。全国的には、学資保険の解約返戻金や、児童手当も滞納返納に充てさせるなど、行き過ぎた徴収指導があったと聞いているが、国民健康保険は社会保障として位置づけられており、公的医療保険のセーフティーネットとしての役割を果たしていることに鑑みれば、税金と同じように取り立てるべきものではない。市には、滞納を回収できればよいという姿勢ではなく、滞納者が抱えている実態をともに解決する立場に立ち徴収に当たることが必要だと思うがどうか。

本市の介護保険料は道内34市中3番目に高く、また、次期保険料も現在の保険料を下回ることはない見込みだという。しかし、市民の負担は、年金の減額なども重なり、限界であることから、これ以上保険料が上がらないよう、市は国に対し公費負担の引き上げを強く要望するとともに、介護給付費準備基金を活用するなどの検討を行ってほしいと思うがどうか。

市民の要望は、負担の心配をすることなく、必要なときに必要なサービスが受けられることである。そのためにもあらゆる対応を行い、これ以上保険料が上昇しないよう努力してほしいと思うがどうか。

後期高齢者医療費における療養給付費市負担分については、交付税における基準財政需要額の算定額との間に大きな乖離が生じていることから、平成24年度から28年度の5年間で見ても、毎年度2億円から4億円程度の不足額が生じているという。その不足分については交付税措置されないため、市が単独で負担することとなり、本市財政に与える影響が非常に大きいと考えられることから、市は国に対し、より実態に即した基準財政需要額の算定となるよう、単位費用の増額などを含めて検討してほしい旨、他市町村とも連携し、しっかりと要望していくべきと思うがどうか。

主に小さな子供たちが遊び場として利用する小規模な公園の除草作業は、年1回程度しか実施されていないと聞く。公園に多くの雑草が生い茂ると、蚊やマダニなどの害虫による感染症の危険性が高まる

ほか、保護者からも、子供たちが遊ぶのに支障を来しているため、最低でも年2回は除草作業を実施してもらえないかとの要望が出ていることから、子供たちの大切な居場所である公園で安心して遊べることができるよう、市には除草作業の維持管理をしっかりと行ってほしいと思うがどうか。

きめ細やかな除排雪を公約に掲げた森井市長のもとで実施された平成28年度の除排雪については、26年度と比べて少雪だったにもかかわらず、執行額の減額と引きかえに市民からの苦情が増加し、それらの苦情への対応にも時間を要してしまったという。特に排雪については、実施を判断する協議が市長や除雪対策本部長である副市長の都合に合わせて開催されるため、市民が必要とするタイミングから大きくおくれての作業になっていたほか、一部路線では、例年夜間に行っていた作業を日中に行い、通行障害を引き起こしたり、突如排雪中止を決定し、それが事業者にも伝わらず、市長が現場で作業をやめさせる事態が発生するなど、無計画かつ場当たりのことでは明らかなことである。

しかし、市はこの作業決定方法を今後も継続していくとのことであり、議会からの提言に一切聞かずに、持たない市長の姿勢や市民からの苦情等に鑑みると、このような除排雪を実施した決算は認定できるものではないが、このままでは市民をさらに混乱させ、生活に大きな影響を与えてしまうことから、今後に向け除排雪の方針を転換すべきと思うがどうか。

森井市長は、きめ細やかな除排雪を公約の一つとして掲げているが、昨年度の排雪業務に対し、市民からは、毎年行われていた排雪が昨年度は行われなかったなどの苦情や、排雪に対する要望の声が数多く上がっており、実際、先日開催された除雪懇談会でも、排雪が行われなければ除雪パトロールを幾ら強化しても意味がないとの意見が町会関係者から出ている。こういった事実を鑑みれば、市が再三説明している、排雪は必要ときに必要に応じて行うとの方針は、単なる詭弁にすぎないのではないか。昨年度は市民が必要としているにもかかわらず排雪が行われなかったことから、市の認識が市民目線から大きくずれているのは明白であり、今後、市民生活に支障を来さないよう、市民からの苦情や要望をもっと真摯に受けとめた上で排雪作業を行うべきと思うがどうか。

緑の第一大通りと第二大通りを結ぶはしご状道路の排雪については、市は、従来夜間に行っていたものを、平成28年度から昼間に行うように変更したという。この理由については、市はステーション全体の排雪作業がおくれたことで、夜間に使用できるダンプ車の確保が困難になったことを理由の一つに挙げているが、そもそも排雪作業がおくれた原因は、事前にステーション側と協議した排雪日程に無理があったからではないのか。また、市が昼間に排雪作業を行うよう変更するに当たり、業者側からは、排雪作業が日程どおり進んでおらず、ダンプ車を確保できない夜間ではなく、昼間の排雪作業に変更してほしいという要望が上がっていたのか。

平成28年度の除排雪業務は、市民からの排雪依頼が大幅に増加したことや、排雪が間に合わず路線バスの一部が迂回運行せざるを得なかったことなどに鑑みると、特に排雪については市民要望に応えていないものとする。市はこのことについて、限られた予算の中では市民の声全てに応えることはできず、依頼箇所全ての排雪はできないと言うが、市民要望をどうすればかなえられるのかを考えることが市政の本来すべきことだと思われる。市は一体誰のために除排雪業務を行っているかと認識しているのか。市の対応を見る限り、市民に目線が向いているとは言えず、必要な予算を計上しない、執行額を抑えるなどという姿勢は、当初から排雪抑制していたと言わざるを得ない。このような姿勢を続けるなら、市民から昨年と同じ反感を買い、信任を失うことが危惧されることから、市は除排雪業務について市民に目線を向けるよう考え直す必要があると思うがどうか。

(発言する者あり)

住宅エコリフォーム助成事業費については、平成28年度当初予算510万円に対し、申請5件、助成額64

万8,000円の実績にとどまり、今年度についても、条件を緩和したにもかかわらず、申請件数はわずか9件であるなど、制度本来の目的である、環境負荷が少ない快適な住環境の創出の促進を図り、市内経済の活性化に資するという目的を達成できていないと思われる。一方、平成26年度に終了した住宅リフォーム助成制度は、申請件数が100件前後、市の単独による助成費用は1,600万円前後となっており、目的を一定程度達成していたと言えることから、今後、より効果的な制度とするためにも、申請件数の少ない住宅エコリフォーム助成制度の予算額を、実情に合わせて減額し、単独財源で実績のある住宅リフォーム助成制度の予算計上をするなど、二本立てでの制度にすることを検討すべきではないか。などであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

まず、平成29年第3回定例会議案第7号につきましては、採決の結果、賛成者がなく、不認定と決定いたしました。

次に、平成29年第3回定例会議案第8号ないし議案第20号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも認定と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、2017年第3回定例会議案第7号は、委員長報告に賛成し、議案第8号ないし議案第20号については、委員長報告に反対し、いずれも不認定の立場で討論を行います。

議案第7号平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

除排雪に関して、日本共産党は、当初予算で計上することや、最近5年間の降雪量の平均値に基づいた予算計上を主張してきました。市長は、きめ細やかな除雪の方針に掲げてきましたが、市民からの要望、苦情は増大しています。貸出ダンプ制度の見直しについても、集合住宅の敷地内通路と道路脇の雪堆積場の排雪を対象外にして、利用日の上限も5日から3日に変更しました。事実上の除排雪抑制も続けられ、市民要望に対応した除排雪とならなかったことは問題です。

新・市営室内水泳プールについては、何一つ進展が見られませんでした。

期日前投票所の銭函、塩谷への増設は、市民要望実現であり、評価します。一方で、バリアフリーではない市役所を期日前投票所としていることや、日数、箇所数などについては今後の議論が必要です。

高島漁港区の観光船事業に関しては、議会での反対の声が占めたにもかかわらず強引に押し通したことの責任は免れません。

石狩湾新港について、北防波堤延伸は西1号岸壁の静音度を高めるための工事です。しかし、利用実態は、木材チップが99.9%であり、事実上、王子エフテックス専用岸壁への投資にほかなりません。

住宅エコリフォーム制度は、2016年度、5件の申請にとどまりました。かつての住宅リフォーム助成制度での100件前後とは大きな開きがあります。快適な住環境の創出や市内経済の活性化という目的からも、二本立てを検討するべきです。

整備新幹線では、並行在来線の経営分離を前提とする問題だけでなく、掘削路の受け入れ候補地を新幹線ありきで推進する姿勢も認められません。

マイナンバー制度は国民の各種個人情報を個人番号によって結びつける制度であり、社会保障などの

締めつけと、税、保険料の徴収強化につながるものです。利便性が強調されていますが、甚大なプライバシー侵害や、なりすましなどの犯罪の危険性が、今後さらに増す可能性があることから許されません。

不登校児童生徒支援事業費についてです。新たに支援員を配置して、学習支援や教育相談の拡充が行われましたが、大きな効果があったと聞いています。2017年度は当たりませんでした。新年度に向け国の補助を求めていくと同時に、北海道にも、事業を実施した自治体とも協力して支援を求めていくべきです。

議案第11号平成28年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

国民健康保険加入世帯の86%が所得150万円以下です。この所得階層で未納者が全体の75%を占めています。国民健康保険に加入している世帯主は、その多くが非正規雇用や年金生活者、無職の方たちです。たとえ所得が低くても、全ての国民が安心して医療が受けられるようにする。だからこそ社会保障として位置づけられています。徴収一元化のもとに、滞納対策としての国民健康保険の取り上げでは、法の趣旨にも反しています。生活を逼迫させるような徴収は行うべきではありません。国の負担割合についても、もとに戻すことを強く求めるべきです。

議案第12号平成28年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画ですが、計画どおりに進められていません。

議案第13号平成28年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

石狩西部広域水道企業団から買う基本水量は年々ふえているのに、事業所数はふえず、2016年度決算の簡易水道に対する一般会計繰入金は、2015年度に引き続き、1億円を超えました。このままでは本市の簡易水道事業は赤字がふえるばかりです。本来、本事業の赤字の責任は簡易水道事業を進めてきた北海道にあります。北海道が赤字を補填するのは当然です。北海道は財政赤字の負担はできないが企業誘致に力を入れると約束していましたが、企業数はふえていません。ずさんな計画を主導し、そのつけを小樽市民に押しつけている北海道の責任が厳しく問われます。

議案第14号平成28年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

高過ぎる保険料は市民の大きな負担となっています。第6期の保険料は隣接する札幌市や石狩市よりも高く、全道の市で3番目です。保険料は無年金の人からも徴収し、年金が月1万5,000円あれば強制的に年金から天引きされます。だからこそ低所得者に対する減免制度が重要です。現在の介護保険は、サービスの利用がふえたり介護職の労働条件を改善したりすれば、直ちに保険料、利用料の負担増にはね返るとい根本矛盾を抱えています。日本共産党は、国に対し国庫負担の引き上げを強く求めるべきと主張してきたこととともに、介護給付費準備基金の取り崩しや、応能負担の強化による引き上げ抑制、一般財源への繰り入れを行うことによる保険料引き下げを求めてきました。

議案第16号平成28年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

後期高齢者医療給付費と基準財政需要額算入額に乖離が生じています。単年度数億円の財政負担を地方自治体に押しつける国の責任は重大です。そもそも後期高齢者医療制度は、後期高齢者の人口と医療給付費が増加すればすほど保険料の値上げにつながる異常な制度だとこれまでも指摘してまいりました。国に対し、高齢者が安心して医療を受けることができる制度に転換することを求めるべきです。

議案第17号平成28年度病院事業決算認定についてです。

民間的経営手法の名で効率を優先するのでは、公立病院としての役割に反します。また、DPCでは、在院日数を短くして患者の回転を早くするほど収入増になることから、検査の先づけや後出しが行われないう注意が必要です。

議案第18号平成28年度小樽市水道事業決算認定、議案第19号平成28年度小樽市下水道事業決算認定についてです。

水に関するアンケートでは、現在の水道と下水道料金について、「高い」と「やや高い」を合わせた回答が46.2%と、高い割合になっています。日本共産党は、本市の基本水量は他市に比べて高い水準にあり、10カ年計画の切りかえ時期を待つのではなく、基本水量の見直しに取り組むべきと主張してきましたが、市は、長期的な収支の見通しが必要であり、2019年からの上下水道ビジョンの中で基本料金などの見直しも踏まえて検討していきたいと答弁しています。小樽市は、基本水量に達しない世帯の料金の見直しや基本料金の改定など、市民負担の軽減に向けて真剣に取り組むべきです。

残りの議案にも共通することといたしまして、日本共産党は、公共性の高い事業について消費税をかけることに、これまでも反対してまいりました。消費税の転嫁はやめるべきです。

以上を申し上げ、それぞれの決算について、不認定を主張し、討論いたします。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

**○14番（中村吉宏議員）** 自由民主党を代表し、議案第7号平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算について、不認定の立場で討論いたします。

不認定の理由として、まず、第1点目、市交際費について予算流用の措置を行った件であります。

年度予算で計上した額に不足が生じたことについて、年末から年始にかけて、市長の参加する会がふえたとのことでした。このことは平成27年度の状況からわかることであり、平成28年度の当初予算に計上すべき内容ではなかったのでしょうか。たとえ予算措置が難しい状況であるにせよ、国からの指導通知で、流用をせず、通常の前算措置を行うべきという旨が示されているのであれば、それに従うことがあるべき行政運営の姿であると考えます。この点、平成28年第4回定例会の会期内に、補正予算案の提案を行うことも可能であったでしょうし、仮に間に合わないとしても、専決処分等で議会に執行状況を示すことは可能だったのではないのでしょうか。

執行額についてですが、市交際費について、当初予算が75万円であり、この金額は以前の市長のときと変わらないとのことでした。その金額でこれまでの市長が賄ってこられたのであれば、現市長もその努力、工夫を行うことが必要なのではないのでしょうか。

（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）

特に、いろいろな行政施策や計画の際、厳しい財政状況を不実行の理由にするのであれば、なおのことです。

いずれにせよ、議会判断を仰ぐこともなく、本来的に認められない状況で執行されたものを、認定するわけにはいきません。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

第2点目として、平成28年度除排雪予算の執行についてであります。

平成28年度、市民からの排雪要望を満たしていない状況は、苦情件数からも明らかであります。本来、市民ニーズに適合する除排雪予算を計上し、その執行を行わなければならないところを、全くそのニーズを満たしていないと言わざるを得ない昨年度の執行状況を、我が会派としては認定するわけにはまいりません。

第3点目として、高島漁港区における観光船事業者への許認可に係る手数料等の収入について、執行の不適切が認められることについてであります。

平成28年第3回定例会以降、議会では、小樽市分区条例や港湾法に基づく小樽市港湾施設管理使用条例上、漁港区の港湾施設や建築物を観光船事業の用に供するための利用を認めることは許されるべきものではない、また、漁業者の権利に配慮せず、市長の後援会関係者への便宜供与とも言える不当な許認可はやめるべきだという議論が行われ、これらの許認可等は、法令・条例に違反するものだと主張してきました。そして、小樽市コンプライアンス委員会も、これら許認可について、法令・条例違反や、その疑いありとの判断を下したところであります。

平成28年度、市長はこれまでの議会議論、判断を一顧だにせず、許認可は妥当との認識で執行を進めてきましたが、法令・条例違反の許認可を根拠に、観光船事業に請求、收受した係船料などの料金をそのままにすることは、妥当ではないものであります。一連の許認可等を含め、法令・条例違反の状況が小樽市職員倫理条例に基づいて是正措置を求められている状況下、これら收受した利用料等についても是正等をするべきものであります。また、許認可等行政執行も当然不適切で、認めるわけにはいきません。

よって、自民党は、平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定と判断をいたします。

全議員の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

**○11番（斉藤陽一良議員）** 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成し、平成29年第3回定例会議案第7号平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定については、不認定を求めて、討論を行います。

まず、財政運営に関して、本市財政状況は、平成28年度決算で見ると、実質収支は6億6,300万円の黒字となったものの、単年度収支では12億5,900万円という4年ぶりの大幅な赤字、さらに財政調整基金への積立金9億6,100万円を差し引いた実質単年度収支においても、2億9,800万円と、3億円近い赤字となっています。監査委員の審査意見書にも触れられているように、市税や地方交付税など歳入の減が想定される中、こども医療費助成の拡大、公共施設の耐震化及び道路、橋梁など社会インフラの整備など、財政支出は増大する一方であり、歳出増に歯どめがかかりません。それにもかかわらず、歳入の落ち込みは財政当局にとって想定内のことでありながら、必要な歳出の抑制を行わず、漫然と財政赤字を増大させたことは、財政規律を守るべき市の判断ミスであり、その責任は重大です。

具体的な事業に関して言えば、森井さんが公約の1丁目1番地としてきた除排雪について、きめ細やかな除雪はおろか、市民からの苦情や要望に対して1週間以内に対応できた割合は、森井さんが市長になる以前の平成26年度には約56%なのに対して、平成28年度は約37%と19ポイントも低下しています。

今、本市が行っている除排雪は、全く、きめ細やかどころではなく、市民の求める方向とは違って、除雪についても排雪についても、パトロールの人員や車の台数をふやしているにもかかわらず、効果的な除排雪につながっていないばかりか、かえって市民要望に逆行する結果となっています。我が党の質問により、排雪の予算がついているにもかかわらず、市民からの要望もあり、必要な排雪であるにもかかわらず、それを行わず、予算を不用額として残してしまった事実が明らかになっています。このような全く市民要望を無視した予算執行を容認することはできません。

さらに、コンプライアンス委員会から条例違反と指摘されている、高島漁港区における観光船事業に関する港湾施設用地使用料などのうち、平成28年度に運河護岸・物揚場護岸登録、係船環設置使用料と

して市が受け取った1万6,352円は、徴収する根拠のない、本来取ってはいけない収入だったことが明らかになりました。根拠のない使用料を収入とする決算を認定することは許されません。

最後に、市長交際費については、市の財政状況なども考慮して、年額75万円が踏襲されています。ところが、平成28年度、市長交際費の当初予算は75万円であるにもかかわらず、決算額は92万5,542円と、当初予算を17万5,542円上回っています。もし、市長交際費が不足だと考えるならば、当初予算から、余裕を持った予算を要求すべきです。そのこと自体は議論にはなったとしても、市長としての考え方とは言えます。もし、万が一、途中で不足が予想されれば、その時点で早目に補正予算を提出すべきです。しかし、森井さんは、まさに森井さんらしくといいますか、この不足を、よりもよって職員課の共済費という、他の課の費目からの流用という、前代未聞の、いわば禁じ手を犯して埋め合わせるという暴挙に出ました。

交際費については、昭和40年5月26日の行政局長・財政局長通知により、他の費目の流用または予備費の充用は適当でないと明確に述べられています。本市財政部も答弁で、補正による予算措置が原則という認識を示しています。補正が間に合わなかった、使途を公開している、などは全くいいわけにすぎず、流用を認める根拠とは言えません。したがって、平成29年1月19日から3月30日までの平成28年度市長交際費に支出、17万5,542円は、不適切な予算執行と言わざるを得ません。

平成27年度は、参与の嘱託報酬という人件費における流用、28年度は市長交際費における流用と、財務会計のルールの基本を無視しまくる森井さん、それが森井さんだと言われればそれまでですが、そんな不適切な支出を含む決算を認定することはできません。

以上の理由により、平成29年度第3回定例会議案第7号平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定については、不認定の立場を表明し、議場におられる全ての議員に賛同を呼びかけて、討論といたします。(拍手)

(「だからって当初予算増額しないでよね。飲めないからね」と呼ぶ者あり)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 5番、高橋龍議員。

(5番 高橋 龍議員登壇) (拍手)

**○5番(高橋 龍議員)** 民進党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成、議案第7号平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で討論させていただきます。

まず、除排雪について、以前のような細かな排雪が行われていないこと。排雪抑制をしていないとしきりに言うてはいますが、市民目線で考えたときには、排雪を行うべき場面であっても、パトロールを行った結果、必要ないと断ぜられた箇所が多々あること。森井市長は、きめ細やかな除排雪をうたっているにもかかわらず、就任後に行われたのは、除雪において、出動の要件を、15センチメートルの降雪から10センチメートルへの変更や、ガタガタ路面の解消など、除雪に特化した部分でしか変化がないことも大いに問題であります。これは現状、やや細やかな除雪と大まかな排雪です。道路脇に残る雪の総量を削減できているわけではないのです。つまり、必要に応じて行っているはずの排雪が、市民にとってではなく、小樽市側にとって必要な場合であると言わざるを得ない状況なわけです。その裏側には、経費の圧縮があり、さも適切に処置を行っているかのように市民の方々に伝えることには違和感を覚えます。市民の皆さんの声といま一度真摯に向き合うべきです。排雪は除雪に比べて費用がかかることは存じていますが、通学路の安全確保すらできていなかった予算執行には賛同できません。

また、その他、高島漁港区の手の瑕疵なども含めて、市長の行政運営は独善的であると考えます。

市民のためと言いながら、市民目線が欠如していることを踏まえて、決算を是とするわけにはまいりません。

したがって、平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定を不認定とするものであります。

以上、各会派、議員の賛同を求め、討論とさせていただきます。（拍手）

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成29年第3回定例会議案第7号について採決いたします。

委員長報告は不認定でありますので、原案について採決いたします。

認定と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は不認定と決しました。

次に、平成29年第3回定例会議案第8号ないし議案第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、あすから12月10日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時08分

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 高橋 龍

議員 川畑 正美



平成29年  
第4回定例会会議録 第2日目  
小樽市議会

平成29年12月11日

出席議員（25名）

1番	秋元	智憲	2番	千葉	美幸
3番	安斎	哲也	4番	中村	岩雄
5番	高橋	龍	6番	石田	博一
7番	高野	さくら	8番	酒井	隆裕
9番	松田	優子	10番	高橋	克幸
11番	斉藤	陽一良	12番	鈴木	喜明
13番	酒井	隆行	14番	中村	吉宏
15番	濱本	進	16番	面野	大輔
17番	中村	誠吾	18番	佐々木	秩
19番	林下	孤芳	20番	小貫	元
21番	川畑	正美	22番	新谷	とし
23番	山田	雅敏	24番	横田	久俊
25番	前田	清貴			

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	森井秀明	教育長	林秀樹
病院局長	並木昭義	水道局長	浅沼敦
総務部長	前田一信	財政部長	前田孝一
産業港湾部長	中野弘章	医療保険部長	小山秀昭
福祉部長	日栄聡	建設部長	上石明
消防長	土田和豊	病院局小樽市立病院事務部長	金子文夫
教育部長	飯田敬	総務部企画政策室長	伊藤和彦
生活環境部次長	中田克浩	保健所次長	犬塚雅彦
総務部総務課長	中村哲也	財政部財政課長	笹田泰生

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦  
庶務係 長 由 井 卓 也  
調査係 長 大 崎 公 義  
書 記 北 岡 尚  
書 記 眞 屋 文 枝

事務局 次長 林 昭 雄  
議事係 長 柳 谷 昌 和  
書 記 石 澤 麻由美  
書 記 深 田 友 和  
書 記 河 崎 仁 美

**開議 午後 1時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第13号及び報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 24番、横田久俊議員。

（24番 横田久俊議員登壇）（拍手）

**○24番（横田久俊議員）** 自由民主党を代表して、質問させていただきます。

質問に入ります前に、一言お許しをいただきます。皆さん御案内のように、12月に入ってから小樽市にとりまして大変うれしいニュースが飛び込んでまいりました。しかも2件もであります。

御案内のように、小樽ベイシティ開発が経営再建に向けて中小企業再生ファンドの支援を受けることが公表されました。これからは本番ではありますが、再建への一步を踏み出したことは大きな転換点であります。雇用の観点からも大いに期待するところであります。

もう一件は、小樽協会病院の分娩取り扱いが来年4月以降に再開されるとのニュースであります。小樽市のみならず北後志5町村からも、悲願が実現し、喜びの声が上がっているところであります。関係各位の御努力に衷心から感謝を申し上げます。再開に向けて、小樽市や後志周辺町村がどのような支援策を講じられるかが今後のポイントとなります。議会でも大いに議論を深めていきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

第1項目めですが、辞職勧告を受けた市長の姿勢についてお尋ねいたします。

平成29年第3回定例会は、森井市長の辞職勧告決議を可決いたしました。市長は、記者会見や提案説明冒頭で、辞職勧告決議は重く受けとめているが、民意が市政に反映されるように職責を全うすると述べ、辞職を拒否しています。が、重く受けとめているのであれば、辞職されるのが当然かと思っております。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

議会もまた市民の負託を受けて行政をチェックする機能を有しております。その議会が意思表示をしたのですから、これも重要な民意のあらわれであります。速やかに職を辞されるよう再考を促します。いかがでしょうか。

辞職勧告決議では、高島漁港区や地域公共交通での失政を指摘したほかに、後援会関係者の参与任用など、市長就任後の10項目にわたる不適切な行政運営について列挙しています。その各項目について、市長はどう受けとめているのでしょうか。反省すべきは反省し、改善すべき点も改善してまいる所存ですとコメントしておられるのですから、具体的に説明する責任があります。

また、行政の継続性が重要なので辞職しないと報道機関にコメントしていますが、市長がかわると継続性が失われるということでしょうか。大変おかしな主張です。本市に限らず、地方公共団体で新しい首長が誕生するたびに行政の継続性が途切れるとでもいうのでしょうか。どのような意味でコメントされていたのか、お聞かせください。

市長は行政の踏襲を避ける姿勢を示し、改革と称する運営を重視していると思っておりました。これまでも議会や商工会議所も変わってほしい等と発言しておられます。これは行政の継続性とは矛盾する考え方なのではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

辞職勧告でも指摘しておりますが、市長が就任してから逆に行政の継続性が失われたことが何点もあ

ります。職員は行政の継続性を意識して業務遂行しているのを、市長がそれを崩壊させているのではないのでしょうか。お答えください。

報道によると、市長は副市長に、私より辞職勧告決議の賛成票が多いですねと言ったとのことですが、これは事実でしょうか。極めてレベルの低い発言と思いますが、いかがでしょうか。

第1項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 横田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、辞職勧告を受けた私の姿勢について御質問がありました。

初めに、私の辞職に対する考え方につきましては、確かに議員の皆様もそれぞれ投票いただいた方々の民意を受けて当選されておりますが、私は市民の皆様から直接市長として選ばれ、4年間の市政運営を負託されておりますので、私を選んでくださった市民の皆様の期待に応え、民意を反映することが私の役割であると考えておりますので……

（「そうだ、そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

この決議をもって辞職する考えはございません。

（「やめなさいって、恥ずかしいから」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

次に、辞職勧告決議で指摘された各項目に対する私の受けとめにつきましては、私といたしましては、辞職勧告決議案が賛成多数により可決されたこと自体は重く受けとめておりますが、次に申し上げるものについては特に改善等を考えております。

まず、高島漁港区における観光船事業に関しましては、コンプライアンス委員会の指摘により、市の認識の誤りが判明したことを重く受けとめ、現在、これまでの条例解釈と手続を改めるべく鋭意作業を進めているところであります。

次に、議会対応に関しましては、答弁や説明の中で私の真意が正確に伝わらず、議員の皆様にも誤解や混乱を与えてしまうことがありましたので、今後とも緊張感を持って丁寧な説明に心がけたいと考えております。

次に、中央バスに市への不信感を抱かせたことに関しましては、私の発言で誤解を与え、不快な思いをされたことは事実でありますので、私の真意をお伝えできる機会を見つけてまいりたいと考えております。

人事異動に関しましては、人事評価制度の推進や係長職以上の内申を昇任等に関係なく提出させることに改めたところであります。

除雪共同企業体の構成員数変更に関しましては、平成28年度から、唐突な印象とならないよう、建設常任委員会でJV構成員を報告し、説明会で業者に説明した後、募集をしております。

記者会見での発言の錯誤に関しましては、記者からの御質問の趣旨をつかみ切れず、正確にお答えできなかったものであり、混乱を与えてしまいました。

（「能力不足だ」と呼ぶ者あり）

東京小樽会、関西小樽会への参加に関しましては、その時々判断となりますが、優先的に参加するよう配慮しております。

議会事務局職員の人事異動に関し、複数で協議の場に応じ、見解の相違がないようにすることとしております。

最後に、ふれあいパス事業の支払い手続による法令違反に関しましては、契約規則に定める書面による契約を締結せず支払うという不適切な事務処理があったことを重く受けとめ、速やかに改善すべく、10月30日付で協定を締結したものであります。

次に、私の辞職勧告決議に係るコメントにつきましては、私は市民の皆様にも市長として市政運営を負託されておりますので、市政の課題が山積する現状において、解決に向けて進行しているものもある中で辞職をすることは、それらを投げ出すこととなりますので、そのようなことがあっては、市政執行や市民生活に影響が生じかねないという趣旨で述べたものであります。（拍手）

（「やめたほうが影響ないんだって」と呼ぶ者あり）

次に、私の考えが行政の継続性に矛盾するのではないかということにつきましては、確かに私は、何も考えずに前例踏襲することを是とはせず、現状のままでよいのか、現状よりもよい方法や改善すべき点はないのかなどを考え、事務事業を遂行するよう職員に促しております。

また、議会や会議所に対しましても、同様に、市政の責任者がかわったことを踏まえ、これまでと同じ方法ではなく、よりよい方法を考えながら御対応いただきたいという趣旨で申し上げたものであります。

（発言する者あり）

いずれにいたしましても、行政として常に改善や改革を行っていくことは必要なことであり、このことをもって行政の継続が途切れるわけではありませんので、私の考えが矛盾するという御指摘には当たらないものと考えております。

次に、私が職員の行政の継続性を意識した業務遂行を崩壊させているのではないかということにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、職員には、何も考えずに前例踏襲するのではなく、よりよい方法や改善点を考えて業務を遂行するよう促しているものであり、崩壊させているわけではございません。

（発言する者あり）

次に、辞職勧告決議賛成票についての私の発言につきましては、私が副市長に対し、市長である私よりも副市長に対する賛成票が多かったことは意外だった旨を申し上げた記憶はございますが、御指摘のような表現をした覚えはございません。（拍手）

（「結局は言ったんじゃない」と呼ぶ者あり）

（「言ったんだよ」と呼ぶ者あり）

（「拍手するところじゃないもんな」と呼ぶ者あり）

（「わけわかんないな」と呼ぶ者あり）

（「余計な拍手やめさせてくださいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 24番、横田久俊議員。

（24番 横田久俊議員登壇）

○24番（横田久俊議員） 続いて、財政について質問いたします。

当定例会は、12月5日に平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定を不認定といたしました。ただ1人認定した石田議員は、各党派が不認定の理由をそれぞれ述べる中で、それらに反論する討論もな

く、市長の決算を容認いたしました。

決算が2年連続不認定になったのは小樽市議会史上初めてのことであります。市議会は市長の予算執行をチェックするという重要な役割を保有しております。これをおざなりにしては、負託を受けた市民の皆さんからお叱りを受けることとなります。今回、除雪費の不適正な予算執行や市長交際費の他課の共済費からの流用など、不認定は当然のことと思われまます。

市長は不認定を残念な結果だったとしておりますが、残念というのは、自分は正しかったのだけれども、議会の裁定がそう判断したと言っているように捉えられます。が、各会派が指摘した事項に反省することはなかったのでしょうか。反省しているのであれば、率直に間違いだったと表明するのが当然かと思えます。反省すべきは反省すると何度もおっしゃっているのですから、いかがでしょうか。

本年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律では、決算不認定の際の長から議会等への報告規定の整備が規定され、平成30年4月1日から施行されます。これまで不認定を受けても、長は何らの措置をとることが規定されていなかったわけですが、本改正により、不認定が可決された際には、必須ではありませんけれども、必要と認める措置を講じることが要請されています。ぜひ前倒しして、決算不認定に際してのコメントなり必要な措置を講ずることを求めます。

参考まで、改正地方自治法第233条第7項では、普通地方公共団体の長は、第3項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなくてはならない、こういうふうになっております。

次に、平成29年度も終盤を迎えております。先般、平成30年度から34年度までの中期財政収支見通しの説明を受けました。単年度収支は、各年度とも20億円前後の財源不足と大変厳しい推計となっております。収支改善策も定められているようですが、しっかりとした財政再建計画が必要となっているのではないのでしょうか、見解をお示しください。

こうしたことも含め、平成29年度の決算見込みと30年度当初予算の編成方針についてお知らせをください。

第2項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、財政について御質問がありました。

初めに、平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定の不認定に対する反省につきましては、私といたしましては適切に市政を執行してきたと思っておりますので、決算が認定されなかったことに対しての率直な思いとして、残念な結果と述べたものであります。

議会からの御指摘については、反省すべき点もありましたので、真摯に受けとめ、市民の皆様や議員の皆様にご理解いただける市政の執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、決算不認定に係る議会への対応につきましては、改正地方自治法で規定する議会等への報告は来年度にお示しする29年度の決算から適用となり、今回不認定となった28年度決算は対象とはなりません。議会が不認定の理由として挙げた指摘を精査し、どのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

次に、中期財政収支見通しの推計を受けての財政健全化計画の策定の必要性につきましては、改めて、

国の地方財政計画などを踏まえた平成30年度予算編成の状況を見きわめる必要があると考えております。いずれにいたしましても、人口減少により市税収入や地方交付税の伸びが期待できない状況に変わりはありませんので、今後、全職員が一丸となって、財政健全化を推進するための何らかの方策が必要であると考えております。

次に、平成29年度決算見込みと平成30年度予算編成方針につきましては、まず、平成29年度決算見込みは、歳入においては、交付税はおおむね予算額が確保される見通しであるものの、市税収入や地方消費税交付金などが未確定であり、歳出においては、扶助費や燃料費などの不確定要素も多くあり、具体的な収支見込みをお示しできる段階ではありませんが、今後とも、歳入の確保と事業の効率的な執行等に最大限努めてまいりたいと考えております。

また、平成30年度予算編成方針としては、中期財政収支見通しにおける今後の厳しい財政状況を踏まえ、職員一人一人が最少の経費で最大の効果を上げることを意識し、歳入の確保はもとより、歳出全般にわたり徹底した見直しにより、収支改善の取り組みを引き続き強力に実行することを基本とするという方針を示し、予算編成作業に着手をしたところであります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 24番、横田久俊議員。

（24番 横田久俊議員登壇）

**○24番（横田久俊議員）** 次に、港湾について質問いたします。

初めに、小樽港港湾計画の改訂中断についてであります。

港湾計画の改訂中断について、第3回定例会でも議論になりましたが、本年9月1日、市は港湾計画改訂の中断を唐突に発表いたしました。昨年8月に第1回の小樽港長期構想検討委員会が開催され、小樽港の現状や課題を整理し、港湾計画改訂の準備が進んでいたにもかかわらずであります。検討会の委員には今回の中断をどのようにお伝えしているのでしょうか。

我が党としては改訂の継続を切望しますが、あくまでも中断の方針を変えないということでしょうか。一時的な中断ということであれば、基本理念の作成から地方港湾審議会、港湾審議会計画部会等の議を経て、国土交通省の審査を受けるまでの工程をお示してください。

もちろん費用もこれまでかかっております。決算特別委員会などでは無駄にすることはないと断言しておりましたが、疑義が払拭できません。改めてお尋ねいたします。どのように今後に生かしていくのかをお示してください。

いまだに改訂中断の理由がよくわかりません。取扱貨物量の現状と現計画の乖離は、市長が就任した時点で判明していたはずですが。その間、改訂案や長期構想の検討は続いていましたが、なぜ2年もかかって中断することを判断したのか、お答えください。

小樽商工会議所や小樽港湾振興会からも改訂の継続について強い要望が出されています。市長はいつも市民の声をよく聞いていくと発言されています。こうした声には耳を傾けることなく改訂の中断を打ち出したことは、真逆の対応です。両者の要望に対する市長のお考えをお聞かせください。

市長は、小樽港の重要な役割は物流であるという認識でしょうか。もちろん物流の活性化は必要な要素ですが、小樽港の取扱貨物量は、私が議員になった平成11年ころには2,400万トン以上の取扱貨物量がありました。現在はその半分1,080万トンです。現行港湾計画の3,800万トンと比較すると3分の1の実績しかありません。

改訂中断の理由を、この乖離を新計画に反映すると補助金が削減されるからとしています。計画は変

更しないということは、3,800万トンという取扱貨物量を変えずに、実績を上げて計画との乖離を縮めようということなのでしょう。市長には今の取扱貨物量を3倍にするという策があるとは到底思えません。市長は常に議会と政策議論をと表明しております。どのようにして取扱貨物量をふやしていくのか、そのビジョンをお示してください。

国土交通省は、港湾法の一部を改正する法律が平成29年7月8日に施行されるに伴い、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針、要するに国土交通省が示している基本方針というのがあります。これを見直し、告示を経て、平成29年7月8日に施行されました。

この中では、クルーズ客船による訪日外国人旅行者が急増していることから、クルーズ客船の寄港拠点となる港湾の受け入れ環境の整備を加速することが求められていると基本方針の変更趣旨を述べております。取扱貨物量の増加が大きく望めない中で、こうした観光面の施策でカバーするような港湾計画の改訂が不可欠と思いますが、いかがでしょうか。

また、本年3月には、非常災害時に海上からの支援を円滑に進めるため、国による港湾施設の利用調整等を実施できるようにするための港湾法の一部を改正する法律案が閣議決定されました。災害時の円滑な港湾管理にかかわる制度を求めているわけであります。したがって、物流の活性化、観光・交流の振興、非常災害時に海上からの支援を円滑に進めるための施策の3点が港湾振興の重要なポイントとなるわけです。市長は、観光、防災について余り意欲を示しておられないようですが、これらに関する見解をお伺いいたします。

ちなみに、隣接の石狩湾新港では、基本理念を「石狩から世界に輝く北の港」と掲げ、基本目標を、物流、産業、防災、環境、観光・交流の5点を基本にしております。共存共栄と言っておりますが、既に石狩湾新港に大きく引き離されているのではないのでしょうか、見解をお伺いいたします。

この項2点目です。臨港地区における除雪についてであります。

臨港地区の除雪業務の発注事務は、建設部ではなく、産業港湾部港湾室でこれまで実施してきました。昨年度は秋津道路株式会社落札し、港湾に関連した運送業者が下請として業務に当たっていました。ところが、ことしは作業を行うには除雪登録が必要となり、それが下請業者に伝えられたのが10月20日であります。その後、11月上旬に正規の説明がなされたと聞いておりますが、現状で入札に参加できる条件をクリアできる運送会社が少なく、市はこれまでの除雪地区を3分割して、他の元請となる業者を募りました。

問題は、突然の通告で、入札に参加する準備もままならなかったことです。通常、業務の条件などの内容を変更するには、激変緩和のために一、二年の猶予期間を設けるのが常識です。ましてやこれまで特に支障がなかったことや、業務になれた業者が稼働していたわけですから、急な変更は下請業者を戸惑わせました。なぜ降雪の1カ月ほど前にこうした事態が発生したのか、明確にお答えください。

3分割した地区の一つは既存の昨年の業者が落札しましたが、残り2地区の落札業者をお答えください。

また、3分割することにより、経費がこれまでよりもかかることが想定されます。昨年度と比較した設計額をお示してください。

第3項目めの質問を終わります。

(「後援会ファーストだな」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長（森井秀明） ただいま、港湾について御質問がありました。

初めに、港湾計画の改訂中断についてですが、まず長期構想検討委員会へ港湾計画改訂作業の一時中断についてどのようにお伝えしたかにつきましては、委員の皆様には面会による説明を基本とし、事情により面会できない場合は、電話と書面により説明を行いました。

説明の内容といたしましては、現状の取扱貨物量から大幅な増加が見込めない中、その状況を港湾計画の施設計画の位置づけに反映させると縮小方向につながるおそれがあり、現計画に位置づけされている小樽港にとって将来的に重要な計画を削除しなければならなくなることも想定されることから、一旦立ちどまり、小樽港の振興を目指した将来像と目標を描く基本理念を作成する必要があり、基本理念を作成後に改めて長期構想を策定していきたい旨を説明したところであります。

また、この方針に基づき、小樽港の現状と課題、情勢などを踏まえ、基本理念の作成に取り組んでまいります。

次に、基本理念の作成から国土交通大臣の確認、通知を受けるまでの工程につきましては、平成30年度中を目途に基本理念を作成し、平成31年度から長期構想の策定と港湾計画の改訂に向けた検討を再開し、平成32年の5月ごろに地方港湾審議会へ諮問の上、平成32年7月に国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会港湾分科会への諮問を経て、国土交通大臣から計画変更可否の通知を受けたいと考えております。

次に、これまでかけた経費をどのように今後生かしていくのかにつきましては、今後、小樽港の将来像と目標を描く基本理念を作成するに当たっては、市の直営作業により、地元関係団体等で構成する懇談会などを開催し、小樽港の将来像と目標を示す基本理念を設定したいと考えておりますが、この検討資料として、長期構想策定業務などで整理された現状や課題などの資料を活用してまいりたいと考えております。

(「さんざんやってきたんじゃないか」と呼ぶ者あり)

次に、なぜ2年もかかって中断を判断したのかにつきましては、取扱貨物量の計画値においては、現在の小樽港を取り巻く社会情勢を踏まえ、物流の振興策に取り組みながら現状の港湾機能を最大限に伸ばすため、取扱貨物量の計画値を平成8年のピーク時に近づけることができないのか検討したいと考えております。

(発言する者あり)

また、港湾計画改訂で位置づける施設計画におきましては、近年、港湾施設の老朽化が進み、それらの早急な対策が喫緊の課題であるため、市の財政状況を踏まえた現実的な施設計画が必要との思いから、これまで検討してきた小樽港の将来像や目標をいま一度検討する必要があると考え、改訂作業の一時中断を決断したものであります。

次に、商工会議所と港湾振興会からの改訂作業継続についての要望につきましては、両者からは、港湾計画の改訂作業を中断することなく、早期策定に向けて進めるべき旨の要望書をいただきましたが、先ほど御説明した基本理念を作成した上で、今回の要望も踏まえ、できるだけ早急に小樽港の発展に向けた港湾計画改訂作業を再開してまいりたいと考えております。

また、商工会議所から要望があった国直轄事業の整備推進につきましては、ことし2月に港湾計画の軽易な変更を行った第3号ふ頭の整備等は、着実に進めているところであります。

次に、どのように貨物量をふやしていくのかのビジョンにつきましては、現時点で明確なビジョンをお示しすることはできませんが……

(「なんだよそれ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

取扱貨物量の計画値においては、ただ現状程度にするのではなく、現在の小樽港を取り巻く社会情勢を踏まえ、物流の振興策に取り組みながら、取扱貨物量の計画値を平成8年のピーク時に近づけることができないのか検討したいと考えております。

(「何もないじゃん」と呼ぶ者あり)

また、貨物量の増大に向けては、小樽港の既存物流である内航フェリーや穀物の取り扱い、中国コンテナ、ロシア貿易などについて、地理的優位性やこれまでのノウハウの蓄積などを生かした利用促進を図るとともに、新規貨物の掘り起こしや……

(「そんなこと当たり前だ」と呼ぶ者あり)

航路の拡充に向けて、官民連携によるポートセールスや情報収集に努めてまいりたいと考えております。

(「政策論争なんてできないしょ、それなら」と呼ぶ者あり)

次に、クルーズ客船など観光面の施策でカバーするような港湾計画の改訂につきましては、既にことし2月の港湾計画の軽易な変更により、大型クルーズ客船に対応するための第3号ふ頭整備に着手しております。今後、小樽港の現状と課題などを踏まえ、小樽港の振興を目指した将来像と目標を描くため、地元関係団体から意見をいただきながら基本理念を作成してまいります。その中でも、クルーズ客船の寄港拠点となる港湾として整備を進めることも検討してまいりたいと考えております。

次に、港湾振興における観光、防災対策に対する見解につきましては、小樽港を取り巻く現状を踏まえ、物流の活性化とあわせて、観光・交流の振興、非常災害時に海上からの支援を円滑に進めるための施策についても、港湾振興の重要なポイントであると認識をしております。

しかしながら、現在の小樽港では港湾施設の老朽化が進み、それらの早急な対策が喫緊の課題であるため、市の財政状況を踏まえた実現可能な計画を策定することが必要であることから、まずは小樽港の機能を維持するための既存施設の老朽化対策を優先して行っていかなければならないと考えております。

次に、隣接する石狩湾新港に大きく引き離されているのではないかとしましては、各港湾においては、それぞれ地域の特性や役割を持っており、港湾計画の改訂時期、その港湾を取り巻く環境が異なることから、策定するタイミングも異なるものになると考えております。

小樽港においては、港湾計画改訂時期のずれはありますが、石狩湾新港に大きく引き離されているとは考えておりません。

(発言する者あり)

本市は、小樽港と石狩湾新港の双方の管理者として、両港の港湾機能をより高めながら港湾の振興に努めていくべきと考えております。

次に、臨港地区における除雪についてですが、まず除雪の業務条件の変更につきましては、臨港地区の除雪業務の発注においては、これまでも本市発注の除雪業務の作業の統一性を図るため、地域総合除雪の特記仕様書を準用しておりました。

本年度は、地域総合除雪の特記仕様書の再委託に関する内容を、迅速かつ的確な除雪作業に対応するため、道路除雪登録業者を選定するよう努めるとともに、確実な除雪体制の構築に向け、他の除雪業務の作業人員や除雪機械等と重複しないようにすることから、路面对策工等の特殊な作業を除き、除排雪工種での再委託を制限すると見直しました。

臨港地区の除雪業務についても、この特記仕様書に合わせることにしたのが10月下旬であります。

この再委託に関する内容で、道路除雪登録業者1者で請け負えるか調査を実施したため、降雪期の1カ月前になったものであります。その結果、1業者で対応することが困難であることが判明したことから、産業港湾部が所管する臨港地区の除雪業務について、本年度は3分割で発注となりました。落札した業者は、昨年度業務を請け負った秋津道路株式会社のほか、株式会社竹下建材店と株式会社道都開発の2者が落札をしております。

次に、昨年度と対比した設計額につきましては、昨年度の除雪業務における当初設計額は1,235万5,200円、本年度3分割した業務委託の合計設計額は1,278万7,200円となり、前年度と比較して43万2,000円が増額いたしました。

この増額分の主な内訳の概算といたしましては、人件費や燃料費などの単価上昇の増額分が27万円、3分割による経費の増額分が83万2,000円、また昨年度の設計内容見直しによる減額分が67万円となっております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 24番、横田久俊議員。

（24番 横田久俊議員登壇）

**○24番（横田久俊議員）** 次に、全道・全国市長会への要請についてお伺いいたします。

市長就任以来、議会の答弁で、全道・全国市長会を通じて云々との答弁が多数なされております。多くは市長御自身の答弁ですが、部長答弁も数件あります。委員会での答弁もカウントすると、まだふえることと思います。

具体例では、こども医療費の無償化、地域医療の確保、小樽市規模の農業者に対する農業施策の企画、あるいはスプリンクラー整備事業の補助制度の継続などで、私どものカウントでは、総数で26件について答弁をしておりますが、具体的にどのような場面で、どのように全道・全国市長会に要請し、関係機関に要望したのでしょうか。そして、その成果はあったのでしょうか。形式的な決まり文句で答弁したとは思えませんので、具体の例を示しながら成果をお知らせいただきたいと思っております。

小樽市の要望をどのように北海道、国に伝えて、それを実現させるかは、市長の重要かつ必須の責務であります。単に市長会の事務局が各市の要請事項を取りまとめ、国に送付するという事務方レベルの要請ではなく、市長みずからが行動、発言したことについてお聞きしております。

私は、市長会の組織や活動状況は詳しくわかりませんが、全国市議会議長会は、評議員会、理事会、部会長会、各委員会、これは地方行政、地方財政など6委員会があります。国と地方の協議の場に関する特別委員会などの会議があります。そうした場面で発言して、要望を反映させる機会があります。また、北海道議長会には、全道を5支部に分け、年2回の会議の場で、議案策定などのほかに意見を申し出ることが担保されています。

同様会議が市長会にもあるかと存じます。また、市長会としての中央要望行動もあるでしょう。そうした場で国会議員や各省庁に、小樽の実態や要望を伝えることも可能かと思っております。これまで市長が市長会を通じてと答弁しているのは、まさにこうした場における意見具申やアピールのことを言っているのだと思います。お答えください。

第4項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

(森井秀明市長登壇)

**○市長（森井秀明）** ただいま、全道・全国市長会への要請について御質問がありました。

初めに、市長会への要請等につきましては、本市が抱えるさまざまな課題について、市長会を通じ要請することが効果的と判断される案件を一つ一つ見定める作業を市内部で行った上で、要請案を北海道市長会の事務局へ提出し、総会で決定されます。また、その中から全国市長会としての要請事項が選択され、両市長会が関係機関へ要望活動を実施することとなります。

関係機関への要望は、決定された要請事項を北海道市長会で選定された代表市が行うこととなっておりますが、小樽市は、平成27年、28年に北海道市長会の一員として中央要請に参加するとともに、喫緊の課題である周産期医療体制の維持についてじかに発言をしております。

次に、市長会からの要請の成果につきましては、要請案件は国や北海道の施策に関する内容となることから、北海道を初め全国的な動きが必要であり、本市の要請案が市長会の要請事項として取り上げられることがまず成果となります。

私が就任してからは、新規案件として、地方交付税改革について、地域医療の確保について、がん患者、がん経験者の生活の質向上策の強化についてが取り上げられた例となります。また、継続して要請してきた事項も含め、実現したものは、子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の一部改善、小樽協会病院において平成30年4月から産婦人科医師の派遣が決定し、分娩取り扱いの再開についてめどが立ったことなどが挙げられます。

(発言する者あり)

(「それ違うべや」と呼ぶ者あり)

(「並木先生怒るぞ、そんなこと言ったら」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 24番、横田久俊議員。

(24番 横田久俊議員登壇)

**○24番（横田久俊議員）** 小樽駅前再開発について、お尋ねいたします。

小樽駅前第一ビル周辺地区再開発準備組合は、10月27日、同ビルにおきまして設立総会と役員会を開き、中心市街地活性化基本計画の2次計画策定を平成29年度内に小樽市に要望するという意向を固めました。老朽化や耐震性不足など課題が多い同ビル周辺の刷新を現実にするため、着実に活動を進めるとのことです。

再開発のエリアは、近隣ビルを含んだ約4,200平方メートル、駅前広場整備を同時進行で行う考えだとのことです。同ビルは、耐震診断結果で倒壊の危険性が高いとの診断が出ています。上層部には50戸の市営住宅があり、市民が入居しておりますが、老朽化も相当進んでいると聞いております。準備組合発足を機に小樽市の早急な対策が望まれているところです。

今後、国の補助金受給に不可欠な基本計画策定など、組合が市に要望されてくると思いますが、組合発足に関する市長の見解をお尋ねいたします。

記者会見で市長は、市の財政状況は非常に厳しい、市が一切負担しないで物事を進めることは難しい、一朝一夕にいかない、そして着手まで時間がかかると発言をしております。そうした消極的な発言は、庁内議論を踏まえた発言なのか、市長の個人的思いなのか、お伺いいたします。庁内議論を経ているとすれば、どのような場面で議論が行われたのでしょうか、お答えください。

金がないから何もできないでは、それこそ行政の継続性が維持できません。現に人が住んでいる市営

住宅が上層階にあるのであれば、耐震化や建てかえは早急に工程を検討することが必要なのではないのでしょうか、お答えください。

小樽駅前広場は歩車分離がなされておらず、大型バスやタクシーが行き交う危険性を以前から北海道公安委員会に指摘を受けていると聞いております。本市としても、再開発担当職員の配置等を検討すべきかと思いますが、見解をお示しください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、駅前の再開発について御質問がありました。

初めに、組合発足に関する私の見解につきましては、小樽駅前第一ビルについては、築40年を経過しており老朽化していることから、一日も早く改善を図る必要があるものと考えております。

また、小樽駅前第一ビル周辺地区再開発準備組合から、先月、小樽市中心市街地活性化基本計画の2次計画の策定について要望を受けましたので、今後の進め方等について準備組合と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

次に、私の発言が個人的な思いか、庁内議論を得ているかにつきましては、私としては、小樽駅前第一ビルは市営住宅が併設しており、建物の一部を区分所有しているなど、本市も小樽駅前第一ビルの権利者でありますので、再開発に当たりましては本市として負担も発生することが考えられることや、今後の再開発の方向性や進め方など関係者等との調整に時間を要することは周知の事実であると考え、私の思いで発言をしたものであります。

（発言する者あり）

次に、耐震性や建てかえの早急な工程の検討につきましては、小樽駅前第一ビルに併設しております市営住宅につきましては、本市で平成31年度中に小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定を予定しており、計画策定の中で今後の方向性を検討してまいりたいと考えております。

また、小樽駅前第一ビルについては、本市も準備組合に参画していることから、今後の進め方等について情報共有してまいりたいと考えております。

次に、再開発担当の職員の配置等につきましては、現在、小樽駅前広場の担当職員は、建設部まちづくり担当主幹となっており、再開発担当につきましては、建設部まちづくり推進課となっております。

（「だからなんなの」と呼ぶ者あり）

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 24番、横田久俊議員。

**○24番（横田久俊議員）** 何点か再質問をさせていただきます。

まず、速やかに辞職をされるようにという再考を促したわけですが、お答えは、やめることはない、民意が御自身を支えているというような内容だったと思います。しかし、確かに選挙に勝たれたわけですから、その意味では市民の皆さん方がそういう判断をしたということでもあります。これは選挙でありますから、我々も尊重しているところでもありますけれども、ただ、市長に投票しなかった方も、前市長に投票した方も2万何千人いるわけです。それから、投票率6割ですから、4万人ほどの方々が、この方々も市民であります。その4万人の方のどちらかの判断はもちろん我々もつきません。森井市長を応援しているのかもしれないし、そうでないのかもしれない。ただ、お勝ちになったということだけ

で民意、民意と言われるのはいかがかなと。選ばれた政治家が民意を代表しているという理屈で好き勝手にやる考えは成立しない、こういう言い方もあります。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

それから、これはインターネットで見ましたけれども、慶應大学の坂井豊貴教授は、勝てば正しいは間違いだ、選挙で勝った自分の考え方が民意だという政治家の言葉をよく耳にするようになったが、選挙に勝ったというだけで政治家が自分のやることを全て正当化するのは大変危険なことだというふうにも言っております。

私どもも質問で申し上げましたが、市民の皆さんの負託を受けているわけです。口幅ったいですけれども、我々も市民の皆さん方の負託に応えなければならぬわけですね。その議会がいろいろ議論をして辞職勧告決議という第3回定例会の採決をしたわけです。ぜひ、重く受けとめているということであれば、さらにお考えをいただきたいと思いますが、これは繰り返しになりますので、もう一度だけ市長の御意思を再質問で述べていただければと思います。

それから、いろいろ辞職勧告決議で指摘した、10点まで言われていませんでしたけれども、述べられました。メモをたくさんできませんでしたが、本当に反省しているという項目はなかったのかなと思います。

高島漁港区の件では、是正措置を鋭意進めていく。あるいは議会对応、混乱を招いたことを反省しているというわけではなくて、これからしっかりやっていく、真摯に向かい合うといういつものあれです。

それから中央バスには誤解を与えて、真意を伝えたいという。真意ということは、市長が社長と会談したことは全て正しくて、向こうが誤解したのだ、そういう言い方に聞こえます。反省されているわけではないのですね。

人事は、内申書の提出を云々ということですが、そういうことではなくて、27年、28年も一部でしょうけれども、ああいう人事をしたことをどう思っているのかというふうに聞いているのですね。

それから、記者会見でも混乱を与えた云々、東京小樽会、関西小樽会もその時々云々と、いずれも議会が指摘した10項目について、本当に反省しているという弁は聞かれませんでした。これももう一度、反省されているのか、していないのか、反省しているとすれば、どの項目を反省しているのかというのをお聞かせください。これが2点目ですね。

それから、行政の継続性のところで、私が聞いたのは、新しい首長が誕生するたびに行政の継続性が途切れるということでしょうか、そういうことを言っているのでしょうか、どういう意味でコメントされたのですかといったお答えがはっきりわかりませんでしたので、もう一度お願いいたします。

それから副市長に対する発言ですが、意味は違うけれども、そういうふうに言ったということですね。副市長に対して私より辞職勧告決議の票が多かったですねと、そういう報道でしたので確認をさせてもらいましたが、そんな内容のことは言ったけれども、違う意味で言ったのだというお答えだったと思いますが、これももう一度お願いいたします。

(「よくわからない答弁だよな」と呼ぶ者あり)

次に、財政のお話で、決算の不認定で残念な結果だという発言があったのは、私としては適正にしていたのに、それが議会の不認定ということだったので、それが残念な結果だという答弁だったと思えますけれども、私が指摘しましたように、自分は正しくなかったのですね、結局。そういうふう感じておられるのか、それとも、自分は正しかったのだけれども、議会が違う措置をしたので、それは残念だったと言っているのか、この辺がよくわかりませんでしたので、もう一度、何点か不認定の理由を各会派でも言っておりますので、それについてどうお考えなのか、それをお聞かせくださいということ

あります。

それから、財政健全化計画ですか、これをしっかりおつくりになられたらどうですかというお答えについては、聞き漏らしましたので、これは中期財政収支見通しの説明でも、我が会派にあったときに、きちんとした財政健全化計画をつくるべきではないでしょうかというお話は財政部にしました。これを改めて先ほど聞いたわけですけれども、それについてもう一度、私が聞き漏らしたかもしれませんので、多分、国の地方財政の30年度のが出ていないから云々という話でしたけれども、これについてもう一度お願いいたします。

それから、29年度の決算見込み、30年の予算編成方針、これも具体のお答えが余りなかったように。29年度の決算見込みは、歳入では交付税が減額になるのでしょうかね。歳出はまだ不確定部分があるということで、決算見込みが全くわからないなということですよ。

例年12月になると各部局から上がってくるのではないのでしょうかね。予算の執行率だとかで大体決算見込みをするというのが、これまではそうだったのかなという気がします。間違っていたらごめんなさい、多分12月だと思いますけれども、決算見込みが大体こういうふうになるのだというお話はあったのかなと思いますが、先ほどの答弁ではそこまでの話、何かよくわからないうちに終わってしまったのですが、もう一度29年度の決算見込みについて、しっかりと、赤字にならないのかなのかぐらい、あるいは黒字が出るのであればおおむねどのぐらいだとか、それが決算見込みというのではないかなと思うのですが、それが示されませんでした。

それから30年度の予算編成、これについても、歳入の話がわからなかったのですが、どういうことをやりたいのか、それがわかりませんでした。確かに財政が現在厳しいのは我々も認識していますけれども、市長が、30年度はこういうことがやりたい、それは細かい財源を示してとかではなくても、小樽市がどういう方向に向いていくかというのを、ビジョンを示していただいて、それを各課で、各部で方針を決めていくというのが市長の責務であり、任務であると思います。全くそういうことがないのなら、ないとお答えくだされば、それでいいかと思えます。

港湾計画の改訂であります。今まで聞いていた答弁と何ら変わる場所はない答弁でした。私が言っているのは、港の機能は先ほど言ったように三つの柱があるのだけれども、それをきちんとしっかり生かしてやっていていただきたい。物流の活性化はもちろんなければならぬのですが、貨物を平成8年のピークにふやすと。平成8年は2,800万トンか、もう少しあったのかな。今手元に資料ないですけれども、2倍以上、約3倍にふやすというのは、これはできないと思いますよ。それをもしやるのであれば、どうやってやるのかというのを先ほどお聞きしたのですけれども、平成8年のピーク時まで伸ばしたいというのであれば、具体でなくてもいいですけれども、こういうことでやりたいのだというようなことをお示しいただかないと、計画と実績が3倍以上離れているわけですから。その改訂中断の理由に、計画を縮小すると補助金が減るからというのですけれども、それでいいのでしょうかね。乖離した計画をまだ何年も続けるということですね。早急に改訂の検討を進めていただきたいと思いますが、改めてもう一度お答えいただきたいと思えます。

それから、先ほど、三本柱に観光という要素もあるとお話をしました。観光のほうでいろいろ港の活性化を考えたらいかかということですが、クルーズ客船云々ということも軽易な変更でやったと言っていますけれども、本当にクルーズ客船がたくさん入ると小樽の経済が潤うことがいっぱいあるわけですね。

先日、個人タクシーに乗りましたら、クルーズ客船が入港すると、クルーの交代で新千歳空港までクルーを乗せていくのですね。それが個人タクシーの組合に行っているようにお聞きしましたけれども、

非常に助かると言っています。絶対これはあるそうです。ほとんどの船会社が空路でクルーの交代をするということですので、これ一つとっても、運輸というかタクシー業界には非常に潤うことなのですね。

そのほかにも、もちろん市内での買い物等々があります。ぜひ観光面、特にクルーズ客船、市長はクルーズ客船が来るようになってから港湾を整備するというふうに言っておりますけれども、ぜひ整備をして、観光船をたくさん小樽に呼んでいただきたいと思いますので、これについてももう一度お願いをいたします。

それから、除雪の関係ですが、お答えがありました竹下建材店と道都開発ですね。道都開発は今小樽市を提訴しているところですね。そして、市長後援会の関係者が理事長をされているところであります。

なぜ雪の降る1カ月ほど前にいきなり、10月20日だそうです、登録の条件を示して、これに適合しなければ下請として登録できないというお話があったそうです。そして正式に説明に来たのが11月の上旬ですよ。もう雪も降ろうかというときです。なぜ今回どうしてもやらなければならないなかったのでしょうか。

確かに先ほど市長が答弁されたようなことはあるのかもしれませんが、なぜ来年まで、あるいは再来年まで準備をしてもらって、そして下請として登録できるように、各運送会社もいろいろやるわけですよ。研修もあるだろうし、それから人を雇うこともしなければならぬ。それが1カ月前ではそんなことができるわけではないではないですか。

この下請も、こういう条件が要るのですね。2級以上の建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、管工事施工管理技士、これは水道の関係でしょうね。造園施工管理技士のうちのいずれかの資格を取得している者。運送屋は運送業が本業ですから、こういう方たちは雇っておりません。私のところに相談に来られた方は、その業者はこんな資格を持っている方は当然いけませんので、どうして今、雪の降る1カ月前にそういう通知をしてくるのだろうか。機械も一昨年ぐらいに更新したと。それから、当然、会社の事業計画だとか、あるいは労務管理だとか、いろいろあるわけです。

それで下請ができなくて、秋津道路だけではできないということで、新たに三つに分けて、一つを先ほど言った道都開発、もう一つが竹下建材店。これはどうでしょうかね。今までも、27年度の除雪の関係もいきなり4社にふやしましたね。何もなかったことを期待しますけれども、やはり皆さん、おかしいなと思われるのではないかと思いますね。

(「おかしい」と呼ぶ者あり)

もう一度言います。先ほどの説明はわかりましたが、なぜ来年からにできなかったのか。あるいは再来年からでもいいでしょう。激変緩和ですよ。今言った業者もいろいろな事情があります。それこそ皆さん方に聞いて、説明会でも開いて意見を聞いて、そして進めていくべきではないかと思えます。この辺についてお答えを願います。

(「任期中にやらなきゃいけなかったんだものね」と呼ぶ者あり)

それから、小樽駅前再開発の件ですが、広場の開発も、それから第一ビルの建てかえ、建てかえになると思いますが、そういうことも検討していると言いましたが、第2回定例会に、我が党の中村吉宏議員への答弁に、一朝一夕に解決できるものではないので、まず市営住宅の建設と駅前広場の建設、これを実現することが私のビジョン、市営住宅を含む駅前計画とは切り離して、両ビルは後回しにすると言っているのです。そういうふうには答弁しているのです。

ところが、先ほどは、駅前広場もいろいろ協議して進めていく。駅前広場、第一ビルもやっていくというようなお話だったと思います。勘違いだったら御指摘いただきたいのですが。結局、こういうふうには組合ができて、さあやるぞという体制をつくってきたのに、お金がない、一朝一夕にはいかないと言

っていると、どんどん時間たちますよね。

それと危険性は、耐震の関係ですと、第一ビルの9階、市営住宅の一番上でしょうかね、これは単位がわからないのですが、RC造で9階は0.140と他の階の半分ぐらいというか、0.1台はここだけです。SRCで一番悪いのが0.254という。要するに市営住宅の部分が非常に耐震化が悪いということなのです。そして、具体的に計算した結果、第一ビルRCで危険度ランク1、それからSRCで危険度ランク1、こういう結果が出ているのです。

そして、あそこには病院もあります。私が言いたいのは、第一ビルの再開発と駅前広場をしっかりと見ていかないと、何も物事は進んでいかないのでないかなと思うのですね。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

工程を聞きましたが、まだ何も出ていないということですが、これは協議会がつくったもので、予想されるスケジュールというのがしっかり出ていまして、野口病院は休業したり仮設でというわけにいきませんよね。ですから、病院の意向もあるでしょうけれども、この地区から違う場所に、近くの場合に行くのか、それから中央バスも今のままでいるのかどうか。第二ビルに建てかえて、そこに入る、これはざっくりした計画ですが、そういうお話も聞いております。そういうことをいろいろやっていかないと、いつまでもできないのではないかなと思います。

ぜひ駅前、先ほども言ったように、道の公安委員会から指摘を受けているのですよね。そういった指摘もそのままにしておくのか。もう一度市長の駅前の再開発についてのお考えをお尋ねいたします。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 横田議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、各担当部長より答弁をさせていただきます。

私からは、まず1点目におきましては、辞職勧告決議についてのお話に対して答弁させていただきます。

横田議員のお話の中で、好き勝手に行っているというような表現がありましたけれども、私自身、予算等におきましては、議員の皆様にご諮り、その可決に基づいて取り組んでいるところでございます。また、市民の皆様には、さまざまな審議会や委員会等も含めて参画いただいたり、また、ワークショップ等も含めて市民の皆様へ、多くの方々に御参画いただきながら物事を進めているところでございます。ですので、私自身は、今、横田議員が御指摘のような好き勝手に進めているというふうな考え方は持っておりません。

そして、議員の方々からも、投票されているので、その民意もあるのですというお話が改めてあったかと思っておりますけれども、その中でも、そのような議員の方々から民意を受けて当選されていること自体も、私自身も理解をしているところではあります。先ほど答弁させていただいたように、現在、私を選んでくださった市民の皆様の期待に応え、そして、やはりその選挙を得て結果が出ておりますので、公約のお約束も含めて民意を反映させていくことが市長としての役割であるというふうに思っておりますので、先日の決議をもって私自身辞職をする考え方はありません。

また反省についての、そのとき横田議員はさまざま、るるお話しされていたのですが、聞かれたことは結果的に、反省している点は何の項目なのかという御質問だったかというふうに思います。それについて私も先ほどるる答弁させていただきましたが、特に反省している点といたしましては、議員の皆様からも御指摘のあるような、コンプライアンス委員会からの指摘について、誤った条例解釈をしてき

たということにおいては非常に強く反省をしているところでございますし、また、議員の皆様とのやりとりの中で私自身の真意が伝わらないことがあって、誤解や混乱を招くことは事実でありましたので、この点についても反省し、緊張感を持って向き合い、丁寧な説明を心がけていきたいと思っております。また、私の発言が、中央バスの関係者の方々に真意が伝わらなかった事実もありますので、それについても反省し、私の真意を伝える機会をこれから見出していきたい、このようなことなどでございます。

(発言する者あり)

それから、答弁が伝わらなかったということで、もう一度と聞かれたところがあったかと思えます。行政の継続性についてのお話であったかなと思うのですけれども、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

先ほど私、その点につきまして、私は、市民の皆様にも市長として市政運営を負託されておりますので、市政の課題が山積する現状において、解決に向けて進行しているもの等もある中で辞職することは、それらを投げ出すこととなりますので、そのようなことがあっては市政執行や市民生活に影響を生じかねないという趣旨で述べたものということで、答弁をさせていただいたところでございます。

また、もう1点、副市長に対しての私の言葉についても、もう一度聞かせてくださいということだったかと思えます。私は副市長に対して、市長である私よりも副市長に対する賛成票が多かったことは意外だった旨については申し上げた記憶がございます。

(「意外だったから何なんだと聞いているんですよ」と呼ぶ者あり)

それについても触れたほうがよろしいですか。私自身は、副市長自身の辞職勧告決議案が出るという段に当たって、私自身は、副市長がそれに伴って可決されることはないであろうと私の中では思っておりました。しかしながら、それが結果可決となり、しかも結果的にその票が私自身よりも多かったということに対して非常に驚いたところでございます。私自身、副市長自身が辞職勧告に伴い、その結果が出た中で、非常に傷心し切っていた状況だった中で、その状況が、私としては驚きもしましたし、考えられない状況であったことから、賛成票が多かったことについては意外だったということでお話をさせていただいたところでございます。

(発言する者あり)

それと、先ほど横田議員から、私の後援会がというお話があって、それに疑義があるような御指摘もありましたが、この点におきましては、入札を通し行っておりますので、その心配は全くございません。

(発言する者あり)

あともう1点、駅前広場の観点もございました。横田議員からも、しっかり見て物事を進めていかなないと、というお話もあったかと思えます。ですからこそ、まずそれに伴う情報収集をしっかり行うこと、また、今回の準備組合の方々と進め方について情報共有をしっかり行っていかなければ、このことにおいては大変大きな案件でございますので、物事を進めていくためにこのように考えているというところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 失礼いたしました。私からもう一つ答弁させていただきます。

私の言葉で、決算のことに対して残念な結果だという私の言葉に対して、もう一度その点について確認をしたいということでの御質問であったかと思えます。

先ほど答弁させていただきましたけれども、私たちといたしましては、これを適切に執行してきたと

思っておりましたので、それが認定されなかったことに対しまして、私自身の率直な思いとして、残念な結果と述べたところでございます。

しかしながら、御指摘も当然にありまして、それに伴って私としてもしっかりと反省すべき点もあったと認識をしておりますので、それについては真摯に受けとめて、しっかりとそれを反映し、市政の執行に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

大変失礼いたしました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 財政部長。

**○財政部長（前田孝一）** 私からは、財政についての再質問で3点ほどございましたので、お答えいたします。

まず一つは、財政健全化計画の策定が必要ではというふうなことでございました。

先ほどの答弁をもう一度繰り返させていただきますと、改めて国の地方財政計画などを踏まえた平成30年度予算編成の状況を見きわめる必要があると考えております。

いずれにいたしましても、人口減少により市税収入や地方交付税の伸びが期待できない状況に変わりはありませんので、今後、全職員が一丸となって財政健全化を推進するための何らかの方策が必要であると考えておりますと、先ほど市長はこのように答弁してございます。

注釈いたしますと、中期財政収支見通しは、平成29年度の現計予算をベースに見通しということで策定してございます。近々に平成30年度予算編成をこれから実施するところでございます。こういった作成の過程の中で、国の地方財政計画等も示された中で、より現実的な平成30年度の姿というのが見えてきますので、その予算編成の結果を踏まえた中で、今後の健全化に向けた取り組みをどうするかを検討したいということでございます。

財政健全化を推進するための何らかの方策という言い方をしてございますが、財政健全化計画というふうなことになるかと、これは市民負担ですとか、職員の関係ですとか、かなり踏み込んだ計画になるかと思えます。どこまでのレベルが必要なのか、そういったこともひっくるめまして、必要性等もひっくるめまして検討が必要だという、そういう趣旨での答弁でございます。

それから、29年度決算見込みの関係でございます。

議員のお話では、第4回定例会でこれまでも出していたのではないかとということでございますが、私の記憶する限りでは、第4回定例会では具体的な数字までは出していないかと思えます。特に税収に関して申しますと、個人市民税ですとか固定資産税は年度の早いうちに調定額等が決まりますが、法人市民税ですとかは、会社の決算期に応じて随時申告されて課税額というのが決まりますし、昨今大きい要素として地方消費税交付金がございます。これについては、国で通常の国の消費税とあわせて徴収した消費税について、そのうちの地方分については都道府県を経由して、さらに市町村に交付される、そういった流れの中で、年4回に分けて市町村には交付されます。特に最後の4回目というのは3月末になりますので、この辺の歳入の状況を十分見てみないとまずわからない。

それともう一つは、これから冬を迎えるに当たりまして、燃料費ですとか、そういったものの歳出方面の部分についてもまだまだ不確定要素がございますし、扶助費の動向についても、これから30年度予算を編成する中で29年度の実態というのをかなり細かくは確認いたしますけれども、そういったことを踏まえて最終的に決算見込みもある程度出るということで、通常は第1回定例会にあわせて決算見込みについてはお示ししているかと思えます。

それから最後に、平成30年度予算編成方針でございますけれども、この予算編成方針自体は、市の財

務会計規則に基づきまして、財政部長が各部の部長に予算編成に当たっての大きな方針を示すものでございます。したがって、市長のビジョンとかをということでございますが、そこまでのことを予算編成方針の中では通常は記載しない中で、最終的に予算編成を通じて翌年度の市長の予算に係るビジョンは示される、そういう流れになっているということで御理解いただきたいかと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長(中野弘章)** 横田議員の再質問にお答えいたします。

私から、まず、港湾計画の目標となる数値の部分のことで御質問がございました。

この部分につきましては、確かにピークの平成8年2,570万トン、現在は約1,100万トンから1,000万トン前後ですから、一気にそこまでということまでは考えてはいないのですが、今まで平成21年から大体1,000万トン前後、1,200万トン台になったときもあるのですが、この程度で推移しておりまして、これを少しでも、ほんの少しでもふやすことはできないか、それをもう一度精査してみたいという考えから、このようなことを考えているところでございます。

その内容といたしましては、フェリー航路の部分で、新日本海フェリーのダイヤ改編による貨物量の増加ですとか、それから中国のコンテナ貨物、現在もある部分です。それから、このところ港湾振興課をつくりまして、ロシア貿易の貨物増加というものを検討しているところでございます。昨年とことしも現地に職員が行きまして、いろいろ調査をしているところでございます。その部分で少しでも目標値をふやすことができないかということで考えているところでございます。そのための猶予として、基本理念をつくる部分の約1年程度をいただけないかというところで考えているところでございます。

それから、次の観光の部分、クルーズ客船をもっとたくさん呼ぶようにという部分の御質問でございましたけれども、これにつきましても、先ほど申しました港湾振興課をつくりまして、誘致についてさらに積極的に取り組んでいるほか、ことしの2月の港湾計画の軽易な変更、これが第3号ふ頭の岸壁と、それからしゅんせつ部分でございまして、これまでの議論の中で、観光の部分で小樽港を活用していく部分の一番メインとなるような部分の港湾計画の改訂、この部分が軽易な変更で先に行われまして、今進んでいるところでございます。ことしも直轄工事は11月21日から3月末までの予定で、今しゅんせつ工事と岸壁工事が進んでおります。ですから、観光の部分につきましても重要ということはよく認識しておりますので、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、港湾地区の除雪の部分なのですが、これはなぜ今回というところでございますけれども、あくまでも私どもとしては、繰り返しになるのですが、市全体の除雪業務の統一性を図るために、私どもでも総合除雪と同じ特記仕様書を準用しておりまして、その内容の部分で、今回、路面対策工の特殊な作業を除いて、除排雪工種で再委託を制限する。それから、道路除雪の登録をしている業者にするとところで今回変わりましたので、それに合わせてこういう形をとったところでございます。あくまでも入札につきましては、道路除雪に登録している業者全部を対象に行っているところでございます。

(発言する者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 答弁はよろしいですか。説明員の方、答弁は終わりですか。

私のほうで整理をさせていただきます。まず後ろから、駅前再開発の件でありますけれども、先ほど横田議員の指摘がありました、中村吉宏議員のときに、市営住宅、駅前広場を先行し、全体的にということで、これはどちらなのだということを明確に聞かれておりますので、もう一度お答えをいただきたいと思っております。

それから、除雪の件でありますけれども、産業港湾部長がお答えになったところの除雪の件で、なぜ今回どうしてもやらなければならなかったのかというところで、そういうふうにしたからというぐらいなお答えでしたが、その点では答弁は納得ならないというふうに思います。

私がチェックしたのはそちらになりますけれども、足りなかつたらよろしくお願ひします。よろしいですか、その2点について。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 建設部長。

**○建設部長(上石 明)** 横田議員の再質問にお答えいたします。

まず駅前再開発ですけれども、市営住宅におきましては、第一ビルの再開発をするに当たりまして、市営住宅をどうするかということをもまず解決しないと前には進まないと考えておりますので、これにつきましては、庁内の中で、市営住宅なので、市として今後の方針は早急に決めなければいけないというふうに考えております。

駅前広場におきましては、今の状況の中、これまでも幾つか車歩分離という考えのもとで検討はされておりました。ですけれども、ターミナル、そしてタクシー広場があるという現状の中だと、なかなか今おっしゃいました車歩分離というのは現実的に難しい状況なのかなというふうに考えております。

今、駅前の再開発の中で、以前、今の準備組合の前身である協議会で示された素案の中では、一部ターミナルの移設というのがあります。そういったものが、中央バスとしてどういうふうに考えているかということもありますので、そういった動向も踏まえまして、先行でできるのか、一体でいいのかという部分についても、今協議を進めているところであります。

こういうことにつきましても、我々行政だけでなかなか進めるのは難しいと考えておりますので、今回準備組合が設立できましたので、情報共有を図りながら協議をしていく必要があるかと考えております。

(発言する者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 建設部長、先ほど言いましたのは、中村吉宏議員のときにはそうお答えになって、今回こうなのですけれども、それは変わったという考えでよろしいのですかということをお答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 建設部長。

**○建設部長(上石 明)** 考えが変わったかといいますと、市営住宅におきましては、まず今の再開発を進めるに当たって市営住宅自体をどうするかという部分については先に検討していかないと前には進まない案件なので、それについては今部内で検討を進めていると。そして、駅前広場につきましては、第2回定例会の中では先行というお話がありましたけれども、それができるかどうかとも我々協議を進めているところであります。

ただ、実際に検討するに当たって、我々行政だけで決められることではないので、いろいろ問題が出てきている、そういったものをどういうふうに解決していくかについては、準備組合等の今進めている中での関係もありますので、今後もまた協議をしていきたいということでもあります。

(「2定の答弁は撤回するということですか」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** もう1点。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長（中野弘章）** 失礼いたしました。横田議員の再質問にお答えいたします。

私どもからは、あくまでも小樽市の除雪業務委託の仕様に基づいて行うということで考えておりまして、私どもだけが特別何かをしているということではございません。その中で、あくまでも除雪については、本来委託すべきではなく、軽易な砂まき程度のもの以外は、委託ではなく本来の事業者がやるべきだという、そういう考え方、それから港湾についても道路がある部分の除雪ですから、登録している道路除雪業者が行うべきだと、そういうような部分からこういうふうな形になったというところでございます。

（「それいつから言い出したのよ」と呼ぶ者あり）

（「どうして入札そんなに短くしたの、ここだけ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 24番、横田久俊議員。

**○24番（横田久俊議員）** 再々質問をいたしますけれども、どうもよくわからない答弁がいっぱい出てきました。

一つ一つ私ももちろんメモできていませんので、再々質問させていただきますけれども、辞職勧告の件で、選ばれた政治家が民意を代表しているという理屈で好き勝手にやる考えは成立しない。これは私が言ったのではなくて、ある文献といいたいまいしょうか、そういった資料からとったのですよね。だから私が言ったことではありません。

繰り返しになるのかもしれないけれども、市長がおやめになると継続性が失われるので、私はそのまま続けますということですよ。これは再質問でも言いました。ですから、首長が変わると継続性が失われるのかなという、そういう趣旨の本質問でしたが、そのお答えがなかったように思います。

投げ出すということではなくて、市長がおっしゃったのは、途中で投げ出すのは継続性が失われるという趣旨なのでしょうけれども、そういう意味ではなくて、首長が変わると継続性が途切れるというのは、そんなことはないですよということですね。そういうことを言いたかったのであります。

これも、おやめにならないのはわかりましたが、もう一度、行政の継続性についてお答えいただきたいと思います。

それから、副市長が辞職勧告決議の賛成票が多かったのは意外だというお答えでしたけれども、私が聞いたのは、副市長にそうやって言ったのですかということなのですね。おっしゃったのですか。報道ではそういうふうになっていました。もちろん報道が全て正しいかどうかは私には判断できませんけれども、報道によると副市長にそうやって言ったと。それをある幹部の方が聞いておられたのかな。そうではなくて、巻き込んで申しわけなかったみたいなことではないのかなという、そういう報道でしたので、その真意を聞いたわけであります。意外に思ったのか、副市長にそういうふうにお伝えしたのか、もう一度お願いいたします。

それから、除雪の関係ですね。後援会の幹部の方のところという話をしたら、市長は入札だからそういうことはないとおっしゃいましたけれども。

（発言する者あり）

その入札の機会をつくったのが今回のことなのですね。何回も言うように、10月20日、下旬、その前に言っていないのですよ。昨年落札した下請をやっている方々は、当然ことしもそうだと思ってずっと準備を進めているわけですよ。

（「それが継続性なんだよ」と呼ぶ者あり）

それを、10月末、11月初旬に、いやこういうふうになっていますからと。それは建設部で決めていることと統一性が云々と言うけれども、なぜそのぎりぎりのところで統一させなければならないのですか。もう1年待ってもいいと思うのですよね。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「損害賠償請求だ」と呼ぶ者あり)

そして、そのとおoryゃったら、他の業者が入札できる環境ができた。確かに入札で落とされたのだからいいだろうという市長のお話だけれども、そういう機会をつくったのは、ことしはこういうふうにするからなという通知が遅かったのですよね、余りにも。

(「すごい民意だ」と呼ぶ者あり)

(「特定の業者に言っていたんでしょ、それ」と呼ぶ者あり)

建設部は5月の何日かに、先ほど言った条件、水道の管工事のあれが除雪にどう関係あるのかよくわかりませんし、造園業者の資格を持っている方がどうなのかもよくわかりませんが、そういうことを5月の段階で決めていたなら、その時点で言えばよかったのではないですか。それを知らないのですよ、10月まで。そしてびっくりして、どうなっているのだろうということでもありますので、産業港湾部長にお答えいただきましたけれども、私としては少し違うのではないかなと思いますね。

何回も言うように、どうして激変緩和ができなかったのか。現場では、いや、来年からのほうがいいですよという現場の方々のお声もあったようですが、それを最終的には市長の責任でやったわけですね。この辺についても一度お答えください。

(「今まで受注していたところ倒産したらどうするのよ」と呼ぶ者あり)

結局、市長というか、市の建設部もそうですけれども、いろいろな除雪の体制をびよんびよんと変えてきましたが、多くの人が参入できるようにという、そういう答えが何回か聞こえていますけれども、今回は排除しているのですよ。運送業者に、先ほど言った有資格者だとか、極めて書類作成も難しいです。私はわからないけれどもね。そういうこともできないのですよ。そうすると参入できなくなるのですね。だから逆に業者が入ることを減らしていつていると、こういうことだったと思いますが、これについてはどうお考えなのかをお聞かせください。

(発言する者あり)

それから、私が言っている市営住宅は、その上にある先ほど言った市営住宅ではなくて、市長公約、森井市長が公約に掲げる中心市街地での市営住宅の建設、このことなのですね。それと駅前広場、この2点を優先するから、第一ビル、第二ビルについては後回しだと、こういう答弁をしているのですね。今回は、第一ビルの準備組合の中にも市が入っているの、情報を共有しながら駅前広場についてもやっというお話ですので、第2回定例会のときの答弁と違うのかなと。どちらが本当なのか、先ほど市長がおっしゃったのが本当なのか、その辺をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

あと何点か質問したのですが、メモし切れませんでしたので、自分の質問を。細かいことは各委員会でさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 横田議員の再々質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各部長より答弁させていただきます。

私からは、行政の継続性についてでございます。

このたびのことにおきましては、行政の継続性が重要なので辞職しないという私の報道機関のコメントについて御質問だったというふうに思っておりますので、そのときにおける私自身のコメントの意を答弁させていただいたところでございます。

今、横田議員からは、市長がかわられても、つまり選挙によって変化することそのもの、つまり市長自身が辞職しても、選挙を終えた後も継続性は続くので、それについてはということでお聞きになられておりますが、私自身は、行政の継続性についてのコメントの内容としては、このように考えているということで先ほど答弁させていただいたところでございます。

ですから、改めてこの点について御説明いたしますけれども、市政の課題が現在山積している現状において、解決に向けて進行しているものもある中で辞職することに対して、それらを投げ出すことにおいて、やはり市政執行や市民生活に影響を生じかねないという趣旨で述べたところでございますので、横田議員のいわゆる選挙によって市長がその間不在であったり、またその後において、市長がそのままだったり、かわったりしたことにおいて、それでは継続するではないかという御指摘については、それはもちろんそのとおりだというふうに思います。それが1点。

それと、次に、副市長に対して。私は先ほどこちらもお話ししましたが、私、副市長に対して、市長である私よりも副市長に対する賛成票が多かったことは意外だったということで申し上げたということでございます。

(「意外だったとお伝えしたということね」と呼ぶ者あり)

そうです。

(発言する者あり)

(「言葉尻とられたからね」と呼ぶ者あり)

(「多言って言ったかどうかでいいんだって」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長(中野弘章)** 横田議員の再々質問にお答えいたします。

私からは本当に繰り返しの答弁しかできなくて大変申しわけありませんけれども、先ほど横田議員から、5月の段階でわかっていたのではないかというお話がありましたが、私ども、実際にことしの特記仕様書もらったのは、10月19日の夜にもらいまして、それからこういう方針でやるということで伺いまして進めているところでございますので、それより早く進めているところではございません。

それから、内容的には、先ほども何度か答弁したとおりでございますけれども、今回の除雪の委託にかかわる方針に従って進めているところでございます。

答弁になっていないかもしれませんが、私どもから答弁できるのはこういったような内容でございます。

(発言する者あり)

**○議長(鈴木喜明)** お静かに。

(「市長答えればいいでしょう、あなたが決めたんでしょう」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 建設部長。

**○建設部長(上石 明)** 横田議員の再々質問にお答えいたします。先ほどはども失礼いたしました。

第2回定例会で中村吉宏議員に対する答弁で、市長としては、中心市街地からまちづくりが再構築さ

れたいと、そういった意味では、まず中心市街地に市営住宅を建設すること、また危険な駅前広場の再整備を行うことが重要だという位置づけの中で答弁をさせていただきました。そういった意味では、今、市営住宅の建設に当たりましては、適地と申しますか、そこについて検討を進めているところであります。

そして、駅前広場におきましては、済みません、繰り返しになるのですがけれども、まず優先的には駅前広場の車歩分離、危険だということで、何とかしたいということで検討はしているのですが、先ほど答弁させていただいたとおり、行政だけの施設ではなくて、民間の施設等も入っているものですから、なかなか行政単独では進めていくわけにもいかないところもありまして、そういった意味では、現在どういう形ができるのかという部分について今検討を進めておりますけれども、先ほど新たに準備会が立ち上がった中で、そこの関係性も出てくると思いますので、改めて協議を進めていきたいというふうに考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長に申し上げます。

先ほど産業港湾部長がお話ししておりましたが、産業港湾部の除雪の件でありますけれども、そういう仕様に基づいてそう行っただという答弁の繰り返しですが、もともと横田議員が聞いておられますのは、どうしてそうなった、そういう仕様にしたかということでありますから、これは建設部長がお答えになるのが当然だというふうに私は考えますので、答弁をお願いします。

（「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、安斎哲也議員。

**○3番（安斎哲也議員）** 今、建設部長が、市長公約に沿った市営住宅の部分の答弁で、適地を探しているというふうに答弁いたしましたけれども、これまで私も市長公約の市営住宅に関する質問をしていたのですが、今までの答弁では、適地がないから、住宅借上制度などを利用して市営住宅にかわるものをつくっていくという答弁をしていたのですがけれども、私には適地はないというふうに断言していたのに、今は適地を探しているという御答弁をされましたので、この点について整合性がとれませんから、この後、休憩が入るかもしれませんが、整合性を合わせた回答をお願いしたいなというふうに思います。

**○議長（鈴木喜明）** 今、安斎議員からの議事進行でありますけれども、それまで待つ必要はないかもしれませんが、ここで建設部長にお聞きして、もしその際きちんとした答弁をいただけないのであれば、そういったことを考えます。お待ちください。

建設部長、2点お答えいただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** まず市営住宅なのですがけれども、民間借り上げにつきましては、今回、子育てというところに特化したということもありますので、市営住宅が建てられないから民間借り上げにしたということではなくて、あくまでもまず今回は、子育ての部分の民間借り上げという形で進めると。それで、繰り返しになりますけれども、第2回定例会、中村吉宏議員に答弁しておりますとおり、市営住宅については中心市街地の中で整備したいという考えは持っておりますので、それを今進めているという形になっております。進めていると申しますか、検討しているというところであります。

（発言する者あり）

済みません、次に、委託の下請制限ですけれども、これにつきましては、今年度から七つの地域総合除雪業務において、変更ですが、受託者は業務を第三者に再委託してはならない、ただし、路面对策工、砂散布作業等の除排雪工種以外の特殊な作業については、発注者が承諾した場合に限って受託者は業務

を第三者に再委託することができるという形で、今年度から変更したものであります。

(「何でことしからなんだ」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長、そうではなくて、どうしてことしそんなに急いでやらなければいけなかったのかということ、それと、建設部長に申し上げますけれども、再質問の時点でそういう趣旨の質問をしているわけですから、みずからきちんと答弁をしていただく姿勢をしていただきたいというふうに思います。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 申しわけありません。

この再委託の制限につきましては、今年度に入ってから、そもそも除排雪業務という形でJVを組んで業務を委託するに当たって、本来委託をしている業務が下請にするのはどうかということもありましたので、基本的にはこれまでも、現行でも、受託は業務を第三者に委託してはならないという項目がありました。

そういった中で、もう少しきちんとした制限の趣旨をはっきりきちんと明確にしたほうがいいのではないということもありましたので、本来やるべく除排雪業務については、JVの委託業務をきちんとやっていただいて、先ほどの繰り返しになりますけれども、砂散布作業みたいな特殊なものに関しては今回再委託を認めたという形になっております。

(発言する者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長に申し上げます。先ほど、業者の範囲を広げて、たくさんの業者に参入していただく、そのことについて逆に狭めているのではないかというお話もありましたけれども、その点もまだお答えになっていないので、お答えください。

(「なんで産業港湾部の縄張り、自分たちですの」と呼ぶ者あり)

(「これ、産業港湾部に何で手突っ込んだの」と呼ぶ者あり)

(「建設部長が指示したのであって、産業港湾部が勝手に解釈したんじゃないの」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 今答弁を求めますので、お静かに。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 今回の見直しは、これまでもずっと除排雪業務の見直しをしている一環として今年度に入ってから変更をしたということなので、何でこの時期というあれなのですけれども……

(「市長に答えさせればいいしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

ただ、実際に、繰り返しになりますが、ももとの制限の現行の中でも、業務を第三者に、丸投げのことで、委託してはならないという形もありましたので、そういった制度の見直しといいますか、再度きちんとした考えを、見直しをした、図ったということもありましたので、そういった中では早急に見直しを徹底をしたということでもあります。

(「そしたら今までの全部再委託のかえるということですか。全部の工事」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 横田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時40分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇) (拍手)

○9番(松田優子議員) 平成29年第4回定例会に当たり、公明党を代表して、質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

最初に、市長の責任のとり方について伺います。

さきの第3回定例会において、市長及び副市長に対する辞職勧告決議案が可決されたことについて、市長は11月10日に、鈴木議長に、辞職勧告は重く受けとめますが、辞職するつもりはありません、反省すべき点は反省し、改善すべき点は改善していきますと述べたと伺っております。そして、今定例会の初日の本会議において上程された議案の提案説明に先立ち、同様に、この決議をもって辞職するつもりはありません、反省すべきは反省云々と述べ、最後に、御理解いただきますようお願いいたしますと締めくくられましたが、全く理解することはできません。

まず伺いますが、この発言では抽象的過ぎて全く意味がわかりませんので、反省すべき点とは何か、そして何を反省したのか、また同じく改善すべき点とは何か、今後何を改善しようとしているのか、それぞれ具体的にお示しください。

また、副市長は当初、私が副市長としての資質、能力に欠けるとして辞職勧告決議がなされたことは大変に残念であり、重く受けとめさせていただきますとコメントしていましたが、この辞職勧告決議を本当に重く受けとめ、11月末日をもって辞職されました。このことに対して市長は、急なことであり、後任を考えられるまでには及んでおりませんので、市民生活に支障が生じないよう、職員ともども鋭意努力していきますと、全く人ごとのように述べています。

副市長は、辞任の一つの理由に、高島漁港区の観光船事業に関して職員の指導を誤ったことを挙げていましたが、平成28年第1回臨時会において上程された副市長選任の提案理由の中で、市長は、私の公約実現や本市の抱えるさまざまな課題の解決に向け、市政全般において職員のかなめとして模範となり、さらには職員を統括し、市民の期待に応えていただくことができる最適な方と述べ、副市長が職員を統括する立場であることを強調しました。

これを受けて我が党は、どんなにすごい能力をお持ちの方であっても、その卓越した能力をいかに発揮できるか否かは市長にかかっていると思いながら副市長の選任に同意いたしました。今まさに全くそのとおりになってしまう。市の最高責任者は市長です。副市長が職員の指導を誤ったのなら、指導を誤った副市長を選任しようとした市長も責任をとるべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

ともあれ、11月末をもって副市長が辞職しましたが、副市長は、市役所内部の職務はもちろん対外的な重責を担ってきたと思われませんが、今まで担ってきた副市長の職務と、副市長空席の間の対応について伺います。

今定例会では市長の減給条例案が再度提出されています。これは、第3回定例会では、給料月額10

分の1を1カ月であったものが否決されたことを受けて、今定例会では、給料月額10分の5を1カ月減額すると減額幅を大きく変えています。

我が党は、辞職勧告決議が可決された以上、市長には副市長と同様辞職していただくしかないと思っておりますので、この量定について妥当かどうかの議論をするつもりは毛頭ありませんが、減額幅が大きく変わった理由についてだけ伺います。

前回の分区条例違反に係る管理監督責任及び誤った条例解釈を適法であるとしてきた責任について、管理監督責任の先例に倣って減給の量定をしたようですが、10月16日の定例記者会見で、10%減額する条例案が否決されたことについて、減額の規模を検討した上で第4回定例会に出し直すとの意向を示し、今回は、ふれあいバス事業に係る管理監督責任が加わり増額したように思いますが、もしそれが加わっておらず、否決された前回と同じ責任についての減給条例案の再提出だったとしたら、どのような減給条例案になっていたのでしょうか、お聞かせください。

そして、今回は、当市における業務上横領等により懲戒免職処分となった事案において、管理監督責任を先例としてその量定を決定したようですが、第3回定例会の議会議論を踏まえて、当市における事案だけではなく、他団体の事案における首長の減給割合を参考にしたとありましたが、参考にした事例をお聞かせください。

先ほども申し上げたとおり、辞職勧告決議を可決した我が党は、市長とは何も議論できませんが、私たちも、市民の皆様から安全・安心して暮らす市政を実現するための負託を受けた議員として、その責任は全うしていきたいと思っておりますので、質問させていただきました。

以上で1項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 松田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の責任のとり方について御質問がありました。

初めに、辞職勧告決議についてですが、まず、反省すべき点とその内容につきましては、辞職勧告決議の中で挙げられた御指摘のうち、高島漁港区における観光船事業に関し、コンプライアンス委員会からの指摘により市の条例解釈の誤りが判明したこと、議会対応に関し、答弁や説明の中で私の真意が正確に伝わらず、議員の皆様にも誤解や混乱を与えてしまったことがあったこと、中央バスに市への不信任感を抱かせたことに関し、私の発言で誤解を与え、不信任を与えたこと、記者会見での発言の錯誤に関し、記者からの御質問の趣旨をつかみ切れず正確にお答えできなかったため混乱を与えてしまったこと、ふれあいバス事業の支払い手続における法令違反に関し、契約規則に定める書面による契約を締結せず支払いをするという不適切な事務処理があったことなどであります。

また、改善すべき点とその内容につきましては、高島漁港区における観光船事業に関し、これまでの誤った条例解釈と手続を改めるべく鋭意作業を進めること、議会対応に関し今後とも緊張感を持って丁寧な説明に心がけること、中央バスに市への不信任感を抱かせたことに関し、私の発言の真意をお伝えできる機会を見つけてまいること、人事異動に関し人事評価制度の推進や係長職以上の内申を昇任等に関係なく提出させることに改めたこと、除雪共同企業体の構成員数変更に関し、平成28年度から唐突な印象とならないよう建設常任委員会でJV構成員を報告し、説明会で業者に説明した後、募集をしていること、東京小樽会、関西小樽会への参加に関し、その時々判断となりますが、優先的に参加するよう

配慮をしていること、議会事務局職員の人事異動に関し、複数で協議の場に応じ見解の相違がないようにすること、ふれあいバス事業の支払い手続における法令違反に関し、速やかに改善すべく10月30日付で協定を締結したことなどであります。

次に、副市長を選任した私の責任につきましても、副市長は議会からの辞職勧告を重く受けとめ、高島漁港区の観光船事業に関し職員とともに誤った条例解釈を適法としてきたことに対して、副市長なりの責任のとり方をされたものであります。

(発言する者あり)

しかしながら、私は市民の皆様の負託を受けて市長というお役目についておりますので、辞職勧告決議を重く受けとめてはおりますが、民意が市政に反映されるよう職責を全うすることが私の役割でありますことから、このたびの減給条例案の提出をもって責任をとるものであります。

次に、副市長の職務と空席の間の対応につきましても、副市長は市政運営における最高補佐役としての職務のほか、除雪対策本部長やおたる自然の村公社、小樽市職員福利厚生会、例規審査委員会などの市長の補助機関である委員会等の理事長や委員長という重責を務めておりましたので、不在の影響は大きいものがありますが、各所管部長がその職務を担うとともに、関係職員がそれぞれ補いながら業務を遂行しているところであります。

次に、減給条例案についてですが、まず減給条例案における量定の考え方につきましては、今回の条例案はいわゆる分区条例違反に係る管理監督責任と、誤った条例解釈を適法であるとしてきた私自身の責任に加え、ふれあいバス事業における契約規則違反に係る管理監督責任に対するものであります。それぞれの責任について量定を積み上げたものではなく、これらを総合的に勘案した上で、減給50%1カ月としたものでありますので、御質問の契約規則違反に係る管理監督責任がなかった場合の量定についてはお示しすることができません。

(発言する者あり)

次に、他団体の事案における減給割合の参考事例につきましても、本件と類似の事例は把握できませんでしたが、平成21年6月に提案された恵庭市における職員の着服事件に対する市長の減給50%1カ月、本年6月に提案された本別町における税情報をめぐる汚職事件に対する町長の減給50%1カ月、本年3月に提案された札幌市における職員の不祥事多発に対する市長の減給30%1カ月などを量定の参考としたところであります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇)

**○9番（松田優子議員）** 2項目め、組織改革についてお伺いいたします。

組織改革というのは本当に難しいもので、いろいろ検討して改革を行ったとしても、実際動いてみなければわからないということも多々あると思います。

小樽市では、平成16年度と平成20年度に大規模な組織改革を行ってきました。前回の組織改革から10年経過し、さらなる組織体制の見直しが急務とありますが、組織は生きているもので、多様化する市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応するため組織改革を行ったものの、検証した結果、さきの改革で分離した組織を再び同じ組織と統合したり、逆に統合したのに再び分離したりと、さまざまな課題も生じています。

例えば平成20年にもともと別の部であった経済部と港湾部を統合し、産業港湾部になったのに、今回

の組織改革ではまた分離する案が出ていますし、市民部から国民健康保険、国民年金及び保険料徴収の各部門を、福祉部から介護保険、福祉医療及び後期高齢者医療保険の各部門を編入し、医療保険部を新設したのに、平成30年の組織改革案では、介護保険課と地域福祉課の高齢者施策を統合して福祉部へ再び戻し、また同じく後期高齢者医療を再び福祉部へ戻すことによって、新設した医療保険部を廃止するなどの案が出ていますが、これによって現場は混乱しないのか懸念いたしますが、御見解をお伺いいたします。

この組織改革については、部長職から成る組織改革検討委員会において何度も委員会を開催し、種々検討されてきた結果であるとは伺っていますので、個別の組織についての議論は差し控えますが、企画政策室のあり方、そして建設部のまちづくり推進課との関係については課題があるように思いますので、伺います。

まちづくり推進の方向性について、以前いただいた資料によれば、建設部では新たに企画政策担当部を新設し、総合的なまちづくり推進を政策的に判断する組織体制を構築すると提案しております。また、総務部も、まちづくり推進の組織体制は市政全般とのかかわりが多岐にわたるため、企画政策部門で所管することが理想であると認めています。また、一元化する公共交通については、他市では企画政策部門で所管していることを認めています。

しかし、現在の企画政策室の現状では、他部にまたがる事業などを多く抱えていることから、企画政策室が取り組むべき業務に時間を割けない状況であり、人員や執務室などの解決しなければならない課題が多いので、当面は建設部でと、お互いに押しつけ合っているように思います。企画政策室の現在の状況はどのようになっているのか、企画政策室の業務内容と人員、課題についてお聞かせください。

ともあれ、いずれ地域公共交通を含めて、まちづくりを企画政策部門で所管するのが理想とあります。今後、分離や統合を繰り返すなら、今から企画政策室での組織体制を構築していったほうがよいのではないかと思います。御見解をお聞かせください。

この組織改革については、平成29年9月1日から9月30日までパブリックコメントを実施し、既に意見の募集は終了していますが、そのことで伺います。

市民の方の意見に、全体的に定性的で抽象的な素案で、よいのか悪いのか判断がつかない、定量的な議論が必要ではないのかとあるのに対し、既に部長職から成る組織改革検討委員会において協議を重ね、可決を前提として組織体制を検討しているが、固めた状態で市民の皆さんの意見を聞いても、スケジュール的に反映することが難しいことから、この時期にパブリックコメントを実施しましたと回答されていますが、これでは市民の方の意見を聞く姿勢になっていないように思います。これについての見解をお聞かせください。

また、こども未来部の名称について、この名称では何をするとどこかよくわからないので、もっと具体的にという意見に対し、こども未来部の名称は決定ではありませんので、御意見を参考にすると答えながら、今定例会の議案では、こども未来部として事務分掌条例が提案されていますが、名称についてはどのような検討がなされたのでしょうか、伺います。

そもそも組織改革の目的は、以前は、厳しい財政状況の中、市民サービスの向上及び業務量に見合ったスリムで効果的な行政運営をするためであり、その時々業務を勘案しながら常に見直し、相当数の職員の削減に努めてきたとあります。そこで伺いますが、今までの組織改革ではどの程度の職員数を削減してきたのか。大規模な組織改革をした平成16年度、20年度のそれぞれの年度での前年と比較した削減人数と人件費の削減金額をお示しください。

そして、組織改革基本方針には組織改革の目的として3点が挙げられ、その一つに業務の効率化、省

力化及び集約化による効率的な組織づくりとあります。しかしながら、今回の組織改革案を見れば、人員の削減どころか結果的に人員増になっており、しかも課長職が係員より増加しています。パブリックコメントでの御意見の一つに、部長職がふえることによる人件費がふえることの心配や、改革による事務の省力化が見込まれると職員が減り、その人件費を市民の施策に回すことができるのではないかという意見がありました。この組織改革では、人件費が減るどころか逆にふえると知っていたら、市民の方はどう思うでしょうか。お考えをお聞かせください。

このたびの組織改革では、それに伴う人件費の増加は3,700万円、そして執務室の移転に伴う工作費が300万円、合計4,000万円の支出増が見込まれています。これでは組織改革の目的から逆行するものではありませんか。

さきに発表した中期財政収支見通しの中でも、今後の財政健全化に向けた取り組みの中で、人員配置の適正化がうたわれています。このままでいったら、財政が厳しい中、かつてのように職員の人件費の一部を削減するような事態に陥るのではないかと懸念されますが、このことについての認識を伺います。

ともあれ、今後は、予算措置を含めて細かい体制が組み立てられていくことになると思いますが、来年の4月の新体制を目指す余り、きちんと議論がなされないまま見切り発車にならないことを願いますが、この項の最後に今後のスケジュールをお示しください。

以上で2項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、組織改革について御質問がありました。

初めに、今回の組織改革につきましては、各部からのボトムアップによる76項目の提案をもとに五つの重点項目を定め、部長職から成る組織改革検討委員会を決定機関として、改革に取り組んできたものであります。

医療保険部の廃止や産業港湾部港湾室の部への昇格は、単にもとの組織に戻るのではなく、前回の組織改革から10年経過して、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応する組織に再構築するためのものであります。組織を見直した結果として、各部の事務分掌には大きな変更が生じないことから、体制に影響が生じるような混乱はないものと考えております。

次に、企画政策室のあり方についてですが、まず企画政策室の現在の業務内容につきましては、他の複数の部局の業務に関連し、それらの間の調整や取りまとめが必要な業務が中心となりますが、定例的、継続的に取り組んでいる主な業務は、自治基本条例や総合計画、総合戦略などの進行管理に関する業務、行政評価に関する業務、定住自立圏や他都市との連携など広域行政に関する業務、学校などの公共施設の跡利用に関する業務、石狩湾新港管理組合に関する業務、各種統計、調査に関する業務などのほか、道路や鉄道、港湾などの社会資本整備に関して、後志管内の町村とともに国や北海道などへ要望活動を行う各種期成会の業務などにつきましても、執務室を同じくしている新幹線・高速道路推進室などと連携、協力しながら取り組んでおります。

また、今年度に入ってから、国立小樽海上技術学校の存続に向けた要望、調整業務や、来年6月に施行される住宅宿泊事業法に基づくいわゆる民泊に関する業務のほか、本市の人口減少問題に係る国立大学法人小樽商科大学との共同研究に関する業務などが新たにふえております。

次に、企画政策室に配置している正規職員数につきましては、室長1名、主幹6名、主査7名、係員

2名の計16名であり、このほか統計業務担当の嘱託員を1名配置しております。

また、企画政策室における課題といたしましては、他の部局や関係機関などと連携、調整しながら新たに取り組まなければならない喫緊の事案が多く、それらへの対応に人や時間を割かれているため、将来の小樽のまちづくりを見据えた政策の企画立案について、腰を据えて取り組むには十分な体制になっていないことが挙げられるものと考えております。

次に、企画政策室の組織体制につきましては、本市のまちづくりの所管については、平成16年度の組織改革で企画部からまちづくり部門を建設部に移管し、建設部を中心に十数年間滞りなく業務が遂行されており、公共交通については、平成28年に、まちづくりと公共交通を一体的に取り組むことを目的に、建設部に公共交通担当を配置したところであります。

平成30年度の組織改革では、これらの業務を企画政策室に移管する場合、部への昇格や人員配置などの体制強化、執務室の確保などの解決すべき課題に時間を要することから見送ることといたしました。

次に、市民の意見を聞く姿勢になっていないのではないかと御指摘につきましては、このたびのパブリックコメントは、組織改革案を固めた状態で提案するより、固まる前の状態のほうが意見を取り入れることが可能との判断から、条例案を提案する第4回定例会の前の9月に実施したものであります。

次に、こども未来部の名称の検討内容につきましては、こども未来部で所管する予定であります課の構成、業務内容などが部の名称に適しているかどうか、また、北海道他市の組織名称などを参考にしながら検討したものであります。

なお、パブリックコメントで、部の名称をもっと具体的にとの御意見がありましたが、各課の名称で具体的なものを予定していることから、課を束ねる部の名称としては当初の案である、こども未来部を考えております。

次に、平成16年度と平成20年度の削減人数と削減金額につきましては、平成16年度の削減人数は35名、削減額については不明ではありますが、現在の給与水準に換算いたしますと約1億9,000万円であり、平成20年度の削減人数は61名、削減額は約2億8,000万円であります。

次に、組織改革に伴い人件費がふえることにつきましては、平成30年度の組織改革では、部の編成数は一部ふえるものの、部長職については、派遣している北しりべし廃棄物処理広域連合と社会福祉協議会の部長職を次長職に切りかえることにより、全体の部長職は1名減にするなど抑制に努めておりますが、総体として6名の増員となる見込みであります。

いずれにいたしましても、目に見えるような形では経費の削減には大きくあらわれてきませんが、市民にわかりやすく、かつ行政サービスの質の向上にはつながる組織の見直しであり、結果的に業務の円滑化や効率化が図られ、相応の効果が見込まれると考えております。

これらにより人件費がふえることにはなりますが、組織の基盤を構築するためには先行して投資する必要があり、この投資は無駄ではなく、組織が効率的に稼働することにより、最終的には市民サービスの向上につながるものと考えております。

次に、職員の人件費の削減につきましては、組織改革を実施する平成30年度においては人件費が増加する見込みですが、新たな組織体制においても、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に引き続き事務事業の見直しを行うとともに、人員配置の適正化に努め、時間外勤務の抑制を図るなど、人件費を含め総体的な経費の節減に努めてまいりたいと考えておりますので、現時点においては、以前実施したような給料月額独自の削減は予定をしております。

次に、今後のスケジュールにつきましては、現在、室、課の編成や執務室の移転などについて協議を進めており、来年1月には各課の所管に関する事務分掌規則の改正作業を行うこととしております。最

終的には平成30年第1回定例会において、各部から提案のあった76項目についての結果を報告したいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 3項目め、財政問題について伺います。

先月終了した決算特別委員会において、我が党を初め4党派一致により、平成28年度一般会計歳入歳出決算は2年連続で不認定となりました。そして、過日行われた今定例会初日の本会議において、全議員による採決でも、やはり一般会計歳入歳出決算は賛成多数により不認定となりました。

我が党が不認定とした理由は、斉藤議員が行った不認定の賛成討論にもあったように、実質収支は黒字となったものの、単年度収支は4年ぶりの大幅な赤字となり、さらに財政調整基金への積み立てを差し引いた実質単年度収支においても3億円近い赤字を出すなど、歳入の落ち込みは想定内のことであったにもかかわらず、必要な歳出の抑制を行わないまま漫然と赤字財政を増大させたことは重大な責任があると判断したからです。

このような判断のもと、平成28年度一般会計歳入歳出決算が不認定となったことについてどのような見解をお持ちなのか、お聞かせください。

先日、財政部より、平成30年度を初年度とする中期財政収支見通しについて説明を受けました。この中期財政収支見通しは、小樽市の財政運営を検討するための今後の手がかりとなるものですが、説明を受けながらとても暗い気持ちになったのは私1人だけではないと思います。なぜなら、今回の中期財政収支見通しでは大幅な財源不足が見込まれ、財源不足の補填のため、平成29年度の現計予算においても17億円を超える財政調整基金の取り崩しを行ったとあったからです。

財政調整基金は、平成16年度以降取り崩して残高はゼロになっていましたが、平成22年度決算で黒字となり、23年度からは再び財政調整基金への積み立てが行えるようになりました。そして、平成28年度については財政調整基金の取り崩しはせずに済みましたが、29年度においてなぜ一気に17億円も取り崩さなければならなくなったのか、その理由についてお聞かせください。

また、説明では、17億円余りを取り崩すことにより、財政調整基金の残高は減り、昨年示された10億円の収支改善を同様に行ったとしても、平成32年度には財政調整基金は枯渇してしまうとのことでした。したがって、市では、新年度予算編成までに4億円程度の収支改善策を講じると言っていますが、具体的にどのような改善策を考えているのか、お示してください。

また、平成30・31年度においては6億円の改善は最低目標とおっしゃっていますが、同じくどのような改善策を考えているのか、お示してください。

ともあれ、市の財政を立て直すには、歳入をいかにしてふやし、歳出をどう抑えていくかということに尽きると思いますが、中期財政収支見通しを見ても、どうやって歳入をふやし、どうやって歳出を抑えるのかという具体性に欠けておりますので、御説明願います。

なお、今後の財政健全化に向けた取り組みの中で、歳入増、歳出削減への対応として、平成30年度の予算要求は、対29年度第3回定例会補正後、予算比マイナス2%に設定すると言っておりますが、このマイナスを決定した理由についてお聞かせください。

本年9月に報告があった財政の概況によれば、28年度決算においては、昨年に引き続き、健全化判断比率及び資金不足比率の全てが早期健全化基準や経営健全化基準を下回りましたが、財政力指数は

0.429と昨年より若干好転したものの、道内主要都市10市の中では一番低く、標準的な行政サービスは依然として普通交付税に依存している状況であり、経常収支比率に至っては99.3%と、昨年度と比較し6ポイントも上昇し、相変わらず道内主要都市の中では一番高い数値で、政策的な事業に使える財源が乏しく、非常に硬直した財政構造であるとありましたが、経常収支比率の高いことについての御見解を伺います。

以上のような財政状況を踏まえ、財政部長名による平成30年度予算編成方針が10月30日付で各部室課かい長宛てに配付されたようですが、組織改革も予定されていることから、予算編成の基本方針の中で、部内において施策の優先度を徹底的に議論した上で事業の重点化を行うと打ち出されても戸惑いがあると思いますが、各部ではどのように予算要求をするのか、ヒアリング等も含めた今後のスケジュールをお聞かせください。

以上で3項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、決算が不認定になったことへの見解についてですが、平成28年度においては、地方交付税では、国勢調査人口の置きかえに伴い想定を超える減少があったことや、地方消費税交付金では、国から示された伸び率で積算した予算額と実際の交付額に乖離が生じたことなどから歳入が減少をいたしました。その中にもあっても、住民のための必要な施策、事業の着実な推進を図った結果、実質単年度収支は赤字になったものであります。

しかしながら、住民のための必要な施策、事業の着実な推進と持続可能な財政運営の構築の両立は必要でありますので、安定した財政運営を行っていくために、中期財政収支見通しでもお示した歳入増を図りつつ、歳出全般にわたり徹底した見直しによる収支改善に努めていきたいと考えております。

次に、中期財政収支見通しについてですが、まず、財政調整基金が平成29年度においてはなぜ17億円も取り崩さなければならなかったかにつきましては、本市の財政構造は、毎年の予算編成においては多額の財源不足が見込まれ、財政調整基金などによる財源対策を行わなければ収支均衡予算が編成できない状況が続いております。

そうした中、とりわけ平成29年度においては、歳入では、人口減少に伴う地方交付税の減少に加え、地方消費税交付金も減額が見込まれ、歳出では、後期高齢者療養給付費市負担分や、障害福祉など扶助費の増額等があったため、収支均衡を図る上で、財政調整基金から約17億円を取り崩すこととなったものであります。

次に、新年度予算までに講じるとしていた4億円と、平成31年度における6億円の収支改善策につきましては、平成29年度予算における収支改善策は、現時点では不用額による対応が主なものと考えておりますので、現在見込まれる歳入歳出の決算見込み額を各部に照会し、歳入の増減や不用額の把握に努めているところであります。

また、平成30年度以降につきましては、歳入の増を図りつつ、徹底した見直しにより歳出の削減に取り組む、目標額を達成できるよう努力してまいりたいと考えておりますが、とりわけ長年本市が抱えていた財政運営上の課題について、解決に向け前進する動きも出ておりますので、それらにつきましても収支改善に寄与するものと認識をしております。

次に、中期財政収支見通しの具体的な歳入確保と歳出削減につきましては、中期財政収支見通しは、持続可能な財政運営を計画的に行っていくため、現在見込まれる一定の条件のもとで今後の財政運営を検討するための手掛かりとなるものであり、収支の改善策への取り組みについても、横断的かつ効率的な徴収体制の実施など一定程度その中に示しておりますが、さらに踏み込んだ歳入増や歳出削減が必要だと認識をしており、改めて日常業務に無駄がないかの検証を促しております。

いずれにいたしましても、平成30年度予算編成の状況を見きわめる必要があるとは考えておりますが、今後、全職員が一丸となって財政健全化を推進するための何らかの方策が必要であると考えております。

次に、平成30年度予算要求の基準の額をマイナスに設定した理由につきましては、中期財政収支見通しでお示ししているとおり、平成30年度の予算編成においても多額の財源不足が生じる見込みとなっており、歳出の削減を図らなければ収支均衡を維持できないことから、各部からの要求は、一部の経費を除きマイナスに設定したものであります。

次に、経常収支比率が高いことについての見解につきましては、経常収支比率は財政構造の弾力性を示す数値であります。本市の財政構造は、歳入では市税等の自主財源に乏しく、また歳出では扶助費を初めとする義務的経費の占める割合が高いことから、硬直した財政構造であることが示されていると考えております。したがって、経常収支比率が高いことにより、政策的な予算に十分な配分が難しくなりますので、一般財源の確保と経費の縮減を図りながら、その改善に向け努力をしてみたいと考えております。

次に、各部における予算要求とヒアリング等も含めた今後のスケジュールにつきましては、組織改革が実施される、されないにかかわらず、非常に厳しい財政状況であることを市役所全体の共通認識としておりますので、予算要求に当たっては、予算編成方針に基づき各部において必要な施策を十分に検討した上で予算要求書を作成することとしております。

なお、スケジュールといたしましては、予算要求書を財政課に11月末までに提出いたします。その後、12月に財政部長ヒアリングを行い、1月の市長ヒアリングを得て、2月に当初予算案として議会に提出する流れとなっております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

**○9番（松田優子議員）** 4項目め、結核の集団感染について伺います。

先般、市内医療機関で発生した結核の集団感染について、その後の経過報告がなされました。その報告によると、7月3日に行われた1回目の発表より感染者も発病者も増加しています。第3回定例会の代表質問で我が党の千葉議員が、当初の患者12人のうち10人が発病し、2人が感染したことに対し、これ以上の感染拡大はないのかと質問しましたが、それに対し、新たな拡大はないものと考えていると答弁されています。

それなのに、今回の報告では、患者数が26名ふえて38名となり、発病者は16名ふえて26名になり、感染者は10名ふえて12名になっています。その理由は、専門家からもっと調査範囲を拡大するようと言われたため、対象範囲を、入院したことのある患者約3,000人と職員約400人と広げたことにより、その中での接触状況から194人を健診対象としたと報告されていますが、当初の健診対象者130人はどのように決定したのか、お示してください。

なお、今回の報告によりふえた発病者、感染者は、当初の健診対象130人の中から発見されたのでしょうか。それとも、新たに健診対象者に加わった194人の中から発見されたのでしょうか。もし調査対象をふやしたことにより患者数がふえたというなら、専門家が対象範囲を拡大するように進言していなかったなら、知らないうちに患者数がふえることになりかねませんでした。そうなると、当初の認識が甘かったことになるのではないかと思います、その点についてお聞かせください。

また、今後の見通しの中で、新たに市民等に感染が広がることはないと言っていますが、感染の可能性のある人を把握したものの、健診については半数以上が未受診や結果待ちということで、結核は発病までの潜伏期間が半年から2年と言われているので、今後の受診によりさらに患者がふえることはあり得るのではないかと思います、その点についての認識を伺います。

保健所の報告では、新たに市民等に感染が広がることはないということでしたが、新たに調査対象をふやした3,400人以外からはもう感染者が出ないという意味なのでしょう。つまり、今回、結核発病者と接触の可能性のある194人に対し、発病の可能性のある2年間にわたり経過観察をしていくので、この方々の範囲内で終息するという意味なのか、お答えください。

なぜなら、しっかりとした定義を言わなければ、市民の皆さんも不安を抱きかねないからです。報告では、結核菌は感染してから発病までの潜伏期間は半年から2年間と言われているため、少なくとも2年間様子を見続けると言っていました、千葉議員の質問への御答弁の中で、高齢者の発病は、若いころに結核に感染した場合、加齢や病気により免疫が低下し発病するものと述べておられましたが、そうなると、今感染していても発病していないと、終息宣言されても高齢になってから発病するかもしれないので、2年を過ぎた後も観察が必要かと思いますが、御見解をお聞かせください。

なお、病院名の公表についてですが、このことはさきの定例会でも問題になっていましたが、このたびの報告の際にも、感染に不安がある人は保健所に相談をと述べていながら、病院名さえ明らかにしないままこのように言うことについて違和感を覚えます。7月の市内の病院で結核発病者が出たとのテレビのニュースを見て、もしかして自分がかかっている病院ではないかと不安を抱いて私に相談された市民の方もおられました。今後、施設名を公表するか否かの基準を明確化する必要があるのではないかと考えます。

保健所の感染症対策実施要領では、保健所長が必要と認めるときとなっていますが、現在保健所長が不在であり、その間の事務取扱は市長になっています。集団発生がわかった翌日の記者会見の中でも、市長は、これ以上感染拡大はないと思っていますので、公表は必要ないと記者の質問に答えていました。しかし、健診対象をふやした結果、発病者がふえ、市民に不安を抱かせたのですから、市長に全く責任がないとは言えません。今後は病院名を公表する基準を明確にしていきたいと思いますが、御見解をお聞かせください。

結核に対する治療費については、感染症法による公費負担制度があると伺っています。そのため、このたびの結核集団発生を受け今定例会で補正予算が組まれています、制度の説明と、このたびの補正予算1,000万円の算出根拠を示してください。

いたずらに市民の皆様にご不安を与えるつもりはありませんが、さきの第3回定例会での千葉議員の質問に対し、小樽市の結核罹患率については、全国、全道より高く、新規登録患者に占める65歳以上の割合も高い状況と御答弁されています。今後も、予防策、感染拡大防止策などについて、市民や医療機関への周知啓発をしっかりと行っていただきたいと思います。

以上で4項目めの質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) ただいま、結核の集団感染について御質問がありました。

まず、当初健診対象者130人はどのように決定したのかにつきましては、国の手引に基づき、患者と接触のあった方733人を調査対象とし、その中から、接触時間などにより健診対象者を決定いたしました。

次に、今回の発病者、感染者の発見につきましては、当初と新たな健診対象者の両方から発見されたほか、小樽市結核集団感染対策委員会が健診対象者を決定する前に、集団感染発生医療機関が院内感染対策として実施した職員の健診からも発見されております。

次に、当初の認識が甘かったことになるのではないかとしましては、本市では、当該事例を本年6月30日に集団感染事例と判断したことから感染対策委員会を設置し、国内における結核対策の中核機関である結核予防会、北海道、札幌市の専門家の御支援をいただき現在に至っております。

感染対策委員会では、感染の原因を特定するため過去にさかのぼり調査した結果、新たな患者及び感染者を発見することができました。このたびの集団感染は一般的に想定される事例をはるかに超えたものでありますので、本市だけの調査では不十分であったものと認識をしております。

次に、今後の受診により患者がふえることがあり得るかにつきましては、感染対策委員会が感染リスク者を健診対象者として決定した上で健診を実施しており、その中においては患者はふえることもあり得るものと考えております。

次に、現対応で集団感染が終息するのかにつきましては、感染対策委員会が調査した3,400人は、結核の発生状況から当該医療機関の中で感染リスクがある病棟を特定し、そこにかかわりのある患者及びその職員を対象としたものでありますので、それ以外の方につきましては、この集団感染による結核の発生はないものと考えております。

感染対策委員会は、感染症法を根拠とする健診対象者194人と、当該医療機関が院内感染対策として実施する職員健診の対象者について、今後も引き続き健診を実施し、感染拡大防止に取り組んでまいりますので、本市といたしましては、このたびの集団感染事例は終息するものと考えております。

次に、感染者は2年を過ぎた後も観察が必要ではないかとしましては、感染者は標準的には、発病の有無を確認するため2年間にわたり健診を受けることとなっております。しかしながら、今回の集団感染事例では、感染対策委員会の開催の都度、健診結果を評価し、検討していくこととしておりますので、状況によっては2年を超えることもあり得ます。

次に、医療機関名の公表基準につきましては、本市を含め北海道や道内保健所設置市においても、統一的な明確な基準が定められておりません。医療機関名の公表につきましては、地域によって差が出ないように、道内において統一した基準が望ましいものと考えます。本市といたしましては、基準の明確化について、北海道や道内の保健所設置市と相談をしながら検討してまいります。

次に、感染症法による公費負担制度と補正予算の算出根拠につきましては、まず公費負担制度につきましては、結核患者の経済的負担を軽減するために、感染症法第37条及び第37条の2に基づき、結核の治療費の全部または一部を国と小樽市で負担する制度です。対象となる治療費は、感染を広げないために入院が必要な場合の入院治療に要する医療費、入院を必要としない場合の通院治療に要する医療費となります。

補正予算の算出根拠につきましては、当初予算額と今回の結核の集団感染の発生による入院治療 17

件、通院治療133件の増を見込んだ決算見込み額の不足分で、入院医療費914万6,000円、通院治療費85万4,000円の合計1,000万円となっております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、5項目目の質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

**○9番（松田優子議員）** 最後に、人口減少対策について伺います。

今、小樽での最重要課題は、何といたっても人口減少対策であると思います。一部を除いてどこの自治体でも、どうやって人口をふやすかというより、どうしたら人口減に歯どめをかけられるかで悩んでいます。この問題については、私はもちろん、また、ほかの議員も取り上げ、質問もされてきましたが、先ほど質問させていただいた財政問題にも大きく、そして深くかかわってきますので質問させていただきます。

少子高齢化は学校の統廃合問題にも関係します。先月も2校の小学校で統廃合による閉校式が行われ、来年2月にはさらに2校の小学校が閉校式を迎える予定になっています。また、ある友人は途中で小学校を転校していますが、最初に入學した小学校も、転校した小学校も、ともに閉校してしまったと嘆いていました。

また、学校の統合問題は、小樽市の場合、小・中学校にとどまりません。先日2年ぶりで高校のクラス会が行われたので参加しましたが、実は私たちの母校が3年後には別の高校と統合され閉校になるという話題になったとき、市外から参加した同級生には知らなかった人も多く、聞いた途端絶句してしまいました。同級生の中には、自身が卒業した小学校も中学校も閉校になっており、今度は高校までもとショックを隠せないでいました。

市議会では先般、常任委員会ごとに先進都市の視察が行われましたが、私が所属する厚生常任委員会では、京都府京田辺市と大阪府箕面市に行ってまいりましたが、何と両市ともに人口がふえていると伺い、皆、驚くやら、うらやましく思うやら、とても感慨深い思いで小樽に帰ってきました。

京田辺市はことし市政20周年を迎えましたが、担当してくださった方の説明によりますと、周辺町村が合併して市になったわけではなく、合併なしに人口の自然増により市になったそうで、今でも人口がふえているといい、箕面市は、大阪府では人口減少に入っているにもかかわらず人口が増加しているといいます。

そして、両市に共通しているのは、周辺の大規模都市と30分程度でつながっており、交通網がしっかりしているなど交通の利便性に恵まれているということでした。人口問題と交通の利便性は切っても切れない関係であると私は実感していますので、このことについての御見解をお伺いいたします。

また、両市におけるもう一つの共通点が教育環境でした。京田辺市では、国家プロジェクトである関西文化学術研究都市の入り口となっており、大学から中学校までの一貫校があり、2万人近い学生、子供があふれている場所だといいますし、箕面市では、子育てしやすさ日本一を目指して教育施設に力を入れており、地域限定で小中一貫教育を進めているといいます。このように、教育環境も人口問題と密接につながっていることに対する御見解をお聞かせください。

小樽市では、この人口減少問題に取り組むべく、平成26年より、各界の意見を聞くとともに、必要な対策を検討する人口対策会議を立ち上げ、会議を行っています。その会議録を読ませてもらうと、いろいろな分野の方だけに、それぞれの立場で提案されています。

そこでまずお伺いいたしますが、委員会の名簿を見ますと、年度によって委員の人数が違いますし、

連続して同じ所属団体から委員になっている人もいれば、年度によって構成団体が違う場合もありますが、委員の選出方法についてお聞かせください。

28年度第4回の会議で、ある委員から、すぐできることと、中長期で検討しなければならないことがあると思うが、すぐできることはないのかとの意見がありました。大事なことは、出された意見をどう市政に反映させていくのかということです。小樽市人口対策会議の議事録は関係各課に提供され、担当部署へは伝えていとされていますが、この会議で出された意見で既に市政に反映されたものがあればお示しください。

この人口対策会議は年3回程度開催されているようですが、これと相対する形で、市の部長以上で構成される人口対策庁内検討会議がありますが、こちらはどのような頻度で開催されているのでしょうか。

11月22日に小樽市と小樽商科大学では共同記者会見を開いて、小樽の人口減少の要因と対策を探るべく、12月から共同研究を本格化させるとありました。市では既に小樽市人口対策会議が設置されていますが、この会議との違い、小樽商科大学と共同研究をすることになった経緯について説明してください。

共同研究では、12月以降、小樽市民のみならず札幌や首都圏の住民にアンケートを実施するとありますが、これについては、本年3月に開催された平成28年度の第4回人口対策会議の席上で、小樽市総合戦略のパブリックコメント実施結果を受けて、ある委員が小樽に移住してきた方からと思われる意見を取り上げて、外から小樽を見ると気づくことがあるかもしれませんねとおっしゃったように、大事な視点であると思います。

そこで伺いますが、アンケートを実施するに当たって、市内向けと市外向けのアンケート内容、配布の仕方、配布時期など、その実施方法についてお聞かせください。

そして、アンケート結果をもとに複数の観点から分析し、来年3月末には研究報告書をまとめる予定とのことですが、どのような形で活用するのか、お聞かせ願います。

この人口対策に対しては、先ほど述べた市民公募を含め、学識経験者など各界から意見を聞く小樽市人口対策会議、そして市の部長以上の職員で構成される人口対策庁内検討会議に加え、このたびの小樽商科大学との共同研究がありますが、それぞれの機関で出された意見については、各機関に共有されるのか、お聞かせください。

ともあれ大事なことは、ただ漠然と人口対策会議等から提言があったものを取り入れるだけではなく、市のトップ自身がしっかりとしたビジョンを持ち、これはいつまで、このことはいつまでと具体的に目標年次を明確にした上で対策を講じなければ、市民からいただいたお役目を果たすことにならないと思いますが、いかがですか。

人口対策会議の議事録を読み返した中でも、感動的な意見もたくさんありました。ある委員の中に、これまでに12カ所の転勤を経験した方がおり、小樽には4年間住んだけれども、住みやすいという点では一番だと述べておられました。また、先月行われた小樽市議会「市民と語る会」に参加された市民の方から、小樽は災害が非常に少ないまちなのだから、もっとアピールして移住促進を図るべきだという意見もありました。

ともあれ人口対策はすぐに結果が出るものではありませんが、この人口減の問題解決が、財政問題しかり、まちの活性化等、全部につながっています。これからもしっかりと議論を重ね、それこそ改善すべき点はしっかりと改善を重ね、少しでも住みよいまちにしていきたいと思います。

以上、全ての項目に再質問を留保し、私の代表質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) ただいま、人口減少対策について御質問がありました。

初めに、人口と施策との関係についてですが、まず、人口問題と交通の利便性との関係についての見解につきましては、通勤通学や日常生活における交通の利便性は、人口問題にとって重要な要素の一つであると認識しております。

本市は札幌市までJRで30分程度の位置にありますが、人口は減少しているため、議員視察先の2市との住環境や施策などの違いについて、比較検討してまいりたいと考えております。

次に、教育環境と人口問題の関係についての見解につきましては、子育て世代が居住地を検討する要件の一つとして子供の教育環境は重視されるものと認識しており、重要なものだと考えております。これまで子供の子育て環境の充実に向けては、小樽市総合戦略において、樽っ子プライド育成プロジェクトとして学力向上の取り組みを行っておりますので、これにより子育て世代に選ばれるまちにまいりたいと考えております。

次に、人口対策会議についてですが、まず人口対策会議の委員の選出方法につきましては、人口対策はさまざまな分野が関係していることから、各界各層からの御意見を聞く必要があると考え、毎年度、産学官金労言の関係団体から推薦をいただいているほか、市民公募をしております。

次に、人口対策会議で出された意見の市政への反映につきましては、委員の皆様からは、人口減少対策の指針である総合戦略の策定、改訂及び進捗管理において、さまざまな御意見をいただいているところであります。この総合戦略に基づき本市の人口対策を行ってきているところでありますので、人口対策会議で出された御意見は市政へ反映されているものと考えております。

次に、人口対策庁内検討会議の開催頻度につきましては、平成26年度及び27年度は各3回、28年度は4回、29年度はこれまでに1回開催をしております。

次に、小樽商科大学との共同研究についてですが、まず、人口対策会議との違いと共同研究を行うこととなった経緯につきましては、人口対策会議は、民間の方と認識を共有しながら、今後、人口対策としてどのような方向性をもって進めていくのかを検討することを目的に設置をしたものであり、共同研究は、小樽市の人口減少要因について、科学的、学術的な手法を用いて調査、分析をし、その対応策を検討するものでありますが、人口対策については、両者を車の両輪として進めていくべきものと考えております。

また、共同研究を行うこととなった経緯につきましては、人口減少に歯どめがかかっていない現状であり、具体的な減少要因をさらに分析する必要があるため、包括連携協定を締結する小樽商科大学へ協力をお願いしたものであります。

次に、アンケートの内容や実施方法などにつきましては、現在、アンケート項目を検討している段階であり、詳細についてはお示しすることができませんが、基本的には市内と市外で異なる内容を考えており、生活環境などについては市内外の比較を行うため同じ質問となる見込みであります。

また、配布方法につきましては、市内は郵便で、市外についてはインターネットでの調査会社を活用し、準備が整い次第アンケートを実施いたしますが、その時期については、今月下旬から1月上旬を想定しております。

次に、研究結果の活用につきましては、平成30年度以降での施策実施を検討するほか、総合戦略の改訂や現在策定作業中の次期総合計画への反映に活用してまいりたいと考えております。

次に、人口対策会議、人口対策庁内検討会議及び小樽商科大学との共同研究で出された意見等の共有につきましては、まず、人口対策会議と人口対策庁内検討会議との関係は、人口対策庁内検討会議の検討結果を人口対策会議にお諮りし、その会議の結果を再度人口対策庁内検討会議で施策への反映を検討するなど、相互に情報共有を行いながら進めてきているものであります。

また、現在行っております共同研究の結果などについては、これらの会議で情報共有を行い、研究結果についての御意見をいただき、施策実施に向けた検討を行ってまいります。

次に、人口減少対策に対するビジョン等につきましては、これまでも公約に基づき、子育て支援や高齢者に対する施策を充実させ、また、小樽市総合戦略においても、向かうべき方向性を基本目標として定め、人口減少に歯どめをかけようと周産期医療体制確保のための取り組みなど、各種施策を実施してきております。

公約においては、現状では実現に至っていないものもありますが、今後とも実施に向けて全力で取り組み、目標年度については明確にはできませんが、できる限り早急に実施してまいりたいと考えております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 9番、松田優子議員。

**○9番(松田優子議員)** 御答弁をいただいた中から何点が再質問させていただきます。

まず、市長の責任のとり方についてであります。これは先ほど横田議員からも質問がありましたけれども、やはりこのことについては重複して質問するという事は、いかにこれが大事なかということが明白であると思います。先ほど、反省している点は反省し、また改善すべき点は改善している点について具体的に述べてくださいと言いましたが、やはり聞いていても曖昧なような感じがいたします。

先ほど責任のとり方ということで、副市長と市長の賛成数が多かったか、少なかったかという議論も先ほどありましたけれども、そんな、多かった、少なかったという問題ではなくて、こういうことになったと。例えばもし市長が副市長より数が多かったなら責任をとるのかという問題にも派生してくると思いますが、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

それと、減給条例案についてですが、他市の状況、どのような事例があったのかということ先ほど質問したところ、懲戒免職をしたところを引用したということなのですが、この懲戒免職をしたということと今回の市長のいろいろ条例違反をしたことを比較すること自体おかしいのではないかとこのように思いますが、この点についてもう一回お聞かせ願います。

次に、企画政策室の現状ということ先ほど聞きましたが、業務を聞きますと、確かにたくさんのごことが、それだけ大変な企画政策室だと思いますが、それであるがゆえに、しっかりとしたまちづくりをしていくためには、やはり企画政策室が一元化した中でやっていかなければならないのではないかと思いますが、この点についてもう一度お答えをお願いいたします。

次に、どうやって歳入をふやし、どうやって歳出を抑えていくのかという具体性に欠けておりますので説明願いますというふうな質問をさせていただきましたが、先ほどは、30年度何をやるのかまだはっきりしていないようなことをお答えしていましたが、この点やはり大事なことで、もう一度お願いいたします。

次に、結核予防についてですが、国の手引によって130名としました。それで130名を対象にしたということなのですが、その中でまた見識者からもう一度対象を広げなさいということで、194名ふえた結果、両方から発生したということになると、前回の答弁の中で、もう感染がふえなかった、感染することはないというふうに答弁されていましたが、先ほど言ったとおり、対象をふやしたことによって両

方から発生したということになると、もししていなかったらどうだったのだろうかとか疑問に思います。この点について、やはり見識が甘かったのではないかというふうに思いますが、この点についてもう一度お聞かせください。

そして、病院名の公表についてですが、明確にする基準はないが、統一した基準を今度は北海道やほかの自治体と相談して検討していきたいということで御答弁されていましたが、やはりこれは大事なことです。いつまでそういう検討をするのか、きちんと早急にしていただきたいと思いますが、この点についてお聞かせください。

それと、公費分担制度があるということで、ことしは患者がふえたことによって補正予算を組んだということですが、先ほど2年間にわたって考えていかなければならないということでしたので、来年の30年度の予算については、このことも踏まえた上で予算要求をしているのかどうか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

次に、人口減少対策ですが、先ほど、京田辺市と箕面市について比較検討していくという話ですが、これについても具体的にいつやるのか。先ほどの報告の中で、横田議員の質問の中で、全国市長会やそういうところに質問するという中で、いつまでするのかということが明確でなかった部分、ただ単に言葉だけではなくて、そういうような検討をするということを言うのであれば、具体的にいつやるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

そして、人口対策会議の中で、この会議で出された意見で、既に市政に反映されたものがあればお示しくださいと質問したのですが、この点についてお答えがなかったように思いますが、その点についてもお聞かせください。

あと、アンケート調査についてですが、3月末までになっていますが、この共同研究は3月までと一応なっておりますが、この状況によっては4月以降も延びるのかどうか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 松田議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外には、各担当部長から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは、最初の御質問について答弁させていただきたいと思います。

責任のとり方の中で、御質問されたのは、票数が多いか少ないかによって責任のとり方が変わったのかということをお聞きになられたのではないかなと思うのですが、副市長と私の票数が多いか少ないかでの考え方は、私自身はこのたびにおいては持っておりません。基本的な考え方は、先ほど述べさせていただいた考え方、たとえ票数がどちらが多いかにかかわらず、このように考えているというところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 私から何点かお答えいたします。

まず1点目ですけれども、減給条例にかかわって、なぜその他都市を選んだのかということですが、これにつきましては、第3回定例会におきまして提案いたしました10%1カ月減給というものが、皆さんの議会議論の中で、これは軽過ぎるというような議会議論がございましたので、それを踏ま

えまして、他都市の例を参考にして今回提案させていただいているということでございます。

それから二つ目、企画政策室の関係ですけれども、こちらはしっかりと腰を据えてまちづくりに取り組んでいくということで考えますと、やはり今提案させていただいている組織改革、この組織改革におきましても、現在、皆さんにも御説明しておりますが、結果的に6名の人員増ということがうたわれております。

そういったことで、もしこれを企画政策室に持ってくるということで、将来的なまちづくりのビジョンと申しますか、そういったものを思い描いて対応していくということになりますと、やはり現状よりも一定程度人員配置の増ということも想定されますので、そういったことで申しますと、今想定している組織改革に加えてさらなる人員増を招くということもありますので、それからまた、もちろん答弁しておりますとおり執務室の問題等もございます。そういったことで、今回につきましては、もう少し様子を見て検討してまいりたいと考えてございます。

それから、視察先の関係で、京田辺市等についての比較検討を具体的にいつからやるのかというお問い合わせでしたが、これにつきましては、現在、資料等も少し集めてきている状況でございますので、具体的に何をやるかというのはその資料を確認した上でということになりますけれども、できるだけ早く比較検討に取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、人口対策会議の中で既に市政に反映されたものがあるかということでしたが、この人口対策会議の中では、人口問題ですので、総合戦略にかかわっているいろいろと御意見をいただいております。そういった中で、K P Iのことですとか、あるいは創業支援の助成の関係ですとか、あるいは周産期医療の協議会を立ち上げたほうがいいのではないかと申したようなことが意見としては出ているのですけれども、実はこういったことにつきましては、市内部でもそういったことについて検討しております、直接それが、人口対策会議から出たものが反映されてそうなったということではないのですけれども、時期的なものもありまして、ただ、そういった御意見はいただいておりますので、総合戦略の中でということでございますと、そういった御意見をいただいているというふうに考えてございます。

それから最後に、商大との人口問題の関係で、一応年度末まで、3月までということになってございますけれども、これにつきましては、できるだけ年度末までということと考えてございますが、実際に共同研究を進めていく中で、もしかしたら3月末ではどうしても結果が出ないとか、あるいはそれに対する施策が出ないというようなことになりましたら、それについてはそこで打ち切りということではなくて、今、議員がおっしゃるように、新年度にずれ込んでさらにやっていただくということも可能性としてはございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 財政部長。

**○財政部長（前田孝一）** 私から、中期財政収支見通しに関する再質問にお答えいたします。

どうやって歳入をふやして、どうやって歳出を抑えるかという、具体的なことではございますけれども、私どもは今、先般お示しました中期財政収支見通しの中で、一定程度現在考えられる収支改善策についてはお示したつもりでございます。

ただ、当然、それだけで収支が改善していくというふうには思っているわけでもございませんので、そこで先ほど30年度予算との関係というお話がございましたが、先ほど横田議員の再質問でもお答えしましたけれども、30年度の予算の状況を見きわめた中で、今後さらに踏み込んだ何らかの方策、健全化に向けた方策というのが必要であるかどうかの検討をしていかなければならないというふうに考えてございますので、その中でさらに踏み込んだ歳入増なり歳出削減の検討をしていきたいというふうにご

てございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 保健所次長。

**○保健所次長（犬塚雅彦）** 私からは、結核についての再質問ということで、松田議員の再質問にお答えさせていただきます。3点あったかと思えます。

まず1点目につきましては、要は、感染者がふえた、発病者がふえたことにつきまして、認識が甘かったのではないかというお尋ねかと思えますけれども、先ほども市長から答弁させていただきましたとおり、私どもとしては、国で定めた手引にのっとって733人を対象として調査し、その中から接触時間を当時勘案しまして130人に絞って調査してきたわけでございます。

以前にもお話ししましたが、集団感染ということで遺伝子が全て一致しましたので、その時点で感染対策委員会を立ち上げ、国の専門家、北海道の専門家、札幌市の専門家をお願いしまして、対策を新たにしたところでございます。

したがって、その対策委員会の調査につきましては、国の手引を超えた調査手法を御教授いただきながらやってまいりました。したがって、私どもとしては、まずは国のルールに従ってきちんとやってきたつもりでございまして、認識について甘かったわけではなくて、我々の技術レベルが低かったということで、今回幸いにして、7月3日に発表させていただきました、患者から現在広がることなく、さかのぼって調査したら新たに感染者、発病者が発見されたということなので、その部分については根っこからある程度押さえられて、健診対象者についても絞り込めましたので、今後はそういった感染拡大がないと思っていますし、もう一度言いますが、認識が甘かったということではなくて、我々の技術的なレベルが低かったということ、それについては十分認識していますので、今後、今回の事例でいろいろと支援していただいたことを念頭に置きまして、調査については、今回の調査報告も具体的に取り入れていきたいと考えてございます。

それから、2点目の病院名の公表につきまして、いつまで検討するのかということにつきましては、全道保健所長会という機会がございますので、その中でも相談していきたいと思えます。ただし、それは来年になると思えますから、今回、感染対策委員会の中に、幸い国の先生ですとか、北海道、札幌市の先生も入っていますので、その中でも公表についていろいろと提案して御議論いただきたいというふうに考えてございます。具体的にいつまでということにつきましては、この場で答弁することは非常に難しいと思えますので、御了解ください。

3点目、公費負担について、今回補正予算を計上させていただいてございますけれども、30年度につきましても2年間の健診を継続してやりますので、そういった予算要求については要求するような形で今考えてございます。

**○議長（鈴木喜明）** あと説明員の答弁はよろしいですか。

総務部長にお聞きしますが、先ほど人口対策会議で、松田議員が、人口対策会議を参考にして行われたものは何か、具体的にお示くださいというお話しでしたが、それについては、総合戦略について意見をもらったり、庁内の会議で検証して、いろいろ取り入れたみたいなお話をしましたけれども、具体的にどういうものを取り入れたのか、このことを聞いていると思えますので、その点をお答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 先ほども答弁したつもりなのですが、具体的に取り入れられた事業と

いうのではないのですが、意見としては、例えば先ほどお話ししたとおり、創業者支援の助成金と申しますか、補助金と申しますか、そういったものをつくったほうがいいのではないかとというような御意見ですとか、あるいは、周産期医療の関係の協議会を立ち上げたほうがいいのではないかとというような御意見が出ております。それについては、市でも実は同様のことを考えておりましたので、直接的にその御意見が出たのでそこに取り入れましたということではありませんが、そういった御意見が出ておりますので、そういった意味では市政へ反映と申しますか、総合戦略にかかわって出てきた意見でございますので、そういった意味での取り入れ方ということでお話ししたつもりでございます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、松田優子議員。

○9番(松田優子議員) 再々質問いたします。

今、再質問した答弁をいただきましたけれども、やはり全体を通して感じられることは、とにかく具体性がない、何らかの方法だとか、そのような言葉しか出てこないということが、非常に曖昧な抽象的な言葉が多過ぎるなということが全体的に感じられます。

それと、結核のことでお聞きいたしますが、先ほどふえたことについて、小樽市としては国のルールによってやった結果なので、ところが、ほかの方から、もう少し広げたほうがいいのではないかと申すことでやった結果、両方から出たということですので、では国のルールがやはり甘いのではないかなということも考えられるのですが、これについて、国の基準だとか、それから先ほど自分たちの技術のレベルが低かったというふうにおっしゃっていましたが、自分たちのレベルが低かったということと感染がふえたということは、これは重大な問題だと思いますので、この点についてもう一度、国のルールをもう少しやはり、今までの基準では甘いということではないかなと思うのですが、その点についてもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 保健所次長。

○保健所次長(犬塚雅彦) 松田議員の再々質問にお答えいたします。

国の手引に従ってやっていたということございまして、それが国の手引と申しますかルールがどうなのだろうかと申すお尋ねかと思っておりますけれども、国の手引については、患者ごとに発生したものを想定してございまして、集団感染対策につきましては、それぞれの特殊な事例がございますので、集団感染対策委員会を立ち上げて、そういったものに対応していくことという形で書いてございまして、国の基準については、それはそれで問題ないかと我々は考えてございます。

整理しますと、国の手引は患者1人に対しての接触者健診の手法ということが書いてございまして、集団感染については、別途対策委員会の中で、立ち上げて検討していくというようなことが書いてあります。

それから、技術レベルにつきましては、結局、国の手法でやっていたのは、我々が患者1人ごとに対して接触者健診を企画していたということが、結果として不十分だったということでございますので、今回、集団感染対策委員会の先生方から非常に高度な調査手法を学びましたので、今後は国の手引を基準としながらも、そういったことも視野に入れてレベル向上を図っていきたくと、そういうふうを考えてございます。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時21分

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **秋元智憲**

議員 **酒井隆行**

平成29年  
第4回定例会会議録 第3日目  
小樽市議会

平成29年12月12日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長
総	務	部	長	前	田	一	信	財	政	部	長
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	医	療
福	祉	部	長	日	栄		聡	建	設	部	長
消	防	長	土	田	和	豊	病	院	局	小	樽
教	育	部	長	飯	田	敬	事	務	部	長	立
生	活	環	境	部	次	長	中	田	克	浩	病
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	院
											長
											總
											務
											部
											長
											伊
											藤
											和
											彦
											犬
											塚
											雅
											彦
											保
											健
											所
											次
											長
											犬
											塚
											雅
											彦
											保
											健
											所
											次
											長
											犬
											塚
											雅
											彦
											保
											健
											所
											次
											長
											犬
											塚
											雅
											彦
											保
											健
											所
											次
											長
											犬
											塚
											雅
											彦
											保
											健
											所
											次
											長
											犬
											塚
											雅
											彦
											保
											健
											所
											次
											長
											犬
											塚
											雅
											彦
											保
											健
											所
											次
											長
											犬
											塚
											雅
											彦
											保
											健
											所
											次
											長
											犬
											塚
											雅
											彦
											保
											健
											所
											次
											長
											犬
											塚
											雅
											彦
											保
											健
											所
											次
											長
											犬
											塚
											雅
											彦
											保
											健
											所
											次
											長
											犬
											塚
											雅
											彦
											保
											健
											所
											次
											長
											犬
											塚
											雅
											彦
											保
											健
											所
											次
											長
											犬
											塚
											雅
											彦
											保
											健
											所
											次
											長
											犬
											塚
											雅
											彦
											保
											健
											所
											次
											長
											犬
											塚
											雅

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦  
庶務係 長 由 井 卓 也  
調査係 長 大 崎 公 義  
書 記 北 岡 尚  
書 記 眞 屋 文 枝

事務局 次 長 林 昭 雄  
議 事 係 長 柳 谷 昌 和  
書 記 石 澤 麻 由 美  
書 記 深 田 友 和  
書 記 河 崎 仁 美

**開議 午後 1時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、本日の会議を開きます。

本日の議事録署名議員に、酒井隆裕議員、中村誠吾議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第13号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

**○21番（川畑正美議員）** 日本共産党を代表して、質問いたします。

1項目め、市長の政治姿勢について、質問します。

次期総合計画についてです。

第3回定例会において、高野議員が審議会委員は市長と一緒に辻立ちされている方のような、市民が誤解を招きかねない方に委嘱するべきでないという質問に、副市長は、中立の立場に立って、公正・公平な立場で人選をしていくと答弁されました。審議会委員は決まったのでしょうか。また、委員の構成はどうなったのか。決まっていないのであれば、いつまでに決まるのか伺います。

スケジュールとして、12月中に第1回全体会議が開かれるのでしょうか。仮に1月中に第1回全体会議ということでは、十分な審議時間は保たれるのでしょうか。第6次総合計画と比べて、しっかりと担保されるのか伺います。

次に、小樽市債権管理条例原案についてです。

広報おたる12月号では、「ストップ！滞納～税負担の公平性を確保するために～」と、大見出しで滞納の対処、差し押さえを強引に実施する内容が掲載されました。広報を見て、市民に対する何と冷たい対応かと怒りの声が上がっています。税金や料金などの滞納は市民の公平性を欠くと強調していますが、市民の悪意から起きたのでしょうか。

そもそも、なぜ条例を制定しなければならないかということです。条例化することにより、放課後児童クラブ負担金や水道料金など、市民の生活に直接かかわる非強制徴収債権にも機械的、画一的、強制的な取り立てを進めるものです。これを今やらなければならないことなのでしょうか。森井市長は市民生活を破壊してでも徴収強化しようと考えているのでしょうか。お答えください。

管理条例原案には、納入資力があるにもかかわらず納入しない者に対して差し押さえ、強制執行等の措置をとるとあります。資力ある滞納者の見きわめの基準とは何か示してください。また、資力ある滞納者はどれほどと捉えていますか。滞納者の数、金額はどれだけあるのか。お答えください。

原案の概要では、債権回収のノウハウが不十分と言っていますが、徴収一元化のもとに、借金してでも払うべきというような信じられないことが行われていると聞いています。小樽市でも保険料を高額滞納している市民が、これまで毎月5万円の分割納付をしてきましたが、ことしから徴収一元化の担当に回され、2年間で支払えと言われ、納付相談もできない中で差し押さえが行われました。子供の腕時計まで差し押さえられたが、その後、返還された。体調を崩して病院に行きたいと国民健康保険担当者に申し出たが、徴収一元化の担当に回されて、はね返された。徴収一元化を進める中で、このような訴えを聞いているわけです。

これまで、社会保障として国民健康保険料の滞納者は、滞納金支払いに当たって相談もしてきました。各債権所管課の債権回収ノウハウが不十分と言いますが、徴収一元化になれば市民生活に対する

配慮が不十分なのではありませんか。市長の見解をお聞かせください。

全庁統一的な債権管理ルールを定めるとしてありますが、税と料金の徴収は異なります。地方自治体の役割は、憲法と地方自治法に規定されている福祉の増進です。公共の福祉を担うという本市の役割は、債権回収の分野でも市民生活を守るという視点が最大限尊重されなければなりません。

滋賀県の野洲市の債権管理条例では、滞納は生活状況のシグナルと捉え、市民生活を壊してまでは回収しない。滞納を市民生活支援のきっかけにすると、そういう方針で、滞納している市民の状態を総合的に把握し、生活再建の視点を踏まえ、生活困窮者への支援を行っています。困っている市民はみずから相談には来ない。この精神で、困っている市民を市役所から見つけ、市の情報を活用し、生活支援につなぐ頼りがいのある行政づくりを進めているわけです。市民生活の安定こそが今後の長期的な納付意欲の向上につながると捉えています。野洲市の精神を学ぶべきです。

債権管理条例原案には、滞納者が抱えた実態とともに解決する体制と市民生活を守るという視点が欠けているのではありませんか。お答えください。

各債権を一体で徴収することで、料金の滞納より税の滞納を優先させることになるのではないですか。見解を示してください。

非強制徴収債権の放棄について、市債権は時効を援用すれば議会の議決は不要で権利は消滅できるのではありませんか。

また、公債権は5年で時効となり、権利も消滅するので時効の援用は不要なのではないでしょうか。現法制度のもとに実施している債権徴収手続においても、債権を消滅する手続は可能であって、新たに債権管理条例をつくる必要性がないことは明らかです。見解をお示してください。

パブリックコメントについてです。

小樽市債権管理条例の原案の概要について、12月1日から1月4日までパブリックコメントを実施しています。広報おたるに記載された内容を見ると、滞納者が悪質としか見えません。このような印象操作によってパブリックコメントの意見募集に反映されることになるのではないかと。市長の見解を求めます。そもそも、議会で議論されていないことをパブリックコメントにかけること自体がおかしいのではないですか。

次に、株式会社小樽ベイシティ開発についてです。

小樽ベイシティ開発の再建にルネッサンスキャピタル株式会社が名乗りを上げています。12月7日には、OBCが民事再生法による手続を申請しました。新聞報道では、OBCによる市税滞納額は46億円に上ると言われています。ルネッサンスキャピタルは、イオン北海道株式会社の債権を買い取り株式化すると報道されています。そこで問題になるのがOBCの市税滞納分です。市税の滞納については市民には厳しく取り立てが続けられています。その一方で、今回の事態でOBCの市税滞納が軽減や、なくなることがあってはなりません。守秘義務等の関係で滞納分がどうなっているかについては答弁が返ってこないと思いますけれども、OBCによる小樽市の市税滞納について、市長として軽減も免除も行わないつもりかどうかは市長の気持ちです。どうするつもりなのか、市長の見解を示してください。

次に、減給条例案です。

市長は1月分の給料50%減額の条例案を提案しております。市長は今定例会の提案説明で、「反省すべき点は反省をし、改善すべき点もしっかりと改善してまいる所存」と述べていますけれども、何をどう反省し、何をどう改善していくのか、具体的に示してください。

市長は10月の記者会見で、第3回定例会で11月の給料10%減額を提案し、否決されたことについて、責任の度合いがどれだけなのかはっきり示して対応したいというふうに答えています。責任の度合いと

はどんなものなのか、具体的に示してください。

小樽市コンプライアンス委員会報告に基づく是正措置に対し、事業者が費用請求を行うことが考えられます。市長は事業者から費用請求を受けた場合、非があることから支払うこととなります。撤去、移転、改築または用途変更の措置に係る費用ばかりでなく、逸失利益も請求されることになりませんか。明確にお答えください。

仮に、損害賠償が発生した場合、新たな負担が発生することになり、その場合、改めて市長はみずからを律することになりませんか。市長の見解を示してください。

次に、組織改革・人事政策についてです。

市長は旧港湾部を復活させようとしています。港湾部を復活するからには小樽港港湾計画の改訂を急ぐべきです。お答えください。

今回の組織改革について、職員団体との間で合意できているのでしょうか。また、職員団体から今回の組織改革にどのような意見が挙がっているのか、説明してください。

ことしの人事異動において産業港湾部の担当部長職を配置しませんでした。税務長については次長職を配置する中で廃止し、雪対策課を2課体制にしたことなどは、これまで組織改革で説明されてきませんでした。市長の独断と思いつきとしか受けとめられません。来年4月の人事異動においては、市長の独断や思いつきではなく原部としっかり相談し、意見も踏まえて行うべきです。市長の考えをお聞かせください。

かつての異動において、内申書がない異動が問題だと指摘されていました。それを機に、昇任、異動内申とともに留任内申も実施しました。そのことにより、原部の意向を無視して異動内申が上がっていない職員の異動が可能になりました。市長の人事権濫用です。内申制度については、かつての昇任、異動内申に限定し、留任内申は取りやめるべきです。市長の見解をお聞かせください。

第1項目を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 川畑議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、次期総合計画についてですが、まず、審議会委員につきましては、現在、学識経験者4名、公共的団体の役職員12名、市民委員6名、市議会議員5名、関係行政機関の職員2名、市長が必要と認める者6名、計35名の枠組みで人選を進めており、今月中に決定したいと考えております。

次に、審議会のスケジュールにつきましては、来年1月下旬に1回目の審議会を開催予定であり、その後の審議については、前回の第6次総合計画策定時における審議会と同程度の審議期間を確保したいと考えております。

次に、債権管理条例原案についてですが、まず、なぜ今やらなければならないのかにつきましては、平成29年度に納税課内に徴収一元化組織を立ち上げ、各債権所管課の債権の移管を受け徴収しているところですが、その中で債権の管理方法が各所管課でばらばらである、債権に関する情報の蓄積が不足しているなどさまざまな問題が散見されたことから、この問題点の改善を図るため債権管理条例の必要性に基づいて取り組んでいるところでもあります。

また、市民生活を破壊してでも徴収強化しようと考えているのかにつきましては、債権管理条例の目

的の一つは、債権管理の具体的処理基準を統一化するというものであり、どのような滞納者でも統一化した対応をするという意味ではございません。納入資力がある場合の徴収、病気や災害など納入することができないやむを得ない事情がある場合の分割納付や徴収の猶予、債権の放棄など滞納者の状況に合わせた対応について規定するものであり、川畑議員が御心配するような生活を破壊してまで徴収強化することを想定しているものではございません。

次に、資力のある滞納者につきましては、見きわめの基準は明確な定めはございませんが、実際の運用に当たっては、例えば税の差し押さえ可能額の計算方法に基づく算定額などが納入資力の有無についての一つの目安になるものと考えております。

また、資力のある滞納者の数や金額につきましては、必要に応じて個別に財産調査や本人への聞き取り等を実施し、その上で把握できるものであることから、現状では押さえられておりません。

次に、徴収一元化組織において市民生活に対する配慮が不十分なのではないかにつきましては、まず、このたびの御指摘のような案件について事実確認はできませんでしたが、徴収一元化組織が移管を受ける債権は、各債権所管課において徴収できなかったり、適正な額に分納がなされていない滞納繰越分の債権であります。したがって、移管を受ける前段階においても、各債権所管課において十分相談いただく時間はありますし、また、徴収一元化組織に移管を受けた後であっても収入状況等によっては猶予をするなど、必要に応じて生活実態等に則した対応をしているところであります。

(「やってないしょ」と呼ぶ者あり)

次に、債権管理条例原案における滞納者への視点につきましては、債権管理条例は、先ほども申し上げましたとおり、納入資力がある場合の徴収、病気や災害などにより納入することができない、やむを得ない事情がある場合の分割納付や徴収の猶予、債権の放棄など、滞納者の状況に合わせた対応について規定するものであります。債権管理に当たっては議員御指摘のような視点を持ちながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、債権を一体で徴収することで料金の滞納より税の滞納を優先させることになるのではないかとにつきましては、滞納者の状況に応じ古い債権を優先させるなど、一人一人の状況を見きわめながら対応しているところであります。

次に、現行の制度においても債権の消滅手続は可能なので新たな条例は不要ではとのことにつきましては、例えば市債権においては、市側から時効の援用をすることはできないため、各債権所管課はそれら債権を時効期間経過後も管理し続けている現状にあります。また、疾病等により将来的にも納入できる見込みがない場合などでも、現行制度では時効期間満了まで債権管理が必要となります。そのため、これら徴収できないことが明らかな債権に限り、債権管理条例で債権の放棄を規定することにより、効率的な債権管理を目指すものであります。

次に、広報おたる12月号掲載の記事がパブリックコメントに影響を与えるのではないかとにつきましては、今回の記事を掲載した目的は、滞納者の方々が等しく悪質だということではなく、税金を負担する資力があるにもかかわらず納付を行わない方々への注意喚起と、特別な事情により納付ができない方々への相談案内であります。こうした広報は、従前より毎年この時期に行っておりますので、これらの時期が重なることによる影響はないものと考えております。

次に、議会で議論されていないことをパブリックコメントにかけることにつきましては、条例の制定に当たっては、最終的には議会に条例案を提案し、議会議論の上で決定をいただくこととなりますが、それに先立って関係議員の皆様へ事前説明をし、御議論いただくのと並行して市民に広く意見を募るためにパブリックコメントを実施しているものであります。このことから、こうした手順につきましては、

条例案の作成に当たって議会や市民の意見を十分に踏まえながら進めることができ、また、より深い議会議論にも資するものと考えております。

次に、小樽ベイシティ開発についてですが、市税滞納についてどうするつもりかにつきましては、税法上の守秘義務があり個別の案件について具体的にお答えすることはできませんが、まず、先般のOBCの記者会見において、新たなスポンサーのもとでこれまでの課題についてもでき得る限りの責任を果たしていくとお話もございましたので、その責任が果たされるよう市としても取り組んでまいります。

また、滞納案件については、安易に徴収を諦めたり、正当な理由なく軽減や免除を行うことは税の公平性、公正性確保の観点からも許されないことでもありますので、誰に対しても同じように徴収努力をしてまいります。

次に、減給条例案についてですが、まず、反省すべき点とその内容につきましては、辞職勧告決議の中で挙げられた御指摘のうち、高島漁港区における観光船事業に関し、コンプライアンス委員会からの指摘により市の条例解釈の誤りが判明したこと、議会対応に関し、答弁や説明の中で私の真意が正確に伝わらず、議員の皆様にも誤解や混乱を与えてしまうことがあったこと、北海道中央バス株式会社に市への不信感を抱かせたことに関し、私の発言で誤解を与え不信感を与えたこと、記者会見での発言の錯誤に関し、記者からの御質問の趣旨をつかみ切れず正確にお答えできなかったため混乱を与えてしまったこと、ふれあいパス事業の支払い手続における法令違反に関し、小樽市契約規則に定める書面による契約の締結をせず支払いをするという不適切な事務処理があったことなどです。

また、改善すべき点とその内容につきましては、高島漁港区における観光船事業に関し、これまでの誤った条例解釈と手続を改めるべく鋭意作業を進めること、議会対応に関し、今後とも緊張感を持って丁寧な説明に心がけること、中央バスに市への不信感を抱かせたことに関し、私の発言の真意をお伝えできる機会を見つけてまいること、人事異動に関し、人事評価制度の推進や係長職以上の内申を昇任等に関係なく提出させることに改めたこと、除雪共同企業体の構成員数変更に関し、平成28年度から唐突な印象とならないよう建設常任委員会でJV構成員を報告し、説明会で業者に説明した後、募集をしていること、東京小樽会、関西小樽会への参加に関し、その時々判断となりますが、優先的に参加するよう配慮をしていること、議会事務局職員の人事異動に関し、複数で協議の場に応じ、見解の相違がないようにすること、ふれあいパス事業の支払い手続における法令違反に関し、速やかに改善すべく、10月30日付で協定を締結したことなどです。

次に、私の責任の度合いにつきましては、いわゆる分区条例違反に係る管理監督責任と誤った条例解釈を適法であるとしてきた私自身の責任に加え、ふれあいパス事業における契約規則違反に係る管理監督責任について、第3回定例会における議会議論を踏まえるとともに、本市のみならず他団体の事案における首長の減給割合を参考にするなど総合的に勘案し、その責任の度合いを減給50%1カ月という量定にしたところであります。

次に、逸失利益も請求されるのではないかにつきましては、現時点では事業者に対して是正措置を講じておらず、措置に係る費用や逸失利益を求められるかについては不明であります。

次に、損害賠償義務が発生した場合の対応につきましては、現時点で観光船事業における建築物に係る是正措置の方法が決まっていないことから、市に損害賠償義務が発生するかどうかはわかりませんが、現状においてお示しすることができません。

次に、組織改革・人事政策についてですが、まず、港湾部を復活させるからには小樽港港湾計画の改訂を急ぐべきにつきましては、小樽港の振興を目指した将来像と目標を描く基本理念を平成30年度中を目途に作成した上で、平成31年度から長期構想の策定と港湾計画の改訂に向けた検討を再開できるよう

早急に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員団体との合意につきましては、本年10月下旬に副市長交渉を開催し、平成30年度の組織改革について基本的な考え方を説明したところ、職員組合としては各部長交渉において詳細を協議することになるとのことから現時点では合意に至っておりません。また、職員組合からの意見としては、早期提案ができなかった理由や、労使三原則の尊重、組織改革に伴う執務室の確保などについて意見があったところであります。

次に、来年の4月に向けた人事異動につきましては、本年7月に実施いたしました各部との人事ヒアリングの協議内容を踏まえるとともに、今後各部から提出される人事異動の内申書などから本人の勤務状況や健康状態、異動希望、所属長の意見などを把握し、総合的に判断した上で組織の機能と職員の資質能力の向上を目的として、これまでと同様、適材適所の人事配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、人事異動の内申につきましては、就任当時、全職員の評価が行われていないことが課題であると感じておりましたので、平成28年度の人事異動に当たっては、異動内申や昇任内申に加え留任内申を作成し、全ての管理職員の内申書を作成するとともに、平成29年度の人事異動に当たっては、より適正な評価となるよう内申書を見直したほか、係長職においても留任内申を作成するなど改善を図ってきているところであります。したがって、係長職以上全員の内申書を作成することは、公平・公正の観点からも必要なことだと考えておりますので、引き続き留任内申も作成し適切な人事異動に努めてまいります。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇)

○21番（川畑正美議員） 2項目め、市長公約について質問します。

小樽市営室内水泳プールについてです。

11月28日、小樽市営室内水泳プールの存続を求める会と市長との懇談が行われ、市長は最終的判断は議会という公的な場で近々お示ししたい。来年度ではありません。来年度予算に反映させるため、今年度に表明したいとお話しされました。今年度ということになれば、今定例会で示すしかありません。いつでもどのようなプールをつくるのか、しっかりと表明してください。

会の皆さんは、視察に行った墨田区総合体育館のような巨大な総合施設は小樽市にそぐわない。むしろ総合施設になることで時間がさらにかかることが懸念されること。PFI・PPPでは運営が民間になり使いづらい。民間施設は老朽化しているとはいえ、市内に存在しているとお話しされました。体育館などの複合施設にまだこだわっているのでしょうか。また、PFI・PPPの活用はするべきではありません。市長の考えをお伺いします。

次に、除排雪問題についてです。

市議会主催の第9回小樽市議会「市民と語る会」で、市民から苦情が寄せられています。積雪で路面が凍っているにもかかわらず、滑りどめの砂まきがされないために車がスリップし大腿骨折等の重大な事故が発生した。除雪対策本部が12月1日にならなければ立ち上がらないので砂まきができないと市から言われたと発言がありました。除雪対策本部の立ち上げは12月1日が妥当なのか、市民にとっては大きな疑問です。11月1日には除雪対策本部を立ち上げるべきです。答弁願います。

雪対策課では11月16日から砂まきしたと言うが、どのくらいの距離をどうまいたのでしょうか、お知らせください。また、市施設の砂箱にはいつ砂を入れたのか、お知らせください。

次に、原発問題についてです。

市長は昨年の我が党の新谷議員への答弁で、原発再稼働に係る地元同意の範囲について、国や道の動向を注視しながら本市を地元同意の範囲に入れていただく努力をしたいと答えています。市長は、本市の地元同意の範囲に入れていただくためにどんな努力をしたのですか。お答えください。

市長は、原発再稼働反対と公約しています。具体的にどのような働きかけを行ってきたのか、また、今後どのような働きを行うのか、お聞かせください。

2項目目を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、私の公約について御質問がありました。

初めに、小樽市営室内水泳プールについてですが、まず、いつどこにどのようなプールをつくるのかにつきましても、これまでの庁内検討や他都市視察の内容等を踏まえ、庁内の新・市民プール整備検討会議で議論を重ねた結果、基本的な方向性として、施設形態はプールと小樽市総合体育館の複合施設、建設場所は現体育館の位置と花園グラウンドを交換するというのを念頭に絞り込んだところであります。今後、財源等の諸課題について引き続き検討する必要がありますので、その過程で大まかなスケジュール、施設規模などを固めてまいりたいと考えております。

次に、施設形態とPFI・PPPの活用につきましては、まず施設形態は、小樽市公共施設等総合管理計画との整合性を考慮し、他の施設の複合がよりよい選択であると考えたものであります。また、総合体育館は避難所にも指定されており、老朽化が進み耐震化が課題であることやプールと総合体育館の複合は他都市の建設事例も多いことや両施設の相互利用の可能性も高いことからよりよい選択であると考えたものであります。

なお、PFI・PPPは将来的な公費負担の抑制やサービスレベルの改善などの導入効果が期待できる手法の一つとして、国の方針や本市の公共施設等総合管理計画においてもその活用を検討し、管理費用の縮減に努めるものとしていることから、活用の可否については今後検討する必要があるものと考えております。

次に、除排雪問題についてですが、まず、除雪対策本部の発会につきましては、11月の降雪量が比較的少なく気温も高いことから、降雪が多くなる前の12月1日に除雪対策本部を発会することが基本と考えておりました。しかしながら、本年度のように11月にまとまった降雪がある場合、発会までの期間は雪対策第1課、第2課が主となり除雪作業や路面管理など市民生活に影響を及ぼさないよう状況に応じた対応を行ってまいりましたが、次年度以降においては、早期の降雪に対応する体制強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、砂散布などの状況につきましては、市内七つのステーションでは砂散布車の準備が整った11月16日から26日にかけて順次出動を開始しており、砂散布は11月末現在で延べ延長で約500キロメートル、砂の量で約370トンを散布しております。また、全650カ所の砂箱への砂入れは10月11日から開始し、11月2日までに終了し、その後は順次補充対応をしているところであります。

次に、原発問題についてですが、まず、本市を地元同意の範囲とする努力につきましては、これまで

国や道の動向を注視してきましたが、依然として国は再稼働に向けた手続を示しておらず、また、北海道の国に対しての具体的な動きも見えてこないことから、現状においては近隣自治体と担当者間で原発のあり方に関する意見交換を行い、今後の対応についての情報収集をしております。

次に、原発再稼働反対の働きかけにつきましては、泊原発の事業者である北海道電力株式会社が本市を来訪する際には私の考えを伝えるとともに、昨年11月には同社に対して環境に優しいエネルギーの活用や早期の廃炉に向けた技術的ノウハウの蓄積を求める要望書を提出したほか、本年3月には原発再稼働に反対する小泉純一郎氏の講演会に参加し、原発の今後についての情報収集をするなど機運を高めるための環境づくりに向け一歩ずつ歩みを進めているところでございます。先ほど答弁したとおり、近隣自治体と意見交換にも取り組んでいるところではありますが、今後におきましても、引き続き国や道の動きを注視するとともに近隣自治体などとの意見交換を継続して再稼働反対の機運を醸成し、より効果的な働きかけの方法を見出していきたいと考えております。

(「あんたがやることじゃないしょ」と呼ぶ者あり)

(「ないよ」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇)

**○21番(川畑正美議員)** 3項目め、交通問題について質問します。

地域公共交通についてです。

小樽市全体の本格的調査を行う前に9月に銭函地区をモデル地区としてアンケート調査を実施してきました。このアンケートは何を目的に実施したものでしょうか。また、アンケート調査結果からどんなことが得られ、今後実施予定の調査にどのように生かそうとしているのか説明願います。

小樽市全体を視野に入れた市内全域アンケート調査は、どんな内容、方法で実施するのか、具体的にお示しください。

小樽市地域公共交通活性化協議会は11月30日に開催され、今年度内には2回開催し、来年度から地域公共交通網形成計画を作成する計画です。協議会は長期的な期間で専門的な検討を進めることとなります。市が中心に進めることから担当部署の確立が必要です。他市の例では、本協議会で協議しようとする議案について、事前に協議をする場としてワーキンググループを構成しています。市長はどのような構成を考えていますか。

小樽市内のどこに住んでも快適に移動できることが求められています。しかし、現状は通勤、通学、買い物や通院などに不便を感じている市民が多く存在します。小樽市地域公共交通活性化協議会の設立は市民生活を支えるための公共交通を目指しています。現状より悪化されることはないかと確信しますが、設立を進めた市長の見解をお示しください。

次に、ふれあいパスについてです。

中央バスの社長と森井市長とのトップ会談は決裂状態になりました。事業者負担割合については、これまでの経緯から中央バスと誠実に話し合いで協力をお願いすべきでした。市長みずからの失策によって、これまで事業者負担していたものが市の負担となりました。みずからの責任を利用者に転嫁すべきではありません。答弁を求めます。

ふれあいパスは、高齢者が積極的に社会に参加するだけでなく、市民生活に欠かせないものになっています。利用者がより利用しやすくするために改善することが必要です。高齢者にとって回数券を購入

することが大きな負担になっています。この状況は改善しなければならないことです。限定されている券売所をふやすことや現金乗車を可能にすることも積極的に進め、ICカードの導入についても検討すべきです。いかがですか。

ふれあいパスの交付は市役所で行い、銭函市民センターではわずか1日しか実施していません。対象が高齢者であり、市役所まで受け取りに来るためには、JR列車、バスに乗りかえし、市役所にたどり着くまで大変な思いをしています。日本共産党は、各サービスセンターで交付できるよう提案してきましたが、見通しについて伺います。いかがでしょうか。

次に、中央バス減便問題についてです。

中央バスは12月からの冬ダイヤ改正を行っています。小樽市内線の主な路線では、これまでの夏ダイヤと比較して路線が大幅に減便されています。市民生活に大きな影響を与えることになるのではないかと心配しているわけです。市内路線の減便数を平日及び土日祝に分けてお知らせください。

また、ダイヤ改正時には事前の協議がされているのでしょうか。12月から大幅減便のダイヤ改正で減便されています。大幅減便されていることについても、市長はどのように受けとめているのでしょうか。お聞かせください。

大幅減便は市民生活に影響を与えていると思いますが、今後の対応についてどうお考えですか。これも市長の考えをお聞かせください。

次に、新幹線トンネル発生土搬入問題についてです。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構の北海道新幹線トンネル発生土受け入れ候補地の説明会が10月24日塩谷の親和会館で、また11月13日朝里のまちづくりの会でも行われています。これ以外の説明会の開催状況をお知らせください。

これまで受け入れ地は民有地の5候補地があると答弁されています。後志トンネル、朝里トンネル、札幌トンネルの発生土の現時点での受け入れ候補地はどこなのか、お答えください。

塩谷の説明会では、後志トンネル、朝里トンネル、札幌トンネルからの発生土を小樽環状線天狗山方面の塩谷側に沿った箇所を受け入れを予定していると説明しています。新光の説明会では、機構は、朝里トンネルの土砂は、膨大な量をどうするのかとの質問に、ほかに二、三カ所で受け入れしてもらう。石切山の掘削土搬入はどこのものかとの質問には、どこのトンネルの土地かも決まっていな量も決まっていなと、納得できる説明がありません。説明会ではまだ決まっていなと言いながら、トンネル掘削工事先行ありきで進められています。市長はそれでいいと捉えているのでしょうか。お答えください。

小樽市の受け入れ候補地には、札幌市域分の発生土は搬入されないのですね。そのことについて確認させてください。

市は後志トンネル、札幌トンネルが重金属含有量等の基準を超過しているが、その種類等は公表されていないとの説明でした。塩谷説明会では、重金属について、鉛、セレン、ヒ素などと説明しています。重金属含有量等については環境保全や市民生活の安全からも市民に情報開示するのが当然です。いつ示すのか明らかにすべきです。また、市の責任として明確な安全基準や対策を機構に求めるべきです。答弁願います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、交通問題について御質問がありました。

初めに、地域公共交通についてですが、まず錢函地区のアンケート調査につきましては、地域公共交通網形成計画を策定するに当たり、公共交通の利用状況や課題、市民ニーズ等を把握するためのアンケート調査の手法を得ることを目的で実施いたしました。今回のアンケート調査からは、地域ごとの特性や目的別の利用状況、複数の交通手段の利用状況などが把握されたことから、これらの視点を十分認識して市内全域の調査に反映させてまいりたいと考えております。

次に、アンケート調査の実施につきましては、具体的には今後、法定協議会の中で議論をすることになりますが、公共交通の利用状況や利用目的などについて市内全域を地区ごとに分け、15歳以上を対象として無作為抽出を行い、郵送で調査票を配付し、郵送で回答していただくことになると考えております。

次に、事前の協議の場の構成につきましては、本市の協議会については事前の協議の場といたしまして分科会を設置することができると定めており、協議会の委員の中から市の職員、公共交通事業者、学識経験者などで構成することを考えております。

次に、今後の公共交通につきましては、今後につきましても利用者の減少や乗務員の不足等により、これまで以上に経営が悪化した場合、さらなるダイヤの見直しが行われる可能性があるものと考えられますが、市民の皆様の移動手段として公共交通は重要なものであることから、法定協議会を通じ、本市にふさわしい持続可能な公共交通ネットワークの再構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ふれあいパスについてですが、まず、ふれあいパス事業における利用者の負担につきましては、ふれあいパス事業を維持していくためには市としての負担が大きいことから、市の負担軽減に向けて制度変更を検討することが必要となりますが、新たな制度を構築するまでは現行の利用者負担を続けていく考えでおります。

次に、ふれあい回数券の販売場所の増設等につきましては、回数券の販売場所の増設は販売手数料による事業費の増加が予測されますので、現時点では難しいものであります。

また、平成17年度に現金方式から現在の回数券方式に変更しましたが、市の支払い額を算出する必要があるため、再度現金方式に戻すことは困難であります。ICカードの導入につきましては、導入に当たり解決すべき課題等がありますが、アンケート調査や関係団体から利便性の向上につながるとの御意見をいただいていたことから、選択肢の一つとして事業者と協議を進め、検討してまいります。

次に、ふれあいパスを各サービスセンターで交付することにつきましては、来年度からの実施を目指し、現在、生活環境部と協議を進めているところであります。

次に、中央バス減便問題についてですが、まず市内路線の減便数などにつきましては、減便数は平日では255便、土曜日曜などの平日以外では232便となっております。

また、ダイヤ改正時に事前の協議が設けられたのかにつきましては、事前にバス事業者から報告がありました。協議する場は設けられておりません。

次に、大幅に減便されていることにつきましては、減便についてはこれまでも利用者の減少により市内バス路線の減便を行っており、現状において市内路線バスの収支改善が図られず悪化していること、また、新たな問題として乗務員不足が発生していると伺っておりましたので、市内路線バスの収支改善を図るためにはやむを得ないものと考えておりますが、市民の皆様には不便をおかけすることから大変残念に思っているところでございます。

（「お前のせいだ」と呼ぶ者あり）

次に、大幅な減便による今後の対応につきましては、地域公共交通の維持のため、市内バス路線の収支改善や乗務員の確保に向けて取り組んでいただけるようお願いするとともに、本市にふさわしい持続可能な地域公共交通網の形成が図られるよう法定協議会を通じて施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、新幹線トンネル発生土搬入問題についてですが、まず、トンネル発生土受け入れ候補地の説明会の開催状況につきましては、本年10月14日に塩谷の丸山下会館で丸山下町会と伍助沢町会へ、10月27日に漁協塩谷集会所で塩谷地区の漁業者へ、12月6日に朝里川温泉内の宿泊施設で朝里川温泉組合へ、12月9日にサーム朝里が丘の集会室で朝里川温泉町会とサーム朝里が丘町会へ、12月11日に小樽市漁業協同組合で朝里地区の漁業者へ、それぞれ説明会が開催されております。

次に、後志トンネルなど三つのトンネルの発生土の現時点での受け入れ候補地につきましては、旧廃棄物処理場の奥側で塩谷4丁目の塩谷丸山麓周辺の土地と、朝里川温泉地区の札幌寄り朝里川温泉2丁目の採石場跡地の2カ所となっております。

次に、トンネル掘削工事先行ありきで進められているのではないかとのことにつきましては、鉄道・運輸機構では本市が公募した情報をもとに、受け入れ候補地として先ほど申し上げました2カ所を選定し、地域の方々の理解を得るために説明会を開催しているところであります。今後は、発生土の受け入れ地としての検討を行うため、地質や地下水の状況などの調査を実施し、その結果に基づく具体的な計画を改めて地域の方々に説明を行うなど段階を踏んで進めていくと伺っておりますので、決して工事先行ありきで進められているものではないと考えております。

次に、小樽市の受け入れ候補地への札幌市域分の発生土の搬入につきましては、鉄道・運輸機構からは現時点では受け入れ候補地の調査を実施していないため、受け入れ可能な土砂の量やどのトンネルの発生土が搬入されるかについては決まっていないと伺っております。今後、調査結果に基づき具体的な計画が示されることとなりますが、受け入れ先となる地域の理解が得られない限り、搬入されることにはならないものと考えております。

次に、重金属含有量等についての情報開示につきましては、要対策土の出現が懸念される場合には、学識経験者など第三者による検討委員会で対応を検討することになっており、これらの調査、検討結果や地権者や周辺への配慮を踏まえ公表の是非を判断すると伺っております。なお、仮に公表することとなった場合には、その手段について本市と協議した上で行うが、具体的な時期については現時点で示しすることはできないと伺っております。

また、明確な安全基準や対策を機構に求めることにつきましては、国土交通省が定めた対応マニュアルに基づく安全基準や対策を実施するものと伺っておりますことから、適切に対応されるものと考えております。

(発言する者あり)

(「ひどいな」と呼ぶ者あり)

(「市長としての責任がない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇)

○21番(川畑正美議員) 4項目め、財政問題について質問します。

単年度で約20億円前後の赤字になるという、中期財政収支見通しが示されました。さらに、新年度予算編成までの間に4億円程度の収支改善策を講じるとしています。この4億円程度の収支改善策について示してください。

2016年度の収支見通しでは、2016年度は単年度収支で21億8,000万円の赤字で、財政調整基金から9億6,200万円を取り崩す見通しでした。決算では、単年度収支が8億6,900万円も赤字と、約10億円超の乖離が生まれました。収支見通しは当初予算ベースによるものです。決算になれば毎年約20億円の不用額が生まれ、同時に歳入でも当初予算より減額になります。予想される不用額を中期財政収支見通しに反映させることはできないのでしょうか。反映した場合、単年度収支の見通しを示してください。

2017年度予算では、突然IT関連企業等誘致促進補助金が一般財源で予算計上されました。現状では申請が上がっていないと聞いています。日本共産党は地元企業応援を優先することを求めてきました。新年度では予算計上することをやめるべきではありませんか。お答えください。

今後の財政健全化に向けた取り組みでは、歳出の削減として、国・道補助金、補助事業における本市の上乗せ分の削減の検討とあります。そこで、2017年度予算の中で国・道補助金が措置されている事業のうち、本市の上乗せ分のある事業はどんなものがありますか、お聞かせください。

第3回定例会終了後、色内ふ頭の調査に係る費用について各議員に説明があり、予算の流用で措置したとのことでした。さらには、11月末には若竹地区の防波堤が傾斜したので、マリナーに係留している船舶の移動に係る費用についても予算流用で措置する旨説明がありました。これらの事業について否定するわけではありませんが、港湾費の間での予算流用という形で連続して議会の議決を回避する形をとりました。市長は、今回の予算流用を決定する前に、議会に対し臨時会を開くことを相談したのでしょうか。また、専決処分としなかった理由も含め、お答えください。

また、議決を避けた理由の一つには、これらの事業が港湾計画改訂中止の予算が原資だからではないのですか。お答えください。

窓口業務へのトップランナー方式導入について、12月1日の経済財政諮問会議で総務省は、自治体の窓口業務について民間委託などで経費削減を進める自治体の経費水準を地方交付税の算定に反映させるトップランナー方式を2019年度の導入を視野に入れ検討することを表明しました。小樽市では、トップランナー方式の対象となった事業のうち、現在、幾つの事業に取り入れていますか、お答えください。

トップランナー方式は、基準財政需要額を計算する際に、これまでの自治体が直営で行った場合の経費水準で算定したものを、民間委託などで経費を低く抑えた自治体の水準で算定する仕組みです。これは自治体に民間委託へ誘導する財政的な圧力を加えるものであって、そもそもトップランナー方式導入自体が問題であって、日本共産党は断固反対です。市長の見解を求めます。

自治体の窓口業務は個人情報も多く抱えています。国が窓口業務にトップランナー方式を導入するとしても、小樽市においては窓口業務に民間委託を導入することはやめるべきです。お答えください。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、中期財政収支見通しにおける新年度予算編成までの4億円の収支改善策につきましては、平成29年度予算における収支改善策は、現時点では不用額による対応が主なものと考えておりますので、現在見込まれる歳入歳出の決算見込み額を各部に照会し、歳入の増減や不用額の把握に努めているとこ

ろであります。

次に、予想される不用額を中期財政収支見通しに反映できないかということにつきましては、中期財政収支見通しでは、歳出における扶助費など、一部において現年度の執行状況を参考とし算定しておりますが、不用額はあくまでも決算の結果として生じるものであり、中期財政収支見通しにその分を反映させることは難しいと考えております。したがって、不用額を反映させた場合の単年度収支の見通しについてもお示しすることはできません。

(発言する者あり)

次に、IT関連企業等誘致促進補助金の予算計上につきましては、IT関連企業の進出により、消費や取引の拡大など、間接的に地元企業の支援になり得ること、新たな産業分野の企業を誘致し、雇用の多様性を確保することにより、本市の社会流出を抑制する効果があることなどから、引き続き予算計上が必要であると考えております。

次に、国・道補助金が措置されている事業のうち、本市の上乗せ分のある事業につきましては、医療助成事業や保育料の軽減などのほか、建設事業で補助基準額の上限がある事業などが挙げられます。

次に、色内ふ頭などにおける予算措置につきましては、色内ふ頭は所定の安全性が確保されていないことが確認されたため、年度内に早急に調査を完了させる必要があったこと。若竹地区においては、防波堤の決壊等により、マリナー係留船舶への影響を未然に回避するため、一刻も早く船舶を移動させるための施設整備が必要であったことから、その費用について議会に説明した上で、既定予算である港湾計画改訂事業費の不用額で賄えるため、補正予算を組むことはせず、流用により措置したものであります。このため、補正予算を編成して臨時会に諮ったり、専決処分は行わなかったものではあります。このため、補正予算を編成して臨時会に諮ったり、専決処分は行わなかったものではあります。港湾計画改訂の予算が原資という理由から議決を避けたものではありません。

次に、トップランナー方式の対象となった事業の本市の導入状況につきましては、18事業のうち民間委託化を意図していない事業と、本市に該当しない事業を除いた14事業中7事業で民間委託や指定管理者制度を導入しており、残りの7事業につきましては、直営あるいは一部民間委託となっております。

次に、トップランナー方式の見解につきましては、本市といたしましては、これまで国に対して単なる地方交付税の減額とならないように慎重に検討することを要望してまいりましたが、平成29年度算定において、トップランナー方式の導入による基準財政需要額の減少額は公共施設等の維持・補修・点検に要する経費などに振り向けられ、地方財政計画上の取り扱いが明確化されたところであります。このように国は地方に対し一定程度の配慮をしておりますが、地方交付税の算定に当たっては、今後も地域の実情を踏まえ、財政運営に支障が生じないよう、必要な地方交付税総額の確保について、北海道市長会や全国市長会などを通じて要請をしてまいりたいと考えております。

次に、窓口業務への民間委託の導入につきましては、地方自治体においては厳しい財政状況のもと、質の高い公共サービスを効率的に提供するため、広範な分野で民間委託が進められており、窓口業務も市民に身近な業務として民間企業の窓口業務へのノウハウを導入することにより、サービスの効率化や向上に寄与する可能性があります。しかしながら、個人情報の適正な取り扱いや偽装請負を防ぐ体制の整備などの課題も多く、その導入に当たっては慎重に検討していく必要があるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇)

○21番（川畑正美議員） 5項目め、介護保険について質問します。

介護保険第7期の問題点について伺います。

安倍政権のもとで、介護保険は前回の報酬改定で要支援1・2を介護保険給付から外したのに続き、2018年度介護保険報酬改定に向けて、要介護1・2の在宅サービスを介護保険の給付から外すことが提案されています。全国では、要支援1・2の176万人の在宅サービスが保険給付から外され、この上、要介護1・2の240万人のサービスまで外したなら、要支援、要介護と認定されている人の65%が保険給付から外されることになります。

小樽市の2016年度第1号被保険者要介護2以下の認定者は、全体で1万1,127人に対し7,736人で69.5%になります。厚生労働省は、訪問介護の生活援助について、平均利用回数を要介護度別に基準となる回数を算出し、要介護1で月26回、要介護2、33回、要介護3、42回など、基準介護回数を超えるものを届け出の対象としました。本市の在宅介護サービスの生活援助について、多数回利用の基準を超えるとされている人は何人いるのか、お答えください。

独居で認知症のため服薬の管理が必要、せん妄等のためほかのサービス利用は難しい、配偶者も介護状態で支援が受けられないなど、在宅での生活が立ち行かなくなり重度化を招きかねない状況があります。また、事業所の側では、多数の事業所が廃業に追い込まれることになりかねません。訪問介護の利用回数を制限することに対する市長の見解を求めます。

国は、次期介護保険計画において、介護に対する財政支援を削ろうとしています。要介護度の尺度として自立や改善のみを競わせる改正は介護サービスの打ち切りや要介護認定に回さない門前払いを拡大することになります。今回の改定が目指しているのは、国、市町村、事業所双方を給付費削減にむけていく仕組みづくりではありませんか。安倍政権では、社会保障のあらゆる分野で給付削減しています。介護保険では目に余る改悪の連続です。このような国のやり方に、市民を守る立場にある市として厳しく批判し、改善を求めるべきであります。市長の見解をお聞かせください。

小樽市の事業で伺います。新年度スタートの第7期介護保険総合事業で、国が示している要支援1・2の方が受ける訪問介護の生活援助はボランティアではなく、引き続き専門のヘルパーが行うべきです。市長の見解を求めます。

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議は立ち上げられているが、構成、職種、人数を示してください。第7期の第1号被保険者の保険料は幾らになる見込みなのか、説明願います。介護給付費準備基金も使うなどして引き下げすべきです。見解を求めます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、介護保険について御質問がありました。

初めに、在宅介護サービスの生活援助について、多数回利用の基準を超えるとされている人数につきましては、厚生労働省介護給付費分科会で示された基準回数を超えている人数を小樽市の平成29年8月サービス実施分に当てはめると、要介護1は9名、要介護2は18名、要介護3は4名で、要介護4及び要介護5の該当者はおりません。

次に、訪問介護の利用回数を制限することに対する見解につきましては、現時点の情報では、平成30年10月から施行予定となっており、通常のケアプランとかけ離れた基準回数を超える生活援助中心型訪問介護を位置づける場合には、ケアマネジャーが市にケアプランの届け出をし、市は検証を行い、必要に応じサービス内容の是正を促すこととなります。市としては、単に利用回数を制限するのではなく、

介護が必要な状況、生活実態など個別のケースごとにしっかりと実情を把握し、適正に運用を行ってまいりたいと考えております。

次に、介護保険の制度見直しに対する私の見解につきましては、制度改革に当たっては、将来を見据えて保険料水準の上昇を極力抑制するため、給付と負担のバランス、国と地方の負担のあり方等について検討するとともに、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ることが重要であると考えており、このことは全国市長会を通じ国に要請しているものであります。

次に、総合事業において、要支援の方が受ける訪問介護の生活援助につきましては、介護支援の担い手、人材不足が見込まれていることから、第7期の計画中に緩和した基準による生活支援やボランティアなどによる生活支援等について検討していくことを考えております。しかし、緩和した基準による生活支援など、新しいサービスを受けようとする利用者側と事業者や団体などサービスを提供する側との理解と合意の上で行われることが必要な制度でもありますことから、拙速な事業実施は避けるべきと考えております。

次に、地域ケア会議の構成と人数につきましては、同会議は多職種共同による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの会議であります。メンバーは、保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、理学療法士、管理栄養士、作業療法士、言語聴覚士、介護サービス事業者、行政職員などの多職種で構成されております。また、会議を開催する際の人数につきましては、これまではおおむね10人程度で開催しております。

次に、第7期の1号被保険者の保険料につきましては、現時点の中間報告値としまして、基準月額6,024円と試算しております。今後は来年1月中旬に公表される介護報酬改定の影響によりまして変更となることを予想しております。また、介護給付費準備基金の取り崩しにつきましては、第7期の3年間で計画よりも実際の給付費が増大した際に充当をしなければならないことや、第8期に向けた影響なども総合的に勘案し、慎重に判断してまいります。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

**○21番（川畑正美議員）** 最後の項目です。学校統廃合問題について質問します。

まず、松ヶ枝中学校を最上小学校跡に移転することについてです。

小樽市は、耐震改修促進法に基づいた診断結果を公表しました。松ヶ枝中学校は、2021年3月31日に廃止予定として耐震診断も行っておりません。小樽市建築指導課からは、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の未報告のものに対する命令が出され、除却予定の実施時期まで除却を行わない場合は、当該時期までに耐震診断の結果を報告することになっています。

教育委員会は、2021年4月に松ヶ枝中学校を西陵中学校とともに現商業高校跡に統合する計画を立てています。それまで倒壊の危険のある中学校に生徒を通わせてよいのでしょうか。一刻も早く耐震化されている最上小学校に通わせるべきです。市長はどう考えていますか、お聞かせください。

また、前副市長は、海上技術学校の移転候補校としてどこかの学校を提案したようですが、例えば小学校なら専門的技術を学ぶ高校とは内部構造が違い適していないこと、そして宿舎をつくることなど無理であり、この提案はやめるべきです。市長の見解を求めます。

海上技術学校存続は基本的に国の責任で行うべきです。仮にどうしても廃校が必要だということであれ

ば、産振棟もある商業高校がふさわしいのではないですか。市長の見解を求めます。

次に、現商業高校跡に松ヶ枝中学校と西陵中学校の統合は断念することです。教育委員会の案は、保護者、地域住民に理解されず、西陵中学校の現在地での存続方についてと、最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方についての陳情が市議会に提出されています。また、「今から学校適正配置是正を求めるところが、学校再編ニュース第16号では、これらの陳情や要望が一つも載せられておりません。その上、地域懇談会で出された反対の意見はほとんど載せられず、教育委員会案を推進する立場の意見が多く、公平とは言えない内容であります。

来年4月に新しく山の手小学校が開校しますが、この学校の新5年生と新6年生は西陵中学校、松ヶ枝中学校に進学したと思ったら、また商業高校跡の中学校に統廃合と、二度も統廃合を経験することになります。統廃合を二度も経験させていいのでしょうか。市長の見解を求めます。

次に、適正配置計画については一度立ちどまって見直しを求める要求です。教育長は、地域住民の反対の声に押され、商業高校跡利用は住民の理解を得て進めると表明せざるを得なくなっています。手宮中央小学校のように、学校再編しても適正規模に満たない学校がある上、廃校になった学校の跡利用もほとんど決まっておりません。また、計画前期の総括もできないのに、このまま計画の後期を進めることは問題です。今こそ一度立ちどまって学校再編の基本計画を見直すべきです。教育長の見解を求めます。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、学校統廃合問題について御質問がありました。

初めに、松ヶ枝中学校の生徒を一刻も早く耐震化されている最上小学校に通わせるべきことについてですが、最上小学校を中学校として活用する場合は改修期間が必要であり、現在、教育委員会が進めているプランでは、使用する期間も極めて短く、また生徒にとっても短期間で移転に伴う急激な教育環境の変化が生じることから望ましくないものと考えております。いずれにいたしましても、耐震化されていない学校がまだ幾つか残っておりますので、今後の耐震化の進め方につきましては、教育委員会とよく協議をしてみたいと考えております。

次に、海上技術学校の移転候補先につきましては、川畑議員の御指摘のとおり、小樽海上技術学校は海技資格を取得するための専門的な技術を学ぶ実習棟や船内での集団生活になれるための寄宿舎が必要であり、仮に本市の小学校跡を活用する場合には、それらの増設や施設改修などが想定されます。国土交通省や海技教育機構とは、海上技術学校存続に向けた方策として施設整備等の課題の解決や学校跡利用の可能性、または他の方策など、複数の可能性を並行して探っていくとの認識を共有しているところですので、引き続き学校跡利用の可能性につきましても協議をしてみたいと考えております。

次に、小樽商業高校を海上技術学校の移転先とすることにつきましては、小樽商業高校は道立高校であり、海技教育機構からは同校の情報等については求められておらず、本市から直接移転先として同機構に紹介することはしておりません。したがって、移転先としてふさわしいか否かにつきましては、同機構からお聞きしていないため、私としましても現状で判断できないものであります。

次に、山の手小学校の新5年生及び新6年生に統合を二度も経験させてよいのかについてですが、子

供たちには繰り返し統合を経験させないことが望ましいと考えておりますが、これまでも教育委員会では関係者の理解を得ながら再編を進めてきたものと認識しており、今後も同様に進めていくことが重要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

(林 秀樹教育長登壇)

**○教育長(林 秀樹)** 川畑議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、学校統廃合問題について御質問がございました。

学校再編の基本計画を見直すべきではないかとのことにつきましては、現適正化基本計画は教育環境の向上を図るため、平成21年度から計画期間15年間で学校再編を進めるものであり、平成29年度をもって計画の前期期間が終了いたしますことから、先の第3回定例会学校適正配置等調査特別委員会においても答弁させていただいたとおり、計画前期の成果と課題の取りまとめを行っていくこととしており、その検証結果を踏まえ、次の段階として計画後期の進め方について検討してまいりたいと考えております。

(「僕がいくら質問しても、そうやって言ってくれなかったのにな」と呼ぶ者あり)

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 21番、川畑正美議員。

**○21番(川畑正美議員)** 少し整理がつかないので、ばらばらになる可能性もありますけれども、勘弁していただきたいと思います。

まず、次期総合計画についてですけれども、スケジュールについて、当初11月までに審議会委員を決めて12月に諮問すると。そして来年春をめどに答申を受けて6月議会に基本構想の計画が出されるという運びだというふうに伺っていましたが、これはどうなるのか、お聞かせください。

それから、審議委員になられる方の問題ですけれども、私、今ここで辞職された副市長の答弁にこだわりたくはないのですが、市長が認める者の人選で市長とは話をしているけれども、基本的に中立の立場で小樽市の将来にわたって今後どうあるべきかということ、そういう意見を中立的に求めていくと、そういう方だということ、仮に審議委員になられた方が、市民が見て立ちました人については、記憶からは忘れたとしても、例えば森井秀明市長の看板と並んでいる人がなった場合、これはもうなぜだという疑問が出てくるだろうと思うのです。ですから、そういう意味では、市民目線で判断すべきだと思いますので、そこについて答えてください。

それから、債権管理条例原案の関係であります。資力ある滞納者の見きわめの基準、あるいは資力ある滞納者についての具体的な答弁が明らかにならないのですけれども、こういう答えられない中で強制執行等の措置をとるのは問題ではないかと思うのですが、それらについての答弁をしていただきたいと思います。

それから、市民の皆さんから、森井秀明市長になってから滞納に対する取り立てが厳しくなったという声が聞かれます。広報おたる12月号には6ページから7ページにかけて、先ほど言ったように大見出しでストップ!滞納、そして公平性を確保するためというのが出されて、中見出しでも市税は納期限までに納付をと、滞納は許されませんと。自宅や事務所も搜索して差し押さえを実施しますと。その上、市税以外の徴収についても徴収強化していますと。そして平成29年度から国民健康保険料、保育料、道路占用料などについても徴収困難な案件は納税課が滞納処分を行っていますというふうに強調している

のです。7ページには、滞納に対して、借金があるから税金を納められない、こういうのは理由にならないと。そういう言い方もしているのです。これは余りにも冷たいやり方ではないですか。それで、広報おたるに市長の姿勢がはっきりとあらわれているのではないかと私は思うのです。ですから、その辺について市長の見解を改めて聞かせてください。

それから、パブリックコメントの問題ですけれども、広報おたる12月号の19ページを見ると、小樽市債権管理条例原案の概要についてパブリックコメントをやると。これは1月4日まで実施すると記載してあります。滞納対策の記事を見て、滞納は公平性を欠くことを単純に解釈してしまうのではないかと、このパブリックコメントを出された方は。市民の悪意としか受けとめられないのではないかと私は心配するのです。その辺についても考えを聞かせてください。

それから、この条例原案の概要説明を受けたときに、それと一緒に、その前の債権管理条例制定状況という資料もいただきました。これです。市長も御存じだと思いますが、さもこれには、35市中20市が条例を制定しているというもののなのです。ですから小樽市もこれを制定しなければならないという発想ではないかと、そんな発想で出しているのではないかと思うのです。その辺の見解について聞かせてください。

それから本質問で、滋賀県の野洲市の生活支援につなげ市民生活の安定を図って長期的な納付意欲につなげているという例を挙げました。市長には、滞納者が抱えた実態をともに解決していくという体制と市民生活を守るという視点が全く見られないと私は思うのです。ですから、小樽市民に対して、本質問で紹介した野洲市の経験に学ぶべきだと思うのです。これは本当に私でさえもパソコンで調べられたのだから、ぜひこれを、ここに印刷したものがありますけれども、これをもとにして研究してほしいのですよね。そうしないと、長期的にも回収できないのではないかとというふうに私は思っています。ですから、そういう意味で、債権管理条例をつくらなければならない理由が私には理解できません。ですから、条例原案を取り下げるべきだと思いますので、市長の見解をお聞かせください。

それから、減給条例のことですけれども、減給条例については、きのうの代表質問でも話が出ていますので、それを除いて逸失利益を請求されることになるこの問題についてですけれども、現時点では不明だということでお答えしていただきました。だから、損害賠償の発生した場合云々についても現状では示せないという話なのですけれども、これはこのままでいけば、もし仮に起きた場合にどういう対応をするのかということは今から考えておく必要があるのではないかと思うのです。そのことについて、もし答えられたらお聞かせください。

それから、人事異動の関係です。

人事異動の関係で、まず一つは職員団体との合意はまだされていないという話でした。これは合意できる見通しがあるのですか。その辺の見通しについても聞かせていただきたいと思います。

それと、小樽市人材育成基本方針というのをつくっていますよね。市がつくっているのですけれども、その中で、人事管理についてのアンケートをとっています。そのアンケートを見ると、「現在の人事異動は適切に行われていると思いますか」という質問に、まず「どちらとも言えない」というのが41.6%あるのです。それに次ぐのが「どちらかといえば適切でない」というのが、これが18.6%、2番目に多いのです。こういう実態があります。

それと「人事異動はどうあるべきだと思いますか」というアンケートの質問があります。この中ではですね、よく見えないものですから……

(「本質問でなかったんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

関連しての質問です。

「職員の適性を考慮して配置すべき」と、これが55.6%になっています。要するに職員の適正を考慮して配置すべきだというのが多いのです。その中でも、意見の中で上司の内申を尊重すべきというふうに書いています。これは大事なことだと思うのです。

それから「人事異動はどの程度の期間で行うべきか」と、その質問には「3年」というのが28.3%、「4年」というのが38%あるのです。やはり管理職は二、三年、一般職は四、五年が望ましいという声、それから、部署の知識が一定程度習得できる期間というのは最低でも3年程度が必要という意見があります。

こういうものがアンケートの中で出ているのですから、市長が人事異動をさせるときに、こういうものもきちんと踏まえた上ですべきだというふうに思います。その点での意見を聞かせてください。

それから、プールの問題です。

小樽市営室内水泳プールの存続を求める会の方々が市長に面談を申し入れて、きょう代表質問で取り上げるといふことでたくさんの方が見えています。改めて場所と施設の状況を確認させていただきたいと思うのです。基本的にはプールは体育館と併用してやりたいと。そして花園グラウンドで考えているといふことでよろしいのか確認させてください。

この後、基本設計だとか実施設計、あるいは維持管理だとか運営についてもPFI・PPPの関係、これは今後検討されることになっていくのだらうと思いますけれども、それも市民の意見を十分取り入れて、そして議会でもきちんと議論した上で決めていくようにしてもらいたいと思います。

(「さっきPPP・PFIは関係ないって……」と呼ぶ者あり)

(「関係ないって言ってるのに、何検討するんですか」と呼ぶ者あり)

検討する場合というのです。

それから、原発の問題ですけれども、近隣町村と意見交換を継続していきたいというような市長の答弁でした。実は今月の8日に開催された原子力規制委員会で、泊原発の敷地内にあるF4と呼ばれる断層の真上に原子炉などの重要施設があるとして調査の徹底を指示したと報道されています。北電は活断層ではないと主張しているのですけれども、規制委員会は科学的な説得力に乏しいと指摘しているのです。ですから、そういう意味では、小樽市は中でも存在する唯一の市であって、北海道でも後志にしかないのですね、原子炉は。ですから今こそ再稼働反対の立場で近隣市町村に積極的に働きかける時期ではないかと私は思います。

(「決議案を出せばいいじゃない」と呼ぶ者あり)

静かに聞いてください。

ですから、市長の見解を聞いておきたいと思います。

(発言する者あり)

それから、ふれあいパスの関係ですけれども、事業者負担を市の負担として、その分を今後利用者の負担に向けていくようになれば、市長はみずからの責任を転嫁したとしか私どもは受けるわけにいかないだろうと思うのです。そのように受けとめざるを得ないと思います。それで利用者に転嫁しないでほしいと、しないでくださいと私はここではっきり言っておきたいと思いますので、市長の考えをお聞かせください。

それから、高齢者に配慮して、各サービスセンターで交付することの問題ですけれども、来年度から実施するというのですが、実施する場所はサービスセンターで常時やるということでもいいのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

それから、バスの減便問題です。

減便問題は、話を聞くと運転手が足りないとか、乗客が少なくて事業展開が厳しいのだという意見もあるようですけれども、ここで私が一番問題にしたいのは、市として市民生活への影響を重点に据えて申し入れをしていただきたいと。あるいはこの後、地域公共交通網計画でも議論をするときに、そこをもとにして話を進めてもらいたいというふうに思います。

それから、新幹線の発生土搬入問題であります。

ここで一つ確認したいのですが、倶知安町で北海道新幹線二ツ森トンネルの発生土は仮置き場に置かれているわけですが、鉄道・運輸機構は、試験の結果41日間で酸性化することを確認したというふうに報道されています。土砂が酸性化することは雨水などで酸性水が発生して周囲の環境に影響を与えることとなります。このことは御存じだろうと思います。羊蹄トンネルは地質調査でもって発生土から環境基準を超えるヒ素、鉛の存在が報告されているわけですが、そのことについて市長は御存じですか。その確認をしたいのです。

そして、新光の説明会で、参加者からなぜ石切山なのかとの質問に、トンネルからの距離が短いと、環境影響が少ないところだからという説明があったというのです。しかし、その近くには朝里川もありますし、重大な影響があると思います。住民から、朝里川に、山で放して、自然豊かなところだった川に有害物質が流れていくのが一番心配なのだ。あるいは重金属などの問題で、環境基準をわかりやすく説明してほしいといった意見だとか、一体どれだけの土砂が搬入されるのかと、そういういろいろな疑問が出ているわけです。受け入れ予定先は、土砂は大雨が流れると崩れて川に流れ込む心配があるので、重金属だとか酸性土などの影響ははかり知れないものがあると。これはやはり市の責任として情報開示すると同時に、危険のある発生土は規制すべきではないかと私は思うのです。市長の見解を改めてその辺についても聞かせてください。

それから、財政問題で一つ伺います。

2017年度予算の中で、国・道補助金が措置されている事業のうち、本市の上乗せのある事業はどんなものがあるかという質問に対してのことなのですが、それで私どもが調べたところ、本市が単独の上乗せの削減の検討についてということで、平成29年度予算では、こども医療助成費の市単独分の医療扶助費が29年度予算額で5,230万、ひとり親家庭等医療助成費が市の単独分の医療扶助費で1,930万と。国・道の補助事業における本市上乗せの削減が検討される事業ですね。この二つ、主にこういうものがあるのですけれども、市民の切実な要求と運動で実現されてきたものなので、これらを削減することは認めるわけにはいかないと思います。むしろその制度に包含されたなら、この費用をこども医療費の完全無料化等に回すことはできないのか。それを今までの市長の子供対策、公約もありますから、そういうことにつないでいくことができないのか、質問します。

最後に、学校統廃合の問題がありますけれども、その中で、統廃合を二度も経験させることの問題です。

適正化基本計画の中で、統合の時期は、学校施設の状況、対象校の位置関係、統合前の児童・生徒の交流期間などを総合的に考慮して地区別実施計画を策定して決めていきますと。その際、同一地域内で段階的な実施となる場合は、児童・生徒が統廃合を繰り返して経験することのないような、そういう間隔としますと、こういうふうにあるわけです。ですから、市長は適正化基本計画を無視して進めようとしているのではないかと思うのですが、その辺について聞かせてもらいたいと思います。

それから、教育長にお聞きしたいのですが、例えば手宮中央小学校のように、学校を再編しても適正規模に満たない学校がある上に、廃校になった学校の跡利用もほとんど決まっていないのが現状だと思います。また、市民からの要望と署名が上がっている中で、それでも教育長は学校再編の基本計画を見

直す気はないのかどうか、その辺について改めて質問させてください。

以上で再質問を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「ちょっとお待ちいただけますか」と呼ぶ者あり）

数が多いので整理してください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 川畑議員の再質問にお答えをいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、各担当から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、私からは総合計画の審議委員について、辻立ちしている人、そういう人はどうなのだということが根底での御質問であったかと思えます。

（「一緒に辻立ち」と呼ぶ者あり）

私自身は、私のことを応援している人であろうともそうでない人であろうとも、たとえ辻立ちをしていようとしてまいと、やはり市政の中に対してかかわれる、携われるという意味合いにおいては市民の皆様は全て平等であるというふうに認識しております。

（発言する者あり）

その中で、先ほど川畑議員から、副市長の答弁に基づいてというお話がありましたけれども、副市長からも答弁をされていたように、総合計画の審議委員におきましては、私と副市長もその審議委員の選出に向けて、私たちも話し合い、そして中立の立場となって公平・公正な立場で人選をしていくというのはそのとおりでございますので、その上に基づいてしっかり選出をしたいというふうに考えているところでございます。

それから私からは、プールの場所と施設形態について、もう一度断言していただきたいというお話がありましたので、それについてお答えさせていただきます。

庁内の市民プール整備検討会議の中で議論を重ねさせていただいた結果、基本的な方向性として、施設形態はプールと総合体育館の複合施設、建設場所は現体育館の位置と花園グラウンドを交換するというのを念頭に絞り込んだというところでございます。

それと、PFI・PPP、または今後の施設における利用においても市民の皆様の意見を取り入れるという御指摘もあったかと思えます。議会はもちろんのこと、市民の皆様からも御意見をいただきながら、これらPFIの活用等ももちろんそうですし、今後の体育館・プール等における活用方法において、そのことを議論の経過を経て判断をしていきたいと思っているところでございます。

それから、原発のことにおいて、F4の断層が現行の原子力発電所の上にあるということもあって、原子力規制委員会から調査の徹底を指示されたということから、この時期だからこそ、今こそもっとも積極的に働きかけるべきだということでの御質問であったと思えます。

現状において、それぞれの近隣自治体の考え方において違いがありますので、今までも担当者間の中で近隣自治体との原発のあり方に関する意見交換は行ってきたところでございます。このような機運が高まっている状況ではございますので、私といたしましても、これからも近隣自治体においてもそのようなアプローチを私としてしっかりやっていきたいと思っているところでございます。

それから、私からは、中央バスの減便についても答弁させていただきます。

市民生活を重視した視点でしっかり働きかけていただきたいという御指摘だったと思えます。私とい

たしましても、現状、地域公共交通を担っている中央バスの皆様に対してその視点で働きかけていきたいと思っておりますし、また、これから地域においてふさわしい持続可能な地域公共交通網の形成計画を策定していくために、法定協議会を通じてもその視点で働きかけてまいりたいと思っておりますのでございます。

(「働きかける前に信頼関係先でしょうが」と呼ぶ者あり)

また、発生土のことで、発生土の中に鉛などが入っていることを市長はわかっているのかということについても御質問があったかと思えます。

恐縮ですが、私、鉛ということそのものだけを、鉛がということではありませんが、重金属が含まれているということにおきましては報告を受けているところではございます。ですので、そういう視点においては私も存じていると思っております。

それと、国・道補助金に上乗せ分で市として行っている事業について、改めて医療費助成の点、また保育料についてなども含めて要請・要望があったかと思えます。

私といたしましても、公約で掲げていることはもちろんですけれども、やはり小樽市においての子育て世代、子育て支援として非常に重要なことであるというふうに思っておりますので、川畑議員と同じ視点でこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

(「無料化するんですか」と呼ぶ者あり)

(「全部無料化してほしいという話だったんだよ、今。来年度無料化するの、したら」と呼ぶ者あり)

最後に私からは、学校適正化に伴う統廃合で、同一地域で複数回統廃合を経験することに関しての懸念で御指摘があったかと思えます。

川畑議員からのお言葉で、市で無視しているのではというふうに私聞こえたのですけれども、御存じのように、この学校適正配置における取り組みは教育委員会が中心で行っているところではございます。私といたしましては、先ほど答弁させていただいたように、やはり繰り返し統合を経験させないことが望ましいとは考えておりますけれども、これまでも教育委員会におきましては、それぞれの学校関係者、御父母の皆様、地域の方々、その方々の理解を得ながら再編を進めてきたものと認識しておりますので、やはりその意識を含めて重要であると思っておりますから、今後においてそのことを忘れることなく進めていただきたい。これが私の考えでございます。

(「忘れるとかの話じゃないんだって」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 川畑議員の再質問にお答えいたします。

私からは4点お答えいたします。

まず1点目ですけれども、総合計画のスケジュールの関係についてお尋ねがございました。

このスケジュールにつきましては当初の予定よりおくれてございまして、現在、こういった形で考えているものをお知らせしたいと思えます。

年が明けまして、来年の1月の下旬になるかと思えますけれども、その1月下旬に審議会を第1回目ということで開きたいと考えてございます。それから、4月になりましたら、審議会に基本構想の諮問をしたいと考えております。諮問した結果、答申を平成30年、来年の6月の下旬から7月の初旬にかけて、大体このあたりに答申をいただきたいというふうに考えてございます。議会との関係で申し上げますと、来年の第1回定例会に総合計画の基本構想の素案について中間報告をしたいと考えてございます。

それから、来年の6月には、第2回定例会でこの素案の中間報告。そして来年の9月には、できれば第3回定例会で最終的に基本構想を提出したいというふうに考えてございます。以上が総合計画の関係のスケジュールということで考えてございます。

それから、人事異動の関係でお尋ねがございました。

職員団体と合意する見込みはあるのかということでのお尋ねでしたけれども、これは、現在、組合と交渉中でございますので、相手があることでもございますし、現在で全く合意するとか、しないとか、言える状況ではございませんので、交渉中ということで御理解いただければというふうに思います。できるだけ合意できるように精いっぱい頑張ってまいりたいというふうには考えてございます。

(「そんな状況で条例案出してきたの」と呼ぶ者あり)

それから、続いて、人材育成基本方針の関係でアンケートをいろいろしておりますけれども、このアンケートの関係で、人事異動にこの点を反映させるように考えるべきではないかという御提案がございましたけれども、いろいろ職員からさまざまな御意見はいただいておりますので、もちろんこういったことを全く無視するというではありませんので、出てきた意見につきましては、実際に、異動する中で参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、ただ、それのみをもって人事異動をするわけではございませんので、参考としてはさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから続いて、最後に新幹線の残土の関係ですけれども、大雨で流されたりというようなことで、そういったものを情報開示すべきではないかということでもございましたが、鉄道・運輸機構からは、地域説明会もしておりますけれども、まずは、丁寧にいろいろと住民の方に説明していただくということが大切だと思っておりますし、今お話のように、外部に何か情報開示しなければならないというようなことがあれば、出た結果を市のほうにきちんとお示しいただけるというふうにも伺っておりますので、そういったものを伺った上で運輸機構と相談をして、その上で、開示が必要であれば、運輸機構との話し合いの中で開示するということになるかと思っておりますので、その辺は、機構ときちんと打ち合わせをしまいたいと考えてございます。

(「議長、17番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 17番、中村誠吾議員。

**○17番(中村誠吾議員)** ただいま総務部長からありました答弁の中で、勘違いと言葉の間違ひがありますので訂正していただきたい。

人事異動に関して、「職員団体との合意」と言いましたが、当該職員団体と人事異動は関係がない。人事異動に関して、どうして「職員団体の合意」という言い方をするのですか。組織機構改革の質問をしたはずですよ、川畑議員は。訂正をいただきたい。

**○議長(鈴木喜明)** ただいまの中村誠吾議員の議事進行であります。

その点につきまして、総務部長。

今、精査というか、こちらのメモで確認しましたところ、川畑議員は、人事異動ということで聞かれているのですね。本当は、機構のことなのですか。

**○21番(川畑正美議員)** そうですね。

**○議長(鈴木喜明)** そうですね。川畑議員が、本来、質問の中の「人事異動」と「組織機構」と間違っていて質問をされたというふうに私は思っています。それで総務部長は、そのことをそのまま人事異動の件で答えたということでもありますけれども、補足がありましたら、総務部長。

(「その前に、合意してないのに条例案に出してるのがおかしいでしょ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 今、議長がおっしゃったとおりで、再質問を受けたときに人事異動でということでお話を受けたものですから、私もその内容ということで、今、議長のおっしゃったとおりの関係でお答えしたということでございます。

(発言する者あり)

(「議長、17番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、中村誠吾議員。

○17番(中村誠吾議員) 私は、今、川畑議員から、人事異動ではなくて組織機構改革の話だったと今お話がありましたので、そのことを受けて、川畑議員の再質問も含めて、総務部長、訂正していただければいいだけなのでありまして、よろしくお取り計らい願いたいと思います。

○議長(鈴木喜明) はい、わかりました。

もう一度整理をさせていただきます。総務部長、その点につきまして明確に答えていただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 今お話のとおりでございますけれども、内容としましては、組織改革の関係でございますので、別に、人事異動のことということでこだわるともは全くございませんので、中身については、組織改革ということでございますので、組織改革に訂正していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(「間違ったって言えばいい」と呼ぶ者あり)

(「訂正するって言えばいいだけでしょ。何森井市長みたいな言いわけしてんのさ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 中村誠吾議員、議事進行の件でありますけれども、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、説明員の答弁を続けさせていただきます。どなたですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 私から、債権管理条例の関係の再質問にお答えいたします。

まず、資力のある滞納者の件でございますけれども、先ほど、市長の答弁にもございましたとおり、見きわめ基準、明確なものは、確かにございません。ただ、我々も、あくまでもそれぞれの案件について、財産調査等をしっかりと行った上で、計画的な納税等がなされていない、こういったことをきちんと見きわめた中で強制的な執行をするということで御理解いただきたいかと思えます。

それから、広報の件でございますけれども、先ほど、これも市長の答弁にもございましたとおり、広報に関して、毎年この時期に大体年に1回ほど、税に対する公平性の観点から、納税を行わない方々に対する注意喚起ということで実施してございます。そういった中で、今回もいろいろ、担当レベルでいろいろ工夫した中で、少しでも税納付を、滞納者に対して注意の喚起がより効果的である、そういうふうな視点から、あのような広報になったかと思えます。

それと、パブリックコメントの絡みでお話をさせていただきますが、実は、先ほど、広報の件につきましては年に1回程度と言っておりますけれども、こういう特殊記事というのは、ある程度年間のスケ

ジュールで、広報のスケジュールが決められてございまして、今回は、たまたま広報おたるは、12月号で掲載されたと。

一方、この債権管理条例のパブリックコメントにつきましても、条例施行に向けての一連のスケジュールの中で、今回、パブリックコメントについては、12月号に掲載されたと。たまたま少し時期が重なったということございまして、決してその広報おたるでの掲載記事とパブリックコメントを意識して同じ時期に載せたということではございません。

それと今回、条例を制定することについてでございますが、これも先ほど市長から答弁があったのですけれども、あくまでも債権を管理する上で、債権の管理方法等は各所管課でばらばらであるですとか、そういったことの問題点を解決すること。それとあわせて債権放棄、こういったことについても、現行の法だけで対応できない部分を条例化するという、そういう観点でやってございます。これはあくまでも、他市の状況との絡みもお話がございますが、あくまでも本市の債権を管理する上で必要な条例ということで、条例制定に向けて今動いているところでございます。

また、滋賀県野洲市の条例というのを私どもも拝見してございます。野洲市の条例自体は、むしろ債権管理そのものを目的としたものではなくて、むしろ生活支援といいますか、そういった視点でございまして、少し視点が違うのかなというふうには思っております。ただ、野洲市の条例に規定されているような納税者の立場に立った考え方、これにつきましては十分に配慮しながら対応していきたいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長（中野弘章）** 川畑議員の再質問にお答えいたします。

私からは、8番目にお尋ねございました減給条例案の項目のところ、コンプライアンス委員会の指摘に基づく是正措置に対して、事業者から費用請求があった場合、仮に事業者から費用請求があったときのことも考えて対応しておくべきではないかという御質問だったかと思えます。

これにつきましては、今後、手続を進めてまいりまして、是正措置を確定していくこととなります。それから、その上で措置命令を発することとなりますけれども、その過程の中では、もちろん費用請求に及んだときには、対応について考えてまいらなければならないというふうに思っておりますけれども、現状では、まだ是正措置を講じている前の段階でございまして、措置に係る費用でありますとか、逸失利益が発生しておりませんので、それがまた請求されるかどうかというのも不明な状況にございますので、現状におきまして、そのことまで仮定に基づいて対応することは、できないということでございます。

(「森井ひであき後援会に請求してもらったほうがいいよ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 福祉部長。

**○福祉部長（日栄 聡）** 川畑議員の再質問にお答えいたします。

私からは、ふれあいパスについて2点ほどありましたので、お話しさせていただきます。

まず、利用者料金、利用者の負担についてなのですが、現在、制度変更について検討しているところでございますが、バスの乗車料金、これが現状のまま変わらないということであれば、新たな制度を構築するまでは現行の利用者負担を続けていくと、利用者負担は課さないということで考えております。

また、ふれあいパスの交付についてですが、現在、生活環境部と協議をしているところでございまして、決定ではないのですけれども、来年度から、塩谷サービスセンター、駅前サービスセンター、それから銭函サービスセンター、この3カ所で交付することを想定しております。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員から教育長を除いて、ほかはございませんか。

そうしますと、漏れているところがありますので、お聞きします。

今、福祉部長のふれあいパスの件でありますけれども、川畑議員が聞いたのは、市長みずからのミスでこういうことになったのであるから、それを転嫁しないでもらいたいというふうに聞いたわけでありまして。それが1点です。

それからトンネルの残土の件で、情報開示をするべきであるということと、規制についてはどうなのかということの、この規制についてお考えを聞きたいということです。

それと債権管理条例の件です。滞納者が抱えた問題と市民生活を一緒に解決しようとする気があるのかということも、お聞きになっていると思います。

以上、私のところではそういうふうに思いますけれども、その点、まず3点を答えていただきたいと思っております。

（「議長、もう一つ」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** もう一つ、済みません、では、どうぞ。

**○21番（川畑正美議員）** もう一つは、塩谷、それから駅前、銭函でやるということですが、この期間を、どのくらいの期間やるのかと。前は、銭函は1日だけというあれだったので、その辺も一緒に答えてください。

**○議長（鈴木喜明）** わかりました。そうしますと、4点ということになります。

お答えください、説明員。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 福祉部長。

**○福祉部長（日栄 聡）** 川畑議員の再質問にお答えいたします。

少し言葉が足りなかったのかもしれませんが、今まで、事業者負担をされていた30円の部分につきましては、これは利用者負担ということにすることではなく、市で負担するという形になりまして、利用者に課すということは、今のところは考えておりません。

（「違う」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 福祉部長に申し上げます。

今言ったのは先ほど答弁したことですよね。そうではなくて、市長みずからミスをした責任を利用者に押しつけないでいただきたいということだというふうに思うのですけれども、そういう質問の趣旨だと思います。

（発言する者あり）

ほかの説明員の方は、どうですか。まず、答えられるところを先に答えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 大変失礼いたしました。私からは、建設残土の関係で、危険な残土を規制するべきではないかというお尋ねだったというふうに理解しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

それにつきましては、鉄道・運輸機構のほうでも、実際にトンネルを掘削する際とか、調査する際に、

鉛直ボーリングですとか、水平ボーリングですとか、そういった形で地質の調査をしているというふう  
に伺ってございます。

ですから、実際のボーリング調査によってその危険度等を判断していると伺ってございますので、そ  
ういった調査結果につきましては、市のほうにも知らせていただくことになってございますので、先ほ  
ども御答弁しましたとおり、機構とはそういったふうに調査結果を知らせていただくというような連携  
を密にして、その辺は対応してまいりたいと考えてございます。

(「答えになってない」と呼ぶ者あり)

(「規制するのকাশないのかっていう」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長に申し上げます。

先ほど聞いたのは、そういうのがあったことで、市として規制の対象として研究というか検討するの  
かということを知っているの、説明員に申し上げますけれども、端的に明瞭に答弁をしていただきたい  
と思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 今のお話は、あくまでも、その調査をして、それが危険かどうかというのを  
調べるのは鉄道・運輸機構になりますので、市のほうで規制をしてということにはならないというふう  
に思っておりますので、機構で調査した結果について、それを知らせていただいて、それが当然危険な  
ものであるということになれば、そういったものを搬入するということにはなかなかないと思いま  
すし、それからまた、どういう結果が出たかということについては先ほどもお話したとおり、地元  
の方々にはきちんと丁寧に説明をして、その上で地元の方々が納得できなければ搬入することにはなら  
ないわけですので、危険なものが出てきて、それをただいきなり搬入するということにはなりません  
ので、そういった心配は要らないのかなというふうに考えてございます。議員からお尋ねのあった市のほう  
で規制すべきということにつきましては、今お話したとおり、市で規制するということにはならないと  
いうふうに考えてございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 財政部長。

**○財政部長（前田孝一）** 債権管理条例の関係でございますけれども、あくまでも今回の債権管理条例  
制定の目的というのは、決してその滞納者に対する対応を許可ということは、決して目的ではござい  
ません。あくまでも債権管理上の事務的な統一化を図るですとか、あるいは債権放棄など、滞納者の状況  
に合わせた対応について規定するというものが目的でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 川畑議員の御質問に改めてお答えいたします。

ふれあいパスのことで、利用者に転嫁をしない、するべきではないという御指摘だったと思います。

私といたしましても、現制度を続けていく中では、現行の利用者に負担を転嫁することは考えており  
ません。

(発言する者あり)

(「ごまかしだよ、こんなの」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（日栄 聡） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

ふれあいパスを各サービスセンターで交付する期間についてなのですけれども、今のところ常時というふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 川畑議員の再質問にお答えをいたします。

学校統廃合にかかわって、統合後の学校が適正規模に達していない学校もある、それから署名などが来ている、そういうことも踏まえて基本計画の見直しをすべきではないかという御質問でございますが、この計画は、その大きな目的として、子供たちの教育環境の向上のため進めてきたものでございます。前期期間が平成29年度で終わるということでございます。そういったところで、成果がどうであったのか、課題がどうであったのかということ、まずは検証してまいりたいというふうに考えております。その点検検証結果を踏まえまして後期の進め方を検討していきたいというふうに考えてございます。

（発言する者あり）

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

○21番（川畑正美議員） 再々質問をします。

まず、私はこれは、市長が、辻立ちしている人云々ということは、一つは、その看板が並んで立てたりしている人が、仮にですよ、審議会委員になったとすれば、市民がどう捉えるかと、市民の目線でもって考えるべきではないのかと。そこが一つ再質問で聞きたいところです。

それから、教育委員会の学校の関係でいくと、まず、適正化基本計画の中にある、このことをきちんと守っていくということ、今だから、そういう点では、先ほど適正化基本計画を無視して進めようとしているのではないのかというのは、そこなのです。そこにきちんと書いてあるのにね。それに従っていかなければならないことではないのかと。

それから、今、教育長からお答えがあった、前期・後期といいますけれども、その期間であれば、きちんと見直しされれば、何も慌ててそれをやらなくても、落ちついてきちんと見直しながらやっていくというのが必要でないのかと私は思うのですけれども、その辺について答えていただきたいと。

それから……

（「適正化計画に賛成なの、したら。見直しながらやっていくっていうことは」と呼ぶ者あり）

いやいや、賛成かは、議論は別ですから。

○議長（鈴木喜明） 質問者は、不規則発言に反応しないように。

○21番（川畑正美議員） そうですか。うるさいからね、だから答えているのです。

それから、債権管理条例の原案の概要の関係ですけれども、私が先ほどから言っているのは、野洲市の教訓に学んでやるとすれば、小樽市だっていろいろあるだろうと。例えば、本当に困っている人だとかからすれば、小樽の機構の中にもたさばだあってあるわけですよ。そういうものを利用してやっていくということをどうして前向きに考えられないのかと。

例えば、払えないというか、今の状況の中でほとんど、例えば保険料などを払えなかったら、もうあれでしょう、何年かたったらもう一元化のほうに回してしまうことになるのですよね。そうではなくて、その前に市でできる対応を考えていくべきでないかということを行っているのです。それでその辺につ

いて答弁をいただいたのだけれども、よく理解できないので、もう一度お願いします。

それから、発生土の問題ですけれども、市は、その危険度はどうのというのを、このことを機構にまづ任せ切りという感じなのです。そうではなくて、機構にそれではきちんとと言えるのかと。それで先ほど私は倶知安町の例を出して言っているわけですよ。だから、そういう意味で、その機構に任せるのではなくて、市からその危険な発生土について、入れないように最初からきちんと申し入れをしていくということが大事なことであって、そこがないと、全て機構に任せ切りで進んでいってしまうと。そこが大事なところだと思います。市民の立場を守る点からいけば、そこを大事にして考えていただかなければならないと。

それから、あとメモを私のほうでとり切れていないものがあるので、そのほかについては、また改めて委員会でやります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 川畑議員の再々質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、担当部長から答弁させていただきます。

私は、2点。看板が並んでという、その人を選ぶのはどうかという御質問だったかと思っておりますけれども、私は、例えば川畑議員の看板の隣にどなたかの看板が立っていたこと、そこにあることのみをもつて入れる、外すということではないと思っております。

（「いやいやいや」と呼ぶ者あり）

ですから、先ほどもお話しさせていただきましたように、小樽市民であれば、その方々においては、そういう市にかかわる、または協力していくという者におきましては、どなたであっても平等に権利はあるものだと思っております。

そしてこのたびは、総合計画の審議委員についての御指摘だというふうに思っておりますので、この点におきましては、副市長が以前にもお答えさせていただきましたように、中立の立場に立って、公平・公正な立場で人選を行っていくと。この観点で進めているところでございます。

それと、私はもう1点、先ほども質問をされた中で、学校適正配置、適正化基本計画のことで、それについてうたわれている内容を市が無視しているのではというふうに御質問されていたように感じております。

これも繰り返しになりますが、この学校における適正化基本計画自体は、教育委員会で進められているところでございますので、やはり教育委員会が、それに対してしっかり配慮をされていくべきだと思っております。私自身といたしましても、先ほど答弁させていただきましたように、子供たちには繰り返し統合を経験させないことが望ましいと考えているところでございます。これまでも教育委員会自体は、やはり関係者の理解を得ながら再編を進めてきていると思っておりますので、そのことも含めて今度も同様に進めていかれるのではないかと思っておりますので、教育委員会自身がそのことを配慮しながら考えていただければと思っておりますのでございます。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 建設残土の関係について、繰り返しになる部分もあるかと思っておりますけれども、基本的には、地元に対して運輸機構から丁寧に説明がなされるというのが前提でございます。そういっ

た中で、地元の方々が納得しないのに危険なものを搬入するという形にはならないというふうに伺っておりますし、ただ、我々のほうから、今こういった議会の中で、やはり危険なものは入れないでほしいというような提言といいますか御意見があったということについては、機構にもお伝えしたいと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 財政部長。

**○財政部長（前田孝一）** 債権管理条例の関係の再々質問にお答えいたします。

本市が、今回、条例を制定する趣旨は、あくまでも全庁統一的な債権管理ルールを定める、こういったことが目的で、今回、条例制定を考えているところでございます。

野洲市の関係でございますけれども、野洲市の条例そのものには、細かい生活支援等の絡みを載せているわけでもございません。ただ、野洲市も、パンフレット等の中では、いろいろ生活支援との絡みについてをうたってはございますけれども、条例そのものにつきましては、冒頭の目的の中で市民生活を安心の確保に資する、そういったことが規定されている程度でございます。

いずれにいたしましても、我々も日々の納税滞納交渉につきましては、先ほど来言っています、野洲市が規定するような生活支援といったところにつなげるといった視点は常に持ち合わせながら滞納交渉はしてございますので、またそれをどこまでその条例の中に規定するのかという部分とは、また少し別な問題なのかなというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（林 秀樹）** 川畑議員の再々質問にお答えをいたします。

計画の見直しを進めるべきだという御質問でございます。

繰り返しの答弁になるかもしれませんが、まず、前期期間が平成29年度で終了いたしますので、その総括として、どのような効果があったのか、それからどのような課題があったのかということを検証、点検をまだできておりませんので、その点検、検証をしてまいりたいと考えております。その結果を踏まえまして後期の進め方を検討していきたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 川畑議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時35分**

**再開 午後 4時00分**

**○議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 5番、高橋龍議員。

(5番 高橋龍議員登壇) (拍手)

**○5番（高橋 龍議員）** 民進党を代表し、質問いたしますが、それに先立ち申し上げます。

前回、第3回定例会において市長への辞職勧告決議が可決されましたことは、市民の皆様におかれましても御承知のこととは思いますが。

ことしも師走を迎え、この1年を振り返ると、これまでの問題、課題が解決に向かうどころか、枚挙に暇がないほど新たな問題が積もっていくばかりです。ここからは、昨日の横田議員の質問とも重複してしまうのですが、私からも改めて言わせていただきますこととお許しください。

このたびの勧告を受け、森井市長は、辞職をしない理由の一つとして、行政は継続性が必要との談話

を出されました。この行政の継続性という言葉が森井市長が使われることには、私も大変な違和感を覚えます。首長がかわったとしても途切れなく市民への行政サービスが執行されるように、中長期的なさまざまな計画があり、それに沿って職員の方々も職務を全うされているのです。

もちろん市長公約の各政策の実行という面においては、若干の方向転換がなされることがあっても、それをもって継続性がなくなるということではありません。むしろ問題視されていた港湾計画の中断など、森井市長の意向によって変更したもののほうがよほど継続性がないとは思わないのか。いま一度、市長とは何をするための役職なのか、御自身の発言とも重ね合わせた上で、本質的な面をお考えいただきたいと思います。

これについては質問ではないので、御答弁を必要とするものではなく、私から市長のみならず、小樽市民の皆さんに対しても問題提起をするものであります。

（「答弁させたほうがいいよ」と呼ぶ者あり）

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

他方で、小樽市にとって期待される吉報がありました。周産期医療に関して、小樽協会病院が分娩再開をされること。ウイングベイ小樽の経営再建に中小企業の再生ファンドが支援を行うと決定したこと。

市長はこれまでも、いいことは御自身の手柄、悪いことは部下の責任とされてきた中で、今回のいいニュースも森井市長の功績のように喧伝されることと思いますが、それは違います。棚からぼた餅と言いますか、漁夫の利と言いますか、いずれにせよ、これを選挙へのパフォーマンスに利用されることは実際に御尽力された皆様にとって極めて失礼です。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

周産期においては、病院局を初め署名活動をされた市民の皆様のお力も大きく後押しになったことでしょう。また、ウイングベイの再建についても、経済団体や民間企業の皆様のおかげでここに至ったことは、言うまでもないのですから、くれぐれも御自身の手柄と誤解をされませんよう申し上げておきます。

という原稿を書いておりましたところ、昨日の本会議の中で早速、産科の再開は市長会で要請をしたからだと言わんばかりの御答弁をされたことはまことに遺憾に思っております。率直に申し上げますが、勘違いをしないでいただきたい。

ということで、長々と前置きをいたしました。質問に入らせていただきます。

まず、この11月に示された小樽市中期財政収支見通しに関して質問をしていきます。

先日、今後5年の財政の見通しが示されたところです。従前より本市は逼迫した財政運営ではありましたが、中身を見て改めて本市の置かれている状況がさらに厳しさを増しているのを目の当たりにし、大変な危機感を禁じ得ません。

中松前市長体制から現森井市長に引き継がれた約21億5,000万の市の貯金とも言うべき財政調整基金が平成32年度には枯渇することが予測されていると。それも4億から6億の収支改善を毎年行ったとしてもなおそのような状況になるわけです。

市長におかれましては、仮にも一自治体を預かる身として、経営的観点が不足しているとたびたび御提言してまいりました。私だけでなく、ほかの議員の方々も、都市経営についてもっと深く考えるべきという指摘をされてきましたが、市長はそれを真摯に聞き入れず、その結果としてこのような財政状況に陥ったのだと言わざるを得ません。

都市経営は、選択と集中が必要であると言われております。そのような中、本市においては、今のところ広く浅くの施策であり、除排雪も含めて、かゆいところに手が届くような行政運営ではないと感じま

す。

また、先行投資的政策を実行せずに歳入が減ってしまっているといっても、この状況を生み出したことには市長に大きな責任があります。将来を見据えた長期的計画はそっちのけで、目先の人気取りに終了した結果、市民には見えづらいところで負担が増加していくのです。

さらに、仮に市税の増額を行うとなった場合、その結果として、社会保障的な充実など、何かしら図られるのであれば納得できます。ただ現状維持のための増税を行うとした場合、市民の理解をどうして得られましょうか。このような財政危機に当たり、今後の展望をどのように考えているかです。

まず、この中期財政収支見通しに対し、市長はどのような見解をお持ちですか。

交付税が減ってしまったということは確かに大きいのは理解します。しかしながら、毎年約2,000人ずつ人口が減少している中で、交付税が目減りしていくことは想像にかたくないと考えます。市長の予算の査定が楽観的過ぎたのではないかと考えますが、いかがですか。

このような質問をするのは、私が以前に予算特別委員会の場で、市長に対し、本市における将来の人口減を踏まえた行政運営のあり方などを質問したことも関連します。国立社会保障・人口問題研究所の推計なども引き合いにし、残念ながら将来的に人口が減ってしまうのは避けられない中で、未来を見据えた上、今、何をしなければいけないかといった趣旨で質問をいたしました。市長は、その際に答弁したことを覚えておいてはわかりませんが、要約すると、本市にはさまざまばらしい要素がある。だから人口減少に向かうという悲観的なことは考えないといったものでした。

森井市政が誕生して2年半がたち、就任当初から見ても約5,000人の市民が減少しているのではないですか。多様な可能性を想像した上で政策判断を行うことは、首長に必須の能力ですが、それを備えているとは思えないのは私だけではないはずです。そして、交付税が減っているのは本市に限ったものではありません。ほかの地方都市も同様に厳しい財政状況ではあると思いますが、それぞれ創意工夫をしてそこを補っています。たればの話になりますが、どのようにしていたら、財政調整基金をここまで食い潰すことがなかったと分析しているのでしょうか。国からの交付金が減らなければという、他力本願的な御答弁ではなく、政策的な面での回答をお願いします。

また、その分析を今後どのように生かしていきますか。

これから先、公共施設の耐震化や老朽化に対しての費用の捻出ができなくなってしまうのではないかと懸念もあります。学校の改築などは落ちついたにせよ、市民会館や市役所本庁舎の老朽化問題は何ら解決されていません。市債の見通しにも施設の老朽化が反映されていないので、今後さらに市債の借入額がふえるか、古い建物をそのまま使うか、もしくは取り壊してしまうかということになってしまいます。市債の新規借入額は償還金を超えないという目標も明記されています。次の世代につけを回さないという意味ではいいのですが、問題解決のための具体的な見込みはあるのか、疑問であります。

市の見解として、中期財政収支見通しの中で次のように書かれています。「施設の老朽化対策などに伴う事業費の上乗せが必要となりますが、上乗せに当たっては、着手時期や事業の実手法など将来的な財政負担の平準化を念頭に入れて計画に取り組むことが必要となります」と。実質的に多くの施設の改修が先延ばしになる可能性が高いというふうに読み取ることもできますが、個別施設計画に与えるであろう影響は現状どのように感じていますか。

さらには、優先順位をつけるということでしたが、市長の考える現状最も優先順位の高い公共施設とはどこなのか、お示してください。

要望の大きい新・市民プールの建設には全会派一致で賛成をしておりますが、それに市長公約であった小樽総合運動公園の構想なども絡めてくるとすれば、建設のインシヤルコストも、できた後のランニ

ングコストも大変なもので、運営の手法などについては議論を深めていかなくてはなりません。かねてより、この小樽市は第二の夕張市になるのではとまことしやかにささやかかれていました。ともあれ、これまでの市長たちは、そうならないようさまざまな施策を打ってきたからこそ財政調整基金も積み上げられたのではないかと推察します。

このような言い方をしたくはありませんが、小樽市が財政健全化団体になってしまわないかという不安を、今も市民の皆さんはお持ちです。率直にお聞きますが、その可能性はどうお考えですか。歳入が伸びない中で、歳出を抑制することだけで財政を再建するのは限界があります。どうやって稼ぐ自治体になるか、本市においては至上命題であると思っております。

2016年に総務省が発表した稼げるまちづくり取組事例集、いわゆる地域のチャレンジ100では、北海道内では、札幌市、恵庭市が「コミュニティの賑わいづくりによる稼げるまちづくり」として、富良野市は「観光需要を取り込む稼げるまちづくり」として、それぞれ取り組みが評価されています。

道内ではありませんが、兵庫県篠山市では、古民家再生の事例が選ばれています。城下町の古民家を一つのホテルに見立てて再生をし、さらに、カフェや工房、シェアオフィスなどの棟もつくることで、雇用創出と若者の回帰を促進したと言います。

ここで、中期財政収支見通しの中における本市の歳入増はどのように考えられているのか、見ていきたいと思えます。今後の財政健全化に向けた取り組みというものを示していただきましたが、その中から質問させていただきます。

自主財源の確保という項の中に、資産の有効活用とあります。このことについて詳しく御説明願います。この緊急性の高い財政難の状況において、資産の有効活用という抽象的な表現を使っているのは、具体的な策がなく、後手に回っているからではないかと危惧するところです。

また、遊休資産の売却についても触れられています。これには私も大いに賛成するところですが、本市の考える売却可能な遊休資産とはどのようなものをお考えですか。主なものを幾つか例示してください。

また、売却した際にはどの程度の収入になるのかは試算していますか。大きな規模の不動産などは、市側もターゲットをある程度見据えた上で動いていくべきと考えます。今後の戦略をお聞かせください。

さらに、歳入増加策として、ふるさと納税制度の推進への取り組みも挙げられています。以前にも本会議の中で、ふるさと納税の寄附額増加に向けての質問をさせていただきました。あくまで寄附は善意に基づくものなので定量的な目標は定めないと言っていました。しかしながら、単純に応援の意味合いの寄附だけでないからこそ返礼品が存在するわけです。ましてや、このような財政危機に当たって、善意というところに甘えるのではなく、ビジネス的な視点を持ち合わせていないといけないと思っております。ふるさと納税についての本市の今後の方向性はどのようにお考えか、お示しください。

とはいえ、ふるさと納税も過当競争の傾向が見られ、各自治体の物産展状態になってしまい、それが鎮静化してきた印象もあります。全国的に寄附額の4割が返礼品に係る費用として使われたという総務省のデータもあります。経済の地域内循環が起こるならば必ずしも悪くはありませんが、競争の波にも完全に乗りおくれた本市において、望ましいのは、小樽のPRにもつながり、来訪を促すなどのサイクルをつくることのできるものであると感じます。物質的なものだけにこだわらず、体験型の返礼品など、地域特性を生かしたものを考えていただきたいと申し添えます。

続いて、クラウドファンディングについてです。個人や企業などからインターネットを介して資金調達を行うもので、ふるさと納税からの発展系といえますか、派生したようなものだと認識しております。2011年の地方自治法の改正により始まったものだと伺っております。本市においてもその手法を取り入

れていますが、今後さらに推進していくということです。

そこで、お聞きしますが、用途を明確にしたクラウドファンディングの積極的な活用というのは、具体的にはどのようなことなのか、お示してください。どのような分野において、どのくらいの規模で考えているのかをお伺いできればと思います。

さらに、本市の強みとしては、やはり観光の分野にさらに光を見出していくべきであると主張します。昨今は観光税などが各所で議論されていますが、本市の見解はどうでしょうか。独自の税制も必要なのではないかと感じております。

例えば観光バスの駐車に対して、1台当たり幾らという課税を行ったとしたらどうでしょう。それによって、小樽観光が下火になるとは思いません。これだけ観光客の皆さんが来られている中で、市にとっては直接増収になるものを見込むべきではないでしょうか。これまでにそういった検討が行われた経緯がないのか、お聞かせいただければと思います。また、今後に向けて推進していく考えはありますか。

ここまで、赤字だからといって、財政規模を緊縮の方向に持っていくのではなく、積極的な歳入増を図るべきという観点から質問をさせていただきました。

次に伺うのは、今回上程された組織改革にかかわるものです。

その考え方として、行政運営の効率化と市民サービスの向上が根底にあつてのことでしょうか、現状に即したものになっているのかが問題です。

また、中期財政収支見通しの中には、人員配置の適正化という項目もあります。今回の組織改革にも通ずるものと推察します。ただ、組織改革に当たっては4,000万円もの人件費などがさらにかかると伺っております。財政健全化に向けた取り組みと逆行しているのではないかとお思います。この組織改革において、人件費以外で効率化を図ることができる面があるならどのような点なのか、お答え願います。

ここまでお聞きした財政面での質問において、具体かつ画期的な光明を見出せるような御答弁をいただくことを望みます。ぜひ踏み込んでお答えくださると期待し、この項目を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 高橋龍議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、中期財政収支見通しについて御質問がありました。

初めに、中期財政収支見通しに関しての私の見解等につきましては、地方交付税などの減少により、引き続き大幅な財源不足が見込まれるため、これからの財政運営も非常に厳しいものであると認識しております。今後において何を実行し、そして財政効果をどうやって生み出すか、私を含め全職員が一丸となって知恵を絞りながら、健全化に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

また、私の予算査定につきましては、昨年の中期財政収支見通しでも厳しい状況でありましたので、ヒアリングにおいても、それを踏まえ査定を行っておりますし、市税や地方交付税などの推計は、人口動態も踏まえながら行っておりますが、とりわけ地方交付税については国の動向にも左右され、将来的な予測は難しいものがありますので、決して楽観的過ぎた査定だとは思っておりません。

次に、財政調整基金についてどのようにしていたらここまで食い潰すことはなかったかにつきましては、今年度においては、まだ予算執行中でありますので、決算の段階で財源対策がどれだけ必要になるのかは未確定ですが、財政調整基金の取り崩しを少しでも少なくなるように努めてまいります。

また、どのように生かしていくかとのことですが、先ほども申し上げましたように、今年度予算は執行中でありますので、今後についてお話しすることは難しいものと考えております。

次に、中期財政収支見通しが個別施設計画に与える影響と、公共施設の更新等の優先順位につきましては、まず、個別施設計画に与える影響についてですが、人口減少等の進行や財政面の厳しさなど、取り巻く環境が今後一層厳しくなることを前提として、その課題解決のため、約40年間の長期にわたる公共施設等総合管理計画を策定したものでありますので、今後策定する個別施設計画においては、中期財政収支見通しを踏まえながら、将来にわたって投資できる経費に見合うよう、計画内容を検討したいと考えております。

(発言する者あり)

また、施設の更新等の優先順位につきましては、市民により安全・安心な施設を提供するために耐震性が低い施設を優先したいと考えておりますが、提供するサービス内容や費用などを長期的、総合的な視点で捉え、個別施設計画策定の中でお示しをしたいと考えております。

(「そんな答弁なら僕でもできますよ」と呼ぶ者あり)

次に、財政健全化団体になる可能性につきましては、財政健全化法に基づく4指標については、平成28年度決算時点において、そのいずれにおいても健全化基準に達しておりませんので、すぐには財政健全化団体になることはありませんが、今後とも歳入の確保と事業の効率的な執行等に最大限努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の財政健全化に向けた取り組みにおける資産の有効活用につきましては、庁舎内や敷地などの行政財産におけるその目的を妨げない範囲での使用許可や、余裕がある敷地などの貸し付けにより使用料等を徴しておりますので、今後におきましても、実施済みの施設はもとより、他に可能な施設についても有効な活用を検討してまいります。

(「だから、それは何なんだよ」と呼ぶ者あり)

次に、遊休資産の売却につきましては、用途を廃止した施設のうち、他に公用・公共用施設として活用しなくなった資産を売却し、収入増に結びつけたいと考えており、今年度においては、旧消防署長橋出張所の敷地及び建物を売却し、約1,840万円の収入を得たところであります。このほか、現在、売却を予定している主な資産としては、本年9月の一般競争入札で応札がなかった旧学校給食新光共同調理場の敷地及び建物や、旧若竹小学校並びに教育職員独身寮の敷地及び建物など8物件あり、予定価格の合計は7,400万円程度となるほか、今後も売却可能な用途廃止施設の増加が見込まれますので、積極的に売却し、歳入増に取り組みたいと考えております。なお、売却による歳入増としては、売却額のほか、売却後の固定資産税の税収増にもつながり、さらに資産が活用される経済効果も期待されるところであります。

次に、不動産の売却に係る今後の戦略につきましては、今年度から庁内の部長職等で構成する用途廃止施設の利活用検討会議を設置し、不動産の売却については、毎年度、早期に売却物件を決定し、9月の一般競争入札の実施に向け、6月から広報紙やホームページへの掲載、報道依頼など、売却物件の事前周知と周知期間の増加により、売却に結びつくよう、広報の充実を図ったところであります。

また、売却した物件の使用用途については、都市計画法で定める用途地域に適合する範囲にはなりますが、今年度においては、住宅用地に適していると思われる物件については、市内の建設関連団体やハウスメーカー各社に直接周知するなど、一定のターゲットを定めたPRも行ったところであり、今後もPR内容について充実したいと考えております。

次に、ふるさと納税の今後の方向性につきましては、本市も平成28年度から、一定額以上の寄附者に

対し、地元特産品のPRを通じた地域経済への波及効果を図ることを目的として、お礼の品の発送を開始しているところであります。今後においても、寄附者の善意によりふるさとを応援するという本来の趣旨を踏まえながら、今までと同様に事業を継続していくことにしています。

しかしながら、全国的にも、ふるさと納税制度を活用し、寄附金をまちづくりの財源の拡充にうまく活用している自治体もありますので、本市においても、今年度のお礼の品を約200品と拡大したところ、現時点で既に寄附金額が前年度決算額を上回り、一定程度の収入増が図られております。また、市内経済の活性化にも寄与していると考えられますので、今後も寄附実績を上回るような検討をまいりませぬ。

次に、クラウドファンディングの積極的な活用につきましては、クラウドファンディングは歳入の増加策として有効と思っておりますので、今後の新年度予算編成におけるヒアリングの中で、全国の皆様に評価いただける事業として活用が可能かを見きわめ、導入を検討したいと考えております。

次に、観光税に対する本市の見解につきましては、例えば宿泊税では札幌市に先駆けて導入することで発生する競争力の低下が懸念されること、また、観光バスへの課税などのいわゆる入域税では、課税客体の峻別や徴収事務の難しさなどが考えられ、全体として、本市への来訪意欲の減退を招くことが懸念されます。

(「そんなことない」と呼ぶ者あり)

また現在、国において出国税、北海道において宿泊税の導入が検討され、本市においても既に入湯税を課税しており、これらとの調整を図る必要があるなど、多くの課題が想定されることから、慎重に検討を重ねていかなければならないものと考えております。

検討経緯につきましては、これまで担当である産業港湾部内で議論してまいりましたが、具体的な税目等の検討までは、今のところ行っておりません。

今後に向けた考え方につきましては、これまでも北海道や他の観光都市を対象に情報収集に努めてまいりましたが、引き続き、国や北海道、他都市の動向を見据えながら、本市における観光税のあり方について研究してまいりたいと考えております。

次に、組織改革における人件費以外の効率化につきましては、組織改革の効率化に加え、関連する市民サービスの観点から説明させていただきますと、今回の組織改革では、こども未来部を新設して、各部に分散する子育て施策を集約することから、3部で担当していた放課後児童クラブは、事業全体の負担軽減につながるのと同時に、利用する市民に対しては、各部で独自に行ってきたサービスを、より質の高いサービス内容に平準化できるものと考えております。

また、再編する福祉部の高齢者施策については、介護保険課と地域福祉課の統合により、介護予防サービスと高齢者サービスの一体的な推進による充実と効率化が図られ、高齢者施策の負担軽減につながるものと考えております。

いずれにしても、目に見えるような形では経費の削減には大きくあらわれてきませんが、市民にわかりやすく、かつ行政サービスの質の向上につながる組織の見直しであり、結果的に業務の円滑化や効率化が図られ、相応の効果が見込まれると考えております。

これらにより、人件費がふえることとなりますが、組織の基盤を構築するためには先行して投資する必要があります。この投資は無駄ではなく、組織が効率的に稼働することにより、最終的には市民サービスの向上につながるものと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 5番、高橋龍議員。

（5番 高橋龍議員登壇）

○5番（高橋 龍議員） 続いて、この項では除排雪について質問をいたします。

本年は、雪の降り始めが早く、12月1日の除雪対策本部の発会を待たずして、市内の道路は混乱状況になってしまいました。市道においても、つるつるの路面で事故も多発していたとお聞きしていますが、本市は適切に対応できていたのか、お伺いいたします。

このように降雪が早い段階で起こった場合、砂まきなどはどのような扱いになるのでしょうか。

また、この11月は記録的な降雪であったとニュースでも取り上げられておりました。小雪であった昨年度、一昨年度ですら、除排雪における不満の声は多く聞かれていた中で、今年度はスタートの段階から不安でいっぱいです。排雪の抑制などではなく、除排雪の効率化を図ることで費用を圧縮できれば、その分、市民ニーズに沿った除排雪の予算執行が可能になるのだと考えます。それが市民の冬の生活や、ひいては事故から命を守ることに繋がると言っても過言ではありません。

そこで、次に、効率化にかかわり、昨年度の除雪路線現況調査についてお聞きします。

事故の情報なども、現況調査の成果物であるGIS化されたマップに落とし込んでいくことで、危険箇所の予測や事故を未然に防ぐことにもつながると考えますが、小樽市としてはどう考えていますか。

そして、前の質問とも重なりますが、そのマップの拡張については、今後、どのように見込んでいますか。今後の利活用の方向性と最終的な理想形はどういったものを見据えていますか。

これまでたびたび他都市や研究機関の事例を踏まえて御提言してまいりましたが、除排雪に注力している市長であるのに、なかなか進めていただけないことを非常に残念に思います。聞き入れていただけるかはわかりませんが、懲りずに、先進事例について述べてまいります。

研究途中の事例ではありますが、住民の方々に協力を仰いで、どのくらいの積雪になったか写真を送ってもらい、その状況も出勤要件に組み込むというやり方もあると伺っております。具体には、定点にポールを立てて、そこに積もった雪の量を画像認識させて、優先度を判別するというものです。このように、住民の皆さんにも協力をさせていただき形の新しい除排雪の仕組みも視野に入れていただきたいと思います。いかがですか。

私としては、平成27年から、除排雪のICT化を図るべきと訴えてきました。当時は、森井市長も除排雪分野のICT化については今後の検討課題だとおっしゃっていましたが、それから2年を経て、ICT産業はさらに発展をしました。AIとの組み合わせによる除雪路線のルート組みや排雪の判断など、現行の技術でできるものは多々あると認識しています。私としては、アナログ的な従前のやり方だけでなく、最新技術も取り入れた上で、事業の効率化を図ることが必要だと思いますが、今後、さらに進めていただけますか。他都市を研究しますといったお答えではなく、先駆的にやっていく意志があるか、確認をさせていただきます。

次に、除排雪体制に関してです。

再三再四、拙速な変更は行うべきではないと議会で訴えてきました。そのたびに市長は、今後においては丁寧に進めると言いながら、事を性急に進めてきたことは、議会軽視というレベルを超え、ばかにしているように見えております。その証拠に、今年度も入札制度を独断で変更していることに憤りを隠せません。今冬は、雪堆積場の業務を分割して入札を行ったということです。その理由をお示してください。

そして、その結果、予算の削減あるいは業務の効率化にはつながるのでしょうか。もし、そのはつきりした効果が見られないのであれば、昨日の横田議員の質問にもありました港湾の除排雪と同様に、裏

側には何らかの意図があるのではと勘ぐってしまいます。これが杞憂であることを願いたいのですが、真相の究明に向けて、今後も機会を見てこの件の質問はしていきます。

次に、JVの構成に関して伺います。

構成要件として、もともと2社以上であったのが、4社以上になったり、3社以上とったり、ころころ変わっているのは問題であると考えます。なぜこのような変更が頻繁に行われるのかを論理的にお答え願います。

業者の育成という答弁がこれまでありましたが、実際に育成を考えるのであれば、JVを組ませる前に講習などを行うべきと考えますが、いかがですか。

こちらに関しても、ことしはJVが3社以上という要件でないと都合が悪い方が、どこかに存在していたのだと邪推してしまいます。また、問題なのは、JVの構成の会社数の不足ではなく、実際に現場で作業を行うオペレーターの方など、技術を持つ方の労働力の不足であると思います。そこに対して、育成に向けての助成などを考えることのほうが建設的ではないでしょうか。御見解を伺います。

続いては、排雪に関してです。

決算特別委員会でも少し触れましたが、ことし、仮に平成25年度のような600センチメートルレベルの降雪であった場合、きちんとした排雪が行われるのか、改めて確認させていただきます。

もう既にことしは何度かまとまった量の降雪がありました。SNSなどでも除雪が来ないといった投稿は、かなりの数、見受けられました。一気に降雪があったから仕方ないとおっしゃるかもしれませんが、組織体制をきちんと構築してさえすれば混乱や不満の声がここまで多くなるほどにはなっていないはずです。組織運営の停滞による混乱は、自然災害ではなく人的災害であることを御留意ください。加えて、通学路や病院、特に以前要望として上がっていた産婦人科の近辺など、重点的に排雪を行わなければならない箇所があると感じます。一般の道路などとは別に、優先度が高い箇所というのを設けるべきと考えます。何か所かでも、この冬から試行的にやっただけないでしょうか。

以上、2点目の項を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** ただいま、除排雪について御質問がありました。

初めに、本年の早期の降雪への対応につきましては、11月15日から雪が降り始めたことから、15日から16日にかけて、市内の全線のロードヒーティングの稼働を開始いたしました。また、11月18日から19日にかけて34センチメートルと、まとまった降雪があり、市内七つのステーションでは、除雪機械の配備が十分ではない中、18日から稼働可能な除雪車両を出動させ、まず、バス路線や幹線道路などを中心に除雪作業を行い、その後、順次、その他の路線を実施しました。砂散布車についても、凍結路面对策のため、11月16日から26日の間で出動を開始しております。なお、雪堆積場についても、例年は12月中旬に開設しておりましたが、11月20日から27日まで、市民が利用できる幸1丁目と望洋台シャンツェ駐車場の2カ所を臨時開設するなど、早期の降雪に対し、市民生活に影響が出ないよう、できる限りの初動対応を行ったものであります。

次に、除雪路線現況調査業務につきましては、除雪路線の基本情報である道路幅員や勾配、空き地情報等を一元管理するための枠組みとなるデータベースを構築したものであります。本年度は、昨年度から取り組んでいる除雪第3種路線での除雪作業の強化などに本成果を活用したところであり、今後は、

ただいま御提案がありました危険な箇所や、事故を未然に防ぐための情報のほか、必要なデータを蓄積することで、除排雪業務に活用してまいりたいと考えております。

次に、除雪路線現況調査業務の成果の今後の利活用につきましては、現在、市民の声の除雪依頼、排雪依頼、物損関係などの情報を直営作業により蓄積しており、引き続き、除排雪回数や雪押し場などの情報を蓄積する予定であります。これらの蓄積したデータをもとに、市の業務担当員やステーション職員などの業務の支援に活用し、最終的には、雪押し場の確保、除雪拠点の路線の見直しなど、除排雪業務全般で活用してまいりたいと考えております。

次に、除排雪作業における市民の皆様との協働につきましては、市域が広く、山坂も多く、同じ市内でも降雪や積雪の状況が異なることから、地域総合除雪業務では、除雪車出動の判断材料の一つとして、気象庁の観測とは別に、各ステーションが市内数カ所で降雪量や積雪深を観測しているところであります。これらの観測地以外の観測データを市民の皆様のご協力を得て入手する仕組みづくりにつきましては、まず、利点や問題点などを整理していきたいと考えております。

次に、最新技術を取り入れ、事業の効率化を図ることにつきましては、最新のICT技術などを除排雪業務に有効活用することができれば、業務の改善につながる可能性はあるものと考えますが、それらの技術の活用法や費用面などの課題もあり、現時点では、本市独自で研究することは難しいことから、最新技術について、国の機関などからの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、今年度の雪堆積場の入札につきましては、昨年度まで、中央ふ頭基部など七つの雪堆積場を構成員数が2社以上のJVに発注しておりましたが、この2年間は一つのJVのみが応札し、それ以外に入札を辞退することが続いたため、入札における競争性を高めることや受注機会の拡大を図るため、堆積量が比較的多い4堆積場を2業務に分割して発注したものであります。なお、堆積量が少ない2堆積場については、所在地を担当する地域総合除雪のステーション業務に組み込み、色内ふ頭については、今年度、開設しないこととしたものであります。

次に、雪堆積場等の業務の分割による効果などにつきましては、雪堆積場を分割して発注したのは、予算の削減や業務の効率化を目的としたものではなく、入札における競争性を高めることや受注機会の拡大を図るためであり、2業務のうち1業務で複数の応札があり、一定の効果があつたものと考えております。

次に、JVの構成員数などにつきましては、JVの構成員数は、作業のおくれが見込まれた場合の業務の補完や、将来にわたり持続可能な本市の除排雪体制を構築するため、現状の体制が維持されているうちに、地域総合除雪業務に多くの業者が参加することが必要であり、4社以上にすることが望ましいと考えております。しかしながら、道路除雪等業務に登録のある業者の地域総合除雪への参加の意向を確認した結果、4社以上とすることが困難であつたことから、今年度においては3社以上としたものであります。

(発言する者あり)

また、業者の育成につきましては、他都市の事例を調査するとともに、昨年度においては、地域総合除雪業務のオペレーター向けに、除雪機械の運転講習会を開催したところであります。

次に、オペレーターの育成につきましては、私といたしましても、オペレーター不足には同様の懸念を抱いているところであり、将来的に、地域総合除雪の体制を維持することが難しくなるのではと危惧をしているところでございます。そのため、本年度から、これまで建設業のみであつた道路除雪等業務の登録要件を、建設業以外の事業者でも一定の要件を満たすことで登録可能にしたことから、これらの事業者が除排雪業務に参加することで、所属するオペレーターが経験を積むことができ、そのことでオ

ペレーターの育成につながるものと考えております。

(発言する者あり)

次に、仮に600センチメートルレベルの降雪があった場合の排雪につきましては、排雪作業の実施については必ずしも累計降雪量のみで決まるものではなく、基本的には、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まず、かき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上対応が困難になった時点で排雪作業を実施するという、一連の手順は変わりません。しかしながら、災害級の大雪や想定以上の降雪によって交通障害が発生した場合等においては、必要な予算措置を行い、速やかに対応してまいりたいと考えております。

次に、重要な路線における排雪作業につきましては、今年度から実施する観光に配慮した排雪以外の路線は、先ほど申し上げましたが、排雪作業を実施する一連の手順に沿って進めてまいりますが、バス路線、学校や産婦人科等の周辺道路など重要な路線については、現地確認を強化して対応してまいりたいと考えております。

**○議長（鈴木喜明）** 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 5番、高橋龍議員。

(5番 高橋龍議員登壇)

**○5番（高橋 龍議員）** それでは、最後の項目では、小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案、つまり市長の給与減額条例について伺います。

今回上程された条例案について、以前示された10%の減給1カ月という案よりは、少し進んだ印象は受けます。しかしながら、なぜ、この50%という算定に至ったのかについて、わからない点も多く、お教えいただければと思います。あれほどまでに10%が相応であるとおっしゃっていたのにもかかわらず、20%でも30%でもなく、50%の減額とした理由を示していただきたいと思います。他団体の事案における首長の減給割合を参考にしているとのことですので、他市の事例と対比をした上でお答えいただきたいと思います。

また、ふれあいパスの手続についての契約規則違反関係が理由の一つに挙がっていましたが、第3回定例会で指摘をされる以前より、状況は変わっていなかったわけです。追求をされたから理由として加えたというように見受けられます。それでは、みずからを律するというにはなり得ず、追求されたから減給の理由の一つにしますというように見えます。このタイミングで契約規則違反について触れたのはなぜでしょうか。もともと違反であったのはわかっていたことではありませんか。この件においての量定はどのようにお考えでしょうか。

上林前副市長がおやめになられる際のコメントとして、高島漁港区におけるコンプライアンス委員会の観光船の許可等についての判断の誤りを挙げておいででした。職員への適切な指導ができなかった責任があるとおっしゃっていました。高島漁港区の問題に関して言うと、上林前副市長には、本当に大きな落ち度はあったのでしょうか。副市長が職員への適切な指導ができなかったことを理由に職を辞されたというなら、本件に関しての森井市長の責任はもっと重いものであると感じます。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

指導のみならず、監督責任を背負っているのは森井市長、あなたなのです。

そして、次に分区条例違反について伺います。

今回、これによってこうむる本市側の金銭的なマイナスをどう試算していますか。観光船事業者に対して使用料などの返金や、許可を出していた事業についての補償、また、漁業者に与えた損害など、多

角的に勘案しなければならないと考えます。それぞれ個別に金額を算出し、お示ください。

また今後、訴訟もしくは調停になる可能性も大いにあると思います。例えば市が観光船事業者に対して支払う可能性のある損害賠償は、相当な額に上ることとなるでしょう。建築物にかかわることもありまますから、100万円単位どころか、1,000万円以上になることも考えられます。その金額と市長の給与1カ月50%分、月額給与は83万5,550円ですから、その半分ということで、40万円強の減額でつり合うと考えられているということでしょうか。

最後に伺いますが、全てを市長の給与の減額分で補えるとは思いません。また、補填のための給与減額でないものも理解します。しかしながら、1カ月分50%で量定がつり合うともやはり思えません。金銭的なもの以外に御自身を律することは、考えにはなかったのでしょうか。お答えください。

最後に、この項の質問とは離れますが、今回の代表質問に当たり、一貫して主張したいことは、現市長体制の政策的具体性のなさや中長期的視点の欠落です。これが民間の会社であったらと考えると、とうに経営破綻しているところでは。

(「なっている」と呼ぶ者あり)

森井市長は、辞職勧告を受けてもなおその立場を堅持するという姿勢なのであれば、今の考えをまるきり転換した上で、血のにじむような努力ができなければ到底許されるものではありません。むしろ、そうしても、もう責任はとり切れないとお考えの方も多いやもしれません。

以上を申し上げ、再質問を留保し、終わらせていただきます。(拍手)

(発言する者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 市長。

(森井秀明市長登壇)

**○市長(森井秀明)** ただいま、特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案について御質問がありました。

まず、この減給条例案において、減給50%を1カ月とした理由につきましては、今回の条例案は、いわゆる分区条例違反に係る管理監督責任と、誤った条例解釈を適法であるとしてきた私自身の責任に加え、ふれあいパス事業における契約規則違反に係る管理監督責任に対するものでありますが、量定については、第3回定例会における議会議論を踏まえるとともに、本市のみならず、他団体の事案における首長の減給割合を参考にして、減給50%1カ月としたものであります。

他団体の事例については、本件と類似の事例は把握できませんでしたが、平成21年6月に提案された恵庭市における職員の着服事件に対する市長の減給50%1カ月、本年6月に提案された本別町における税情報をめぐる汚職事件に対する町長の減給50%1カ月、本年3月に提案された札幌市における職員の不祥事多発に対する市長の減給30%1カ月などを量定の参考としたところであります。

次に、ふれあいパス事業における契約規則違反につきましては、当初、法的には問題ないと考えていた口頭合意での事業実施が、第3回定例会の予算特別委員会での質疑により、契約規則に抵触することが判明したものであり、そのときには既に分区条例違反について減給10%1カ月の方針を固めておりましたので、前回の条例案の対象ではなく、今回の条例案の対象としたものであります。

なお、契約規則違反に係る管理監督責任の量定につきましては、分区条例違反に係る責任と契約規則違反に係る責任について、それぞれの量定を積み上げたものではなく、これらを総合的に勘案した上で、減給50%1カ月としたものでありますので、契約規則違反に係る責任のみの量定については、お示しす

ることができません。

次に、分区条例違反に係る本市側の金銭的な試算につきましては、まず、是正措置を講じることによって、事業者へ返金することとなる使用料の合計は6万3,032円となります。事業者への補償金額については、現時点では是正措置を講じておらず、事業者から損害賠償を求められるかについても不明でありますので、その金額をお示しすることはできません。

(「1円も出せませんよ」と呼ぶ者あり)

また、漁業者につきましては、第3回定例会でもお答えしたように、漁業協同組合からお話を伺った際に、具体的な被害額についてあらわすことは難しいとお聞きしており、その金額についても、お示しすることはできません。

次に、損害賠償と減給との兼ね合いにつきましては、現時点で、観光船事業における建築物に係る是正措置の方法が決まっておきませんので、市に損害賠償義務が発生するかどうかはわかりませんが、このたびの減給は、私の責任のとり方として提案しているものであり、損害賠償義務が発生した場合に減額分で補填するという性質のものではありません。

次に、減給以外での責任のとり方につきましては、今回の条例案は、先ほど申し上げたとおり、分区条例違反に係る責任と契約規則違反に係る責任について、第3回定例会における議会議論を踏まえるとともに、他団体の事案における減給割合を参考にするなど、総合的に勘案し、相応の責任のとり方として、減給50%1カ月で提案したものでありますので、減給以外での責任のとり方は考えておりません。

(「市長の賠償責任は年収の6倍まで認められるんですよ」と呼ぶ者あり)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 5番、高橋龍議員。

**○5番(高橋 龍議員)** それでは、再質問をさせていただきます。

まず、中期財政見通しの部分から、これは全体的な話になるのですが、歳入増、歳出減も含めて、誰がと言うと乱暴ですけれども、どこが担当していて、これを列挙したのでしょうか。

これについて、市長の立ち位置というか、市長はどのように指示を行ったのでしょうか。

そもそも、今後において、一丸となって財政について考えるというふうにおっしゃっていましたが、それがそもそも楽観的なのではないかなというふうには思います。これは別に質問ではありません。

次に、見通し、財調をどうしたら食い潰さなかったのかというところで、今後の話はできないというふうなお答えもありましたけれども、この中期財政収支見通し自体が今後の話ですので、これに沿った答弁をしていただきたいと思います。今後の話ができないのであれば、この中期見通しの存在意義というのが、これが形骸化してしまうのではないかなというふうに考えます。いかがでしょうか。

次に、個別施設計画の影響、公共施設の優先度というところで、耐震性が低い施設というふうにお答えいただきました。具体的にはどこなのでしょう、お答えください。

次に、財政健全化団体の話ですが、すぐにはならないみたいな感じのお答えでしたけれども、今後そうなる可能性がある、それをはらんでいるというふうにも聞きましたが、ここに関していかがでしょうか。もう一度お答えください。

(「ならない根拠も聞いたほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

歳入増加に向けて、資産の有効活用というところをお聞きしたときの御答弁で、使用料等を見直しということですが、使用料等を見直したときに、どのくらいこの財政の足しになるのか、そういったこと

は現状考えているのか、または考えていないのであれば、いつ考えていくのか、どのくらいの規模で使用料をこう上げたから、どのくらいの規模で歳入につながりましたということは、どう考えていくのか、お答えください。

(「考えてなかったら本答弁違いますよ」と呼ぶ者あり)

次に、不動産の売買のターゲットを見据えるべきというふうに私質問をさせていただきましたけれども、それに対して、広報の強化を行っているという御答弁でした。私が言いたいのは、例えば買ってこれそうな企業にアプローチをする必要があるのではないかという主張なのです。例えば企業誘致と絡めたりするというやり方もあるのではないかなと思うのです。一般競争入札に参加を促すということだけでもいいのかなとも思いますけれども、ある程度、ターゲットの企業を決めてやっていただきたいと思えます。ただ、入札情報とか、そういったのを漏らすようなことは絶対にだめですよ。

ふるさと納税のことは、収入増になっているということですが、今の時点の金額を知りたいのですけれども、それをお示しいただけますでしょうか。

次に移ります。クラウドファンディングについてです。

行政のクラウドファンディングというのは、一般的に金融機関との連携などを行うことが多いというふうに聞くのですけれども、一般的なクラウドファンディングと本市が行っているもの、行政のクラウドファンディング、その差はどこにありますか。もしくは、ないのでしょうか。

次に、観光税の件です。

今、観光バスの件は例示ですけれども、デメリットを多々挙げていただきました。要約すると、手続が煩雑化するから、少し難しいと聞こえてしまいましたが、正直、これだけ観光客が多く訪れてくれている本市であるのに、手間というよりも、税収増を見込むべきではないのでしょうか。もっと前向きに考えていただきたいのですが、どうでしょうか。

(発言する者あり)

人員配置の適正化に関してですけれども、地方自治法によると、長は、内部組織の編成に当たり、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないと規定してあります。その後、住民の利便性ということも書かれているのですけれども、昨日、松田議員への答弁でも、市民にわかりやすくという御答弁もあったかと思えます。そのわかりやすくという根拠というのは何なのかと思うのです。利便性を向上するための根拠というか、どうなっているから市民にとってプラスなのだというふうなところが少し見えなかったもので、そこもお答えいただきたいと思えます。何なら、市民にわかりやすいというふうに、市役所側で、庁内で勝手に位置づけたというか、理由をつけただけなのかと思うところもあって、例えば過去にパブコメだったりとか市民の声、苦情というものもあったから、これを盛り込んだというのだったらわかるのですけれども、その辺、もう少し具体的にお聞かせいただきたいと思えます。

あと、除雪の件です。ICT化を先駆的にやっていただけるかというところで、研究調査と言わないでやってくれと言ったら、情報収集しますという答えだったのです。一緒ではないですか。積極的に学術機関との連携を図るとか、そういったことをやっていただけるのであれば、もっと前に進むのではないかなと思うのですけれども、結局、研究、検討、調査、情報収集に終始してしまって、何も進んでいないのではないかなというところが正直な印象です。そこはどうですか。本当に積極的にやっていただけないですか。もう一度お答えください。

そして、雪堆積場の業務分担の件なのですけれども、お答えを聞く限り、効率化は度外視みたいなふうに関心を持って聞いていたのですが、どうですか、そこは。何か効率化を図るというよりも、その競争率

を上げるというようなところのほうに主眼を置いているというように聞こえました。

(発言する者あり)

また、業務の割り振りに関してですけれども、8月の第3回定例会の建設常任委員会のときには、雪処理場管理業務については2社以上とすることというふうには示されていたはずなのですが、ことし、単独でやられているところもあつたりとかして、そこの変更をしましたという、議会に対しての説明は行われていましたか。私、印象になかったのですが、もしされていたら、本当にごめんなさい。

というのと、オペレーター育成の助成の話ですね。オペレーターが足りていないということは、市側も認識をされているということですが、業者数をふやすことで、オペレーターもふえていくというふうに言っていました。実際にふえているのでしょうか。ふえているとしたら、どのくらいになりますか。

その次に、600センチメートルレベルの降雪であった場合に云々とお聞きしたとき、降雪であった場合に排雪抑制をしないでほしいというふうには私はお話をさせていただきましたが、例えば昨年のように、12月中に、今もかなり積もっていますけれども、多くの降雪があつた場合、市内が混乱した場合に、急遽、排雪ができるような体制というのは整っているのでしょうか。昨年は、札幌市だったりとか、ほかのまちにトラックが行ってしまって、トラックが足りないからできないみたいな状況になったというふうにもお伺いしていますが、それは単純に動き、初動が遅かっただけで、失策であると考えますけれども、いかがですか。

次に、最後の項に行きますけれども、給与減額条例の件です。他都市との比較はどうかお聞かせくださいと伺いましたが、恵庭市などは、職員の不祥事に対して給与減額を市長がされたということで、御自身は否定されるかもしれませんが、本市においては、市長が直接的にもかかわっているというふうに感じます。その中で、類似の事例は見当たらないというふうにおっしゃっていましたけれども、これはどこまでの類似性を探ったのでしょうか。市長が法令違反をした上に辞職勧告を受けて、なおかつやめず、その上で減給条例を出したというような事例を探しているのだとしたら、絶対見つからないと思うのですが、どのくらい似ているものを探したのでしょうか。

というのと、ふれあいパスの量定の件ですね。総合的に見て量定を決めたから、個別では、これで10%を超えて何%という話はしていないということですが、総合的にというのが、そもそも理解をしづらいところなのです。これとこれとこれが積み重なったから、さらに重たくしようというか、いっぱいやり過ぎてしまったから重たくしようなのか、逆に、幾つかまとめてだから、少し割引的な、ファストフードのセットではないですが、そういった考えなのか、それがよくわからないのです。総合的にというのは、どういうことでしょうか。もう少し詳しく、わかりやすく説明をいただきたいです。

(発言する者あり)

あと、分区条例の損害に関して、まだわからないということですが、顧問弁護士などもやりとりをしているかと思えますけれども、その段階で、どういう見解を述べているのかなど。今、どのぐらいの状況、進捗の状況なのかなどをお伺いしたいです。もちろん、小樽市側が、訴訟が起きたときに不利になるようなことは言わなくていいのですが、どんな感触なのかというところですね。先ほどの川畑議員への御答弁の中でも、まだ確定していないというふうにありましたけれども、こういったものが損害賠償請求される項目に挙がりそうなのかというところは考えておくべきなのかなど。これも裁判に影響しそうだから、ここは言わなくていいですが、ただ、今回、市の行政運営で瑕疵があつたからといって、損害賠償請求をされたときに、争う姿勢を見せないみたいなことは絶対にやめていただきたいのです。というも、先方は先方でU字フックを勝手に取りつけるとかという、違法な、強

引なやり方をしていたのも事実ですから、そこは毅然とした対応をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

以上、私の再質問を終わります。

(「自費だよ、自費、自費で全部やってください」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

(「後援会に逆らえないんだから、後援会に出してもらったほうがいいよ」と呼ぶ者あり)

(「議長、何分かかるか聞いてください」と呼ぶ者あり)

(3分経過)

もう少々お待ちください。

(発言する者あり)

説明員に申し上げますけれども、答弁できるところから答弁してください。

(発言する者あり)

(「いつまで待たせるんですか」と呼ぶ者あり)

(「何か言ってや」と呼ぶ者あり)

(1分経過)

説明員に申し上げますけれども、本答弁で答えている関連事項でありますから、速やかに答弁をするように。

(発言する者あり)

(1分経過)

(「お待たせいたしました。議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 高橋議員の再質問にお答えをいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、各担当から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず……、少々お待ちください。

まず、中期財政収支見通しの中で、私から指示をしたことということで御質問があったかと思っております。幾つかありますけれども、例えばふるさと納税に伴う活用についての目標設定であったり、さらには生活保護費などの扶助費の削減に向けた自立支援事業の促進、さらには職員給与費における時間外勤務手当の縮減や、または市債新規借入額の上限の設定など、それらについては、担当と打ち合わせている中で、私からも、このようなお話もさせていただいたところでございます。指示という表現に当たるかどうかわかりませんが、協議の中で、私からもこのお話についてはさせていただいているところでございます。

また、私からは、最後の質問の中で、争わない姿勢をしないようにということでの御指摘だったかなと思っております。現状におきましては、どのようなことを、損害賠償も含めて、こちらに請求されるかということが不透明な中で、その内容も明らかになっていない状況の中で、中身をきちんと精査して争うのか、争わないかということ判断されるということになりますので、現状においては、これについてはお答えのしようがないと思っておりますので、御理解いただければと思います。

(発言する者あり)

(「まさか税金で払うって言わないでしょうね」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 私から、中期財政収支見通しの関係で、残りの部分について答弁させていただきます。

まず、先ほど市長の指示事項のお話が出ましたが、その前段で、どこが担当しているかということでございますけれども、財政部で担当してございます。

それから、二つ目で、財調をどうすればここまで食い潰さなかったのかというお話でございましたけれども、御質問の中で、たればの話ではというようなことも少し入ってございまして、そういった中で、既に平成28年度までについては決算として結果が出ているものでございますし、29年度については現在執行中ということで、先ほどのような答弁になったかと思えます。

そのことによって、中期財政収支見通し自体の信憑性云々ということも御指摘もございましたが、あくまでも中期財政収支見通しは現在の予算の状況をもとに、一定のルールに基づいて、今後の5年間の収支を見込んだというものでございます。そういった中で、あくまでも、これは実際の現状のルールという部分につきましては、現状の予算をベースに見通したら、こういうふうな見通しになりますよという、そういう中身でございます。

それから、公共施設の耐震性のお話でございますけれども、低い施設と申しますと、本庁舎を初めといたしまして、市民会館ですとか、総合体育館、いろいろございますけれども、あくまでも、先ほどの御質問に対する御答弁といたしましては、それは優先したいという考え方は、もちろん耐震性が低いところは優先したいとは思ってございます。ただ、そういったものについて、費用の面もひっくるめまして、長期的、総合的な視点で検討していきたいという、そういうことでの答弁だということで御理解いただきたいかと思えます。

(発言する者あり)

それから、財政健全化団体にならないのかという部分でございますけれども、現在、財政健全化団体と申しますのは、財政健全化法に基づく4指標というのが、これがベースとなって、財政健全化団体かどうかという判断になりますので、この部分については、現時点では、そんなすぐにでもなるような数字ではないという、それ以外には、今の時点では、将来的な部分については、この指標がどのようになるかというのは、現在の時点では、申し上げられないかと思えます。

それから、歳入増加の資産の活用の中で、使用料の話で、先ほど市長が答弁したのは、そういった敷地などの貸し付けによりまして、使用料等を徴している、いただいていると、そういったことを今後もほかに活用のある施設についても活用していきたいという、そういう趣旨で答弁したということです。

それと、不動産のターゲットということで、アプローチの関係で、企業誘致等にも活用をということでございます。実際に売るときになりますと、やはり基本的には入札等というふうになるかと思うのですが、当然、企業誘致も、企業誘致する際に、活用できる土地・建物等については、当然、民間の所有の施設も含めまして、そういったものを情報として持ちながら、企業誘致を進めているかというふうにしてございます。ですから、その辺については、企業誘致担当のほうも十分理解して進めているかと思えます。

それと、ふるさと納税の件でございます。

現時点での額ということなのですが、現時点の額は、資料として持ってございませませんが、今回、積立金については補正予算を上げてございます。11月15日現在の数字といたしまして、4,300万円ほどになってございます。ただ、これは補正予算の締め絡みで11月14日で締めてございませけれども、はっ

きり言って、このふるさと納税というのは年末にふえるという要素がございまして、相当、担当課のほうも、その処理に忙しい思いをしているようですので、相当ふえているのかなというふうには思っております。

それと、一般的なクラウドファンディングと行政との違いという趣旨での質問かと思いますが、いわゆる一般的なクラウドファンディングというと、あくまでも資金集めということになりますけれども、行政の場合は、片やで税収という収入がございまして。そういった中で、プロジェクトそのものに共感いただける、そういった中で、このクラウドファンディングというのが成立するのかなというふうには思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長(中野弘章)** 高橋議員の再質問にお答えいたします。

私からは、まず1点目は観光バス、9問目でありますけれども、観光税のことで再質問がございました。この件につきましては、第2回定例会で自民党の中村吉宏議員からも御質問がございまして、その後、私どももいろいろ研究してまいりました。あくまでも部内の研究でありまして、全庁的にまだオーソライズされたわけではありませんけれども、あくまでもやらないための理由を探しているわけではなくて、前向きに進めるためにはどうしたらいいかということをいろいろ研究した中で、この宿泊税ですとか、それから駐車場税の課題が出てきたので、そのことを書いたので、前向きではないというふうには思われたかもしれませんが、あくまでも先事例、それから近隣のまちで今検討していること、北海道で研究していること、全ていろいろなことを情報収集しながら、どうやったらできるかということは今まず部内では検討していますので、その点については御理解いただきたいと思います。

それから、最後の損害賠償のところ、顧問弁護士等の進捗状況という点も御質問があったかと思うのですが、この件につきましては、顧問弁護士とは、このたびの定例会前に議会にもお示しさせていただきました是正措置案、これについて、まず案として固めるということをお話していただきまして、損害賠償につきましては、漠然とした可能性はあるという話がありますけれども、そこまでについては、顧問弁護士とは、まだそういう話を進めている段階ではありません。まずは、あくまでも是正措置案をきちんとするというところまでを顧問弁護士と話しているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 総務部長。

**○総務部長(前田一信)** 私からは、2点お答えさせていただきます。

まず1点目は、組織改革の関係で、わかりやすいということについての御質問がありましたけれども、今回の組織改革につきましては、職員から、こうしたほうがいいのかということでも出てきた、提案といいますかボトムアップで、それでつくり上げているものでございますけれども、そういった中で、例えば一番わかりやすいのは子供の関係で、今回、こども未来部というのをつくろうということで考えておりますけれども、こちらにつきましては、子供のことについて、いろいろと部署が分かれておりまして、例えば教育委員会であったり福祉部であったりとか、そういった分かれていたものを今回は全て一本化して、それで、こども未来部に行けば子供の関係は完結しますというような形を考えておりますので、そういった意味では、市民にもわかりやすくなるのではないかなというふうには思っております。

そのほかで言いますと、少し細かいことですが、やはり同じように職員から上がってきていることと言いますと、例えば廃棄物事業所と、それから、現在、廃棄物対策課といったような課もござい

ますけれども、こういったところについては、今後、例えばごみ減量推進課というように、市民から見、少しわかりやすい形に一本化するということも考えてございます。

それから、もう1点は、減給条例の関係で、どこまで調べたのかということでのお尋ねですけれども、今回のことで、いわゆる条例違反ということですので、条例違反ということで類似事案を調べたわけですけれども、なかなかこれについては見当たりませんで、探し当たりませんでしたので、道内の首長が減給されている事例、こういったものについて調べたということでございます。

それで、あとは、総合的ということ、総合的とはどういうことだということのお尋ねもございましたけれども、こちらにつきましては、まず一つは、第3回定例会でいろいろな議論がございましたので、その第3回定例会での議論を踏まえたということが一つです。それから、今、少しお話ししましたが、本市のみならず、第3回定例会のときには、本市の過去の事例をということでお話ししておりましたけれども、議会議論もございましたし、本市のみならず、今御説明した他都市の事例を参考にさせていただいて、それらをあわせて総合的に勘案したということでお話ししてございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 高橋議員の再質問にお答えいたします。

除排雪について、何点か御質問がありました。

まず、ICTにつきましては、まずは情報収集と考えております。それで、例えばほかの市ですと、除雪の業務で、GPS機能でどこに動いているかというのを把握するというパターンと、あとは、ほかの市では、グレーダを1人用にして、そこでは今通常2名のところを、その分、1名を確保してほかに充てると。そして、そのかわりに、運転席の中にカメラを配置しまして、周りなどがきちんと見えるように、要は2人よりも1人のほうがよく見えるような形と、そういった部分で、ほかの市ではいろいろな取り組みをしておりますので、我々としましては、そういったものをまずきちんとし、どういう効果があるのかという部分を、きちんとまずは情報収集して、小樽市で活用できるのかについては、今後、調査研究していく必要があるのではないかというふうには考えております。

次に、雪堆積場について、効率化は度外視に聞こえるということだったのですが、今回は、先ほど市長からも御答弁させていただきましたが、実際に、入札の中で1社しか応札がない状況になっているということと、業務が実際には2社で1JVで、海の部分と陸の部分でやっておりましたけれども、実際には、この2社がおのおの分かれて業務をしているということもありましたので、今回、JVでなくてもできるのではないかということもあって、先ほど言った受注拡大と、今後やはりそういった業者の育成等もありましたので、そういった観点で今回変更させていただいたということでもあります。

(発言する者あり)

次に、8月の建設常任委員会での説明、2社以上になっているのではないかということだったのですが、今回、8月25日の建設常任委員会の中で出さしてもらった資料なのですが、共同企業体の構成員、まだ構成員数は検討中ということで、枠の中は昨年度のことを記載させていただいておまして、昨年度の雪処理場管理業務については2社以上とすることと書いておりました。これはあくまでも平成28年度の状況のことでありました。

それで、今回、変更に当たりまして、9月19日に、建設常任委員会の各委員に説明をさせていただいております。そして、10月5日の建設常任委員会でも報告をさせていただいているという状況になっております。

その次に、オペレーターの育成について、我々も認識はしているということと、あとは、実際にオペレーターがふえているのであれば数字をお示ししていただきたいということだったのですが、済みません、これについては、まだ把握をしておりませんので、お答えはできません。

あと、600センチメートル、降雪、12月中に多く降雪があった場合に、実際に排雪等の対応ができるのかという御質問ですけれども、確かに昨年12月に札幌市などで大雪が降りまして、年が明けてから一気に確かに排雪が入ったものですから、トラックが一斉に札幌のほうに行ったと。そういう中で、今、高橋議員がお話したとおりに、本当にきちんとした計画的なことをやっておかないと、そういった初動の対応の甘さできちんとできるのかということは確かにあると思います。実際に、急にトラックを確保するという事は難しいと思いますので、そういったことを踏まえまして、きちんと積雪深の管理といますか、状況をきちんと把握しながら、先を見ながら、そういう出るタイミングというものをきちんと判断する必要があるのではないかと考えております。

(「頼むよ、雪对本部長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 説明員から、あと答弁はございませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 先ほど1点漏れておりましたので、もう一度説明させていただきたいと思っております。

最後の損害賠償の部分で、どういった項目が考えられるかということも、高橋議員から御質問があった点について漏れていましたので、答弁させていただきたい……

(「それは別に」と呼ぶ者あり)

いいのですか。

(「あの、逆に、はい」と呼ぶ者あり)

いいですか。

(「御都合が悪ければ」と呼ぶ者あり)

はい。それでは。

(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) それでは、説明員に申し上げます。

何点か抜けていますので、確かめます。

これは答えたかどうか、私のほうでも不透明だったので、もう一度聞きます。中期財政収支見通しは、どこが担当しているか。これは財政部ということです。それは聞きましたけれども、市長の立ち位置という聞き方をしているので、この件をきちんと答えているかどうか、もう一度確認をお願いします。

それから、資産の有効活用の使用料の見直しで、これをどんなふうにするか、そしてどれくらいというか、そういうことを具体的に聞いていたと思うのですよね。

(発言する者あり)

言った。

(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)

わかりました。

それでは、6番目の不動産のターゲット、これは不動産の売買の件で、企業誘致のことではなくて、これは売却の件でターゲットを絞って、企業とかにターゲットを絞っていかないのかというお話だったということです。ですから、そういう答え方をしていただきたい。

それから、クラウドファンディングで、これは答えたのかもしれませんが、普通は、何か金融機関との連携を行っているのだけれども、そういう部分はどうなのかということが漏れていたと思います。

市長に申し上げますけれども、先ほど指示するとかということで、立ち位置というか、そのことについてはやはり触れていませんので、お答えいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 財政部長。

**○財政部長（前田孝一）** 中期財政収支見通しの件で、答弁漏れではないかということでのお話でございます。

一つ目の質問の中で、市長はどういう立ち位置かということでございますけれども、あくまでも、先ほど市長から指示した中身については説明がございましたが、当然、市政の執行者としての立ち位置という、それ以外では申し上げようがないかと思えます。

それと、不動産のターゲットの件ですけれども、これもあくまでも売却する際のアプローチの仕方ということで、議員からの質問は企業誘致を例に出されたかと思えますので、先ほど言った答弁でよろしいのかなというふうに思えますけれども。

それと、クラウドファンディングの件でございますけれども、企業機関……

(「金融、金融機関」と呼ぶ者あり)

はい。失礼しました。

一般的なクラウドファンディングというのは、あくまでもそういう内容について共感された方々から資金を集めるというのが目的ですので、余り金融機関との関係……

(「行政の場合、行政の場合です」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 財政部長、金融機関と連携してやっていないなら、行政として、うちはやりませんというお答えでいいのだと思えますけれども。そういうことですね。

**○財政部長（前田孝一）** 申しわけございません。

あくまでも、現在考えているクラウドファンディングについては、今回、一つの例として石原裕次郎記念館の車両の関係、総合博物館の石原裕次郎の車両の関係をやりましたけれども、そういったようなことで、共感いただける何か事業があったら、金融機関とは別に、全国の方々にお声がけて、資金を集めたいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 5番、高橋龍議員。

**○5番（高橋 龍議員）** 済みません。私の質問の仕方が悪かったので、皆さんにわかりづらい形で伝わってしまって、そこは大変申しわけないと思っているのですけれども、再々質問に入らせていただきます。

まず、市長にお伺いいたしますけれども、中期財政見通しに対して、どのような指示をしましたかという質問に対して、お答えいただいたのが、ふるさと納税の目標設定、市債の上限、また、生活保護費などの扶助費の削減の件というのを例示されておりました。それで、ふるさと納税の目標設定とおっしゃったのですけれども、目標はないと言われたのです、私。この中期財政見通しを見ても、ふるさと納税制度の推進への取り組みと書いているのです。これはどうなっているのかなと。本当に目標は、あるのですか、ないのですかというところで、あるのであれば、なぜ、善意に基づいたものだから目標は設定しませんと言ったのでしょうか。何が正解なのですか。

(「思いつきだ」と呼ぶ者あり)

というのが一つ目。

二つ目。個別施設計画の公共施設の耐震施設の件、具体的にどこですかとお伺いしたのですが、場所をおっしゃっていただけなかったのですよね。これはまだ決まっていないということではよろしいのかどうか。これが二つ目です。

三つ目は、観光税のところでは、いろいろとお調べいただいて、できない理由を探しているわけではないということをおっしゃっていただけましたので、これは前向きにぜひということで、これは要望です。

(発言する者あり)

その次ですけれども、組織改革に当たって、人員配置の適正化・効率化というところで、総務部長にお答えいただきましたが、こども未来部、子供に関すること全て一本化と言っていましたか。本当に全て一本化、合っていますか。

(「教育委員会も全部ということでしょう」と呼ぶ者あり)

教育も含めてというふうにおっしゃっていたので、とても違和感を覚えました、いかがでしょうか。

(発言する者あり)

その次に、除雪のほうに移ります。

ICT化、先駆的にやりますかどうかと言っていて、建設部長から、情報収集の件はお話いただきました。いろいろな私も知らない事例をお聞かせいただいたので大変勉強になりましたけれども、ただ、再質問の中で、私、学術機関とも積極的に連携をしていただきたいのですがどうかというふうにお伝えしたので、そこを御答弁いただけますでしょうか。

その次が、雪堆積場の業務分割の件なのですけれども、お答えを聞いていても、そもそも競争率を上げる必要というのがあったのかどうか理解ができないのですよね。結局、そこは本当に競争率を上げる必要があるのかどうかというところが質問なのですけれども、市長に申し上げたいのは、結局、例年行っていることに対して、企業は事業計画を立てて経営に当たっているわけです。そういったことを理解されているのかなというのが甚だ疑問です。しているのであれば、何で変更を拙速にできるのかと。というのも、もし、それによって、例年やっていたところだから、ことし重機の更新をしなければいけないとかといって投資をしていて、それで、ことし急遽変更されたから、そこに入れませんでしたとなったら、経営は傾きませんかという、そこは理解しているのですかね。そういう声があったときに、市長はどう責任をとるのでしようというところが質問です。

あとは、オペレーターの件です。オペレーターがふえているかどうか把握していないということですが、これは、もし可能であれば、聞き取って報告をしていただけますでしょうか。

その次が、分区条例の件です。中身を精査して、争うか否かを決めるというふうに市長から御答弁がありましたけれども、これは、では、精査した末に、いや全面降伏ですということもあり得ますか。

あと、最後に、他都市との比較の部分です。総務部長からお答えいただいたところです。道内の首長が減給されている事例を調べたというふうにおっしゃっていました。類似しているところ、道内というところだけなのですけれども、なぜ道内にこだわったのですか。全国的に見るということはしなかったのでしょうか。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 高橋議員の再々質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当部長より答弁させていただきます。

私からは、まず、目標設定を定量的に定めていないと以前言っていたのではないかという御質問かと思  
います。私たちは、寄附においては、それぞれの思いであるので、金額的なものについては、そういう  
ものは定めませんということでお話ししておりましたけれども、件数においては、やはり多くの方々に  
ということでもありますので、それについては、私たちの中でも、そういう目標設定等があって、行って  
いるところでございます。

(「だからそれは何件なんですか」と呼ぶ者あり)

(「何件」と呼ぶ者あり)

それとですね……

(「それは何件なんですか」と呼ぶ者あり)

(「あるのかないのかかったら、あるんだ……」と呼ぶ者あり)

(「目標を設定しているけど、何件か言わなきゃだめでしょ」と呼ぶ者  
あり)

それと、私からもう1点、全面降伏ですかということもお聞きになられたかと思えますけれども……

(「あり得るんですか」と呼ぶ者あり)

その件におきましては、先ほど答弁させていただいたように、現状において、どういう内容になるの  
か、またそれが出るのか出ないかもわからない状況の中で、その判断は、現状においては行うことがで  
きないということで御理解いただければと思います。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 財政部長。

**○財政部長（前田孝一）** 私からは、中期財政収支見通しの中の公共施設等総合管理計画の耐震性の低  
い施設を具体的にというお話でございますけれども、具体的な施設ということであると、当然、耐  
震診断をやった結果というのがそれなりに出ておりますので、そういった中では、本庁舎であったり、  
総合体育館であったり、市民会館とかがございますが、最初の質問の答弁は、あくまでもその低い施設  
を優先したいとは考えてはいる、基本ではありますけれども、最終的には、長期的、総合的な視点でと  
いうことでお答えしてございます。ですから、具体的な優先度の資料は、今、手元にないので。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 高橋議員の再々質問にお答えいたします。

まず、ICTに関連しまして、学術機関との連携をしていただきたいということなのですが、  
どこまで連携できるかわかりませんが、まず、そういった専門的なところで、確かに今やっているとこ  
ろもあり、先進的にこれから取り組んでいるものはあると思いますし、そういったところのお話を聞く  
場というのもやはり大事だと思っておりますので、連携までいくかどうかわかりませんが、そう  
いうふうには取り組んでいきたいと考えております。

次に、雪堆積場の部分で、要は競争率を上げる必要があるのかという部分なのですが、まず、  
やはり我々としては、限られた予算の中で、競争性というのは重要だと思っておりますので、そういつ  
たところは御理解を願いたいと思います。

そして、また、先ほど高橋議員もおっしゃったように、確かに企業にしてみれば、そういう急な、そ  
ういう制度変更という部分については、確かに各企業もそういった事前の準備等もあると思えますので、  
そういった部分については、そういう短い時間の中で、そういった変更があったという部分については、

申しわけないかなと思っております。

ただ、この部分につきましては、繰り返しになるのですが、我々は行政として、やはりこういった、繰り返しになるのですけれども、競争性がなかったということは、やはり税金で我々こうやって事業をやる部分、できればそういった競争性もなければいけないと思っておりますので、そういった中で、今回、実施させていただいたということになっております。

オペレーターにつきましては、調べまして、後日お知らせしたいと思っております。よろしくお願います。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 私からは、まず1点目、組織改革の関係で、子供が全てこども未来部というお話をしたのですけれども、少し説明の仕方が悪かったものですから、少し訂正させていただきたいのですが、子供といますのは、就学前の子供と、それから青少年ということで、いわゆる教育委員会もありますので、義務教育は除いての子供ということの捉えをしてございます。ですから、いわゆる例えば、今、幼稚園の関係とそれから保育所の関係などは、教育委員会とそれから福祉部というようなふうには実は分かれたりしているのですけれども、そういったものはこども未来部で一本化して扱えるようになるという、そういったイメージでお話したものでございます。ですから、義務教育は除いての子供ということでの考えだということで、子供の部分は訂正させていただきたいと思えます。

(発言する者あり)

それから、二つ目は、どこまで減給条例の関係で、他団体といますか、類似の団体のところを調べたかということでお話があったかと思えます。これにつきましては、インターネットで検索させていただきましたけれども、結果的に、道内だけでなく、全国的にも、この条例違反というものは見当たりませんでしたので、それで、どこまで調べるかということは、いろいろな範囲があると思えますけれども、全国的にもなかったものですから、それで、全道の中で、大体10年くらいまでさかのぼった形で、そのぐらいの範囲で、全道の中で調べたということでございます。

(「例もないぐらい大変なことやったんですよ」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 以上をもって会派代表質問を終結いたします。

次に、質疑及び一般質問を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 3番、安斎哲也議員。

(3番 安斎哲也議員登壇)

**○3番（安斎哲也議員）** 市長というお役目についての方の政治姿勢と公約について伺います。

まず、提案説明の冒頭で述べた辞職勧告決議への対応についてですが、反省すべき点とおっしゃっていますが、反省するとは何ですか。また、すべき点とは何か、具体的にお聞かせください。

次に、改善すべき点は何ですか。何をどう改善するのでしょうか。事例と改善例をもってお答えください。

民意が市政に反映されるよう、職責を全うするとのことですが、これまで一つの地域として発注していた臨港地区の除雪業務委託で、今冬は3分割されました。これにより、設計額が増加したと思われまます。幾らですか。わざわざ設計額を増加させることが民意なのですか。これが市民のためになぜなのか、誰もが理解できるよう説明してください。

中期財政収支見通しが示されました。お役目に就任後、財政調整基金は約32億から17.5億に激減しています。その理由と、歳出カットできない理由をお聞かせください。

また、今後ただ財政調整基金を食い潰すだけの財政運営はすべきではありません。お役目として考える効果的な歳入増加策と歳出カット策を具体的にお聞かせください。

この状況下では、掲げたプール建設や市営住宅、老健施設の充実、札樽間の交通利便性向上などの公約は達成できないと思いますが、いかがですか。

来年度予算が、あなたができる最後の政策予算編成です。素直にできない公約を挙げ、なぜできないのか、なぜできないものを公約としたのか、そしてどう市民に説明するのか、お聞かせください。

財政調整基金を食い潰すだけの市政運営の中、今後も人件費が増加します。今定例会で上程された事務分掌条例の改正案で、組織体制の編成により3,700万円増加します。さらに上乗せされるような組織、肥大化する組織体制の変更は望ましくありません。人件費を抑えられる組織改革案に見直すべきです。見解を伺います。

港湾計画を中断している中、急いで港湾部をつくり、部をふやさない形でもいいのではないのでしょうか、見解を伺います。

いずれにしても、市長というお役目についての方による市政運営で、今後、財政調整基金を使い果たし、選挙に有利な制度の変更は先延ばし、公約の実現めどが立たないのをひた隠すやり方は認められません。おっしゃっている民意があなたにあるのか、出直し選挙で問うべきではないでしょうか。

以上、再質問を留保し、終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（市長 森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 安斎議員の御質問にお答えをいたします。

私の政治姿勢と公約について御質問がありました。

初めに、私の提案説明、冒頭で述べた反省の意味につきましては、私の言動に関して、よくなかった点があったかどうかを振り返るという意味で申し上げたものであります。

次に、反省すべき点につきましては、辞職勧告決議の中で挙げられた御指摘のうち、高島漁港区における観光船事業に関し、コンプライアンス委員会からの指摘により、市の条例解釈の誤りが判明したこと、議会対応に関し、答弁や説明の中で私の真意が正確に伝わらず、議員の皆様にも誤解や混乱を与えてしまうことがあったこと、中央バスに市への不信感を抱かせたことに関し、私の発言で誤解を与え、不信感を与えたこと、記者会見での発言の錯誤に関し、記者からの御質問の趣旨をつかみ切れず、正確にお答えできなかったため、混乱を与えてしまったこと、ふれあいバス事業の支払い手続における法令違反に関し、契約規則に定める書面による契約を締結せず支払いをするという、不適切な事務処理があったことなどであります。

次に、改善すべき点と改善の内容につきましては、順次申し上げてまいります。高島漁港区における観光船事業に関し、これまでの誤った条例解釈と手続を改めるべく鋭意作業を進めること、議会対応に関し、今後とも緊張感を持って、丁寧な説明に心がけること、中央バスに市への不信感を抱かせたことに関し、私の発言の真意をお伝えできる機会を見つけてまいること、人事異動に関し、人事評価制度の推進や係長職以上の内申を昇任等に関係なく提出させることに改めたこと、除雪共同企業体の構成員数変更に関し、平成28年度から、唐突な印象とならないよう、建設常任委員会でJV構成員を報告し、

説明会で業者に説明した後、募集をしていること、東京小樽会、関西小樽会への参加に関し、その時々  
の判断となりますが、優先的に参加するよう配慮していること、議会事務局職員の人事異動に関し、複  
数で協議の場に応じ、見解の相違がないようにすること、ふれあいパス事業の支払い手続における法令  
違反に関し、速やかに改善すべく10月30日付で協定を締結したことなどであります。

次に、除雪業務が1区域から3分割されたことによる当初設計額の増加につきましては、昨年度の除  
雪業務における当初設計額は1,235万5,200円、本年度3分割した業務委託の合計設計額は1,278万  
7,200円となり、前年度と比較して43万2,000円が増額をいたしました。この増額分の主な内訳の概算  
といたしましては、人件費や燃料費などの単価上昇の増額分が27万円、3分割による経費の増額分が  
83万2,000円、また、昨年度の設計内容見直しによる減額分が67万円となっております。

次に、設計額を増加させることが民意なのかにつきましては、本年度は、市内の除雪業務におきまし  
ては、地域総合除雪の特記仕様書の再委託に関する内容を、迅速かつ的確な除雪作業に対応するため、  
道路除雪登録業者を選定するよう努めることとともに、確実な除雪体制の構築に向け、他の除雪業務の  
作業人員や除雪機械等が重複しないようにすることから、路面対策工等の特殊な作業を除き、除排雪工  
種での再委託を制限すると見直しました。

これまで産業港湾部が所管する臨港地区の除雪業務についても、本市発注の除雪業務の統一性を図る  
ため、地域総合除雪の特記仕様書を準用してきておりましたが、この再委託に関する内容で、道路除雪  
登録業者へ調査をしたところ、1業者で対応することが困難であることが判明をしたため、3分割での  
発注となり、結果として設計額の増額につながったものであります。

このように、一定のルールに基づき市政の公正性を確保し、委託業務を適切に行うことにより、市民  
から市政に対する御理解を得ることにつながるものと考えております。

(発言する者あり)

次に、財政調整基金残高の激減と歳出削減をできない理由につきましては、本市の財政構造は、毎年  
の予算編成においては多額の財源不足が見込まれ、財政調整基金などによる財源対策を行わなければ収  
支均衡予算が編成できない状況が続いております。そうした中、とりわけ平成29年度においては、歳入  
では、人口減少による地方交付税の減少に加え、地方消費税交付金も減額が見込まれ、収支均衡を図る  
上で財政調整基金の取り崩しに頼らざるを得なかったことが財政調整基金が減少している主な要因であ  
ります。また、歳出を削減できない理由につきましては、これまでエネルギーコストの削減や将来的な  
公債費の抑制に向けた市債の上限額の設定などに取り組んではおりますが、扶助費や交際費、人件費な  
ど、義務的経費の占める割合が大きいため、大幅な削減につながらなかった状況に加え、将来を見据え  
た本市の課題にも取り組む必要があったためであります。

次に、歳入増加策と歳出削減策につきましては、先般お示しした中期財政収支見通しにおいては、具  
体的な歳入増加策としては、横断的かつ効率的な徴収対策の実施や使用料及び手数料の改定、遊休資産  
の売却やふるさと納税制度の推進など、歳出削減策としては、事業の検証を行い、非効率的な業務の見  
直しや適正な業務分担による時間外勤務手当の縮減、エネルギーコストの削減などを示しております。  
しかしながら、今後も厳しい財政状況が続くことから、これらにとどまらず、長年本市が抱えている財  
政運営上の課題にさらに踏み込んだ対応をしながら、歳入歳出両面の改善に努め、引き続き財政健全化  
に向けた取り組みを推進していく必要があると考えております。

次に、公約達成の見通しにつきましては、現在、任期の途中であり、達成できるかどうかについては  
現状において明言することはできませんが、引き続き、これらの公約実現に向けて、しっかりと取り組  
んでまいります。

次に、公約が実現できない理由などにつきましては、プール建設については、現在、実現に向けて検討を進めているところであり、中心市街地に市営住宅の建設は、現在複数の候補地を考えており、それらについて検討を行い、近い将来、候補地をお示しし、今後策定予定の市営住宅の長寿命化計画に反映してまいりたいと考えております。

老健施設の充実は、介護保険事業計画において増床の予定がないことから、現時点では、実施には至っていないものであります。

また、市長就任前は、これらも含め、全て実行あるいはそこに向けた進捗を目指していたことから、公約に掲げたものであります。

なお、市民の皆様に対しましては、今後、公約を掲げた取り組みの進捗状況について、ホームページで公表することなどを考えております。

次に、事務分掌条例の改正に伴う組織改革の人的抑制につきましては、平成30年度の組織改革は、各部局からのボトムアップにより76項目の提案を受けたものを、部長職から成る組織改革検討委員会を決定機関として整理したものであります。前回の平成20年度の組織改革では、財政再建を目的に、61名の職員を削減したことに加え、この間、国の頻繁な制度改正や各分野での計画策定業務などが重なったことから、各部局からは、体制の強化や担当職員の増員を求める提案が多くあったため、私としましても最低限の配置に努めましたが、結果的に6名の増員となる見込みであります。しかしながら、本市の財政事情は大変厳しい状況にありますので、平成30年度以降においても、常に事務事業の見直しを図り、効率的な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、港湾部の必要性の是非につきましては、現在、小樽港には多くの重要な港湾施設の老朽化対策、港湾計画の改訂など、喫緊の重要課題が山積しております。また、本市が管理する小樽港と石狩湾新港を同一部署で担当する港湾行政の一本化は、これまでも課題であると考えてまいりました。このため、企画政策室が所管する石狩湾新港業務を受け入れ、港湾振興を一体となった取り組みを進めるとともに、色内ふ頭などの老朽化対策や港湾計画改訂作業の再開に向けての基本理念の作成に鋭意取り組んでまいります。さらに、小樽港の内航フェリーの活用やクルーズ客船誘致、ロシア貿易の促進などの港湾振興策の強化を進めるとともに、石狩湾新港との共存共栄を図るための政策的判断を適切に行うため、平成30年度の組織改革を機に部に昇格させたいと考えております。

次に、出直し選挙につきましては、私は市民の皆様により市長として市政運営を負託されておりますので、市政の課題が山積する現状において、解決に向けて進行しているものもある中で辞職することは、それらを投げ出すこととなりますので、そのようなことがあっては市政執行や市民生活に影響が生じかねないことから、このたびのことをもって辞職をするつもりはなく、出直し選挙を行うことは考えておりません。

(「あなたがいることが最大の課題だ」と呼ぶ者あり)

(「やめたほうがいいよ」と呼ぶ者あり)

(「選挙出直しやっただほうがいいんじゃないの」と呼ぶ者あり)

(「うん、出直せ」と呼ぶ者あり)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安斎哲也議員。

○3番(安斎哲也議員) 再質問いたします。

まず、反省すべき点ですが、後援会関係者を参与として任用したこと、公用車の私的利用、手宮中央小学校の公務の欠席、これが反省点に含まれていないのですけれども、その理由と、反省していないの

かどうかをお聞かせください。

臨港地区の除雪業務について、設計額経費、増額の83万2,000円というのですけれども、これは主に何なのかお聞かせください。

次に、昨年度の見直しによって減額が67万円と言っていましたけれども、それは何なのか、具体的にお聞かせください。

設計額増加が民意なのかどうかという質問をしましたがけれども、市民から市政に対する御理解を得られるというのは何の理解なのか、お聞かせください。

私の質問としては、設計額増加が市民のためになぜなるのかということを知っている、その点、なぜなるのかお聞かせください。

設計額増加分のお金があるのであれば、私は排雪費に充てたほうがよっぽど市民のためになると思っているのですけれども、いかがでしょうか。

ルールに基づいて変えるというふうに言っていますが、そんなのは当たり前で、市政の公正性を確保と言いますが、公正性というのは、では一体何なのかと。そしてこれまで公正ではなかったのかということを知りたいのでお聞かせください。

昨日の答弁で、産業港湾部長が10月19日の夜に仕様書をもらったというふうに言っていましたけれども、なぜ建設部が自発的に渡したのかと。これまでは産業港湾部が照会をしてもらって仕様書をもっていたと聞いています。なぜことしだけ建設部が自発的に渡したのかお聞かせください。

今回、そもそもぎりぎりになって条件変更していることが問題だというふうな認識はございませんか。先ほど高橋龍議員がおっしゃっていましたが、唐突な条件変更は混乱を与えて、企業側も経営計画が立ちません。後任の育成が滞り、最終的に小樽市の除雪自体が立ち行かなくなるというふうには私は懸念をしています。全国的な労働者不足を背景に、除雪業務を担う作業員の確保が非常に厳しいという新聞記事が出ていました。これまで市は議会質問に対して、制度変更に当たって業界と十分意見交換をしていくと言っていたのですけれども、今回、していません、臨港地区に関して。なぜしなかったのか。しっかり意見交換をすると改めて明言をし、なすべきと思いますが、いかがでしょうか。

この唐突な変更を繰り返すことで技術者が、先ほど中村吉宏議員がやじで言っていましたけれども、近隣の札幌市などに移って、小樽市の除雪が立ち行かなくなったときは、一体誰が責任をとるのかお聞かせください。

次、財政……

**○議長（鈴木喜明）** 時間超えました。

**○3番（安斎哲也議員）** 超えた。

**○議長（鈴木喜明）** はい。

説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 安斎議員の再質問にお答えをいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、各担当から答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

大変恐縮ですが、私は全て書き切れておりません。答弁が漏れる場合もあり得ると思いますので、そこは想定しておいていただければと思います。

まず、反省の件において、私に聞かれていたかと思いますが、これも全部は書き切れなかったのですが、

聞こえた分だけお答えいたします。

まず、参与の件について、反省はなかったのかというお話でありましたけれども、私といたしましては、任用及び事務手続上には瑕疵がないと思っておりますし、行政と民間の知見を有し、行政に役立てられたというふうに私自身は思っておりますので、この点については、私自身はこのように考えているところでございます。

(「反省してないでしょ」と呼ぶ者あり)

(「反省してないってことでしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

また、それと、ごめんなさいね、全て聞き取れなかったのですが、手宮中央小学校の開校式のことにおいても、たしか今お話しされたと思うのですが、私といたしましては、欠席したことに対しては大変申しわけなく思っているところではございますけれども、そのときは大切な方が亡くなり、最後の別れを告げるために行ったものでありますので、開校式と告別式の日が重なり、自身で何もできないことから、やむを得なかったと私自身は思っているところでございます。

(「公人の職をなげたんでしょ」と呼ぶ者あり)

それからですね……

(「辞職勧告重く受けとめてないでしょ」と呼ぶ者あり)

それから……

(「公用車」と呼ぶ者あり)

公用車のこともお聞きになられていましたか。はい。ごめんなさい。それは私のほうで今メモできなかったのです。

公用車のことに関しましては、スケジュール上、他の公務に影響しかねなく、社会通念上必要な措置であったと認識をしているところでございます。

それからですね……

(「何も反省してない」と呼ぶ者あり)

(「反省なんかないんだ。反省って言葉知らないの。使ってはいるけど」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

恐縮ですが、私の答弁は、まずは以上とさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長(中野弘章)** 安齋議員の再質問にお答えいたします。

私も少し漏れているところがあるかもしれませんので、それから、順番が入り繰り返すかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

まず、2番目にお尋ねありました臨港地区の除雪のことしの増額分の内容なのですが、これにつきましては、3分割したことによって、現場管理費が、それぞれ一つの業者だったのが三つになった、そういう部分がふえているところでございます。

それから、減額しているほうの内容につきましては、中央地区の部分のなのですが、作業内容について若干変更があったので、その部分で、機材をどのように使うかということを変更した部分で減額があったというふうに聞いております。

それから、公正性の部分ですけれども、これにつきましては、なるべく、市で発注する業務ですので、

入札できるものは入札できるようにすると。そういう意味での公正性というふうに考えているところでございます。

それから、排雪費に回したほうがいいのではないかという、これは全体のことでありますので、それについては、私からお答えすることはできないかなと思います。

それから、ルールに基づいて変えるということだけだということなのですが、あくまでも全体として市の除雪業務ということで考えておりますので、それは全体のルールに従っていきたいというふうに、私どもの部でも考えているところでございます。

それから、仕様書を建設部からもらったとかもらわないとかというところは、毎回どういうふうに通じているのかかわからないのですけれども、あくまでももらってやるという形ですので、建設部のほうがたまたま持ってきてくれる場合もあるでしょうし、私どもが取りに行く場合もあるでしょうし、それはどちらがどっちというのは、担当に聞かないとわからないのですけれども、あくまでも、それをもたらってやるという意味ですので、どちらかが渡すとか、取りに行くとかというのを決めていることではないというふうに考えております。

それから、ぎりぎりでの条件変更の部分と、唐突な条件の変更の部分については、申しわけないなどいうことは思っておりますけれども、何とかこの条件でお願いしたいというふうに考えているところでございます。

(発言する者あり)

それから、業界との意見交換をすべきということにつきましては、今回、変更した後でいろいろなこととお話したというところは実際にあるのですけれども、実際に、もっと前にそういうことがわかっていたら、すべきだったというふうには考えているところでございます。

それから、唐突な変更で立ち行かなくなるのではないかと、そういう懸念はもちろんあると思いますので、こういうようなことがないように、今後は気をつけていきたいと考えているところでございます。

それから、市民にとって、市民の理解を得ることにつながるというふうに考えているというところで答弁したのですけれども、どういう意味でプラスになるのかということなのですが、確かに金額的にはふえる形にはなっておりますけれども、これは実際に入札しておりますので、入札することによって、金額は若干また落ちているという部分はございます。ただ、先ほどの公正性の部分でお話したとおり、入札をするということ、ですから、どこかに偏らないというような部分で、やるということで理解をいただけるということ、それがプラスになるのではないかと、金額的にプラスということであれば、それはプラスにはなっていませんけれども、制度的な面でプラスになっているのではないかと、ということで考えているところでございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 安齋議員の再質問にお答えいたします。

まず、近隣の札幌に業者が行ってしまうということについて御質問がありました。我々としては、そういうことがないように、今回、制度見直しの中で、とる業者をふやしたりとか、将来的に、そういった業者を確保しなければいけないということもありまして、制度の設計の見直しをしているところであります。

ただ、そのほかについても、やはり民間に委託をしてやっていただいているので、やはりそういうことがないように、まずは行政として取り組んでいかなければいけないのかなというふうに考えておりま

す。

また、業界への事前の説明がなかったということで、確かに今回、下請の部分につきましては、そういう事前の説明はなかったのですけれども、この部分については、もともと従前から再委託の基本的禁止というのもありまして、それに基づきまして、今回、ある程度、再委託については、特殊な業務についてという形で変更させていただいたこともありましたので、事前には説明はしていなかったところがあります。

**○議長（鈴木喜明）** なかなか書き取るのは難しかったのですが、先ほど産業港湾部長からお話がありましたけれども、仕様書を建設部がなぜ渡したのかということは、建設部のほうではお答えにならないのですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 今回、再委託の見直しをさせていただきまして、本来なら、例えば縦貫線の部分についても、これは港湾室から建設部に業務の発注依頼を受けている形になります。そういった意味で、今回、総合除雪のほうでそういった見直しをしたものですから、本来は早い時期に、そういう関連する港湾室に、通知といたしますか、教えるべきだったと思います。そういった面では、今回、港湾室のほうにお知らせをるところが少し遅くなってしまったのかなと。そういうこともありまして、今回は少し急になってしまったというのはあるかと思っております。

（発言する者あり）

（「誰に言われて言ったの」と呼ぶ者あり）

（「誰に言われたの」と呼ぶ者あり）

（「来年でいいんだ、来年で」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 私が押さえているところはここまでですけれども、安齋議員。

**○3番（安齋哲也議員）** いいですか。

**○議長（鈴木喜明）** 再々質問ですか。

**○3番（安齋哲也議員）** いえ、1点だけ、先ほど……

**○議長（鈴木喜明）** いや、まず、質問に対して答弁が漏れているということですか。

**○3番（安齋哲也議員）** はい。1点漏れています。

**○議長（鈴木喜明）** はい。ではどうぞ。

**○3番（安齋哲也議員）** 先ほど産業港湾部長がお答えになったのですけれども、設計額増加分のお金があるのであれば、排雪費に充てたほうがよほど市民のためになりませんかというところですが、ここは部長が私の立場ではお答えできないということをおっしゃったので、市長に求めたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** はい。わかりました。

先ほど産業港湾部長が、これは全体の件なので、私はお答えできないと、判断できないというお答えでしたので、これは答えていないということで理解をします。どなたが答弁されますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 答弁漏れというか、担当からお答えできませんでしたので、私から答弁させていただきます。

御存じのように、除排雪の対策費におきましては、建設部の担当の中で設計を積み上げて、結果、予算化をさせていただいているところがございます。このたびも、それに基づいて提案をさせていただ

たところでございます。

そのほかのところにおいて、浮いたから、その設計費に充てるということは、基本的に、物理的にはできないというふうに思っておりますので、今後において、排雪の費用におきましては、来年度以降においても、今年度の執行であったり、今までの流れ等をきちんと見込みながら、設計に基づいて皆様に提案をしていきたいと思っておりますのでございます。

(発言する者あり)

(「そんな物理的な話じゃなくてさ、増加分があるんだったら充てたほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 安斎議員。

**○3番(安斎哲也議員)** 先ほど、今の部分で、一緒にあわせて申し上げればよかったのですが、もう1点答弁漏れがあったのですが……

**○議長(鈴木喜明)** 安斎議員に申し上げますけれども、再質問のときに、説明員がわかるような形で質問をしていただかないと、答弁が漏れるということは十分に今のやり方ですとあります。そして、それが……

**○3番(安斎哲也議員)** いや、この分、入れて答弁されているのに、私が言ったことだけ、1個だけが抜けているのですよ、答弁が。

**○議長(鈴木喜明)** では、おっしゃってください。

**○3番(安斎哲也議員)** 小樽市の技術者が近隣の札幌などに移り、小樽市の除雪が立ち行かなくなったとき、一体誰が責任をとるのですかという質問をしているのですけれども、立ち行かなくなるように民間委託しているので、ないように取り組んでいきたいみたいな答弁をされているのですが、私の趣旨としては、そうなったとき、一体、誰が責任をとるのですかという質問なのです。この部分が抜けているのですけれども。

**○議長(鈴木喜明)** 安斎議員に申し上げますけれども、その趣旨はこうですかというのは、質問の中にきっちり織り込まないといけないということです。ですから、今はもう一回聞きますけれども、質問時間が短い中で、それだったら再質問の質問数を減らして、もう少し丁寧に聞くとか、再々質問でその点について追及するとか、そういう形をとらないといけないというふうに考えますので、今後お願いします。

(「一体誰が責任をとるのですかと言っているのですよ、さっき」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** はい。では、誰が責任をとるのですかという質問であります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長(中野弘章)** 誰が責任をとるのかというお話でございますけれども、立ち行かなくなるということがどのようなパターンでなるのかというのがなかなか想定できないので、そのことによっていろいろケースというのが出てくるのかなと私は思いますので、今、それで、この形で簡単に誰が責任をとるのかということは、お答えができませんので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 3番、安斎哲也議員。

**○3番(安斎哲也議員)** 再々質問させていただきます。

まず、反省点の部分で、参与の部分は反省しないということですが、平成27年度の一般会計の決算で不認定にしていることは反省すると言っているのです。だけれども、27年度の一般会計の不認定の理由は、参与の任用のお金の部分なのです。これだと全然整合性が合いませんから、決算の不認定は何で反省するのに、参与の任用の部分は反省しないのか、整合性が合うように答弁を求めます。

次に、減額分の67万円なのですが、少し細かい話ですが、機械を使うのが変わったということなのですが、何がどう変わって67万円の減額になったのか、わかればお聞かせいただきたいと思います。

あと、排雪費に充てたほうがよっぽど市民のためになりませんかと先ほど指摘させていただきましたが、先ほどの市長の答弁では、物理的なことしか言っていないで、私としては、増加分にお金があるのだったら、その分、少しでも排雪にやるという考えのほうが市民のためになりませんかという質問の趣旨ですので、これについて答弁を求めたいと思います。

あとは、いろいろ質問したいのですが、総務常任委員会でやらせていただきたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 安齋議員の再々質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当部長より答弁させていただきます。

27年度の決算の不認定についてだったかと思います。現在、今お話しされたことにおきましては、安齋議員自身の御主張であるというふうに思っております。

（「いやいや議会全体でしょ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

議会の中において、その件もさることながら、ほかにも不認定における理由等はそれぞれの会派の中で、討論の中でおありだったのかなというふうに思っておりますので……

（「それ言ってくださいよ、したら」と呼ぶ者あり）

ですから、このことだけをもって、不認定における反省ということではありません。

（発言する者あり）

（「真摯に向き合うんでしょ、議会に」と呼ぶ者あり）

（「それおかしいですよ、その答弁」と呼ぶ者あり）

（「ごまかしだよこんなの」と呼ぶ者あり）

（「ごまかし認められないよ、そんな」と呼ぶ者あり）

（「議会軽視もいいところだ」と呼ぶ者あり）

（「いやいやいや、その場しのぎの詭弁かい」と呼ぶ者あり）

（「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、安齋哲也議員。

**○3番（安齋哲也議員）** 議事進行についてお願いします。

今ほどの市長の御答弁ですが、これは小樽市議会として、平成27年度一般会計の決算を、参与の任用があった、違法な支出があったということも含めて議決していることを、森井市長は、私個人の主張だというふうに述べられました。これは明らかに事実とも違いますし、議会の意思を軽んじているというふうに思いますので、答弁の訂正もしくは改めて答弁をしていただくよう促しをお願いしたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** わかりました。確かに安齋哲也議員のおっしゃるとおりだと思います。不認定の

理由は、その点入っておりましたので。

その点、市長にもう一度お聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 市長。

**○市長(森井秀明)** では、改めて答弁させていただきます。

先ほどもお話しいたしましたが、それも一つの要素であるというふうには思っております。しかしながら、それぞれの会派の方々から、その不認定についての討論等がありましたので、そのみをもつての不認定ではないというふうには思っております。

そして、私自身は、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、この参与の任用についてのお話だというふうには思っておりますので、任用及び事務手続上においては瑕疵はないというふうには思っておりますし、また、行政と民間の知見を有し、行政に役立てられたというふうには認識をしておりますので、私は、このような認識のもとでの今回の決議案の内容において、先ほど参与についてということでありましたので、そういう認識であるということで答弁をさせていただきました。

(「個人的な考えだというのは訂正したほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 市長に言いますけれども、先ほど聞いたのは、安斎哲也議員個人の考えですという前置きをされたことについて、そうではないのではないかと、この場で訂正するべきではないかということ指摘されたわけであります。確かにそういう個人的な意見ではないと私も考えておりますので、訂正するならば、この場で今訂正していただきたいと思えます。

(「撤回してくださいよ言ったことを。辞職勧告決議に書いてるんだよ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 安斎議員のお考えのみとは言ってはおりません。今、御質問の中で、安斎議員がそのように御指摘をされておりますけれども、そのときにおける不認定における討論における内容は、それだけではなかったというふうには私は認識をしておりますので、それは一つの要素ではありますけれどもということをお話をさせていただいたところでございます。

(「ごまかしだって、だめだ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「個人の考えだって言ったじゃないか」と呼ぶ者あり)

(「言った」と呼ぶ者あり)

(「はっきり言ったでしょうが」と呼ぶ者あり)

(「言ったよ、安斎さんのときにね」と呼ぶ者あり)

(「ごまかさないでちゃんと答弁しなさいって」と呼ぶ者あり)

(「言い繕ったってだめだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「こんなくだらないうことで時間費やさないでくださいよ」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** わかりました。もう一回、今言ったことを精査して、市長部局に、整合性を持つ

ように答弁していただくということにいたします。よって、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 6時36分**

---

**再開 午後 9時15分**

**○議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

安齋議員の質疑及び一般質問の途中ですが、議事の都合により、本日はこれをもって延会いたします。

**延会 午後 9時16分**

---

#### **会議録署名議員**

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 酒 井 隆 裕

議 員 中 村 誠 吾

平成29年  
第4回定例会会議録 第4日目  
小樽市議会

平成29年12月13日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長
総	務	部	長	前	田	一	信	財	政	部	長
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	医	療
福	祉	部	長	日	栄		聡	建	設	部	長
消	防	長	土	田	和	豊	病	院	局	小	樽
教	育	部	長	飯	田	敬	事	務	部	長	金
生	活	環	境	部	次	長	中	田	克	浩	子
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	文
							總	務	部	伊	藤
							企	画	政	策	室
							保	健	所	次	長
							財	政	部	財	政
							課	長	笹	田	泰
											生

議事参与事務局職員

事務局 長	田 中 泰 彦
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	石 澤 麻由美
書 記	深 田 友 和
書 記	河 崎 仁 美

**開議 午後 1時00分**

**○議長（鈴木喜明）** これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安齋哲也議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第13号及び報告第1号」を一括議題といたします。

この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 昨日、高橋龍議員の人員配置の適正化にかかわっての市民にわかりやすくという部分についての再質問に対する私の答弁の中で、廃棄物事業所と廃棄物対策課の話为例に挙げましたけれども、改めて答弁いたしますが、このことにつきましては、既に本年度に前倒しして、清掃事業所やごみ減量推進課に名称変更しておりますので、この部分は訂正させていただきたいと思っております。まことに申しわけございませんでした。

**○議長（鈴木喜明）** これより、昨日に引き続き、質疑及び一般質問を行います。

昨日における安齋議員の質疑及び一般質問の再々質問に対する説明員の答弁に関し、安齋議員からの議事進行を受け、議事の都合により審議が中断しておりましたが、その際に私から説明員に問いかけましたことにつきまして、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 昨日の安齋議員の質疑及び一般質問における再々質問での私の答弁に対し、安齋議員から議事進行があり、議長から精査するよう促されておりましたので、次のとおり整理し、説明をさせていただきます。

まず、安齋議員がおっしゃる平成27年度決算の不認定に対し私が反省していると言ったということにつきましては、私はこれまで、平成27年度一般会計決算の不認定について反省している旨を述べたことはありませんので、事実とは異なるものであります。

（「虚偽質問だよ」と呼ぶ者あり）

また、安齋議員自身の主張と申し上げたことにつきましては、これはさきに述べました平成27年度決算の不認定に対し私が反省していると言ったという安齋議員の御質問を指したものであり、決算不認定の議決を否定したり軽んじたりしたものではありません。

つきましては、一連のことについて、改めて次のとおり答弁させていただきます。

安齋議員から、私が平成27年度一般会計決算において反省している旨を述べているとお話ございましたが、私といたしましては、そのように述べたことはございませんので、整合性はとれております。

（「自分が誤解を生んだところはしてないけどね」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 安齋議員、議事進行について、これでよろしいですか。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、安齋哲也議員。

**○3番（安齋哲也議員）** 一言おわびさせてください。

**○議長（鈴木喜明）** 陳謝ということですね。

**○3番（安齋哲也議員）** 陳謝させていただきます。

**○議長（鈴木喜明）** それのみでお願いします。

**○3番（安齋哲也議員）** このたびは、私の議事進行によって時間を費やしていただき、大変恐縮でござ

ざいます。

先ほど訂正の発言がありましたけれども、昨日の私の質問では、議会と真摯に向き合う市長ならば平成27年度決算の不認定も反省しているという、社会通念上常識的な市長であったならばを前提として発言してしまいました。

**○議長（鈴木喜明）** 安齋議員に申し上げます。陳謝ということは、自分のことだけ言ってください。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、安齋哲也議員。

**○3番（安齋哲也議員）** したがいまして、議会を今回中断させてしまったこと、関係説明員の皆様、議長を初めとする議員の皆様に変御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げるとともに、次回から、市長というお役目についての方の考え方をいま一度認識し、正確性を持った発言をするよう気をつけていきたいと思っております。まことに申しわけございませんでした。

**○議長（鈴木喜明）** これで、安齋議員の議事進行については終わります。

それでは、安齋議員の再々質問に対する説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長（中野弘章）** 安齋議員の再々質問にお答えいたします。

私からは、2点目の御質問で、臨港地区の除雪費用のうち、昨年度的设计見直しによる減額について、何が変わったのかという御質問でした。

変更した内容につきましては、三つに分けた中の中央地区、今年度は秋津道路が落札した地域におきまして、昨年度までは、主に岸壁の部分について、路面の固められた部分、いわゆる盤起こしについて、グレーダで行って、タイヤドーザーがそれに一緒について雪を処理していくというやり方をとっておりましたが、昨年度の業務実績から検証いたしまして、タイヤドーザーだけでも作業が可能であると判断したことから、使用機材を2台体制から1台体制に変えたものであります。そのことから67万円が減額となりました。

（「市長の後援会関係者のところは減額しないんだ」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員に申し上げますけれども、もう1点、排雪費のことについて残っているということですが。

説明員の方に申し上げますけれども、昨日2点残っているということで確認しているはずであります。もう1点どうなっていますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 安齋議員の再々質問にお答えいたします。

きのうの再々質問の中で、要は、増額になった部分を本来だったら排雪費に充てたほうがいいのではないかというような御質問でした。

確かに排雪につきましては、市民の要望になかなか応えられていないという状況という部分は認識しております。ただ、確かにそういった御意見はあるかと思っておりますけれども……

（「僕は市長に求めたんだから。最初市長が答えて、途中でとめたんですよ」と呼ぶ者あり）

確かにそういった御意見はあると思っておりますけれども、今回の見直しという部分の趣旨につきましては、きのうの答弁させていただいたこともありますので、なかなか浮いた部分を充てるというよりは、確かに

少しでも排雪の部分につきましては、市民要望に少しでも応えられるようには頑張っていきたいというふうに考えております。

(「そうじゃなくて、物理的なことじゃなくてそのほうがよかったのか。いいのか悪いのかと市長に聞いているんです」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 説明員に申し上げますが、昨日からこれだけ時間がありまして、整理をしているはずであります。答弁に関してこのように時間がかかる、そのことについては理解できませんけれども、今の答弁で……

(「納得できません。市長に求めていますから」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** ただ、説明員の指名はできません。そういう意味では、説明を誰が担うか、これは指定はできませんので。

(「質問には答えていないんです。増額分を充てたほうがいいんじゃないですかとって、いいのか悪いのかと聞いているのに、努める、努力するというのはよくわかりません」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** もう一度明確に、議事進行をかけて言ってください、そうしたら。

(「議長、3番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 3番、安斎哲也議員。どこの点が質問で、どう答弁がきちんと得ていないか、そのことも含めて言ってください。

**○3番（安斎哲也議員）** まず、昨日からこんなに時間があったのに、なぜそこをきちんと整理していただけないのかというのは大変疑問ですけれども、再質問をもう一回説明させていただきます。

私がまず、設計額増加分のお金があるのであれば、排雪費に充てたほうがよほど市民のためになりませんかという質問をしました。これに対して市長は、物理的にどうのこうのという答弁をしたのですが、私が質問しているのは、増額分のお金を排雪費に充てたほうがよかったのか、市民のためになるのではないかと、ならないのかという質問をしているので、それについてお答えをいただきたいと思っております。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員に答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 安斎議員の再々質問における答弁が足りないということで、私から改めて答弁させていただきます。

その浮いた分をそちらの排雪分に、増額に充てるべきではないか、それがいいのではないかとということでの、なのではないか、ならないのか、どちらかを答弁というお話でしたけれども、私もきのう、再々質問でも同じ趣旨のことを御質問されていたと思いますので、そのときにも答弁いたしました。排雪費において、その業務量であったり、または当然、設計に伴って、積み上げて設計しているところがございます。

ほかの部分において浮いた分があるので、それを上乗せするということには、性質上、私はならないというふうに思っておりますので、市民のためになるのではないかと、ならないではないかという質問においては、その性質とは合わないというふうに思いますので、どちらとも表現のしようがありません。

(発言する者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 安斎議員の議事進行にお答えします。一応答弁しておりますので。

安斎議員の一般質問を終結いたします。

(発言する者あり)

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、中村岩雄議員。

(4番 中村岩雄議員登壇)

○4番(中村岩雄議員) 小樽協会病院分娩再開について、お聞きいたします。

小樽協会病院分娩再開の知らせが12月5日入りました。翌6日の朝刊には、「小樽協会病院分娩の扱い再開へ」の見出しで、2015年7月から休止していた分娩の扱いを来年4月以降に再開することが5日わかった。札幌医大から産科医師の派遣のめどが立ったためと記事も載りました。

そこでお尋ねいたします。そもそも小樽協会病院ではどのような経緯で周産期医療を担っていたのか、また、休止に至るまでの経緯と、休止になってから今日まで再開に向けてどのように取り組んだのか、御説明ください。

その中で、後志の周産期医療を守る会の署名活動がありました。私も及ばずながら協力させていただきましたが、その活動について市長の感想をお聞かせください。

また、北後志周産期医療協議会が設立され、大きな役割を果たしていると思いますが、設立の経緯、組織の内容、特にワーキンググループの行っている医師確保、施設改修、財政支援について、それぞれ内容を詳しくお知らせください。

さらに、これから明年4月以降の再開まで、協議会としてどのように取り組んでいくのか、お知らせください。

明年4月以降の再開時、小樽協会病院の周産期医療はどのような新しい体制でスタートするのか、その全体像と再開の効果をどのように想定していますか、お考えをお示してください。

このたび、市長を会長とする北後志周産期医療協議会が中心となり、小樽協会病院分娩再開に向けてめどをつけられたことに対して、心から敬意を表したいと思います。周産期をめぐる環境は依然厳しさが続きますが、今後に向けて決意のほどをお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

小樽協会病院の分娩取り扱い再開について御質問がありました。

まず、小樽協会病院が周産期医療を担ってきた経緯につきましては、北海道が定めた医療計画の中で、今後の周産期医療を安定的に維持するため、道内21に分かれる第2次保健医療福祉圏ごとに地域周産期母子医療センターを設置するという方針が示され、後志管内では、産科や新生児医療を担当できる小児科を有していた小樽協会病院が平成13年10月に認定を受け、以降、後志管内の周産期医療を担っておりました。

休止に至るまでの経緯につきましては、全道的に産婦人科医師が不足する中、医師の派遣元である医育大学から今後医師の派遣が困難であるとの連絡を受け、平成26年11月から分娩の新規受け付けを休止、平成27年7月からは分娩の取り扱いも休止したものであります。

再開に向けての取り組みにつきましては、平成27年8月に小樽市病院局長を会長とした医療関係者を中心とする小樽市周産期医療懇談会を設置し、小樽協会病院が分娩取り扱い再開に向けて取り組むこと、

それに対しての支援策について協議会を設置し検討していくことを確認した上で、閉会をいたしました。

その後、平成28年5月に、北後志6市町村、医師会、北海道社会事業協会、北海道で構成する北後志周産期医療協議会を設置し、医師確保、施設改修、財政支援にかかわるさまざまな支援策について検討を進めました。また、平成28年12月からは、妊婦の皆様の御負担を少しでも軽減できるよう、手稲溪仁会病院の御協力を得て、妊婦健診を行う助産師外来を小樽協会病院に開設しております。

次に、後志の周産期医療を守る会による署名活動についての私の感想につきましては、医育大学からは、周産期医療を再開するためには地域の熱意や意識の高まりが必要とのお話を伺っていたことから、5万筆以上の署名が集まったことは地域の熱意を示すことに大きく結びついたと考えており、活動に携わった皆様には大変感謝しているところであります。

次に、北後志周産期医療協議会設立の経緯、組織の内容及び各種ワーキンググループの活動内容等につきましては、北後志周産期医療協議会は、小樽協会病院の一日も早い分娩取り扱い再開に向けて、北後志地域が一体となりバックアップ体制の充実を図るため設置したものであり、同協議会の中に、具体的な支援方策について検討する医師確保、施設改修、財政支援の各種ワーキンググループを設置し、それぞれ計3回開催いたしました。

医師確保ワーキンググループでは、小樽協会病院における医師確保の取り組み状況や医師派遣の要請活動について検討してまいりました。施設改修ワーキンググループでは、医師に選ばれ、妊婦の皆様が安心して出産できるための施設改修について、医育大学教授を委員としてお招きし、お話を伺いながら検討してまいりました。

財政支援ワーキンググループでは、小樽協会病院の財政支援の方向性について協議を進め、6市町村で財政支援することを検討いたしました。

来年4月以降の分娩取り扱い再開までの協議会としての取り組みにつきましては、施設改修費用の財政支援について協議を進めるとともに、医育大学、小樽協会病院、北後志周産期医療協議会の3者で、分娩取り扱い再開に向けた協定締結式の開催を予定しております。

次に、来年4月以降の小樽協会病院の全体像につきましては、小樽協会病院からは、4月以降の体制について現在検討を進めているところであり、詳細はまだ決まっていないとのことでありますが、派遣される医師2名から3名と、在籍している非常勤医師1名の合わせて3名から4名体制で、診療、分娩に当たる予定であると伺っております。

また、再開の効果につきましては、小樽協会病院では来年早々に施設改修を予定しており、分娩の取り扱いが再開される4月以降は、妊婦の皆様が安心して出産いただけるものと考えております。

次に、周産期医療をめぐる今後の私の決意につきましては、このたび皆様の多大なる御協力により、小樽協会病院の分娩取り扱い再開に向けてめどが立ちました。改めまして、北海道などの行政機関、医育大学などの医療関係者、市民の皆様には感謝を申し上げます。

また、私といたしましては、安定的に周産期医療を継続させることが何より大切であると認識をしておりますので、今後とも皆様には御協力をお願いいたしますとともに、地域の皆様安心して産み育てる環境を整備するために、引き続き努力してまいりたいと決意をしております。

(発言する者あり)

(「あんたのためじゃないんだよ。小樽のためにやってるんだよ」と呼ぶ者あり)

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、中村岩雄議員。

**○4番（中村岩雄議員）** それでは、再質問を1点に絞っていたしたいと思います。

北後志周産期医療協議会として行ってきた、あるいは行っている内容についてお尋ねしたわけですが、周産期医療を政策医療として大事に守るといのが行政の役目かなというふうに思います。その意味では、過去、小樽市の対応は認識が甘かったのではないかなというふうに思います。病院の施設も劣っていたということもありました。

しかし、今回は市の動きが大変よかったと思います。特にワーキンググループが頑張っているとお聞きしております。それから、北海道全体の周産期医療という視点からも、後志が空白になっていたことに対して今回配慮がなされたのかなということもあったかと思えます。

さらに、市長として直接札幌医科大学などへ交渉に行かれ、それもまた効果としては大きかったともお聞きをしておりますが、具体的にどのような取り組みをされたのか、お聞かせいただきたいと思えます。協議会会長としてといった立場でもあったと思えますけれども、お聞かせください。

（「よいしょ質問いらないですよ」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 中村岩雄議員の再質問にお答えいたします。

中村岩雄議員からも御指摘ありましたように、産科における周産期医療という意味合いにおきましては、現在小樽市立病院として掲げているわけではありませんけれども、表現としては政策医療と表現されておりましたが、まちとして、市として、非常に重要な医療機関であるというふうに思っております。ですので、小樽協会病院だけに任せ放しにするわけではなく、それらを担っている小樽協会病院を初めとした医療機関の方々と情報交換や連携を図りながら、市としてしっかりと支援をしていくべき必要性があるというふうに思っているところでございます。

また、この間、この再開に向けて、医育大学であったり、さらにはそれに携わる医療機関の方々、そしてさまざまな関係者の方々と私自身も直接お話をさせていただいたり、また、そこに抱えている課題等も含めていろいろ情報収集をし、その中で、市の中で解決できること、または改善を図れること、そのようなことを特に、先ほど中村岩雄議員からもお話がありましたワーキンググループの中で、それらの問題点や、またはその必要な取り組みなどについて一つ一つ議論をし、そしてその積み重ねによってこのような集大成につながったのではないかなと私自身も感じているところでございます。

改めまして、多くの皆様に、この再開に対しましてお力添えをいただいたことに対しまして、私からも改めてお礼を申し上げますとともに、それに対して取り組んでいただいた方々に対して深く敬意を表し、私からの答弁とさせていただきます。

（「なんじゃそれ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 4番、中村岩雄議員。

**○4番（中村岩雄議員）** 詳細については、常任委員会でやらさせていただきますので、これで終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 以上をもって、質疑及び一般質問を終結いたします。

次に、一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

(8番 酒井隆裕議員登壇) (拍手)

○8番(酒井隆裕議員) 民泊について伺います。

空き家や空き室を宿泊施設として提供する民泊は、Airbnbなどの民泊専用サイトがあり、サイトから宿泊客が申し込みをして利用するものです。借りる側は費用を抑制でき、貸す側は収入を得ることができるといって、双方のメリットがあると言われております。また、観光客がふえるという点で、地域の活性化が期待できるとも言われております。しかし、その一方で、セキュリティーや騒音、ごみ、犯罪の温床になるのではというトラブルや懸念が既に発生しております。

そこで幾つかお伺いいたします。

まず、旅館業法の簡易宿所と民泊新法、住宅宿泊事業法における民泊の違いについて、主なものについてお答えください。

次に、行政のかかわりについてです。

旅館業を経営する場合は、保健所長の許可が必要です。来年6月施行の民泊新法では、都道府県知事への届け出となります。小樽市とのかかわりはどのようになるのか、伺います。

盗撮をしたいがために民泊を始めた業者がいました。違法薬物の売買や使用など、犯罪に利用される懸念があります。パリでは、消防、衛生など安全面も放置され、旅行者も地域住民も危機にさらされています。テロリストの潜伏先となった例もありました。こういった危機への歯どめはありますか。

無届け、違法のいわゆる闇民泊は小樽市にどれだけ存在しているのでしょうか。これまでの調査の結果とあわせ、違反施設の営業者にはどのような指導を行っているのか、民泊の管理監督はどこになるのか、お答えください。

北海道の環境衛生監視員の現状はいかがでしょうか。監視員の人数に対して、北海道の対象施設はどれだけありますか。また、小樽市の環境衛生監視員の人数、小樽市の対象施設数はどのようになっておりますか。小樽市と北海道の民泊についての関係はどのようになっておりますか。

市民が知らぬ間に、自分の住むマンションの隣の一室が民泊になることが想定されます。例えば管理規約で禁止した場合には、民泊お断りにできるのでしょうか。住居専用地域等で、年間180日以内の平日の営業は制限されたとしても、土日には営業されることが想定されますが、いかがでしょうか。

建築基準法と消防法における規制で、旅館と民泊の違いをそれぞれお示してください。例えば火災に対する備えはどうでしょうか。非常用照明器具の設置、自動火災報知設備の設置、避難経路の表示は民泊新法では義務化されているか、家主居住型、不在型、それぞれでお答えください。

セキュリティーでは、家主不在型のチェックインで、外国人は旅券の確認が必要とされていますが、どのように行うのでしょうか。

北海道一律の枠組みについてです。小樽市は庁内関係部長会議で方針を決定いたしました。その内容をお示ください。また、内容は十分であるとお考えでしょうか。騒音の発生や生活環境の悪化は十分防止できるとお考えでしょうか。

小樽市の所管部署はどこになるのでしょうか。私は以前に、保健所や観光、消防など、多岐にわたることから、窓口を一本化するべきと申し上げてきました。現時点でどのような協議がされているのでしょうか。

市民の不安にどう応えていくかという点です。観光庁は専用窓口を設置して民泊の実態把握と問題の早期解決につなげようとしていますが、北海道と本市ではどのように行うのか、伺います。

北海道では有識者会議を行い、関係者の意見を聴取しました。北海道と小樽では随分異なります。だからこそ本市においても、旅館やホテル、アパートやマンションなどの管理組合や業者、学識経験者、利用者などから、小樽市としての意見聴取をする必要があるのではありませんか。場合によれば、独自条例も視野に入れ、情報収集に努めるべきと考えますが、本市のお考えを伺います。

そもそも市長は、民泊新法に基づく民泊が小樽市で広まることを歓迎しているのでしょうか、お答えください。

次に、落ち葉について伺います。

先日、最上ハイツの住民から、於古発川の落ち葉等を何とかしてほしいと相談を受けました。住民が早速市に通知したところ、市には予算がなく、ここをやったらほかもやらなくてはいけなくなる、一切しないと言われたといいます。余りにも冷たい対応ではありませんか。まず、本市の落ち葉への対応の基準はどのようになっているのか、伺います。公園や道路、河川等、それぞれお示してください。

判例では、落葉による被害が社会常識に照らして我慢すべき範囲内ならば、木の伐採や損害賠償を求めることはできないとしています。しかし、スノーダクトが壊れるほどというのは、受忍限度を超えているのではないのでしょうか。お答えください。

少なくとも市民の話をよく聞くことが必要です。今回の件に限らず、公園や道路、河川沿いの樹木の落葉について、市民から相談があれば真摯に対応することが求められます。その上で、場合によっては剪定や清掃、御自身での対応などがあります。北海道が管理する塩谷川では、年1回、町会で河川を清掃しており、ボランティア袋の配付や回収を行っています。予算がないから一切しないと打ち切るのではなく、温かい対応を求めますが、市長の考えを伺います。

最後に、廃校の物品利活用についてお伺いいたします。

小・中学校の統廃合が進められています。学校の跡利用ということではさまざま議論されておりますが、これとって具体化されたことはほぼありません。私は、廃校の物品を利活用すべきという立場で質問いたします。

まず、廃校の物品はどのようになっているかということです。基本的な流れでは、他の学校で使用、市で使用、公益法人や民間企業に売却、競争入札等により売却となるというふうに思いますが、このような理解でよろしいでしょうか。また、現在の対応についてお答えください。

次に、利用されないままになっている校具や教具はどのようになっているかです。校舎の売却ということでは、例えばピアノなども一緒に売却されるということでしょうか。売却後、業者が校舎も校具や教具も必要ないとなれば、処分されるのも自由となるのでしょうか。

ある自治体では、オークションをしてピアノなどを処分していました。しかし、二束三文で落札され、業者は修理して外国に販売するようです。余りにも夢のない話です。使えるものは有効に活用すべきだと思います。廃校になった学校から保育園や幼稚園に寄贈するとなれば、私の学校のピアノは〇〇保育園にあるとなり、その学校の卒業生もうれしくなり、PR効果にもつながるのではないのでしょうか。ピアノなど校具や教具を必要とする公益法人や、公益的な事業を行うNPO法人に譲渡、売却を行うことができないかどうか伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 酒井隆裕議員の御質問にお答えいたします。

初めに、民泊について御質問がありました。

まず、旅館業法の簡易宿所と住宅宿泊事業法における民泊の主な違いにつきましては、営業に係る日数と地域の制限に関して違いがあります。簡易宿所は営業日数に制限はありませんが、都市計画法の第一種低層住居専用地域などで営業ができない地域があります。一方、民泊は、営業日数の上限が年間180日ですが、旅館業法で営業できない地域であっても、住宅の建築可能な地域であれば営業可能となっております。

なお、北海道では、民泊の営業により生活環境の悪化を防止するために、営業地域に係る制限を条例で定める予定であります。

次に、来年6月施行の住宅宿泊事業法に基づく民泊と本市とのかわりにつきましては、同法に基づき民泊を営業する場合の届け出受理や指導監督は基本的には北海道が対応し、無届けの民泊に関する問題等については、本市の保健所が対応することとなります。

次に、民泊の営業に伴う悪影響や危機への歯どめにつきましては、近年、違法民泊による地域住民とのトラブル等の発生も聞いており、健全な民泊サービスの普及を図るため、このたび、住宅宿泊事業法が制定されたものと認識をしております。

同法では、営業の届け出や玄関等への標識の掲示、宿泊者名簿の作成、定期清掃のほか、騒音防止対策や苦情対応などを義務づけることとしておりますが、テロリストなどの危機対策においては、国において検討されるべきものと考えております。

次に、無届け、違法の民泊について、違反施設数と営業者の指導内容、管理監督につきましては、現在、民泊の届け出等を規定する住宅宿泊事業法は未施行でありますので、旅館業法の無許可施設数をもとにお答えいたします。本年11月20日現在で、本市において民泊として紹介サイトに掲載されている施設は83軒となっております。また、本市が調査した結果、平成28年度から本年11月20日までに所在地が把握できた44軒の営業者には、保健所が旅館業法に基づいて、許可取得もしくは営業をやめるよう指導を行っております。所在地が把握できていないものについては調査を継続しております。

住宅宿泊事業法の民泊に対する管理監督は北海道となります。

次に、北海道の環境衛生監視員の人数等につきましては、北海道の監視員は、平成29年3月末現在で91人となっており、監視対象となる施設は1万6,698施設があります。小樽市の監視員は、平成29年12月1日現在で3人で、対象となる施設は648施設となっております。

また、民泊における本市と北海道との関係につきましては、小樽市内で届け出のある民泊施設は、北海道が住宅宿泊事業法により管理監督し、届け出のないものは、本市の環境衛生監視員が旅館業法により指導することとなっております。

次に、マンションの管理規約で民泊を禁止した場合の民泊事業につきましては、届け出の際に管理規約への違反がないことの確認が求められていることから、管理規約に明確に民泊を禁止する規定を設けた場合は、民泊事業ができないこととなります。

次に、北海道から示された民泊の営業を制限できる区域のうち、住居専用地域等での営業につきましては、御質問のとおり、土日は営業することができます。

次に、建築基準法と消防法の規制における旅館と民泊施設の違いにつきましては、まず、建築基準法では、用途地域の建築制限については、旅館は、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域では建築できませんが、民泊新法という民泊施設は、戸建て住宅または共同住宅であることから、工業専用地域以外の用途地域で建築することができます。

また、非常用照明器具の設置については、旅館は居室と避難経路に、共同住宅には避難経路に義務化されております。戸建て住宅は義務化されておきませんが、民泊新法では、家主不在型、宿泊室が50平方メートルを超える家主居住型等の民泊施設では、宿泊室と避難経路に設置が義務化されております。

一方、消防法では、消防庁からの通知によりますと、基本的に、旅館、民泊のいずれも宿泊施設として取り扱うこととされており、違いはありませんが、例外的に、小規模な家主居住型は住宅として取り扱うこととなっております。

自動火災報知設備の設置につきましては、民泊新法では義務はありませんが、消防法の規定に従うこととなりますので、小規模な家主居住型であれば、住宅用火災警報器の設置で足りることとなります。

避難経路の表示につきましては、消防法では義務はありませんが、民泊新法では、家主居住型、不在型を問わず義務化がされております。

次に、家主不在型の民泊における外国人のチェックインでの旅券の確認方法につきましては、宿泊者が施設を利用する前に旅券の提示を求め、その旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存することとされ、本人確認については、対面または対面と同等の手段により行われる必要があるとされておりますが、適切な本人確認方法の考え方につきましては、今後、国からガイドライン等で示される予定であります。

次に、北海道一律の枠組みと庁内関係部長会議での方針決定内容につきましては、10月30日に道が開催した第3回住宅宿泊事業法に基づく有識者会議におきまして、道の条例による民泊の営業を制限できる区域等についての考え方として、家主居住型を除く小・中学校周辺、別荘地、道路事情が良好でない集落、住居専用地域等の4類型が示され、12月中に実施する予定の条例案のパブリックコメントに向けて、道内全市町村に対し制限区域の希望の有無について照会があり、庁内関係部長会議で検討した結果、北海道から示された制限区域の枠組みに沿って、小・中学校周辺と住居専用地域等の区域について、家主居住型を除く民泊の日数制限を希望することとしたものであります。

また、生活環境の悪化防止につきましては、現時点で実際の影響の大きさを推しはかることはできませんが、市民の生活環境を守る観点から、道条例の枠組みに沿って制限を設けることが適当であると考えたものであります。

次に、民泊に関する本市の所管部署につきましては、本年6月16日に住宅宿泊事業法が公布されて以降、企画政策室、観光振興室、保健所が連携して関連業務に対応してきたところであります。今後につきましては、複数の部署に内容が関連することから、窓口の完全な一元化は難しいと考えますが、北海道や他の保健所設置市の状況等も参考に、できるだけ早い時期に所管部署をお示しできるよう協議を進めてまいります。

次に、民泊に関する北海道と本市における問い合わせの対応につきましては、民泊営業の届け出の有無や営業日数などにより、住宅宿泊事業法に基づき処理すべきものと、旅館業法に基づき処理すべきものに分かれることとなります。先ほど述べたとおり、基本的には、住宅宿泊事業法に基づき届け出のある民泊に関する問題等については北海道が対応し、無届けの民泊に関する問題等については、旅館業法に基づき保健所が対応することとなります。いずれにいたしましても、北海道と緊密に連携をとりながら適切な対応をしてまいりたいと考えております。

本市における民泊関係者からの意見聴取の必要性につきましては、現時点では独自条例の制定や事務代行は行わず、北海道が定める制限区域の枠組みに基づき本市の制限区域を決定し、道条例により運用することとしたところであり、今後、道条例による運用で不都合が生じ、本市独自の条例の制定を検討する際には、民泊事業による影響の実態把握や関係団体等からの意見聴取を行う必要があると考えております。

独自条例も視野に入れた情報収集につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、現時点では、本市が独自条例の制定や民泊営業の届け出受理などの事務代行を行わず、道条例の制限区域の枠組みに基づいて運用することといたしましたが、先行している他都市の情報収集などにも努めてまいりたいと考えております。

次に、住宅宿泊事業法に基づく民泊が本市で広がることにつきましては、住宅宿泊事業法が制定された背景から考えますと、訪日外国人観光客をふやし、観光立国として活性化するという国の方針の中で、同法に基づく健全な民泊サービスが普及することにより、本市においても宿泊場所の選択肢が拡大するというメリットは考えられます。

一方では、民泊に起因したトラブル等の発生が想定されることから、市民の生活環境の悪化を防ぐためには、その営業を一部規制する必要があると考えており、今後はこの振興と規制のバランスを考慮しながら、本市の民泊についてのあり方を検討してまいりたいと考えております。したがって、現状では歓迎の有無についてはお示しができません。

次に、落ち葉について御質問がありました。

まず、落ち葉への対応の基準につきましては、公園、道路、河川とも特に基準は定めておりませんが、公園については現在、面積も広く樹木も多い小樽公園で12月をめどに落ち葉処理を委託しており、その他の公園は、愛護会活動などにより回収作業を行っております。また、街路樹の枝払いなどでは対応し切れなかった道路上の落ち葉については、排水施設が閉塞する可能性があるかと判断した場合に回収作業を行っております。河川については、市内各所に設置しているスクリーン部分において、必要に応じてたまった落ち葉の回収を行っております。

次に、スノーダクトへの被害につきましては、まず、スノーダクト屋根のドレン配管は通常個人対応となっており、一般的には毎年の清掃が推奨されているところであります。

また、本市が管理する樹木の枝が民地に越境して被害が明らかな場合については、切り詰め剪定、枝抜き選定を行うなど、状況に応じた対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、ボランティア袋の配付や回収などにつきましては、市民の皆様などから要請があった場合には、本市といたしましても、土のう袋やごみ袋の配付、収集した落ち葉やごみなどの回収を行っており、今後におきましても、相談や要望に対し丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、廃校の備品利活用について御質問がありました。

校具や教具を公益法人や公益的事業を行うNPO法人に譲渡、売却が可能かどうかにつきましては、今後は、使用しないと判断した不動産などの普通財産や物品に係る売却は、基本的には入札により行っておりますが、小樽市財産条例においては、公益上必要があると認めるときには、物品を譲与または時価よりも低い価格で譲渡できることとしております。しかしながら、公益上必要があるか否かについては、個々の事案で判断することとなります。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 教育長。

**○教育長（林 秀樹）** 酒井隆裕議員の御質問にお答えいたします。

ただいま廃校の物品利活用について御質問がございました。

まず、廃校の物品について、現在の対応といたしましては、最初に市内の小・中学校で再利用についての照会をかけ、続いて市役所内に照会をかけることで引き取り先を決定し、有効活用を図っております。なお、使用できる物品については、今後の他校の代替品として保管し、必要の都度活用しております。

ます。また、壊れているなど使用できない物品につきましては、廃棄処分といたしますが、鉄製の物品に関しましては、鉄くずとして売却処分をしております。

次に、校舎売却後の校具や教具の処分につきましては、校舎を売却する場合、校具や教具は全て残さない状態で引き渡すこととなりますので、業者が処分することはございません。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 8番、酒井隆裕議員。

**○8番（酒井隆裕議員）** それでは、何点か再質問したいというふうに思います。

まず民泊についてです。

市長は、この小樽市で民泊、これが広まることについて歓迎しているかどうかということについて、お示しできないというふうに言ったのですね。もう来年6月に始まるのですよ。しっかり市としてどのような対応を行っていくのかということを決めていく必要があるのではないか、国の対応待ちでは非常にまずいのではないかと思います。

そこでお伺いしますが、まず犯罪、安全面の危機についてなのですが、既に京都市では、たばこのポイ捨てなんかもあるとあって火災が心配だということもありました。ここで伺いたいのですが、今回示された中で、小規模の家主滞在型の場合には、そうした火災に対する備えという点では十分だというふうに小樽市としては考えているのかどうか、お伺いしたいと思います。

それからもう一つ、危機管理という点では、疫病が発生した場合どうなのだとということなのです。先ほど、テロ対策は国の責任だと言いましたが、火災や、それから公衆衛生は市の責任ですよね、保健所設置市ですから。疫病が発生した場合に、こうした民泊が広がっているという場合には、歯どめがきちんとあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

それから闇民泊についてです。先ほど数字について示されましたけれども、違法と思われる物件は、多数もう既に民泊サイトに示されているわけなのです。その中では、もう、すごいですね。ノスタルジックな小樽で満喫、一戸建て、札幌へのアクセスも楽々、ここに書いてある内容がすばらしいのですよ。このお部屋はホテルではなくて民泊になります。建物周辺やアパート内で住民に何か質問されたら、私の友達と説明してください。もうこれは明らかに闇民泊ですよね。これと同じサイトの中できちんと許可されているところもあるのですよ。でも、こういった闇民泊については今も野放しにされているというふうに思うのです。こうしたものというのはやはり問題があると思うのですが、これも把握できていないという形なのではないでしょうか、お答えいただきたいと思います。

それから本市の体制についてです。先ほど、闇民泊については、旅館業法に基づいて、環境衛生監視員、本市が行うと。3人でやらなければならないのですよね。すごく大変だと思うのです。こうした体制について、今のままで十分だというふうに市長自身はお考えでしょうか。管理監督するのは北海道なのに、小樽市は保健所設置市だから頑張れというのは余りにもひどい話だと思うのですが、いかがですか。

それから、管理規約で禁止の場合ですね。この場合には一応できないという話ですが、アパートに自分が住んでいる場合ですよね。借り切る場合。大家が民泊をやっている場合です。隣に何かわけのわからない人が来るのだけれどもという感じなのですが、大家がやっている場合には、たな子は文句言いつらいですよね。ここで伺いたいのは、市営住宅でも、この6月から、届け出を出されれば民泊を開始できるということなのですか。

それから、北海道一律の枠組みについてです。各自治体は独自の上乗せ規制を行っております。東京都大田区では、住宅地や工業地域は全面的に禁止しています。やばいというからこうした上乗せ規制を

行っているのですね。ホテルや旅館が営業できないエリアは認めないとなっているのです。けれども、北海道の場合というのは、180日、学校周辺は休みの日だけに営業を限ると。といっても平日は209日ですから、それ以外は営業できるということなのですよ。ざる規制ではないですか。これで子供の安全が十分守られると市長はお考えなのでしょうか。

それから、小樽市でも情報収集に努めていくと言ったのですけれども、前にそのお話をしたのです。結局のところ、独自条例については、問題が出なかったらやらないみたいな話かと思うのですよ。それでは問題なのです。既にはほかの自治体の中では、やばい、まずいというのが発生しているのです。だから上乘せ規制を行っているのです。

もっともだと思うのですよ、この大田区の考えというのは。ホテルや旅館が営業できないエリアは認めないと言っているのですから。やばいからこそやっているのです。京都なんかでも、800メートル以内に管理者の常駐を義務づけているのですよ。今のままだったら、小樽市にわけのわからない人たちが集まるということを市長が歓迎することになりかねないと思うのです。だからこそ、こうしたアパートやマンションなどの管理組合の人とか、それから旅館やホテルをやっている人、こうした方にお話を聞きにいったらどうですかと聞いているのです。本当に大丈夫なのかと。そういったことも必要ないと思われるのだったら、私は非常に問題だと思いますよ。改めてお伺いしたいと思います。

それから窓口の設置です。無届け、無許可の闇民泊、これについては引き続き小樽市が行わなければならないのですから、一刻も早く窓口設置を検討すべきですよ。いかがでしょうか。

それから、廃校の物品についてであります。

原理原則としては入札だろうということはわかるのです。ただ、公益上ということであれば、譲与または低額でできる、そういったことができればすごく夢がある話だというふうに思うのですよ。本当に全国でも先進的な例になるというふうに思うのですよ。

私たちの学校はなくなってしまったけれども、そのピアノは〇〇保育園にありますよ、〇〇幼稚園にありますよ。もちろん、それを運んでいく、もらうものについては、その人たちに負担してもらうのは当然のことだというふうに思います。十分ないいものではないかもしれない。でも、そういった形で手を挙げる人たちがいれば、それに応えられる、そういったやり方というのもつくってみたいかがかな、ぜひ研究、検討していただきたいと思うのですけれども、改めてお伺いします。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 保健所次長。

**○保健所次長（犬塚雅彦）** 私から3点ほど、酒井隆裕議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目は疫病対策ということでございますけれども、感染症のことだと思います。

海外から来る方は、さまざまな感染症が国内に入ってくる危険性がございますので、検疫所で健康チェックということをしてございますので、まずそれで国内に入ってくる時の歯どめが一つされるのかなというふうに考えてございます。

それから、闇民泊のサイトの問題でございしますが、私どもも、先ほど市長から答弁させていただきましたけれども、なかなか所在地をつかむというのが非常に難しく、写真の掲載だけにとどまっております、それを宿泊前提で申し込むと、初めて営業者から宿泊希望者に住所等の詳細なものがお知らせされているということでございます。

現在、指導については、できるだけ写真を頼りに、その写真の周囲の背景ですとかを見ながら努力してございますけれども、今後、国でも、民泊事業にかかわる110番といいますか、苦情相談窓口を設置

する予定と聞いてございますので、そういった中から無届け民泊を情報提供していただいて、本市としても対応してまいりたいと考えてございます。

それから、現在、環境衛生監視員が3人の体制ということでございます。多いか少ないかということにつきまして、現在所管している法律の中では3人ということで挙がってございますけれども、今後、苦情対応についてどれだけ、指導の数も含めて検討して、必要であればまたそれなりの人数ということで考えていくこともあろうかと思っておりますけれども、現時点においてはまずこの現体制で対応してまいりたいと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

先ほど市営住宅で民泊をできてしまうのかという御質問がありました。市営住宅につきましては転貸禁止になっておりますので、市営住宅の民泊の利用はないというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 消防長。

**○消防長（土田和豊）** 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

小規模な家主居住型の民泊施設の火災予防対策ということでございますが、総務省消防庁からの通知によりますと、先ほど市長からも答弁させていただきましたが、小規模な家主居住型の施設につきましては、一般の住宅として取り扱うこととされております。したがって、一般の住宅と同様に、寝室等につきましては、住宅用火災警報器が設置をされることとなりまして、一定の火災予防対策についてはとられるものと考えております。

そうはいいまして、火災の危険性というものは常時ありますので、消防本部といたしましては、火災予防について、実態を把握しながら、今後も指導を続けてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 私からは3点なのですが、そのうちの2点についてはまとめてお答えしたいと思います。

まず一つは、法的にいわゆる、言い方は悪いですが、ざる法的なざる規制ではないかというようなことを言われたと思いますが、それといわゆる独自条例で上乗せの規制をしたほうがいいのかということ言われたと思いますが、これらにつきましては、現在、北海道が先行して、どういった形でやったらいいかということ条例化しようとして、今月パブリックコメントなんかも行おうとしてございます。

そういった中で、北海道の条例に乗って一定の枠組みの中で、当面は、小樽市としても初めてのことでございますので、いきなり小樽市がどういう形で独自規制していくかというようなことはなかなか難しい面もございますので、今のところは、まずは北海道の条例の枠組みに沿って小樽市も対応してまいりたいと考えてございます。

それから、民泊の担当窓口等について、早目につくったほうがいいのではないかということでお話ございましたけれども、これにつきましても、庁内で既にいろいろと関係部局で検討は進めてきてございます。一定程度めどもだんだんついてきてございますので、早目にこちらの窓口につきましては決めていきたいと考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私から、廃校に伴って発生した物品の再利用についての御質問に答弁いたします。

基本的には、先ほど市長からの答弁にございましたとおり、財産条例上におきましては、公益上必要があると認めるときに、物品を譲与なり時価よりも低い価格で譲渡できるということになってございます。

ただ、本市の場合、なるべくまずは市内部で再活用できるかどうか、そこをまず検討した中で、先ほど例に挙げられたような事案につきましては、公益性という部分での公平性ですか、こういったものが確保できる範囲内においてどこまで対応できるか、検討してまいりたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の方よろしいですか。

1点、ホテル、旅館業者に聞きに行くべきではということが御質問にあったように思うのですが、その件についてはどうなっていますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所次長。

○保健所次長（犬塚雅彦） 闇民泊について……

○議長（鈴木喜明） 闇民泊の件ではないですね。規制に当たって、ホテルとか旅館業者に聞き取りをしたほうがいいのではないかといいことだと思いますけれども、そうですね。

（「いいです。再々質問でします」と呼ぶ者あり）

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

○8番（酒井隆裕議員） 再々質問したいと思いますけれども、先ほど聞いたのは、ホテル、旅館等に改めて、こうした民泊新法に基づく民泊が広がったらどうなるのかということも含めて意見を聞いたほうがいいということなのですね。例えば民泊が広がるということになれば、言ってみれば、ホテル、旅館の側からすれば、営業の圧迫につながりかねないです。そういった点で改めてお伺いしたいと思います。

それから、疫病が発生した場合、感染症、伝染病などですけれども、検疫所でやるから歯どめはかかっているのだと、そういうことを言っているのではないのですよ。今の旅館業法との関係で言っているのです。旅館業法の場合には、感染者が発生したという場合には、台帳があって、旅館の宿帳があって、そのところで把握できるというふうになっていますよね。だけれども今の民泊の形では、そういうふうな形で宿泊台帳を残すというふうにはなっていますが、闇民泊が今これだけ広がってしまっているという状況の中では、拾うということもできないではないですか。そういう点で、こうした疫病が発生した場合の歯どめというのはできるのですかと。

後から、誰々が泊まっている、たとえ偽名であっても追っていくことができるけれども、今回の場合では追うこともできないのではないのですかということで、歯どめがかかっているのですかという公衆衛生の観点から聞いたのです。改めてお伺いしたいと思います。

それから火災についてですけれども、小規模の場合には一般の住宅として取り扱うということでありますが、今もやられている闇民泊と思われるところというのは、本当に問題だらけですよ。ここでは恐らく、現在は闇民泊ですけれども、これが届け出されるとい形になれば、家主滞在型の小規模のという形になるのだらうと思うのです。

京都市で非常に問題になったのが、要は、サイトの中では家主は居住していますと書いてあるのだけ

れども、結局はないのですね。家主は出張していません、旅行していません、そこをお貸ししますという形になっているのです。だから、そういった場合だったら、火災に対しての防御というのは何もできないではないですかということなのですよ。

本当は住んでいるはずなのですよ、そこに。だけれども、こういった危機が来年の6月から発生しようとしている。付近の人たちは、たばこのポイ捨てなんかがあって非常にこわがっている。こういうことについて、小樽市の消防としてどのようにお考えかということをお伺いしたいということでありました。

それから最後、ピアノについてなのですが、ぜひ、手を挙げたNPO団体ですとか、そういったところがもしあれば、小樽市としてしっかりと相談に乗ってあげてほしいのです。そして、できるのであれば、そういった制度なんかもつくって、今後どういったことができるかということについてお話に乗ってあげてほしいのです。

私が一番望んでいるのは、改めて仕組みをつくり上げて、こうしたピアノ、十分に動かないけれども欲しいところありますか、もしあるのであれば、自己負担で引き取りに来てください、もしくは、机なんかでも穴があいていてぼこぼこですが、それでも欲しい方いますか、こうした基準が合えばお譲りすることができます、公益上必要と認めればできます、そういった基準をつくってできないかということでお話しているのです。ぜひ前向きに御検討願えればと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 私からは、ホテルとか旅館等にまず聞きに行ったらどうでしょうかという御提言ですが、これにつきましては、先ほどもお答えしましたとおり、現在なかなか、実際にどういう状況になるかということが手探りの状態でもございますので、これにつきましては、先ほどお答えしたとおり、割と全国的にも、民泊について条例をつくるのに当たって北海道は先駆的に取り組んでいるというふうに聞いてございますので、その北海道の条例の枠組みに従ってまずは取り組んでまいりたいと思っておりますし、また、実際にその中でやってみて、もし不都合なこととかが生じてきたら、その中でいろいろ、これはホテル、旅館等に限らず、いろいろと、どういうふうにしたらいいかというようなことを、市民も含めて、あるいは有識者も含めて、聞かなければならない場面があるのではないかなとは思いますが、今この段階においては、いきなりホテルとか旅館業者に、どういうことをしたらいいでしょうかということをお聞きに行くことは現在考えてございません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 保健所次長。

**○保健所次長（犬塚雅彦）** 酒井隆裕議員の再々質問にお答えいたします。

確かに御指摘のとおり、宿泊者名簿の役割というのは、感染症の追跡に非常に重要なものでございます。そういった中で、闇民泊につきましては、そういったものも整備されていないということで、確かに御心配されていることも当然あるかと思っておりますので、まずは私どもといたしましては、現在持っている旅館業法の中で、そういったような無届けといいますか、闇民泊につきまして取り締まりをしていくとともに、実際これは小樽市だけの問題ではございませんので、北海道、それから保健所設置市につきましても、旅館業法で闇民泊を指導してございますので、そういった場で、感染症対策という切り口で、闇民泊の問題それから指導について、早急に協議してまいりたいと考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 消防長。

○消防長（土田和豊） 酒井隆裕議員の再々質問にお答えいたします。

闇民泊、これからは届け出が行われまして民泊施設ということになるわけでございますけれども、私ども消防本部といたしましては、民泊施設の火災予防については非常に重要な問題だと考えております。

議員からもお話がございましたが、京都市の消防局とも情報交換しておりますけれども、一番課題とも考えておりますのは、実態把握ができないということで、非常に課題と考えております。私ども、消防法第4条によりまして立入検査権というものを持っているわけでございますけれども、これにつきましては、あくまでも一般住宅につきましては、原則私どもの立入検査権が及ばないというのが現在の法体系になっております。

そのためには、関係者と接触をいたしまして、民泊があるということを確認した上で、私ども立入検査をして、先ほどお話ししました住宅用火災警報器の設置状況ですとか、ふだんの火の取り扱い、火器設備の設置状況などについてさらに指導していかなければ火災予防が図れないものと考えておりますので、届け出があつて、私どもに民泊施設の情報が入りましたら、速やかに立入検査を行って、火災予防の徹底をしてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 廃校の備品利活用についての再々質問について、お答えいたします。

そういった仕組みづくりをというなお話でございましたが、先ほども再質問で答弁しましたとおり、まずは私どもとしては市内部で再利用をという、それと、すぐ使わなくても、代替品として保管している、そういったような状況もございます。ですから、そういった提供できる物品が出てくるかどうかかわかりませんが、まずはお話を聞く体制については考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） 酒井隆裕議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○14番（中村吉宏議員） 一般質問します。正確な質問、それから発言に努めますので、市長、説明員の皆様は、正確な答弁の義務をしっかりと履行してください。

まず、民泊について伺います。

来年6月15日、住宅宿泊事業法が施行されます。外国人観光客が増加の傾向にある中で、2020年開催の東京オリンピックを控える我が国において、東京に限らず、全国的に観光客の増加が予想される状況であります。訪日外国人について、2016年は約2,404万人ですが、政府では2020年に4,000万人、2030年には6,000万人という目標を設定しているところ、受け入れ環境の整備が課題となります。

その中で、外国人宿泊施設として、家族連れ、グループで割安に宿泊ができる民泊施設は、高いニーズが期待されるところであります。また、国内では、空き家対策など建物の利活用への期待も示されております。一方で、報道等でも指摘されているいわゆる違法民泊の問題、騒音やごみ等の問題について、しっかりとした規制、対応が必要になります。

住宅宿泊事業法では、民泊事業を営む人は届け出が必要と規定され、民泊事業者や管理者、仲介業者にはさまざまな規制も法令上予定されているところです。

この民泊の制度運用について伺います。法令では、届け出は都道府県へとされております。そして、

保健所設置市等については、都道府県にかわって事務処理をすることができる旨規定されています。この届け出を初め当市も保健所設置市であり、民泊事業等関係行政事務を処理できることとなると思います。北海道では、札幌市を中心に周辺の保健所設置市等との連携を図り、制度運用について整備を行っていくとのことでもあります。

そこで伺いますが、本市において、住宅宿泊事業法施行に当たり、どのような事務執行状況であるのか、伺います。

まず、北海道との情報交換や制度整備に関する状況を示してください。

次に、本市における整備状況について、市民や町会への説明、意見交換などは行われているのか、示してください。

今後においてどのような対応が必要になるのか、条例等の整備についても示し、現在の進捗を示してください。

これまで本市では、いわゆる違法民泊や、それに伴う問題などは発生していなかったのか、把握していれば、それらの数、問題の内容を示してください。

また、法令に基づく民泊事業が始まったら生じる問題について、現状で課題とされているものも含め、どのように対応するのか、示してください。

次に、外国人観光客受け入れに関する整備について伺います。

さきに述べたとおり、政府では、訪日外国人について、2020年に4,000万人を目標に掲げております。北海道でも、来道外国人が2015年で208万人、2016年は230万人と急増している状況です。

これまで地道な観光誘致活動を行ってきた小樽市も、外国人観光客が増加している近年、生活様式や文化の違う国から来訪される外国人観光客の方々に日本の生活様式や文化を理解していただくことは、まちとして観光客を受け入れるに当たり非常に重要な課題となってくるところであります。

生活様式では、食事や入浴、トイレの利用方法、まち歩きなどについて、違う文化を持った人々に日本様式を伝え、時には日本人と同じ場で、生活を含めた環境の中で、気持ちよくこの国、このまちでの体験を楽しんでいただくことが必要であると考えます。

11月1日、市議会経済常任委員会は、委員会視察で京都市を訪問しました。日本の伝統的都市である京都市では、凝縮された日本文化を体験、観光するため、多くの外国人観光客が来訪しております。その数、2016年度で318万人ということです。その京都市でも、観光客について、まちの歩き方やトイレの利用方法、飲食店の予約の無断解約をなくすなど、マナーやルールに関する内容をお伝えするための施策に大変御苦労をされているとのことでした。

京都市では、トリップアドバイザーや外国人インターンシップの協力を得ながら、マナーやルールを効果的に周知するツールを用意し、その告知を行っております。本市も、トイレの使用方法など、小樽観光協会が取り組みを行っているところ、今後においてこうした取り組みが重要になるものと考えます。もちろん、来てくださる外国人の方々に規制を強いる内容になってはいけません。ただ、外国人観光客が気持ちよく市民の中に溶け込んでもらえる環境づくりを行うため、我々の生活様式、文化をしっかりお伝えしなければならないことも、受け入れ側の責任として重要な課題であります。

そこで伺いますが、本市において、今認識している外国人観光客受け入れの課題について、お示しください。

その課題解決に向けてどのような考えを持っているのか、示してください。

また、本市では今後においてどのように取り組んでいくのか、示してください。

さらに、外国人観光客の方が市内広く行動すること、経済効果を波及させるべく、外国人の方々にこ

の小樽で消費を活発に行ってもらえるような施策展開が必要と考えます。宿泊を伴う観光客が市内で飲食の消費をしてくださるよう、花園などの繁華街を含め、飲食消費を楽しんでいただけるような環境づくりが必要であると認識しております。経済効果が見込まれる外国人観光客に対し、周知等を含め、現状本市ではどのような取り組みを行っているのか、そして今後の方針などをお示ください。

次に、高島漁港区における観光船事業に関連するコンプライアンス委員会の報告に基づく是正措置等について伺います。

本年8月21日、高島地区における観光船事業者に対する市の一連の許認可への公益目的通報、公益通報について、本市コンプライアンス委員会が報告を提出しました。その内容は、いずれも通報対象事実ありというものでした。これを受けて市は、小樽市職員倫理条例に基づき是正を行うことを示し、今定例会に一連の違反に対する是正措置案を示しております。いずれも港湾法、小樽市港湾施設管理使用条例、小樽港の分区条例等関係法令に基づいてしっかりと対応されることを求めるものであります。

そこで伺いますが、これら是正措置について、いつまでに開始するのか示してください。

次に、今回の一連の法令違反の許認可という誤った行政運営について、市長は、みずからの処分とともに関係職員を処分すると示しました。市長本人の処分は、内容は別にして、給与の特例に関する条例案を示しております。しかし、職員の処分についてはいまだ示しておりません。職員の処分について、いつ、どのように行うのか示してください。

最後に、中央バス路線のダイヤ減便について伺います。

12月1日より冬ダイヤによる運行を開始した北海道中央バス株式会社であります。このたびのダイヤ改正で、これまでより減便が行われたと認識しております。市民の方々からは、通勤通学や通院など日常生活への支障が生じることに不安の声が上がっております。

そこで伺いますが、今回の減便について、減便前と比較し、市内近郊都市間の便数がどのくらいの割合で減便されたのか、お示ください。また、昨年度の冬ダイヤと比べての割合もお示ください。

北海道中央バス株式会社は、本市の市民の生活利便性向上のため、公共交通機関としてその責務を果たすために、昭和18年3月に仮営業を開始した北海道中央乗合自動車株式会社の設立以降、本市と市民に寄り添いながら事業を進めてこられた経緯があります。その前身、小樽乗合自動車合資会社は大正9年に発足されました。長い歴史の中で、市民に親しまれながら、急坂路の多い小樽で路線を縦横にめぐらし、市民の移動手段として事業を続けてこられたわけであります。その北海道中央バス株式会社が、本市の人口減少などの影響で、平成23年度以来市内路線の収支が赤字に転じており、経営上その収支改善を検討、実施しなければならない状況にあったものと認識しております。

一方、国は、全国的な人口減少の状況に鑑み、地方都市における地域公共交通網の維持を目指し、従来交通事業者に丸投げの状態にされていた地域公共交通を持続させる責務を地方公共団体に負わせる旨の法改正が行われたところ、同社からも本市に対し、公共交通維持のための協議の場を設けてほしいという要望が何度となく行われていた状況が確認できます。

本年7月6日、建設常任委員会に示された資料では、以前より北海道中央バス株式会社から小樽市に対し、地域公共交通網形成計画策定に向けた法定協議会設立の要請が再三にわたり行われており、昨年8月23日には、中央バス社長と森井市長の直接対談が行われた旨記されております。

その対談では、一向に進まない本市における法定協議会の早期設立に向けて、市長の積極的な取り組みを求められたとのこと。同社では、この点について市長より、協議会の準備は進んでいると思っていたが、進んでいなかった、これを機に進める旨の回答があったとされています。

さらに、この対談では、同社社長より、ふれあいパス事業の事業者負担解消の進展についても積極的

な対応をすることも求められておりましたが、この点に市長は何も示さなかったとのことであります。

この対談以降、本市で何も進展がないため、同社より確認のため、本年1月19日、2回目のトップ会談を行った際、市長は同社社長に対し、法定協議会が進まない理由は、協議会での決定事項を経営としてやりたくない案件であっても受け入れるという中央バスの同意・確約の返答がないからであり、バス路線の維持は事業者の経営問題、民間企業の経営判断であり、市長はバス会社の経営者ではないので、市民要望を伝えることしかできないと発言し、同社からは市長に、自治体としての役割の認識がないという認識を持たれています。

2回目の対談後、同社では、市に市内バス路線維持に向けた主体的取り組み姿勢が見られないため、同社が民間事業者として重大な判断が必要となる可能性が高い、つまり事業継続について独自の経営判断を行わざるを得ない可能性があるという予見のもと、3回にわたる質問文書による確認が行われました。

その内容は、双方の同席者がいる中で、1回目のトップ対談の際、経営事項としてやりたくない案件でも受け入れるという事業者の同意・確約がないという市長の発言の点について、同社はそもそもそのような同意や確約を求められていないと、その発言の真意を問われております。

これについて市長は、そんなことは言っていないと否定、そのほか公共交通の現状認識や維持に向けた具体策、法定協議会の早期設立を求められている中、市からの返答は抽象的であり、法定協議会の設立時期が明示されなかったと記されております。

また、1回目の対談で、同社社長が求められていたふれあいバス事業の事業者負担解消の進展についての積極的な対応には、議会において市長が認識をしていなかったことにより、後に言及問題が発生し、以降、北海道中央バス株式会社と市長との信頼関係が破綻する結果となりました。

本年6月22日付の北海道中央バス株式会社より小樽市長宛てに送付された北中バス本総発第17号という公式文書では、最後の項で、当社は、小樽市に本社を置く会社として長年市政に協力してきたと自負している、できる限りの協力は惜しまないという方針で協議してきたが、時間ばかり経過する、この間、事業改善やサービス向上も行ってきたが、いずれも収支改善につながるものではないとして、今後は民間企業としてでき得る小樽市内バス路線の改廃等抜本的な見直しを速やかに進めざるを得ないと考える、そして、実施の際には市の関係部局に通知するというものです。

これまでの市長の対応による関係破綻が招いたいわば当然の帰結であり、民間事業者が経営を考える上で当然の考え方であります。

この文書の最後に、当社の見解を取りまとめたので、異議などがあれば返答願いたい旨の記述があります。

伺います。市長は、公共交通について、行政としての役割をどのように認識しているのでしょうか。特に事業者が民間企業の活動の中で行っているものだから、問題解決も全て事業者が行うべきであり、行政は市民ニーズを伝えるだけという認識なのでしょうか。そうでなければ、どのような認識を持っているのか、教えてください。

この北海道中央バス株式会社の文書を受けて、市内バス路線の減便や廃止などが行われる可能性が高いことは容易に認識できるものであります。市長及び本市関係部署では、この文書を受けてそのような認識があったのか、示してください。

この文書の前に北海道中央バス株式会社から3回の質問書が送付され、内容はともかく、市はそれに対し回答書を送付しています。この最後の文書に対し本市からは回答は行われたのか、示してください。回答されたのであれば、どのような内容だったのか示してください。もし何も行われていないのであれば

ば、このような市民生活に大きな影響を与える内容について、市として何もしなかった理由を示してください。

本市と北海道中央バス株式会社の関係破綻の状況は、今述べたほか、本年第3回定例会における議論経過からも明らかであります。この関係改善、修復に向けて、第3回定例会の市長の答弁では、北海道中央バス株式会社社長にお会いする機会を設けるとのことでした。その後どのような対応を行ったのか、伺います。

まず、社長に面会をする機会の設定について、行動したのでしょうか。したのなら、面会を求めるに当たり何と言って面会を求めたのか、同社社長にお会いすることはできたのか。できたとすれば、どのようなお話をされたのか、できなかったとすれば、どんな理由か、そして今後どうするのか、明確にお答えください。

いずれにせよ今回の減便については、市長の事業者に対する一連の対応の失敗に端を発しております。早い時期に法定協議会の設立を目指し、その時点で設立の時期を示し、それに向けて各事業者への情報提供や準備会合などを行うことで、事業者と信頼関係を構築しながら、しっかりとした協議会を設立できたものであります。このような行動をとらず、事業者からの要望に応じてこなかった市長の責任は極めて重いものであります。市長の失政の結果、市民の交通の利便性は縮小することになりました。市民の間には不安や怒りが広がっております。この結果に対する責任を市長としてどのようにとる考えなのか、示してください。

そして、市民にとって肝心なのは今後のことです。市としては、今回の減便を受けて、北海道中央バス株式会社に対し今後どのような対応を求めていくのか、示してください。

また、今後さらなる減便が行われることや、路線廃止などの対応が行われることはないのか、示してください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

初めに、民泊について御質問がありました。

まず、これまでの北海道との情報交換や制度整備に関する状況につきましては、本年6月16日に住宅宿泊事業法が公布されて以降、北海道が開催した住宅宿泊事業法に基づく条例に関する有識者会議や道と保健所設置市で構成する事務連絡会議に出席し、住宅宿泊事業法の概要や道の条例制定の考え方、さらには他の保健所設置市の対応状況等について、情報交換を行ってまいりました。

また、10月30日に、道主催の第3回有識者会議において、道の条例による民泊の営業を制限できる区域等についての考え方が示されるとともに、12月中に実施する予定の条例案のパブリックコメントに向けて、道内全市町村に対して制限区域の希望の有無について照会があり、本市としましては、北海道から示された制限区域の枠組みに沿って、小・中学校周辺と住居専用地域等の区域について、家主居住型を除く民泊の日数制限を希望することといたしました。

このたびの道の条例において民泊の営業を制限できる区域を希望した理由は、家主不在型の民泊で不特定多数の人が出入りすることによる生活環境の悪化を防ぐためであり、現時点で実際の影響の大きさを推しはかることはできませんが、市民の生活環境を守る観点から、道条例の枠組みに沿って制限を設

けることが適当であると考えたことからであります。

次に、民泊に関する市民や町会への説明、意見交換などの実施状況につきましては、現在、北海道が条例案作成に向けて準備を進めている段階でありますので、本市が独自に市民や町会への説明などは行っておりません。

次に、今後における条例等の整備を含めた対応につきましては、これまで北海道が開催する有識者会議や事務連絡会議に出席し、道や他の保健所設置市と連携を図りながら、道が進める全道一律の制限区域の枠組みづくりについて協議をしてきた経過を踏まえ、現時点では、本市が独自の条例制定や民泊営業の届け出受理などの事務代行を行わず、道条例の制限区域の枠組みに基づいて運用することといたしました。ただし、今後、道条例による運用で不都合が生じた場合については、市の独自条例の制定についても検討してまいりたいと考えております。

次に、本市におけるこれまでの違法民泊やそれに伴う問題などにつきましては、現在、民泊の届け出等を規定する住宅宿泊事業法は未施行でありますので、旅館業法の無許可施設数をもとにお答えいたします。本年11月20日現在で、本市において民泊として紹介サイトに掲載されている施設は83軒あります。また、そのうち11施設から苦情が寄せられており、主な苦情の内容といたしましては、延べ数となりますが、ごみの出し方に関するものが4件、騒音に関するものが4件、外国人の出入りがあり、不安を感じているものが5件となっております。

次に、法令に基づく民泊事業開始後の問題や課題等への対応につきましては、民泊営業の届け出の有無や営業日数などにより、住宅宿泊事業法に基づき処理すべき問題と、旅館業法に基づき処理すべき問題に分かれることとなります。基本的には、住宅宿泊事業法に基づき届け出のある民泊に関する問題等については北海道が対応し、無届けの民泊に関する問題等については、旅館業法に基づき保健所が対応することとなります。いずれにいたしましても、北海道と緊密に連携をとりながら適切な対応をしてみたいと考えております。

次に、外国人観光客受け入れについて御質問がありました。

まず、現状認識している課題につきましては、これまでのところ、観光協会や観光関連事業者等からは、マナーやルール違反などによる大きなトラブルについては聞いておりませんが、平成27・28年度の小樽市まちなか観光にぎわいづくり調査の外国人観光客動態調査では、外国語を話せる人が少ない、案内看板や交通機関等の利用方法の掲示が不足しているなどの御意見をいただいております。これらが外国人観光客受け入れの主な課題と認識をしております。

また、これらの課題については、好調にふえ続ける本市への外国人観光客の満足度をより高めていくため、解決に向け、観光協会や観光事業者からの情報収集に努めつつ、順次取り組みを進めていく必要があるものと考えております。

次に、今後の外国人観光客受け入れの取り組みにつきましては、観光協会が年間20回程度開催している観光関連事業者向けの英語や中国語などの語学研修及び北後志6市町村で連携したインバウンド受け入れ研修を継続して実施するとともに、案内看板の整備、小樽商科大学や市内金融機関等と連携した小樽運河や中心市街地以外の観光スポットの紹介、両替・決済システムの周知など、外国人観光客が本市滞在中に必要な情報提供の拡充に努めてまいりたいと考えております。

また、世界各国に現地語サーバーを持つウェブサイトを活用した本市観光の宣伝や、ルール、マナー等の周知、多言語音声翻訳アプリの活用、手荷物預かり等による手ぶら観光の推進などについては、先進事例を参考に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客の本市における消費の拡大に向けた取り組みにつきましては、今年度から英語版

小樽観光ガイドマップを作成し、外国人観光客に向け、観光施設や店舗の所在地のみならず、営業内容、Wi-Fi や多言語メニューの有無などの詳細な情報発信を行っております。また、観光協会が作成している小樽ナイトマップでは外国人ウエルカムのマーク表示を導入し、市内における外国人観光客の回遊性を高める取り組みをしております。

今後は、夜間観光に対するニーズが高い外国人観光客に向け、現地語サーバーを有するウェブサイトやSNSにより情報を発信するとともに、市内宿泊施設等と連携して、繁華街や飲食店エリアの紹介に努めるなど、より具体的で実効性の高い情報提供を目指す必要があるものと考えております。

次に、高島漁港区の観光船事業に関するコンプライアンス委員会報告に基づく是正措置等について、御質問がありました。

まず、是正措置を開始する時期につきましては、今定例会における御意見等を踏まえた上で、事業者への手続を進めることとしておりますので、今定例会終了後の来年1月中旬ごろには開始してまいりたいと考えております。

次に、職員の処分につきましては、いわゆる一事不再理の原則がありますので、観光船事業に係る建築物に対する是正措置を行った後、市に損害賠償義務が発生するかどうかを見定める必要があります。その上で速やかに職員分限懲戒審査委員会に諮問し、その答申を受けて、懲戒処分や訓告などの措置を決定したいと考えております。

次に、中央バスのダイヤ減便について御質問がありました。

まず減便の割合につきましては、減便前と比較いたしますと、市内線については、平日では約18%、土曜、日曜などの平日以外では約19%、市内発着の都市間バスの高速おたる号においては、平日では約14%、平日以外では約15%の減便となっております。

また、昨年度の冬ダイヤと比較すると、市内線においては、平日では約19%、平日以外では約22%、市内発着の都市間バスの高速おたる号において、平日では約14%、平日以外では約15%の減便となっております。

なお、近郊の路線については、削減前、昨年度の冬ダイヤともに減便はありません。

次に、公共交通の認識につきましては、平成25年12月に交通政策基本法が制定され、平成26年11月には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が一部改正となり、行政が主体的に交通政策基本法を踏まえた地域公共交通の目指すべき方向性の明確化、まちづくり等の地域戦略と一体となった総合的な地域公共交通ネットワークの形成や再編の実効性を確保する仕組みづくりを、関係機関と連携を図り取り組まなければならないものと認識しております。

次に、減便や廃止などが行われる可能性の認識につきましては、このたびの減便については、これまでも利用者の減少により市内バス路線の減便を行っており、現状において市内路線バスの収支改善が図られず悪化していること、また、新たな問題として乗務員不足が発生していることも聞いておりましたので、市内路線バスの収支改善を図るために、一定規模の減便をする可能性があるものと認識しておりました。

次に、6月22日付の中央バスからの文書に対する本市からの回答につきましては、これまでに銭函地区でのアンケート調査や利用実態調査、北海道運輸局へのセミナー開催の働きかけなど、法定協議会設立に向けた準備をしたところであり、設立の準備にめどがついたことから、平成29年11月29日付で、法定協議会設立や地域公共交通の認識、本市定例会での発言などを記載するとともに、できるだけ早い時期にお会いしたいことを文書にてお伝えしたところであります。

次に、社長との面会につきましては、平成29年10月6日に中央バスの小樽事業部に面会の日程調整

のため電話をしたところ、担当者が不在であり、改めて10月10日に電話で面会の要請を行いました。これまでの文書について整理ができていないことから、現在、面会することはかなっていません。その後、法定協議会設立の準備にめどがついたことから、今後において私の真意を直接お伝えしたいと考えており、できるだけ早い時期にお会いしたい旨を11月29日付の文書においてお伝えしたところであります。

次に、今回のダイヤ減便に対する責任につきましては、今回のダイヤ減便は、利用者の減少により路線バスの収支が悪化しており、収支改善を図ることや、新たな問題として乗務員が不足していることにより、バス事業者の経営上の判断で減便したものと認識しております。しかしながら、市民の皆様の移動手段として路線バスは重要なものであることから、私としては、現在、本市にふさわしい持続可能な公共交通ネットワークの再構築の実現に向けてリーダーシップを発揮し、バス事業者を初め市民の皆様と連携を図りながら取り組むことが私の責任と考えております。

次に、今回の減便を受けて、中央バスに対し今後どのような対応を求めていくのかにつきましては、地域公共交通の維持のため、市内バス路線の収支改善や乗務員の確保に向けて取り組んでいただけるようお願いするとともに、本市にふさわしい持続可能な地域公共交通網の形成が図られるよう、法定協議会を通じて施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、今後のさらなる減便や路線廃止などの可能性につきましては、今後につきましても、利用者の減少や乗務員の不足によりこれまで以上に経営が悪化した場合、さらなる便数の見直しが行われる可能性があるものと考えられますが、市民の皆様の移動手段として路線バスは重要なものであることから、法定協議会を通じ、本市にふさわしい持続可能な公共交通ネットワークの再構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 14番、中村吉宏議員。

○14番(中村吉宏議員) 再質問させていただきます。

まず、民泊に関連してですけれども、いろいろな問題が出ている状況を確認しました。

それで、市民の方や町会への説明などということも行われていないのかということなのですが、道の条例等の整備の途中で、まだ説明を行っていないということなのですが、先ほど答弁の中にもありましたが、ごみ問題ですとか、騒音の問題ですとか、外国人がいきなり居住地域にいてびっくりしたというような話があるという中で、住民の方は不安に思っているのではないかと思っているのですよ、市民の方たちが。こういうものについて、今、道が条例を進めていて、市がどうしていくのかということも含めての説明という機会はやはり必要なのではないかと思うのですが、今後においてそういうことをやっていただきたいといいますが、いかがでしょうか。これは1点目ですね。

そして、条例の制定については、今、道が検討していると、そういう御答弁で、必要があれば小樽市も条例の制定を検討するというようなお話だったかと思いますが、現実には北海道の対応といいますか取り組みの中で、これはどのレベルまで協議したのか、一応形式的なお話は何いましてけれども、今、道議会でも、自民党の道民会議で第3回定例会で質問を上げまして、民泊に関しては道も条例を整備していくと。そして、保健所設置市とも連携してというお話も出ている中で、当然に小樽市も、これは道と情報連携しながら、小樽特有の問題も含めて条例の制定というのをしっかりと進め、規制するべきものは規制していく。市の所管をどうしていくのかということもあわせて、もう進めなければならない時期ではないかと思うのですが、しっかりもう一度よく考えていただきたいと思いますが、この点を含めてもう一回答弁いただきたいと思っております。

それから、ほかは、1項目めは予算特別委員会等でもまたやっていますが。

外国人観光客受け入れに関連してですけれども、今答弁いただいた内容ですと、小樽市が今問題意識を持たれているのは、外国語を話せるスタッフの人がいないですとか、案内表示の看板がないですとか、そういうようなものが挙がっている。これは恐らく、外国人の方がこの小樽を観光される際の不便さという観点かなというふうに思います。視点は逆で、小樽市の市民の方たちと、それから外国人観光客の方、視点は逆でというか、双方向的視点といいますか、こういう視点において、まちの中でどれだけ外国人を小樽は受け入れていけるのかというような観点で物を考えなければならない。

先ほどの本質問の中でも、いろいろと文化や生活習慣の話をしました。現に、先ほど民泊の御答弁の中で、住民からの問題提起の中で、外国人が住宅の周りにいる、びっくりした、何でだろうというようなこともありました。また、テレビなどで私も拝見はしますけれども、やはり大勢の外国人の方が、違法民泊を含めたいわゆる旅館業法上の届け出がない施設の中で、騒音というか、騒ぎ過ぎて騒音問題を起こしたりというようなことも発生しているという状況の中で、これから小樽にいらっしゃっていただく外国人の方にどういうまち歩きの仕方をしたらいいですとか、それから、先ほどレストランのいわゆるドタキャン、無断キャンセル、こういった問題もありますけれども、こういった問題については、特に中華圏の方でしたら、自分の楽しみを優先させるので、たくさんのレストランに一度に予約をする、それで、特に解約のお電話はしないで、自分が行きたいと思うところに行く、そういう習慣があるのだということも、これもヒアリングしていく中で判明していくわけなのですよ。

だから、こういう観点から、いや、日本はそうではないのだよ、一度予約したお店はしっかり準備して皆さんを待っているのだから、もし使わなかったら一報連絡してくださいねというようなところも、意思疎通、わかり合えるような、そういう対応が今後において必要なのではないですかという提言をさせてもらったわけでありまして。この点について、市ではどういう取り組み、何かされるのかということなので、御答弁いただきたいと思います。

そして、もう1点、観光の件ですが、やはり繁華街へ外国の方をもっと御案内して、市民に対する経済効果を考えていただきたいということなのですが、具体的にホテルや旅館に情報を提供しながらも、具体的に外国の方にお店等の紹介をしたいということなのですが、具体的にというのはどういうことを指しているのか。今、小樽では、観光協会が小樽ナイトマップというのをつくって、日本人向けの夜の小樽の楽しみ方というガイドマップをつくっていますが、そういうものの外国語版を市がしっかりつくっていくのか、何かそういう手当てをしていくのかというところを具体的にお知らせいただきたいと思います。

先ほど、いろいろ表記も英語というお話がありましたけれども、今一番多い方は中国、中華圏の方の観光客が多いようですし、続いて韓国ですかね。済みません、情報が正確ではないですけれども、韓国の外国人の方も多くなっているという中で、英語だけではなくて、中国語やハングル、韓国語対応のそういった表記というのも今後必要になるのではないかと思います。具体的にというところを、こういった観点も含めてお答えいただければと思います。

それから、高島漁港区の観光船事業に関するコンプライアンス委員会の件ですけれども、一つ是正措置についていつまでに開始するのか、今定例会が終わって1月ということは確認しました。

その次、職員の方の処分について市長どうするのですかとお伺いしましたけれども、一事不再理というのはどういうことなのでしょうね。本来、今回のコンプライアンス委員会の報告に基づいて市の行った許認可が条例違反だと。その条例違反の手続を行ったことについて処分をすべきではないのでしょうかね。その後、何か訴訟が起こるかもしれないとか、事後的なというか、後から出てくるまだ不確定な

要素を巻き込んで一事不再理という話にはならないと思うのですよ。訴訟は訴訟でしょう。市の行った結果。しかも、損害賠償が云々と言っていますけれども、そういうことが起こるかどうかもわからないし、是正内容がわからない中で、そういう話にはならないのではないかと思います。

ここで区切りをつけなければならないのは、今回通報対象事実ありとされました条例違反です。これについて、市が行ってきた行政執行が不適切だったということについての責任をしっかりとるところでよろしいのではないのでしょうか。もう一回認識をお答えください。私は不可解でなりません。

それから、中央バスの減便についてですけれども、いろいろ調べていく中で、本当に、私の個人的なこれは一つ感想ですが、中央バスは随分かawaiiそうだなというふうに思いました。法定協議会がもっと早い段階で設立されていれば、その協議の中で、いろいろな市内路線の対応、あるいは減便の便数ももっと減らせたのではないかなというふうには思うところがあります。余りにも対応が遅過ぎる。

6月22日に中央バスがこちらに送付してきた書類に対して、市長は11月29日にお返事しましたと、そういうことですね、先ほどの答弁の内容だと。11月29日に6月22日の中央バスからの書簡に対しての返信をしたという御答弁だったかと思えますけれども、余りにも対応が遅過ぎないでしょうか。

それで、中央バスがダイヤ改正をするのであれば、12月1日からのダイヤ改正で、この減便というのも、もう少ししっかりと中央バスと市長、それから関係部署が対話をして、市民のために何とか、あと中央バスのために何かできることはないのか、そういう実のある議論を早い段階で行われてきたならば、もう少しこの減便の率というのが減らせたのではないか、あるいは回避できたのではないかというふうに考えます。少なくとも6月22日の中央バスからの文書に対して、もう少し何とかありませんかというような対応は一切なかったということですね。その間、中央バスの社長との話もまだできていないということですから。

もう一度伺いますけれども、私は本質問の中で、中央バスとの協議、対応の不手際、市長の失政という言葉を使って責任を問いますという話をしました。この中央バスとの対応について、どうしてここまで放置をしてしまったのかというのが一つ。関係改善を早くしてほしいと思います、市民のために。そのためにやらなければならないことは何なのか、そして、そのやらなければならないことをいつまでにやるのか。これは市民にとって、今後の小樽市内路線バスの非常に重要な問題になってくると思うので、お答えいただきたいと思います。

それから、中央バスが今後どのような対応を求めているのか、あるいは路線廃止が今後行われるのではないか、また減便や廃止路線なんかが出てくるのではないか、こういう懸念があります。市民の方たちも非常に不安に思っていますよ。今でさえ不便さを訴えていますから、皆さん。

いただいた御答弁では、さらなる減便の可能性は認識されていますと、法定協議会を通じてネットワークの再構築云々と言っていますけれども、果たしてそういうことだけでできるのかなと。今一番肝心なのは、先ほどの再質問の中身とかぶるかもしれませんが、市長が中央バスにしっかりとした関係性の再構築をするところなのではないでしょうか。ネットワークの再構築の前に。これについてまず伺いたいのが一つ。

それと、小樽市民にとって中央バスというのは、本当に生活の足という言葉を使いますが、みんな小樽市民はこの中央バスのおかげでいろいろと移動できているのです、まちの中。きょうもそうですが、この雪の多い小樽のまちの中で、私もバスには大変お世話になりましたよ。子供のころは親に手を引かれて、最上町から中心市街地にバスで移動しました。高校のときにはバス通学させてもらいました。毎日きちんと走ってくださって、我々の生活を守ってくれているのですよ。中央バスのおかげで私は高校へ行けた、きちんと通学できたと言っても過言ではないくらいだと思います。

市長は小樽出身の方ではないですよ。恵庭市でしたか、北広島市でしたか、ごめんなさい、失念しましたけれども、この急坂路が多い小樽で、我々市民にとって非常に重要な移動手段なのです、バス。そして、それを守ってくれていた中央バス、そういう思いがあるのですよ。そういう思いの中で、今までの歴史的な市政の中で、小樽市と中央バスは互いに相互補完、協力関係を築きながらやってきたという歴史もあるのですよ。

そういう認識の中で、もし同じ思いを共有できる市長であれば、もう少し血の通った答弁が返ってくるものだと私は思うのです。だから、例えばこの減便、もう終わってしまったものは取り返しがつかないですけども、今後において減便が少しでも少なくなるように、中央バスと協力関係をしっかりと再構築しながら市民の皆さんの足を守っていききたいと、そういう答弁はできないのでしょうかね。

これを最後に伺いたいと思いますが、小樽の市民が必要としているという観点のバス路線に対するニーズ、そして今申し上げたように、市長の血の通った答弁ができないのかということを含めて、御答弁をもう一度いただきたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

私からは、最後の御質問について答弁させていただきたいと思います。

減便や、また路線廃止などの可能性についての御質問があった中で、血の通ったお話をきちんと言うべきではないかというお話であったかというふうに思います。

中村吉宏議員からもお話がありましたように、私としても、中央バスとの関係性をしっかりと再構築して、今後において、法定協議会を通して減便や路線廃止ということにさらになっていくのではなくて、持続可能な公共交通のネットワークを、市民の皆様にとって活用しやすい環境づくりに向けて、市も、私自身もちろんそうですけれども、一緒になって構築していきたいと思っていますところでございます。

（「あなたが頭下げてお願いする立場なんですよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長に申し上げますけれども、最後の質問にとかではなくて、こういうふうに関われたことについて、それについてはこういう答えをしないと、何についてかというのが、本当にそれで答弁になっているかというのが確認できなくなりますので、今後は、こういうことを聞かれたことについてはこうですという言い方をさせていただきたいと思います。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 私からは3点お答えさせていただきます。

最初に民泊の関係ですけれども、1点目は、町会の方とか、市民の方とか、そういった方たちに民泊の関係について不安に思ったりしているでしょうから、説明すべきではないかという、そういったお話でございました。

これにつきましては、先ほど来御説明しておりますが、現在、北海道の条例の枠組みに基づいて対応していこうということで考えてございますが、今、北海道は、この条例を作成すべく策定中ということ

でございますので、もう少しこの条例の内容がきちんと固まってきて中身が見えてから、住民の方にも説明してまいりたいというふうに考えてございます。

それから2点目ですけれども、民泊について所管をしっかりと決めるべきではないかということだったと思いますが、こちらにつきましても、現在、庁内では関係部局で打ち合わせを行っておりまして、かなりいろいろ詰めてきておりますので、一定程度方向性が見えてきておりますけれども、できるだけ早く所管を決めて対応してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、3点目は分区条例違反の関係ですけれども、こちらは職員の処分の問題ですが、こちらにつきまちは一事不再理ということでお話ししておりますけれども、これは実は顧問弁護士にも確認してございまして、この分区条例違反で職員を処分するに当たって、条例違反でもし何も、損害賠償が起きるかどうかが実際わかりませんが、万が一、これは仮定の話になりますけれども、損害賠償が起きたという場合と、それから起きていないという場合で考えますと、損害賠償が起きない段階で、何もわからずにすぐに処分してしまいますと、同一事案については重ねて処分できないということですので、そういったことでいいますと、一定程度例えば是正策を行って、その推移を見て、損害賠償があるのかどうかというのを確認した上でなければ、一つの事案について重ねて処分できないという一事不再理の問題がございまして、それでその推移を見てから処分をするというのが適切ではないかというふうに考えているところでございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長（中野弘章）** 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私からは、外国人観光客受け入れの関係で、3点目の質問と4点目の質問についてお答えしたいと思います。

まず3点目の質問でございますけれども、受け入れに関しましてマナーの問題ということで、視察のときの京都市の資料などもいただきましたので、ありがとうございます。京都市と比較いたしますと、京都市ですと宿泊延べ数だけでも2,000万人を超えるようなまちで、小樽市だと延べ数でも80万人、90万人で、そういったような違いはあるのですけれども、やはり京都でマナーの問題が一番重要視されるというのは、最初に来る日本というところもあるのかなというふうには分析しているところでございます。

ただ、先ほど議員から指摘がございましたとおり、民泊の問題が出てくると、やはりマナーの問題というのは小樽でも非常に重要な問題だと考えておりますので、その辺につきまちは、民泊につきましては、保健所と連携しながら対応していきたいと思っておりますし、また、今後、一般の観光客についてもそのようなマナーの問題、出てこないのが一番いいことなのですけれども、観光協会と連携しながら対応していきたいと考えているところでございます。

それから、繁華街への外国人観光客の誘客につきましては、議員も観光協会のを引用されているので、よく御存じだったので、そういう質問をされたのかなと思うのですけれども、「もっともっとおたる」、一番メインとなる観光ガイドですが、その英語化というのは、まずはやはり英語が一番よく使えるだろうということで、英語をまずしたところでございます。それから、中の地図につきましては、御承知だと思うのですけれども、中国語の繁体、簡体、ハングル、それから英語とタイ語に対応しているところでございます。

それから、繁華街への誘導ということで、HANAMACHIのマップのこともお話しいたけま

たけれども、今回、日本語なのですが、外国人対応できるようなバッジのサインをつけたところがございます。ですから、なかなか一気ににはできない部分はございますけれども、一歩ずつまた取り組んでいきたいと思っておりますし、本答弁の中でも御紹介したような商大の言語センターとの連携でつくっているマップなんかも活用しながら、少しでもニーズに応えられるように今後も取り組んでいきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

まず減便についてですが、6月の文書から、11月29日に文書を出させていただきました。その間、放置して何もしていなかったのかということですが、今回、中央バスとのやりとりの中で、問題が、法定協議会の関係とふれあいパスの関係がありました。

文書をいただいた以降、ふれあいパスは、福祉部が動きましていろいろ調整を図ってまいりました。また私ども建設部としては、法定協議会について、第3回定例会の中で一応11月に設立をするという形は報告させていただきました。その間、夏は銭函のアンケート等の調査を図りながら、先ほど市長から答弁がありましたけれども、セミナー等を開催して、これまで準備を進めてまいりました。

そういったものがやはりないと、中央バスからいろいろこれまで要請といたしますか、お願いがあった部分は、なかなかクリアされていなかったと。そういったものをある程度私どもとしてお示しをしたかったと。そういったところで回答したいということもありましたので、少し遅くはなつたと。ただ、確かに、期間が少し長くあいたことに関しては、申しわけないというふうに考えております。

また、関係改善することといたしまして、中村吉宏議員もおっしゃったとおり、中央バスとの関係改善というのが我々としても重要と思っておりますので、確かに市内の路線を維持するためには、では新たな企業が担えるのかというのは、現実的にそれはないと思っております。これからもやはり中央バスに担っていただく中で、ただ、経営が、人口減少で利用者が減っていく中で、確かに今維持することが大変なので、そういった中で、協議会の中で、こういった取り組みができるのかにつきまして一緒に検討していきたいと。

その中で、先ほど御質問の中でいつまでというのはあったのですが、これにつきましては、今ここでいつまでとははっきりお答えはできませんが、我々としては、早期にこれから計画をつくって、市民の皆さんの足を確保していかないといけませんので、早急に改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

(「誤解させたのは市長ですよ」と呼ぶ者あり)

繰り返しになりますけれども、今一番大事なのは、中央バスとの関係性の再構築ではないかという御質問でしたが、そのとおりだと考えております。やはり今、協議会を設立して、これから計画を作成いたしますけれども、市内路線バスの部分につきましては、中央バスの力なくして維持はできないと思っております。ただ、現実的に、中央バスの民間としての維持というのは、先ほど答弁させていただいたとおり、利用者が減っている中でなかなか本当に現実的に難しいと考えております。そういったものも含めて、民間事業者任せ切りではなくて、協議会の中でしっかり我々がかじ取りをしながら進めてまいりたいと考えております。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 14番、中村吉宏議員。

○14番(中村吉宏議員) 再々質問をさせていただきます。

まず、民泊の条例の件ですけれども、先ほど私が伺ったのは、道議会でも条例をつくって、保健所設置市とも連携をしてということは、保健所設置市にも、恐らく条例の制定なり制度整備、事務の執行等々のことというのを求めてくるであろうと。それを想定して、先回りして、いろいろと整備をしていかないのですかという質問をしたつもりだったのですが、もし伝わらなかったら申しわけない、もう一度その点について示してください。

それと、町会や市民に対しての意見交換とか説明を行っていないのかということですが、今、道の条例が制定云々ということよりも、小樽市が今、旅館業法に基づいた届け出のないいわゆる違法民泊について把握もしている、ネットで何件あるというのを把握しているけれども、なかなか追いかけるれないみたいなお話をされていたのではないですか。でも、そういうものに関して、連合町会とか町会と情報連携していく中で、今の途中経過を示しながら民泊の状況が違法であるということも示して、そうすることによって、通報ですとか情報提供、そういったことも期待できるのではないですか。今からそういうことを始めていかないと、後からだとどんどん民泊だけふえていって、情報の提供が後手に回るということになるのではないですか。そういうことを懸念しているのです。その点を踏まえてもう一回答弁ください。

それから、外国人観光客の受け入れの件は、産業港湾部長からいろいろ御答弁をいただきまして、これは経済常任委員会で質問させていただきます。

それと、高島漁港区の観光船事業に関して、これは総務部長の先ほどおっしゃった一事不再理という発想ですけれども、何かやはりおかしいと思うのですね。一事不再理ということ、そういう効果は、裁判上の効果というのは働くけれども、どうなのですかね。行政法上も、分限処分あるいは懲戒処分を行う際に、こういう一事不再理というのは本当に働くのかというのがまず1点。

それから、今回の件にもし一事不再理という効力があっても、今回の件に関しては、先ほども言いましたけれども、条例違反に基づいた行政運営を行ってきたことに対する処分なわけであって、事後に起こるかどうかわからない訴訟までひっくるめて責任を問うということ自体おかしくないですか。逆に言うと、そこまで責任を問うのかというのを伺いたいですね。

それともう一点言わせていただきますと、仮定の話ですよ。先方がどういう訴訟を起こしてくるかわかりません。国家賠償法に基づく損害賠償請求をしてくるのか、行政事件訴訟法に基づく取り消しの手続のさらに取り消しを求めてくるのか、どういう出方をしてくるかわかりませんし、しかも、その両方を訴えないとしても、訴訟を提起できる期間、除斥期間とか、それから時効的なものもありますよ。除斥期間が何年だったか失念しましたけれども、例えば3年、5年、10年、裁判を起こせる権利がある期間があったとしたら、職員の方の処分、例えば10年後に訴訟が起こされたら、職員の方たちの処分をするのは10年後まで待つのですか。そういうことになるのです。

今あったことについての今の責任をしっかりと問うて、その後のことは後のことで、しっかりと市政の中で責任を持った行動で消化をしていくというのが筋だと思いますけれども、違いますか、答弁してください。

それから、中央バスの減便の件ですが、先ほど建設部長がいろいろと御答弁をくれました。6月22日付の中央バスからいただいている文書については、市長宛てなのですね。先方も、中央バスの社長から市長へというお話だったと思います。そういう内容だったと思います。これは本来であれば、市長が市長名で早いうちに文書をしっかりと出して、何らかの、市としての、そして市の責任者としての市長の見解なりそういったものを伝えるべきだったのではないですかというお話なのですよ。

事務レベル、事務手続の流れの中で、事務レベルでいろいろ事が進んでいるのは私も把握しています

し、ふれあいパスを含めて、そういうことを聞いているのではないのです。責任者対責任者の問題で、その責任が果たされていないのですよ、小樽市側の、市長の。その点についてどうなのですかということをお伺いしています。

通常、ビジネスの世界だとおかしいのですよね。相手から来た書類を半年も放っておくなんていうことにはないですし、ましてや、書面の内容に書かれていることは、減便や、それから路線廃止、こういったことも含めて経営改善したいのだと、非常に重要なことが書かれているわけですよ。これをそのままやられたら市民にとってはたまらないのです。便数を減らされたら朝の通勤も大変ですし、高齢の方を含めて、日中の通院の時間帯の利用も物すごく不便になる。こういうことをしっかりと念頭に置いてやりとりをしてほしいと思うのですけれども、できていない。これについて、どうしてなのかということをお伺いしています。これは恐らく建設部長の御答弁される世界ではないと思うのですが、責任者の方が責任者として仕事をしていないということですから、これについての見解をいただきたいと思っております。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 総務部長。

**○総務部長（前田一信）** 私からは2点お答えさせていただきます。

まず1点目の民泊の関係で、独自条例を先回りをしてでもつくるべきではないかというお話だったかと思っておりますけれども、そのことにつきましては、もともと民泊法に基づく条例制定というのは、規制をするのが主眼ということではないというふう聞いてございますし、それからまたもう一つは、やはり初めてのことでございますので、どういったことを規制していくかということは、もう少し情報を確認していかないと、いわゆる独自条例をつくるという中では情報不足ということもございまして。それで、先ほど来お話ししておりますように、道条例ができて、そういった大枠が見えた段階で、そういったものを参考にしながら、必要があるのかどうかということを見きわめていきたいというふうに考えてございます。

（発言する者あり）

それからもう1点は、一事不再理の関係で、職員の処分の関係でお話ございましたけれども、こちらにつきましては、先ほどもお答えしましたが、顧問弁護士にも確認してございまして、この点については、今回の処分に当たって同一事案というふうに捉えるということで確認はできてございます。

（発言する者あり）

それで、なぜそういった形で考えているかといいますと、先ほどもお話ししたように、同一の事案で、かぶせて、追加で処分ができないということは、いわゆる量定にかかわってくる問題でありますので、いわゆる損害賠償があるのかないのかによって、処分のいわゆる量定というのが変わってくるだろうということがあるものですから、それでいわゆる何も見ないですぐに処分をしまして、後でさらに追加の処分ということではできないということでお答えしているものでございます。

（「したらなんで市長の減給条例出してるのさ今」と呼ぶ者あり）

（「伊藤弁護士の見解、書面で出せて」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 保健所次長。

**○保健所次長（犬塚雅彦）** 中村吉宏議員の再々質問にお答えします。

先ほど民泊の関係で、説明会のお話ですか、違法民泊ということですよ。先ほど来答弁させていただいてございますけれども、現在、違法民泊については、旅館業法の無許可施設でございます。現在もそういった形で、先ほど市長から答弁したとおり、不安に思われている方、それから苦情もありますので、どういった手法ができるかわかりませんが、まず闇民泊について、現在旅館業法で違法ですと。それから、そういった宿泊にまつわる苦情というのも実際ありますので、どういった形で、説明会なのか、インターネットなのか、広報なのかかわかりませんが、関係部とどういった形ができるか考えてまいりたいと考えています。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員に申し上げます。

中央バスの社長に対する返答をすべきだったと、半年も放っておいたということについてなぜなのかということですね。

（「対市長だよ。対市長」と呼ぶ者あり）

それと、総務部長に申し上げますけれども、先ほど中村吉宏議員のお聞きになったのは、職員に条例違反を行ったことをもって処分を考えるべきであると、その後の損害賠償は関係がないのではないかということについては、関係あるということの立場ということによろしいですね。

（「何年処分できないのさ」と呼ぶ者あり）

（「ずっと裁判あつたらずっと処分できないでしょう、そしたら」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 中村吉宏議員の再々質問にお答えいたします。

済みません、繰り返しになるのですが、確かに中村吉宏議員のおっしゃるとおりに、6月22日に文書を社長からいただいて、なるべく早く回答という考えも確かにありました。ただ、やはり今、中央バスと小樽市の間で幾つか課題がありまして、特に我々建設部といたしましては法定協議会、この部分について、きちんとした形でお示しをしたかったということもありまして、それから報告をしたいということもありましたので、この時期になってしまったということでもあります。

確かに、済みません、繰り返しになりますけれども、間をあげたことに関しては、大変申しわけなかったというふうに考えております。

（発言する者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長にお聞きします。

なぜそういうふうにならなかったのかと聞いている中で、課題があつたのでというお答えですと、どんな課題ということは当然なってくるわけですが、なぜなのかということをお知らせするように説明してください。

（「それ部長じゃない。市長の課題でしょ」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 済みません、繰り返しになりますけれども、我々小樽市と中央バスとの間で、我々建設部で持っている法定協議会の関係、そして福祉部のふれあいパスの関係がありました。その部分の課題整理ということが少し時間を要したと。今まで文書のやりとりがありましたので、我々としては、きちんとした形で、その課題に対して回答をきちんとしたかったと。要請があつたものに対して、きちんと法定協議会の設置という形を目に見えるような形で示してから回答したかったということもあ

りましたので、この時期になってしまいましたということでもあります。

(「課題はそれだけじゃないでしょう。市長の発言が一番の課題でしょ」と呼ぶ者あり)

(「だめだって、こんな答弁認めてたら」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 中村吉宏議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 3時33分**

**再開 午後 3時55分**

**○議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇) (拍手)

**○23番（山田雅敏議員）** 一般質問を行います。

最初に、市長の政治姿勢についてお聞きいたします。

平成27年3月18日、小樽市長選挙、同市議会選挙の1カ月前のある新聞記事から、森井氏は若さや爽やかさを前面に打ち出し、市内のJR各駅やスーパーで辻立ちを続ける一方、支持者回りにも力を入れている。子育て支援など人口減対策に加え、前回市長選での中松氏後援会をめぐる政治資金規正法違反事件への批判を展開、現職への批判票の取り込みを図ると伝えています。また、陣営幹部は、庶民派として地道な活動や政策を訴える、無党派層に加え各政党支持者にも食い込んでいきたいと記事は伝えていました。

今年第3回定例会で、市長、副市長に辞職勧告決議案が可決され、副市長が11月30日付で辞職されましたが、副市長の辞職が発表された次の日曜日に、長橋のあるスーパーで、それぞれ名前の入った旗を持ち、市長を含め3名で辻立ちをしていましたが、声を出さずに頭を下げるだけで、何を伝えたかわからない。この時期になぜ市長は辻立ちをしなけりなかつたのかお聞きいたします。

次に、副市長がコメントで辞職の理由の一端と示された高島漁港区への観光船認可等は、市長の指導で行ったことは明白であり、議会や経済界との調整能力の欠如については、市長のかたくなな態度や無知や無責任の果てに副市長が責任をとったものと考えています。

副市長辞職に対する慰留の問題です。市長のコメントでは、「退任の意向をお聞きし、慰留に努めました。最終的には本人の意思を尊重することとしました」とあるが、市長の余りにも早い承認のわけや、副市長辞任の前ぶれはなかつたのか、お答えください。

あわせて、副市長の辞職の決断についてお聞きいたします。

議会との橋渡し役として、経済界との調整役として、市長は副市長を重んじなかつたこと、まして市長の重要な判断は、後援会等からの指示で決められたことにより、最終的に辞職の決断を下したと私は考えています。そもそも市長は、副市長と意思疎通がうまくいっていたと考えますか、お答えください。あわせて、副市長が職務をスムーズに遂行できる環境づくりをしましたか、お答えください。

次に、近々の問題として、副市長人事についてお聞きいたします。

市長のコメントでは、「後任については、まだ考えが及んでおりません」と談話が出され、早急な対応が迫られる副市長の人選の当てはあるのか、ないのか、また行動を起こしているのか、いないかもお答えください。あわせて、早急に副市長が決まらないとどのような弊害があるのかお聞きいたしま

す。

除雪対策本部長は聞こえてきましたが、現在の議会対応や石狩湾新港管理組合副管理者など、今まで担ってきた職務を誰が担うのか、人事対応をお答えください。

この項の最後に、決算が2年連続不認定となり、市長を支えた人脈、知識、経験豊富な副市長が潔く去った今、市長がその座にとどまる理由は何か、お答えください。

2項目め、市長の市政運営能力についてお聞きします。

財政基盤の脆弱な本市においては、独自の財源で行う施策のほかに、補助金、交付金の政策メニュー対策は必要不可欠です。森井さんが就任してから経済対策は滞り、その分、市長の不穏当発言や錯誤などで、議会からの動議や決議がふえています。このような状況を招き、刃向かう者を左遷しては、職員は萎縮し、市長の顔色ばかりうかがうようになれば、よい案が浮かぶはずもありません。就任当時、支持者の期待を担った新市長はどのような采配を振るうのか期待をしましたが、当時の中松市長の施策を継承しただけで、今、何一つ新しい施策はないと、期待した多くの人々は落胆していると聞きます。そこで、現在、御自分で市長職務の自己採点をつけるとしたら何点ですか、お答えください。

(「100点満点ですって」と呼ぶ者あり)

市役所の組織をぶっ壊すのか、それとも小樽市民を混乱させ、混迷のるつぼに引き入れるのか、いずれにせよ、このような状況では市民はそっぽを向き、小樽を見捨てて去っていくことが懸念されます。子育て支援や少子高齢化対策など人口増加に向けた新たな対策を打たなければ、このまま人口は減り続け、10年とたたずに小樽市の人口は10万人を切る事態になるのではないですか。このような状態で明るい未来を語るができますか、お答えください。

3項目めです。次に、空き家対策についてお聞きいたします。

平成26年3月20日、国土交通省は全国の空き家の総数は760万戸に及び、個人住宅が約270万戸と大きな問題になっていると個人住宅の賃貸流通の促進に関する検討会で公表、空き家対策が迫られていたところ、議員立法により国会に提出され、平成26年11月19日、空家等対策に関する特別措置法が成立し、同月27日公布、施行は公布日から3カ月以内の予定で、立入調査については公布日から6カ月以内に政令で定める日から施行とされました。

本市では、昨年5月27日、14名の委員で第1回小樽市空家等対策会議が開催されたのを皮切りに、計5回の委員会が開催され、答申案が示されました。その後パブリックコメントを実施し、本年2月に小樽市空家等対策計画が作成されたと聞きます。

そこで、本市空き家の状況をどのように調査、分析したのかお聞きします。

次に、同計画では成果目標の設定をするため、課題として、①所有者等の意識啓発、②相談窓口情報の提供、③管理不全な空家等の解消についての三つを挙げていますが、本市は今年度は具体的な取り組みをどのように行っているのか、お示してください。

次に、法による措置を踏まえて、危険な空き家に対する行政代執行の手続や手順、流れをお聞かせください。

最後に、空き家ではありませんが、豊川町4番にある火災で焼失した建物について、地域住民からの強い要望が出ているので、お聞きいたします。この建物があった現在の状況と、この建物の所有者の所在や連絡先を把握していますか、お聞きいたします。

焼けてから数年過ぎたこの建物は、一向に問題解決が進展しないため、地域住民は早急な解決を望んでいます。このまま放置しては、景観、衛生管理上よいはずはありません。本市が何らかのアドバイスや管理など、この問題の解決をきっかけにして小樽の先駆的な空き家問題解決に道筋ができると考

えませんが、法的な措置や本市の考え方についてお聞きいたします。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 山田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、私の政治姿勢について御質問がありました。

まず、副市長の辞職が発表されたこの時期に辻立ちを行った理由等につきましては、辻立ちは今までも時間の許す限り常に行うようにしてきており、一方的に何かを伝えるというのではなく、市政に対する市民の皆様の受けとめ方を肌で感じ取るようにしているものであり、今回も同様に行ったものであります。

（発言する者あり）

次に、副市長の辞職に対する慰留につきましては、10月下旬に副市長から辞職の意向が示されてから公表までの間、慰留に努めてきたところでありますので、御指摘の余りにも早い承認には当たらないと考えております。

また、辞職の前ぶれにつきましては、第3回定例会後の部長会議において自身の辞職勧告決議に触れ、私は市長とは立場が違うので、もう少し時間をいただきたいが、第4回定例会までには態度を明らかにしたい旨の発言があったところであります。

次に、私と副市長との意思疎通につきましては、私といたしましては、副市長を大変頼りにし、事あるごとに副市長に私の考えをお伝えして、豊富な行政経験に基づく助言をいただいておりますし、副市長には、職員からの相談を受けた際に、私の思いや考え、民意を踏まえた市政の方向性などをしんしゃくして、課題の整理などを行っていただきました。このように副市長は全力で私の思いに応え、私を支えようと御尽力くださいましたので、意思疎通はなされていたものと考えております。

次に、副市長の職務遂行上の環境づくりにつきましては、私としましては、副市長のお考えや、それに基づく行動を最大限尊重してきたつもりでありますし、事あるごとに私の思いや考えをお伝えし、進むべき方向を確認し合ってまいりましたので、できる限りの環境は整えてきたものと考えております。

次に、後任の副市長につきましては、私自身、副市長の辞職は大変残念に思っているところであり、11月末の辞職まで全力で職責を果たされていた中で、後任を考えられる状況ではありませんでしたので、現時点で人選に当たり特段の行動は起こしておりません。

次に、副市長不在の対応につきましては、議会対応については、総務部が中心となって調整役を担っていますが、石狩湾新港管理組合の副管理者については、専任を含め2人の副管理者がいますので、空席となっても当面の業務に支障はないと伺っております。

（発言する者あり）

また、おたる自然の村公社や小樽市職員福利厚生会、例規審査委員会などの市長の補助機関である委員会等については、副市長が理事長や委員長という重責を務めておりましたので、不在の影響は大きいものがありますが、各所管部長がその職務を担うとともに、関係職員がそれぞれ補いながら業務を遂行しているところであります。

次に、私が市長にとどまる理由につきましては、副市長は議会の同意を得て私が選任いたしましたので、その同意を得た議会から辞職勧告を受けたことなどを重く受けとめ、辞職されたものであります。しか

し、私は、副市長とは違い、市民の皆様の負託を受けて市長というお役目についておりますので、辞職勧告決議を重く受けとめてはおりますが、民意が市政に反映されるよう職責を全うすることが私の役割でありますことから、この決議をもって辞職はしないということであります。

(「やめてくださいっていう民意を反映してください」と呼ぶ者あり)

次に、私の市政運営能力について御質問がありました。

まず、私の職務に対する自己採点につきましては、点数で表現するのは難しいことではありますが、さまざまな課題の解決に向け全力で努力を続けていることから、自分の気持ちとしては、以前記者会見でお答えしたときと変わらず、常に100点を目指して市政運営を行っております。

(発言する者あり)

(「目指してって言ってないでしょうが」と呼ぶ者あり)

次に、明るい未来を語るができるのかにつきましては、これまで、住みよいまち、人にやさしいまちを実現するために、子育て支援や安定した雇用創出のほか、安心・安全なまちづくりなどの施策を実施してまいりましたが、残念ながら人口減少に歯どめがかかっていないのが現状であります。

(「かかるわけない……」と呼ぶ者あり)

人口の減少は、経済規模の縮小など地域社会にも影響を及ぼすことから、山田議員御指摘の子育て支援や少子高齢化対策などについて、引き続き強化をしていくとともに、包括連携協定を締結する小樽商科大学と人口減少問題の具体的な要因を探り、より効果的な人口減少対策を検討する共同研究を始めたところであり、その研究結果をもとに施策を実行することで、多くの方々に住んでいただける、選んでいただけるまちになることを目指してまいります。

次に、本市空き家対策について御質問がありました。

まず、本市の空き家の状況をどのように調査、分析したのかにつきましては、平成27年度に、市内全域の空き家について外観目視により空家実態調査を実施しており、市内全域に2,423軒の空き家があることを確認しております。そのうち、空き家の管理状態が良好なものが985件、不全なものが386件、このまま放置すると不全となる準不全のものが1,052件となっております。

次に、今年度の具体的な取り組みにつきましては、まず、所有者等の意識啓発と相談窓口情報の提供については、市のホームページや広報おたるに小樽市空家等対策計画等に関する情報を掲載したことや、ふるさと納税の返礼品に空き家見守りサービスを追加し、東京小樽会や関西小樽会への周知などの取り組みを行っております。

また、管理不全な空き家等の解消については、空き家の所有者に対し、適正な管理を行うよう文書などによる指導を行っておりますが、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、より厳しい措置を行うため特定空家等の認定基準を策定し、現在、認定に向けた調査を行っているところであります。

次に、危険な空き家に対する行政代執行の手續や手順、流れにつきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法では、周辺に悪影響を及ぼしている危険な空き家を特定空家等と定義し、認定した空き家について、助言、指導、勧告、命令、行政代執行の措置を空き家の状態や所有者の対応等に応じて行うことができるとされております。

行政代執行は、行政が所有者にかわって強制的に解体を行う最終手段ではありますが、その手順については、行政代執行法に基づき、文書による戒告を行い、指定した期間までに改善されなかった場合に、代執行令書を通知し、実施されるものであります。また、代執行に要した費用については所有者に請求するものですが、他都市の事例では費用の回収が困難となっていることから、代執行の実施については慎重な判断が必要になるものと考えております。

次に、豊川町4番にある火災で焼失した建物の現状などにつきましては、消失した後に外壁などが民家に寄りかかるなど危険な状態となり、近隣からも撤去の要請があったことから、市が緊急措置として建物部分を取り壊し、敷地内に残った材料が近隣に飛散しないよう、現在ビニールシートにより覆っている状況です。また、所有者の所在については、住所は把握しており、文書等を送付し、数回のやりとりは行っていますが、現時点では連絡がつかない状態となっております。

次に、豊川町4番の空き家の措置などにつきましては、現在の空き家の状態が、敷地内で材料が飛散しないようビニールシートで覆った状態であり、周辺に危害を及ぼす緊急性が低いことから、法に基づく特定空家等に認定されず、措置を行うことは難しいものと考えております。しかし空き家の適正な管理は所有者の責任であることから、今後も所有者に対し、近隣への影響も考え対応していただくよう、粘り強く指導していきたいと考えております。

(「辻立ちやってる時間あったら何で石狩湾新港に副管理者出してるか調べたほうがいいよ」と呼ぶ者あり)

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 23番、山田雅敏議員。

**○23番(山田雅敏議員)** それでは、再質問をいたします。

まず一つ目です。市長は今までも、この辻立ちについては時間があればということでおっしゃっていました。今のやりとりでは、受けとめ方は市民の感情を肌で感じてということでお聞きをしましたが、なぜそういうことを肌で感じなければならないのか、なぜ声を出して自分の思いを伝えないのか、そういった意味で、少し私は疑問を感じております。

あくまでそういうことであれば、市長がいろいろな会場で行っている、そういうところで市民との交流、また町会長、連合町会長、そういうようなところでも可能だと私は思っています。なぜここで、この時期に辻立ちをしなければならなかったのか、それをいま一度自分の言葉でおっしゃってください。

次です。副市長はやめました。この部分では副市長の慰留に努めたと言いましたが、市長はおやめにはなっていません。市長と副市長はあうんの呼吸で、いわば補佐する役、女房役であります。最後までとどまるように言うべきだったのではないですか。

(発言する者あり)

そういうことも適正な部分だとは思いますが、その点もお聞きします。

(発言する者あり)

その次です。そもそも副市長と意思疎通がうまくいっていたと、そういうふうにお答えになっていますが、副市長のお役目を、市長はどういうことをするか知っていますか。まずそれが1点。

あわせて、市長に対しての助言や、例えば市政執行に対して相談されたときに、果たして副市長に本当に聞いておられたのか、私は少し疑問に思っています。その点をもう一度お聞かせください。

次です。あわせて副市長が職務をスムーズに遂行できる環境、最大限副市長の意思を尊重した、そういうふうには市長はおっしゃいました。でも、実際に、そういう環境づくりをしたと私は捉えてはなりません。実際に市長が我を張って自分の意思を議会にお伝えになり、その橋渡し役を副市長がされていたというのは私も見ておりましたが、その点について、本当に最大限副市長の意思を尊重されていたのか、その点についてもお聞きします。

あわせて、市長はその座にとどまり、副市長が辞職したわけですが、我々が出した辞職勧告案について、整合性がとれると思いますか、御自分の考えをお聞かせください。

最後に、以前は100点と言っていた点です。今は何点なのかとお聞きしました。御答弁では、今は100

点を目指しているという御答弁でしたが、実際に今、副市長が抜けて、これから目指しているというのはどういう意図なのでしょう。今は何点かとお聞きしているのですから、今は副市長がおやめになっていますから、80点なのか、70点なのか。100点を目指しているのはわかります。その点を明確に御答弁をお願いいたします。

**○議長（鈴木喜明）** 山田雅敏議員に申し上げますけれども、5番目に言いました整合性がとれるのかということについて、全然……

（「それは委員会でやります」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** わかりました。説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 山田議員の再質問にお答えをいたします。

私から、お聞きになられたことに対して答弁をしていきたいと思えます。

まず1点目ですが、辻立ちのお話だったと思えます。なぜ肌で感じなければならないのかという御指摘だったと思えますけれども、それも市長の役割として、市民の皆様の声をお聞きしながら、そのことを肌で感じていくことは非常に重要だというふうに思っておりますので、なぜというよりも、私自身はその必要性を感じ、取り組んでいるところでございます。

また、なぜ話を訴えないのかということもお聞きだったと思えますが、私も時々において訴えるということも重要だというふうに思っておりますけれども、先日のときにおいては、訴えるということよりもお話を聞くということに重きを置いて行ったというところでございます。

（発言する者あり）

また、改めてこの時期にということもお聞きになったと思えますが、この時期のみならず、先ほども答弁しましたが、常に時間が許す限り行っており、そのときはその常に行っている中での1回ということでございます。

また、会合の中で参加し、そのときにおいての声を聞くことで十分事足りるのではないのかという御指摘もあったかと思えますけれども、もちろん、さまざまな会合に出席をさせていただき、その中でも市民の皆様からも声をお聞きしながら市政運営をすべきだと思っておりますが、それだけで全てお声が拾えるわけではありませんので、多くの方々からお声を聞くという考え方におきましては、会合の出席のみならず、そのような活動も必要だというふうに私自身は思っておりますので、それについて行っているということでございます。

それから、副市長の慰留のことで、最後までいるようにということを言い続けたのか、本当にということでありましたけれども、私自身は、副市長自身がそのことを意向として示されて以降、ずっと何度も慰留を求めてきたところでございます。私としては、その後も続けていただきたいと思っておりましたので、それについては慰留をずっと続けてきたということでございますので、言い続けていなかったのかというふうな観点のように聞こえましたけれども、私は、最終的には本人の意思を尊重いたしました。最後までずっと慰留してほしいということで、私はずっと引きとめていたところでございます。

（発言する者あり）

それと、副市長はどのような役割かという御質問ですか。このことにおいて、副市長の役割といたしましては、市長という役職に対してそれを補佐し、そして市政執行に対して職員を束ね、またその意思を、方向性なりを職員にお伝えしながら、市民の民意をしっかりと反映し、それに伴う政策を一つずつ実現していく。また、それ以外にもたくさんの役割があるかとは思いますが、このような観点を思

っているところでございます。

そして、副市長の職務をスムーズにするための環境づくりについてもお話があったかと思えます。副市長の話を本当に聞いていたのかという御質問だったと思いますが、先ほどもお話ししましたが、やはり副市長自身と私自身もさまざまな場面で、何度も何度もいろいろな場面でももちろんお話をしておりますし、その中で、副市長自身のお考えであったり、またそれに基づく行動を私は最大限尊重してやっております。また、事あるごとに私自身の考えや思いもしっかりお伝えさせていただき、そして進む方向を確認し合いながら取り組んできておりますので、副市長の話を本当に聞いていたのかという御質問に対しては、もちろん聞いて、聞きながらの中でいろいろなことを具体化し、方向性を定めてきたところでございます。

そして、私の市政に対しての点数についてもお聞きになったかと思えます。先ほど答弁いたしましたのが、点数で表現するのは非常に難しいと思っているところでございます。ですので、現状において、今この場において、間もなく丸3年になりますけれども、明言することはできませんが、最終的に市長としての役割を最後まで全うした中で、それをしっかり100点と表現できるように、これからも市政運営を行ってまいりたいと思っております。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 23番、山田雅敏議員。

**○23番(山田雅敏議員)** 今、市長から御答弁ありました点数についての問題ですけれども、以前は100点ということでお聞きしました。なぜ、それではこれからそういう表現ができないのか、その点をもう一度お聞かせ願いたいと思えます。

またもう1点、辻立ちの部分で、なぜこの時期に市民の民意を肌で感じなければならなかったのか。それよりもまだまだ先に優先順位のある問題解決の部分があったのではないかということで、私はなぜ今この時期にということでお聞きいたしました。そういった意味では、市民のそういう受けとめ方を肌で感じなければならなかったということによろしいのですね、この時期に。

(発言する者あり)

その点、2点だけお答えください。

**○議長(鈴木喜明)** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 山田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず先に点数の件がありましたけれども、そのときに表現させていただいたのは、私自身が点数にすることは難しいですけれどもと前置きをした中で、また折り返しの時期もあったということもあって、一生懸命行動したということに対する表現をしたところでございます。

現在なぜ言えないのかということではありますけれども、やはり今、間もなく丸3年を迎え、4年間というのが一つの任期でございますので、それに向けて100点を目指して続けていきたいということで思っておりますので、現状において明言は避けたいということで、先ほど答弁させていただいたところでございます。

それともう一つは、私自身も、さまざま小樽市として課題等も抱えておりますので、問題解決に向けて一生懸命取り組まさせていただいているところでございます。その中で、本当に時間を許す限りではありますけれども、そのような機会を設けているというところでございます。決して問題解決に向けて手抜きをしているということではなくて、それはそれに応じてしっかりやっているところではございます

が、その中でも、当然私自身も少なからず時間を要するときがありますので、その間においては、市民の皆様から、今の市政に対してどのような思いを持っているのか、またはそれぞれの政策においてお考えがあったりとかするようなことを私なりに肌で感じながら、または意見を聞きながら進めていきたいという一環で取り組んでいるところでございますので、それは私にとって大変重要なことだと思っておりますので、引き続き時間を許す限りやってみりたい、このように考えているところでございます。

**○議長（鈴木喜明）** 山田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

**○11番（斉藤陽一良議員）** 平成29年第4回定例会に当たり、一般質問を行います。

まず、市内公共交通網の主軸としてのバス路線の維持と本市の役割について伺います。

去る11月30日、いよいよ地域公共交通網形成計画策定のための小樽市地域公共交通活性化協議会がスタートいたしました。

いわゆる法定協議会の早期設立については、人口減少や高齢化等により市内バス路線の利用者が減少の一途をたどる中、バス事業者から再三にわたるリーダーシップ発揮を求める要請にもかかわらず、本市としての取り組みが一向に進まないことから、本年6月、バス事業者の代表者名で、正式に本州市長に対して抗議の文書が送付されるという事件がありました。まさにこれは一つの事件であります。

そこで、路線バス利用者の減少について伺います。

まず、市内路線バスの直近の乗車人員数と、最近10年程度の推移と、その主な傾向をお示してください。

次に、市内路線バスの直近の平均乗車率と、最近10年程度の推移と、その主な傾向及び事業者別にもわかればお示してください。

また、市内バス路線で、直近で最も高い乗車率の路線名とその乗車率、逆に、最も低い乗車率の路線名とその乗車率をお示してください。

バス事業者は、さきの文書の中で、「当社は、小樽市に本社を置く会社として、長年、市政に協力してきたと自負しており、“出来る限りの協力は惜しまない”という方針で協議してまいりましたが、このままでは残念ながら何も見出せず時間ばかりが経過”するとし、「今後は、民間企業として出来得る小樽市内バス路線の改廃等、抜本的な見直しを速やかに進めざるを得ないと考えており、実施の際には貴市関係部局に通知致します」と、まさに最後通告とも言うべき内容でありました。

そこで、本市における路線バス事業の本年12月ダイヤ改正前までの状況について伺います。

まず、市内バス路線の事業者別総運行距離数と、その推移と主な傾向を、わかる範囲でお示してください。

次に、市内バス路線の事業者別路線本数と、その推移と主な傾向、さらに市内路線バスの事業者別1日当たり総運行便数及びその推移について、わかる範囲でお示してください。

これらのデータによって、先ほど見た利用減少にもかかわらず、いかにこれまでバス事業者が、道内でもまれなほどの、それこそきめ細かい市内公共交通網の主軸としてのバス路線の維持のために、どれほどの我慢を重ねてきたのかがわかります。それでもなお、くだんのリーダーシップ発揮を求められた人物は、議会からの法定協議会早期設置を求める厳しい質問に対しても、言を左右にして曖昧な答弁に終始、バス事業者からの悲鳴にも近い訴えにも答えず、第2回定例会、第3回定例会とバス事業者から同時に求められていたふれあいバスの事業者負担解消の問題に、リーダーシップはおろか、例年協定書を取り交わしていることも知らないなど、その当事者意識さえ疑われる無責任な発言を連発し、協定書

のないまま市契約規則に違反して市負担分を支出するなど、ひんしゅくを買うどころか、副市長まで巻き込んで辞職勧告決議が可決をされ、その副市長が法定協議会発足の当日、去る11月30日、辞職をするという事態を招いたのであります。

副市長が責任をとって辞職したにもかかわらず、なぜその副市長を任命し、指揮してきたあなたが恋々として市長の椅子にしがみついているのか、説明を求めます。

これらは全て問題の根は同じであります。あなた、森井さんの責任であり、浅はかな言葉を吐く前に、黙ってその責任の重さをよくかみしめていただきたいと思います。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

本市は戦後70年、まさに北海道中央バスとともに発展してきたと言っても過言ではありません。本市は現在、人口減少や経済活力の低下に苦しんでいますが、北海道中央バスは、バス事業者として、また小樽発の道内を代表する企業として、他都市には見られないほどのきめ細かいバス路線網を維持して、確実に市民生活の基盤を支え続けてきてくれました。

しかし、その北海道中央バスが小樽市に最後通告を寄せざるを得なくなったのであります。逆に言えば、それほどまでに市内路線バスの営業状況は危機的であるということでもあります。まず、この事実を厳しく認識しなければなりません。

それでは伺います。去る12月1日改正された北海道中央バスの冬ダイヤの主な変更点をお示してください。また、減便が行われる路線数と、その全路線に占める割合、今回の減便数と、それがこれまでの総運行便数に占める割合をお示してください。さらに、このような大幅な減便は近年行われたことがあるのかについてもお示してください。

このことはまさに北海道中央バスが、かの最後通告のとおり、バス事業者としての独自の判断で、いわゆる法定協議会での議論を待たずに、あるいは待ち切れずに、減便、路線廃止に向けて見切り発車をしてしまったということではありませんか。これもまた森井さんのリーダーシップという資質の欠如が招いた一つの帰結であります。市民のこうした不安を取り除くためにも、森井さんの一刻も早い辞職を求めるものであります。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

今回スタートした法定協議会との関係で伺います。そこでの協議と、このようなバス事業者が独自に行うダイヤ改正などに伴う減便や路線の廃止などは、とりあえずは双方別々に進むと考えるを得ないと思いますが、見解をお示しいただきたい。

また、今後も、今回のようなダイヤ改正などによって減便、路線の廃止などがバス事業者の独自の判断で進められていく可能性はあるのかについても、見解をお示してください。

今後の法定協議会で減便や路線の廃止などが議論の対象となることは考えられるのか、あるとすれば、それはどの時点なのか、見解を求めます。

いかに公共性が高いとはいえ、民間の株式会社という営利企業が行う事業について開示を求めることができる経営情報には限度があると考えますが、今後、路線の廃止やデマンドバス、コミュニティバスへの転換などが議論をされる場合には、路線ごとの損益や収支状況などについて開示を求める必要が生じる可能性があると思われます。そうした場合、どのように対応されるお考えか、お示してください。

結局のところ、市としては、市民の移手段をしっかりと守るというメッセージを打ち出して、切迫した市民の不安を和らげ、取り除く努力が何よりも求められると考えます。そのためには、市内公共交通網の軸としての路線バスの役割は今後も変わることはないとしても、民間企業単独の努力では特定のバス路線の維持がいかにも難しいといった場合には、公的な仕組みで支援することや、究極的には、

デマンドバスやコミュニティバスへの転換も含めて、最低限の移動手段は公的に確保するというような方向性を明確にすることが最終的には必要になるのではないかと考えます。それのみではないとしても、それが地域公共交通網形成計画の本市にとっての大きな意味なのではないかと考えますが、見解を求めます。

次に、日本遺産認定への取り組みについて伺います。

現在、本市では、日本遺産認定に向けて、地域型での認定の前提条件である歴史文化基本構想の策定に向けての作業を進めているとお聞きしますが、策定委員会調査部会の開催状況や検討内容、さらに文化財等の調査やシンポジウム、ワークショップの実施状況についてお示してください。

次に、地域型での認定については、認定に向けたストーリー構築の進捗状況や、当初からの目的である平成31年度の申請、32年度認定への見通しについてもお示してください。

一方、シリアル型での認定については、今年度認定された「荒海を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」への追加認定については、平成30年度の申請を目標に取り組んでおられるとのことであります。

まず、この北前船関係での追加認定を目指す自治体は現在全国では幾つあるのか、また、北海道・東北エリアではどこどこなのか、お示してください。その上で、本年第2回定例会以降の本市の主な活動について、概要をお示してください。

第2回定例会での答弁では、北前船寄港地フォーラムの本市における開催には前向きに取り組むということで、追加認定を目指す取り組みに参加する条件等については、7月11日岡山市で開催の北前船寄港地フォーラム in おかやまに参加して確認するとされておりましたが、条件等について確認できたのであればお示してください。

いずれにしても、北前船寄港地フォーラムの本市開催と、それを成功させることは、追加認定の成否を大きく左右することになると思いますが、開催候補地として名乗りを上げるとすれば、本市の開催時期はいつごろになるのか、現時点で決定している各年度の開催地の状況を含めて説明を求めます。

また、開催のための準備体制としては、市以外の関係団体への協力の要請など、どのようなことが求められているのか、いつまでにその体制づくりを進めるお考えかお示してください。

さらに、この開催については、本市単独で考えるのか、それとも、本市同様に追加認定に向けて取り組みを進めており、歴史的にも地理的にも極めて関連の深い石狩市との協力、協調の方向を模索するのかについての見解を求めます。

もう一つの取り組みとして、シリアル型では、空知総合振興局や室蘭市と連携して、炭鉄港プロジェクトの取り組みにおいても日本遺産認定を目指して活動しているものとお聞きしておりますが、この取り組みへの本市のかかわり方と、申請に向けた進捗状況などについてお示してください。

この項最後に、地域型にせよ、シリアル型にせよ、日本遺産そのものの基本コンセプトでもある地域に点在する文化財を面的に活用し、発信することで、地域の活性化を図るという意味で、本市の日本遺産認定を今後どのように地域の活性化や地域間の連携交流の拡大につなげていくかが最も重要な課題であると考えます。

文化財所有者や管理者はもちろんのこと、交通機関、旅行代理店、宿泊施設、観光、物販施設、社会教育関連施設などとの連携や、札幌市、後志管内各町村との協力関係の構築、さらには市民意識をどのように盛り上げていくかなど、文化財を核とするまちおこし、地域活性化の将来的な展望についてお示してください。

最後に、小樽港港湾計画の改訂作業の中断について伺います。

この問題については、本年第3回定例会の代表質問において、我が党の千葉美幸議員が、平成22年に本市が港湾計画改訂を表明した背景と、今回その作業を中断した具体的理由をただしたのに対して、表明した背景については、平成22年当時、国から、港湾計画における取扱貨物量の計画値と実績値の乖離の大きい港湾については国からの支援は難しいとの発言があり、現行の小樽港の計画値3,850万トンに対して、平成22年当時の実績値は1,083万トンであり、大きな乖離があったためと説明されています。

しかし、年間取扱貨物量の実績値について大幅な増加が見込めない事情は、平成22年の実績値が前述のごとく1,083万トンに対して、平成28年の速報値が1,090万トンであるごとく、今に始まったわけではなく、平成22年当時も今日もさほどの変化がないにもかかわらず、当時においては改訂の表明を行い、8年後の今回はなぜあえてその中断を表明しなければならなかったのか、なぜ真逆の行動となったのか、説明を求めます。

また、今回その作業を中断した具体的理由については、現段階においては、現状の取扱貨物量から大幅な増加が見込めないため、その状況を計画改訂にそのまま反映させると縮小方向につながるおそれがあり、フェリー岸壁の背後地を引き合いに出して、現状すぐに着手することは困難でも、小樽港にとって将来的に重要な計画を削除しなければならなくなることを挙げていますが、再三申し上げるように、このような状況は今に始まったわけではなく、いわゆる縮小方向につながるおそれがある削除しなければならない計画とは具体的にどのようなものなのか、お示してください。

そもそも平成22年の港湾計画改訂の表明の当時から、平成9年の現行の計画取扱貨物量は、平成10年代の後半という目標年次を過ぎて、ほとんどの施設計画が実施できていない状態となっていました。年間取扱貨物量の計画値と実績値の乖離を少なくするには二つの方法があります。一つは、実績値を伸ばして計画値に近づける方法、もう一つは、できる限り実績値を伸ばす努力は続けながらも、一方で計画値を引き下げる方法であります。

平成22年港湾計画改訂表明当時においても後者を選択して、高度成長期でもあるまいしということ、この成熟した日本経済の状況においては、非現実的な港湾計画そのものを改訂し、実際に実施可能な身の丈に合った計画が必要だという認識が改訂表明の前提としての基本的な了解事項としてあったと考えますが、見解を求めます。

むしろ、物流、物流と言って、いかにも物流を大事にしているかのようなポーズをとりながら、現実味のない過大な取扱貨物量の計画値に拘泥するよりも、一般貨物の荷役作業に影響を及ぼさないよう、第3号ふ頭及び周辺再開発計画等、時代に即応したクルーズ客船の接岸や旅客の乗降をスムーズに行えるようにするための施設整備を進めることは、観光振興に資するばかりでなく、これこそ物流環境を整えることにもつながるものと考えます。港湾計画における年間取扱貨物量の計画値を引き下げることはできないのか、実際に引き下げた例はないのか、あれば、その例を挙げてお示してください。

いわゆる縮小方向につながるおそれとは、具体的に小樽港の将来にとってどのような支障や損害を与える可能性があり、計画全体の中でそれを補ったり調整したりすることが不可能なほどのことなのか、見解をお示してください。

さらに、取扱貨物量の増加が見込める経済状況となったときには、計画値を引き上げるよう再度の改訂を行うことは十分に可能だと考えますが、いかがですか。

この問題に関して、港湾行政を進めるに当たって極めて重要である経済界からの具体的な声をしっかり聞き取る努力を行うことなく、むしろ経済界からは港湾計画改訂に向けた……

○議長（鈴木喜明） 済みません、時間になりましたので。申しわけないですけども。

○11番（斉藤陽一良議員） 現実から目を背ける森井さんのあしき独断とこだわりによって改訂作業

が中断されたというのが実情のようであります。経済界の意見を十分にお聞きし、それを取り入れて小樽港の港湾計画を身の丈に合った本市発展のために実際に機能する計画となるよう、改訂作業の早急な再開を求めるものであります。見解を求めます。

全ての項目に再質問を留保し、一般質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 斉藤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、地域公共交通について御質問がありました。

まず、市内路線バスの乗車人員数と推移などにつきましては、市内路線バスは1事業者で運行しており、乗車人員数は平成28年では約913万人、平成19年では約1,135万人となっており、過去10年で約222万人、約20%減少している状況であります。

次に、市内路線バスの乗車率につきましては、路線バスについては、車両の大きさが一定でないことや、途中下車の頻度が多いことから、バス事業者では乗車率の算出は行っていないと伺っており、データはお示しができません。

次に、市内バス路線の事業者別総路線距離数につきましては、市内路線バスは1事業者で運行しており、総路線距離数は約158キロメートルであります。その推移につきましては、一部の路線で運行経路の変更がありますけれども、ここ数年は総路線距離数について大幅な変更はない状況であります。

次に、市内バス路線の事業者別路線本数などにつきましては、市内路線バスは1事業者で運行しており、市内バス路線の路線本数は24本となっており、バスの1日当たり総運行便数は、平成20年夏ダイヤについては、平日では1,746便、土曜、日曜などの平日以外では1,477便となっており、平成29年冬ダイヤについては、平日では1,184便、平日以外では904便となっており、過去10年で、平日は約30%、平日以外は約40%の減少となっております。

次に、私が市長の椅子にしがみついているのではないかということにつきましては、副市長は議会の同意を得て私が選任いたしました。その同意を得た議会から辞職勧告を受けたことを重く受けとめ、辞職されたものであります。

（発言する者あり）

しかしながら、私は副市長とは違い、市民の皆様の負託を受けて市長というお役目についておりますので、辞職勧告決議を重く受けとめてはおりますが、民意が市政に反映されるよう職責を全うすることが私の役割でありますことから、この決議をもって辞職する考えはございません。

次に、12月1日に改正された中央バスの冬ダイヤの主な変更点につきましては、利用実態が考慮され、日中時間帯及び夜間時間帯を中心に運行便数が減便されております。

次に、減便が行われる路線数と、その全路線数に占める割合などにつきましては、小樽市内線の18路線について減便されており、全路線の約75%となっており、今回の減便数については、平日では255便、土曜、日曜などの平日以外では232便となっており、減便前と比較すると、平日では約18%、平日以外では約19%の減便となっております。

また、近年の主な減便についてですが、今回のような大幅な減便はないものの、ダイヤ改正時には一定規模の減便は行われていると伺っております。

次に、ダイヤ改正などに伴う法定協議会やバス事業者の役割につきましては、法定協議会では、本市

にふさわしい持続可能な地域公共交通網の形成が図られるよう、施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

一方、バス事業者においては、利用者の減少により市内路線バスの収支が悪化しており、収支改善や乗務員の確保が図られない場合は減便などを行うものであると考えられます。このことから、今後においても、バス事業者の経営状況により減便を独自に判断する可能性があるものと考えられます。

次に、減便や路線の廃止などにおける法定協議会での議論につきましては、法定協議会では、持続可能な交通ネットワークを再構築するために必要な施策について今後検討を進めていく上でバス路線再編などが検討される場合、減便や路線の廃止の議論も行うものと考えております。

次に、路線ごとの損益や収支状況などの開示につきましては、バス路線再編に伴う議論がなされる場合においては、バス事業者から、路線ごとの利用状況のほか収支状況についても情報提供をお願いすることになるものと考えております。

次に、地域公共交通網形成計画の意義につきましては、本市の地域公共交通については路線バスが中心となっており、今後においても路線バスを中心とした持続可能な交通ネットワークを再構築することが必要となりますが、人口減少などの要因で利用者が減少し、バス路線を維持することが困難になった場合においては、他の交通手段への転換などを検討し、交通空白地帯ができないよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、日本遺産認定への取り組みについて御質問がありました。

まず、地域型での認定に向けたストーリー構築の進捗状況につきましては、日本遺産の地域型での申請の前提条件である歴史文化基本構想の策定を教育委員会が進めており、間もなく調査結果がまとまると伺っております。今後ワークショップ等が予定されておりますので、市民の皆様の意見をお聞きしながら、教育委員会と連携し、ストーリーの方向性を決めていきたいと考えております。

申請に向けては、歴史文化基本構想の策定と並行して取り組み、ストーリーのタイトルや骨子について文化庁に相談をさせていただきながら手続を進め、平成30年度申請、31年度認定を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北前船の追加認定を目指す自治体につきましては、現在27市町であります。そのうち、北海道・東北エリアにつきましては、北海道から石狩市、小樽市、青森県から野辺地町、秋田県から男鹿市、能代市、にかほ市、由利本荘市の7市町であります。

次に、第2回定例会以降の活動の内容につきましては、本年7月岡山県での第20回北前船寄港地フォーラム及びその前段に行われた北前船日本遺産追加登録希望自治体懇談会へ参加し、北前船日本遺産推進協議会へ加入をいたしました。

その後、同協議会追加申請検討部会の北海道・東北エリア代表として、エリア代表会議や文化庁との協議への参加、11月に鳥取県で開催された第22回北前船寄港地フォーラム及びその前段に開催された追加申請検討部会全体会議へ参加したところであります。

これらの活動を通じて、構成文化財やストーリーの確認をするとともに、今後の地域活性化策をどのように進めていくかなどについて協議を行っております。

次に、北前船の追加認定を目指す取り組みに参加する条件等につきましては、認定を目指すためには北前船日本遺産推進協議会への入会が必要であり、その条件は、北前船寄港地フォーラムを開催済みか開催予定の自治体であること、負担金として50万円の支出が必要であることなどを確認いたしました。

次に、北前船寄港地フォーラムの本市での開催時期と各年度の開催地の状況につきましては、現在、平成30年度には、福井県坂井市、新潟県長岡市、広島県尾道市のほか、初の海外開催として、5月に中

国大連市が予定されております。平成31年度には、福井県敦賀市、南越前町、新潟県新潟市、佐渡市での開催がそれぞれ予定されており、それに次ぐ開催地として、本市のほか、兵庫県赤穂市、秋田県能代市などが挙げられているところであります。

次に、北前船寄港地フォーラム開催のための準備体制につきましては、これまでに参加したフォーラムの状況を見ますと、商工会議所、観光協会、物産協会、報道機関、金融機関、交通機関などが名を連ねる実行委員会形式で、県や市を挙げて取り組まれておりますので、同様の取り組みが必要かと思われれます。

本年8月に教育委員会と連携して開催したシンポジウムにおきまして、おおむねそれらの団体の御後援をいただいておりますので、改めて協力要請をしながら進めてまいりたいと考えております。まずは実行委員会を構成する団体と協議をし、体制づくりやスケジュールの検討に着手をいたします。

次に、石狩市との協力、協調につきましては、同じ石狩湾の港として歴史的にも深い関係がありますし、北前船日本遺産推進協議会においても追加申請検討部会で行動をとまにしております。北前船寄港地フォーラム未開催地との立場は本市と同様でありますことから、相手方の御意向を伺いながら連携について前向きに取り組んでいきたいと考えております。

次に、炭鉄港プロジェクトの取り組みにつきましては、日本遺産申請の条件である国指定の文化財が現在本市にのみ存在しますので、重要な立場であると認識するとともに、長年、空知総合振興局を中心に産炭地の市長が取り組んできたプロジェクトでありますので、積極的に協力をしてまいりたいと考えております。現在、ストーリーづくりや事務局体制の確立も含めて、空知管内での調整が進められていると伺っております。

次に、文化財を核とするまちおこし、地域活性化の将来的な展望につきましては、日本遺産本来の目的である魅力あるさまざまな文化財群を総合的に活用する取り組みを進めることが重要であると考えております。具体的には、観光客の皆様が、単に観光スポットを見るだけではなく、小樽のまちが持つ歴史のストーリーを十分に理解し、まちに愛着を持っていただくとともに、市民の手により観光客の皆様に小樽の魅力を伝え、感じて、体験していただくという観光基本計画の趣旨にのっとりた取り組みができるよう、市民意識の高揚と関係機関との協力体制構築に努めたいと考えております。

次に、小樽港港湾計画の改訂作業の中断について御質問がありました。

まず、港湾計画の改訂作業を中断した理由につきましては、取扱貨物量は平成22年当時からこれまでおおむね1,000万トン台から1,200万トン台で推移をしておりますが、改訂に当たっては、これまで取扱貨物量の計画値を現状程度に下げる方向で検討してまいりました。

しかしながら、小樽港の取扱貨物量は平成8年に2,570万トンを取り扱った実績があり、現在の小樽港は当時と同等の港湾機能を持ち、ピーク時並みの貨物量を取り扱う能力を有しております。このため、今回の港湾計画改訂における取扱貨物量の計画値におきましては、取扱貨物量をただ現状程度の計画値にするのではなく、平成8年の取扱量を将来を見据えた目標にすべきと考えていることから、現在の小樽港を取り巻く情勢と今後の可能性を踏まえて、計画値をどのように目標設定すべきか、いま一度検討したいと考え、港湾計画改訂作業を一時中断するという判断に至ったものであります。

次に、取扱貨物量の減少により削除しなければならなくなる計画につきましては、主なものとして、フェリー岸壁背後地においては、フェリー貨物量の減少に伴い貨物用トラックなどの乗降船車両などに必要な埠頭用地の拡張計画を現計画から削除することとなるほか、中央地区の第2号ふ頭の拡張計画におきましては、海外との交易拡大や物流機能の高度化に対応するため、岸壁と埠頭用地の拡張を位置づけしておりますが、これらの計画も削除しなければならなくなる可能性があると考えております。

次に、非現実的な港湾計画を改訂し、実施可能な身の丈に合った計画が必要との見解につきましては、取扱貨物量の計画値においては、現在の小樽港を取り巻く社会情勢を踏まえ、物流の振興策に取り組みながら、現状の港湾機能を最大限に伸ばすため、取扱貨物量の計画値を平成8年のピーク時に近づけることができないのか検討したいと考えております。

また、港湾計画改訂で位置づけする施設計画におきましては、港湾施設の老朽化が進んでおり、それらの早急な対策が喫緊の課題であるため、市の財政状況を踏まえた現実的な施設計画が必要と考えております。

一方で港湾振興も重要でありますので、ことし2月に港湾計画の軽易な変更により、国直轄事業で実施されることとなった第3号ふ頭の整備等については、着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、港湾計画改訂で年間取扱貨物量の計画値を下げることはできないのかにつきましては、取扱貨物量の計画値は根拠に基づき下げることが可能ではあります。

また、他港の港湾計画改訂時で計画値を引き下げた事例につきましては、北海道内の国際拠点港湾と重要港湾の合計12港のうち7港で計画値を引き下げた改訂を行っており、このうち釧路港では、平成8年の改訂時における計画値2,700万トンから平成23年の改訂時に1,660万トンへ、稚内港では、平成10年の改訂時における計画値370万トンから、平成26年の改訂時に220万トンへ、それぞれ引き下げる港湾計画の改訂を行ったと聞いております。

次に、港湾計画改訂で縮小方向につながることによる小樽港への支障や損害につきましては、港湾計画改訂の中で取扱貨物量の計画値などを下げた場合、既定計画が削除となる可能性や、新たに計画を盛り込むことが困難となることが懸念されます。

港湾計画で小樽港の将来像を示すことにより、企業の将来的な事業展開などに対して影響を与える可能性があるため、港湾計画の縮小計画だけでは小樽港の発展や活性化にとってマイナスのイメージが大きいものと考えております。

また、計画全体の中での調整等につきましては、港湾計画は小樽港の施設整備における基本的な行政指針であることから、縮小計画とすることにより、ポートセールスなどを進める上でマイナスの影響等が想定され、それを補うことは困難であると考えております。

次に、取扱貨物量の増加が見込める経済状況となった際の計画値の引き上げにつきましては、取扱貨物量の増加が継続的に見込めるという根拠が明確になった場合、再度港湾計画を改訂することは可能であるとと考えております。

次に、本市発展のために実際に機能する計画となるよう改訂作業の早急な再開における見解につきましては、今後、小樽港の振興策と将来像及び目標を明確に描くため、経済界の御意見を伺い、小樽港を取り巻く情勢を踏まえながら、できるだけ早く小樽港の発展に向けた港湾計画改訂のための基本理念を作成していきたいと考えております。基本理念の作成後は長期構想策定を再開し、港湾計画の改訂作業を進めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 斉藤議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、日本遺産認定への取り組みについて御質問がございました。

まず、歴史文化基本構想策定委員会及び調査部会の開催状況や検討内容につきましては、今年度は7月7日及び9月27日に歴史文化基本構想調査部会を経て、11月2日に策定委員会を開催いたしました。検討内容といたしましては、ワークショップの開催内容及び文化財の分類の考え方や調査方法などにつ

いて協議を行っております。

また、文化財等の調査につきましては、昨年度に引き続き本市の文化財を総括的に把握するために、総合博物館紀要や埋蔵文化財調査報告書など関係資料の調査や、歴史的建造物などの追跡調査を実施したほか、昨年度に実施をいたしましたワークショップにおいて意見のございました市民が残したい文化遺産につきましても調査を進めているところでございます。

なお、8月19日に市長部局と共催で、小樽シンポジウム「日本遺産」の認定に向けての基調講演及びパネルディスカッションを開催したほか、12月と1月に、忍路・蘭島地区及び張碓・春香地区の2地区でワークショップの開催を計画しており、現在その準備を進めているところでございます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 11番、齊藤陽一良議員。

**○11番(齊藤陽一良議員)** まず、時間配分を間違えまして、質問時間が超過いたしました。大変申しわけございません。今後ないように気をつけてまいります。

若干再質問させていただきたいと思います。

まず、恋々として市長が市長の椅子にしがみついている件であります。議会が同意をいただか、あるいは辞職勧告の賛成票が多いだとか、少ないだとか、そういった問題ではないのです。本来辞職に値するのは前副市長ではなくて、森井さんなのです。あなたなのです。前副市長は、あなたの巻き添えを食って辞職しなければならなかった。そうってしまったのです。本当に責任を感じているのだら、その椅子に座ってにやにやしている場合ではないのです。一刻も早くやめていただきたい。まずこれをいかがか伺います。

それから減便のところですが、この減便については、まさに北海道中央バスが民間企業として、市内バス路線の改廃等、抜本的な見直しを独自の判断で実行し始めたのだと、そういう認識でよろしいですね。そこはまず認めていただきたいと思います。そして、したがって、この問題は森井さんでは解決できないのです。中央バスから、あなたはノーと言われているのです。だから、この問題においても速やかに退場していただくしかないと思いますけれども、いかがか。

それから、減便に関してもう1点、減便とか路線廃止が法定協議会の議論の対象になったとして、法定協議会では議論をして、減便とか、路線の廃止とか、そういったことを法定協議会で食いとめるということができるとか。要は、結局採算性の問題なのです。一方では公的な財政支援、もう一方では他の制度といいますか、デマンドバスだとか、コミュニティバスだとか、そういったものの導入、そういったことが避けられないのではないですか。結局は採算がとれないところを民間営利事業者にやりなさい、やりなさいと言ったって、結局どうなのですかということ。

それから、北前船について、いわゆる寄港地フォーラムの体制づくりのところで、商工会議所ですとか観光協会というのが挙がっていましたが、そういった団体とどこまで本気で盛り上げられるか。各団体との協力要請はわかるのですけれども、連携を強化する強化策といいますか、どういう方法によって本気で盛り上げることができるのかということをお示しいただきたいと思います。

それともう1点、石狩市との協力の部分ですが、そもそも北前船の積丹半島以北というのは、幕末というか、明治期に入って北前船が積丹半島の北端を越えて小樽だとか石狩だとか来られるようになったわけですから、そういった点からすると、石狩市との協力というのはそういった意味でも非常に意味があるのではないかと思います。この点も伺っておきたいと思っております。

それと港湾計画ですが、平成22年の改訂表明当時からこれまで計画値を1,000万トンとか1,200万トン程度とする検討のみをしてきたのか。3,850万トンという、そういう計画値よりは引き下げるとい

例えば2,000万トンとか2,500万トンという、そういう中間的な計画値についての検討はこれまではされていなかったのか。何か答弁をお聞きしますと、していなかったように、現状程度に下げる方向でというところしか言っていないのですが、その中間的な考えというのはなかったのかというのが1点。

それから、将来を見据えた目標にすべきというのは、あくまでも3,850万トンという現行計画値を意味しているのか。先ほど言った中間的な2,500万トンとか、2,000万トンとか、そういう計画値を含めて検討したいという意味で言っているのか、どっちなのかということなのですが、そのどっちなのかということと、もしそうだとすれば、今中断するのではなくて、そういう方向で検討作業を続けたいのではないかというふうに思うのですが、その点をお聞きしたいと思います。

それともう一つが、貨物量の減少で計画を削除しなければならないということなのですが、計画値を3,850万トンというところから例えば1万トンでも下げたら、全部計画を削除しなければならないのかという、若干とか、そういう幅はないのかなど。幾らかは下げてもいいよということはないのかという部分をお聞きしたいと思います。

それから、貨物量の計画値の改訂についてですけれども、平成8年の実績2,570万トンのピーク時に近づけるということは、計画値を2,500万トンとか、あるいは2,550万トンとか、限りなく2,570万トンのピークに近づけるという、そういう新たな計画値をめどとするというふうに聞こえたのですけれども、それでよろしいのかどうか。

最後にというか、もう一個あるのですが、要は縮小方向につながるという点なのですけれども、先ほどの2,500万トンとか2,550万トンとかというレベルの計画値のことを縮小方向につながると言っているのか、そうだとすれば、縮小計画は縮小計画になってしまうわけですから、縮小が一切だめだというのだったら、答弁で言っている現在の小樽港を取り巻く情勢と今後の可能性を踏まえて、計画値をどのように目標設定すべきか検討したいと言っていることも、そのために一時中断するのだということ自体が、その話が成り立たなくなってしまうのではないかと、一切だめだというのであれば。

ということと、もう一個が、今までいわゆる基本理念について、今回中断して基本理念をつくるとかとおっしゃっていますが、基本理念について全く今まで検討していなかったのか、それとも、今まで検討してはいたのだけれども、その検討していたものを、計画値が現状程度で検討してきたので、新たな計画値ということで、その中間的なものを考えるために基本理念を変更しなければならないという意味でおっしゃっているのか、どうもよくその辺の意味が曖昧で、どっちの意味なのだろうというのがよくわからないので、明快に答えていただきたいと思います。

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 斉藤議員の再質問にお答えをいたします。

私から答弁したこと以外は、各担当から答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

私からは、まず1点目、本来であれば市長が辞職すべきことだと、一刻も早くやめていただきたいという御指摘だったかと思います。

先ほどもお話ししましたが、私自身は副市長とは違い、市民の皆様の負託を受けて市長というお役目についておりますので、辞職勧告決議自体は重く受けとめておりますけれども、民意が市政に反映されるよう職責を全うすることが私の役割でありますことから、この決議をもって辞職する考えはありません。これが1点目でございます。

それともう一つ、私では、現状の地域公共交通に伴って、特に減便や路線廃止のことであるかと思

ますけれども、解決できないということで、斉藤議員から断言されているのかなというふうに思います。私自身も、私個人で解決できるとは思ってはおりません。ですからこそ、それを国やさまざまな支援をいただきながら、持続可能な地域公共交通をつくるために、このたび法定協議会を立ち上げたところでございます。その中で市長として、それに基づき、しっかりと責任を持ってその対応をしてみたい、私自身はこのように考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 斉藤議員の再質問にお答えいたします。

私から、減便について、中央バスが民間企業として独自の判断をしたのかというところですが、これは確かに議員がおっしゃるとおりに、中央バス、民間企業としての独自の判断であったと考えております。

また、減便について、減便や路線廃止になった場合に、今後、法定協議会の中で食いとめることができるのかという点なのですが、基本的に法定協議会の中では、まず市民の足の確保を図るという形の中で、どんな方策があるのか、交通事業者も入ってこれから協議をしていく形になってきます。

ただ、斉藤議員がおっしゃるとおりに、やはり今、小樽市の場合は、民間事業者でこういう交通の確保を維持しておりますので、どうしても民間の経営という部分がありますので、この減便という部分については、その協議会の中で食いとめることができるかという部分につきましては、なかなか正直言って難しいのかなと思っております。ただ、我々としては、減便になる理由をまずきちんと調査して、どういった形でこれを維持できるのかという部分は、その協議会の中で交通事業者と協議を図っていきたいと考えております。

(「もっと早い時期にやれよ」と呼ぶ者あり)

路線廃止につきましては、基本的に国の今回の法律の目的というのは、要は空白地帯をなくすというのが大前提になっております。そういった意味では、路線廃止となった場合に、まさしく小樽市の中でそういった空白地帯ができた場合には、それをきちんと補うための方策を検討するのが法定協議会になっておりますので、そういった中では、法定協議会の中で食いとめるための取り組みはしていくというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長（中野弘章）** 斉藤議員の再質問にお答えいたします。

私からは、まず4問目の御質問ですが、北前船の寄港地フォーラムの体制づくりにつきましては、どこまで本気で盛り上げるのかということでございますけれども、ことし行いましたシンポジウムや何かでも、協力体制をとってやるということで、皆さん快く参加していただいています。事務レベルではそういうことで進めておりますので、それをさらに盛り上げる方向にしていきたい。そのためには、まず認定されることが一番大事なのかなと思ってございますので、その機運をもって進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、5点目の石狩市との協力関係ですが、これは議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。同じ石狩湾の中の北前船に関係のある港でございますので、ほかの地域でも隣接しているところと一緒に取り組んでいるような、フォーラム開催なども取り組んでいるところもございますので、本答弁にもありましたとおり、先方の御意向はもちろん確認しなければなりませんけれども、こちらとしては積極的に協力していきたいと思っております。

先日、北前船交流拡大機構の事務局の方が見えたときも、私どもの担当の主査が石狩のほうに御案内して、石狩の担当の方と一緒に回ったりとか、そういうようなおつき合いというのはもう始めているところでございます。

それから次に、6点目の港湾計画の改訂について、大体このところ1,000万トンから1,200万トンで推移しているということで、これまで現状程度に引き下げるといふことしか考えていなかったのかというところがございますけれども、平成27年8月に小樽港港湾計画改訂に向けた基本方針案というのをつくっております。この中では、はっきりとした数字ではないのですが、港湾の能力の見直しというところで、計画取扱貨物量の見直しというところで、基本的に現状の取扱実績と今後の見込みを加味した目標値を設定するという、当たり前と言えば当たり前なのですが、そういう表現をさせてもらっているところでございます。

それから、港湾利用者の見直しというところも、基本的に、現状の利用実績と今後の見込みを加味した目標値を設定するというところで言っているところでございます。ですから、具体的な数字ではありませんけれども、基本的に現状の利用実績というのが大体1,000万トンから1,200万トン、それにどこまでプラスできるかということは考えてきている部分もあったのかなというふうには思っております。ただ、具体的にどこまでというまでは至っているところではございません。

それから、7点目の将来を見据えた目標を3,850万トンとしているのかというところなのですから、それから、その中間もあるのかというところがございますが、それはあくまでも一昨日横田議員の御質問にもお答えしたとおりで、一気に3,850万トンですとか、ピーク時の2,500万トンまで行くところまでは現状思っておりませんが、少しでもプラス、先ほどの考え方であれば、今後の見込みをという部分を少しでも何とか拾えないのかなというふうには考えているところでございます。

それにつきましては、長期構想の委員会の中でやるのではなく、一旦立ちどまって、基本理念の部分で今後の小樽港の考え方というのを精査した上でいきたいというふうに私どもは考えているところでございます。

それから、8点目の貨物量が減少したら、仮に1万トン下がったら計画もなくなってしまうのか、それともどれくらいかの幅はあるのかという御質問だと思うのですが、それぞれははっきり何万トンまで落ちればというところまでは今御説明できないのですけれども、本答弁の中でお答えしておりました第2号ふ頭というのは、あくまでも平成9年の当時、飼料工場がございまして、その部分で穀物や何かの取り扱いをもっとふやすということで、第2号ふ頭を拡張しようと、そういったような計画の中からふえたものでございます。ですから、今はなかなかそこは難しいところはあるのですけれども、何トン落ちたらその計画になるかまでは、今すぐにはなかなかこちらとしては御説明はしづらいところでございます。

それから、9番目の貨物量の計画値、ピークに近づけるといふところなのですが、これは先ほどもお話ししたとおり、2,570万トンに近づきたいのは近づきたいのですけれども、すぐ2,500万トン近辺まで行けるかどうかというの、正直言って難しいというふうには考えております。

それから、縮小方向につながるものは一切だめだと考えているのかどうかということだったと思うのですが、あくまでも、どうしても港湾計画の場合は、その裏づけがなければだめですので、縮小計画にならざるを得ない部分というのは出てくると思うのですけれども、その中でどこまで今持っている計画や何かを将来に生かすために残していくか、そういうところを考えていきたいというところがございます。

それから、基本理念は全くなかったのかというところがございますけれども、基本理念という言葉で

はなかったのですが、平成9年の改訂時ですとか、平成19年の見直しのところなどでは、考え方というのは出しているのですけれども、基本理念という考え方が、最近港湾計画を改訂する場合に、石狩湾新港なんか、国の指導もございまして、基本理念があって、長期構想があって、港湾計画改訂、そういうピラミッドと申しますか、逆ピラミッドと申しますか、そういうような形になっていました。私どもが平成22年に表明した時点では、まだそこは言われていなかったのですけれども、現在の改訂の仕方というのはそこがありまして、小樽港港湾計画改訂についても、もう一度そこで、物流はもちろん大事なのですけれども、クルーズ客船の部分ですとか、それから安全・安心の部分、それも重要な要素でございまして、そういったようなバランスや何かについても考えながら進めていきたいというところで考えております。

ですから、計画値が現状程度か中間的なものかというところでは、現状にどこまで足し込めるかというようところで、中間という、ここまで行けるかどうかはわかりませんが、少しでもプラス要素を加えていけたらというふうに考えているところでございます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 11番、斉藤陽一良議員。

**○11番(斉藤陽一良議員)** 2点再々質問させていただきたいと思っております。

森井さんの件なのですが、市長の役割として、森井さんは今回の法定協議会早期設置の件、この問題、それから、ふれあいパスの一連の問題について、法定協議会でいえば、中央バス社長から再三求められていたにもかかわらず、社長との面談であり得ないような失言をしてしまう。また、ふれあいパスについても、交渉そのものの不手際と申しますか、まずさ、それから、協定書が毎年締結されているのは知らなかったみたいな無知ですね。それから、契約規則とかに違反して、協定書がないまま違反した支払いをやってしまった。そういった事柄について、本当にみずから責任を感じているのかなと。

今、減給条例とか出ていますけれども、減給の問題ではないのですよ、もう、これ。こんなことをやって、前代未聞の失政を数々重ねて、まだ市長の椅子に座っているのかという、そういう話なのです。減給で済むとか、どれだけだったらいいか、そういうレベルの問題ではないのです。この責任について、先ほど列挙した責任について、どう感じているのか、森井さんの言葉でしっかりかみしめて、軽々しくぺらぺらしゃべるのではなくて、しっかりかみしめて責任を明らかにしていただきたい。これが一つです。

もう一つは、港湾計画で基本理念云々と最後に言っていましたけれども、その基本理念、物流と観光と安全・安心ですか、そういった基本理念をつくるなら、つくればいいのですよ。なぜ中断しなければならないのかと。粛々とそういう作業を継続して進めればいいのではないですかと。なぜ殊さら中断だと言わなければならないのか、どうも腑に落ちないのです。ここに来て中断だと。

そういう理念をつくって、計画値も2,500万トンとかまでは行けないのだったら、1,500万トンなのか、1,300万トンなのか、そういう作業を粛々と進めればいいのではないですか。何で中断という話になるのか、そこがもう全く腑に落ちません。

この2点です。

**○議長(鈴木喜明)** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 市長。

**○市長(森井秀明)** 斉藤議員の再々質問にお答えをいたします。

私からは、最初の質問である1点について答弁をさせていただきます。それ以外については担当から

答弁させていただきます。

要約すれば、責任をどう感じているのかという御質問であったかなと思っております。

まず、法定協議会の設置につきましては、中央バスから早急に立ち上げてほしいという要請があったのは事実でございます。私といたしましては、今までもお話しさせていただいているように、就任後、その法定協議会の設置に向けて最短のペースで進めさせていただき、本年、先日11月30日に設置ができたというふうに思っておりますので、そのお求めに応じ対応させていただいたと感じているところでございます。

また、るるその責任についてのことで幾つかお話がありました。法定協議会だけではなくて、中央バスとの関係のことであったりとか、また、ふれあいパスにおいて契約規則に定める書面の契約を締結せずに支払いをしたということに対する不適切についても、今御指摘がありましたけれども、そのことも含めて減給条例という形で私の責任のとり方として表明させていただいているところでございます。それに基づき、議員の皆様個々における判断がなされると私自身は思っておりますので、その中で私なりの責任を果たしていきたいと思っておりますので、その中でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 産業港湾部長。

**○産業港湾部長（中野弘章）** 齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

港湾計画の基本理念の部分、それを粛々と進めていけばいいのではないかと、ここで一旦中断する必要はないのではないかと御質問でございましたが、平成22年に港湾計画の改訂を表明してから、クルーズ客船の日本海側拠点港に選定され、それから、それを受けた形で26年に第3号ふ頭及び周辺再開発計画、クルーズ客船の関係を含めてなのですけれども、行いました。それから、26年の11月には小樽港研究会で、物流についてのソフト事業の関係を主体にどうしたらいいかということを検討してまいりました。

その結果として、改訂案としてできた部分で、何度か御説明させていただいたかと思うのですが、一番流れの中でメインとなっている部分が、第3号ふ頭のマイナス10メートル岸壁とマイナス10メートル泊地、その部分なのです。そこをメインとして、前向きな計画として、港湾計画改訂に臨もうということで私どもは考えておりましたが、これは非常にいいことなのですけれども、そこは市が負担してやらなければならないところ、直轄事業で取り上げていただくことになりまして、国が、私どもも負担金は出すのですが、そういう形になりまして、その事業はことしから着工しているところでございます。

そうなったときに、一番メインとなった事業を、プラスとなる事業がなくなったときに、次の長期構想、長期構想と港湾計画というのはそれぞれ意味合いが少し違うのですけれども、一つのセットとなった部分でございますので、その部分に行くときに、今はまずこれでいこうと思っていたところが、その計画が先に前倒しできてしまったわけなのです。

それがあったので、長期構想検討委員会の中でそのことを粛々と考えるのではなくて、もっと原点に戻った上で小樽港のあり方を検討していきたいと、そういうところがありまして、基本理念ということが出てきたわけでございます。

少し説明があればよかったかもしれませんが、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

**○議長（鈴木喜明）** 齊藤議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 5時49分**

再開 午後 6時10分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○18番（佐々木 秩議員） 一般質問をします。

中央バスとの関係、法定協議会について、最初に伺います。

前定例会中の9月26日、予算特別委員会において、6月22日付中央バス牧野社長から市長への正式な抗議をその後8月28日まで放置していた市長の不誠実な対応と、その結果、ふれあいバスを続けるための補正予算による全額支出、イコール市民負担を強いられることになったと私は指摘をしました。

委員会答弁では、中央バス牧野社長との関係改善のため、直接謝罪、すれ違いの解消のため話し合いの機会を持つ、上林前副市長は必ず会ってもらえとおっしゃっていましたが、議会には何の報告もありません。その後どうなっているのか、お示してください。もし話が進んでいないのならば、理由を述べてください。

（「何もしてないから」と呼ぶ者あり）

また、面会の窓口はどの部が担当していますか。福祉部なのか、建設部なのか、今後の組織改革や法定協議会との関係もありますので、お答え願います。

ふれあいバス事業について、今年度事業継続のために、やむを得ず補正予算で対応したところです。平成30年度から34年度の中期財政収支見通しの説明によると、当面、全額市の負担で事業維持を図ることでした。その考えの前提は、中央バスはお金さえ全額出せば事業を続けてくれるはずだということです。しかし、実際には、中央バスにしてみると、バス料金以外にもさまざまな手間や費用がかかっている、なぜそれなのに理解のない、不信感を持つ市長のために続けなければならないのか、勝手な憶測で申しわけありませんが、そういう考えのもと事業継続が難しくなる心配はないのでしょうか。また、これだけの緊縮財政が待ったなしの中、ふれあいバスのみ全額支出を続けてよいのか疑問があります。何らかの改善策、制度変更が決まるまでの支出という話もありますが、このまま有効な対応策もないまま事業への無条件全額支出は、まるで森井市長の次期選挙のための人気取りに使われるだけではないかとの声もあります。

（発言する者あり）

期限を決めての制度直しの検討及び実施とすべきではないかと考えますが、いかがですか。

市民の皆さんは、限られた市の財源の中で、この事業についてどう考えているのでしょうか。2016年度に市民アンケートを実施した中で、ふれあいバスについて市民の意向はどのように示されているのか、御説明ください。

11月30日によりやく懸案の第1回目の法定協議会、市地域公共交通活性化協議会が開催されたとお聞きしました。議題とおおよその内容について伺います。

その委員構成について、選定根拠やメンバーについて御説明ください。

当然、ふれあいバス事業の今後についてもこの中で協議されていくものと思っていましたが、なぜ担当の福祉部長が入っていないのでしょうか。また、中央バスからは、ふれあいバス事業話し合いのために福祉部長を入れてほしいという意向はなかったのですか、伺います。

2項目め、公共施設建設での官民連携について伺います。

全国的に現在、各自治体が保有する多くの公共施設等の老朽化対策が大きな課題となり、その解決の

ために国は公共施設等総合管理計画の策定を各自治体に要請しました。本市でも、その計画を昨年12月に策定したところです。

市の人口減少と逼迫する財政状況に対応した管理計画ですが、だからといって施設を削減、廃止すればいいというものではありません。必要な公共施設は設置し、最適な住民サービスは市の責務で提供しなければなりません。そこで、今も進められている、どの施設が必要か、複合施設化はどのようにするかといった論議とともに、どのような手法で建設、管理していくのかという論議も同時に進める必要があると、今回行った総務常任委員会の視察で考えさせられました。10月24日に市から示された大規模建築物の耐震診断結果によれば、7公共施設が震度6強で倒壊、崩壊の危険性が高いとされ、早急な対応が必要なところです。そこでお聞きしたいのは、この総合管理計画の今後の進め方において、耐震に対する安全性が低い公共施設をどのように考えていくのか説明ください。

一方、示された中期財政収支見通しによると、今後年20億円の財源不足が予想されるなど、厳しい財政状況が続く中で計画実施となります。その中で、この管理計画を進めるために、建てかえ時の集約化、複合化など、幾つかの取り組みや手法が記載されていますが、官民連携によるPPPやPFI手法の導入もその一つとして示されています。そこで、PPPやPFI手法の特徴、これらを採用しての建設、維持管理のメリット、デメリットについて御説明ください。

国においても、自治体でのPPP、PFI手法導入を積極的に推進するために、専門アドバイザーを派遣するなどの支援措置を設けているようですが、それらの活用も含めて、現段階でこれらの手法導入検討はどの程度進んでいるのか、お示ください。

特にこの手法の採用には本市が乗り越えなければならない課題は多々あり、いきなりの導入は難しいことを先進自治体の視察でも痛感しました。しかし、限られた予算の中で、企画段階から市民の求めるコンセプトや要望を反映し、実際に形にしていくことが民間の発想やノウハウによって可能になっていく姿も見せてもらい、その可能性に希望も感じました。事業的に比較的ハードルの低い公共施設建設等での導入を検討するなど、市として今後積極的に取り組んでいくという姿勢をお示しいただきたいのですが、見解をお示ください。

3項目め、高レベル放射性廃棄物最終処分について伺います。

政府は、2017年7月28日、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に好ましい地域を示した科学的特性マップを公表しました。これによれば、火山や活断層の近傍などの好ましくない要件、基準に該当せず、かつ海岸からの距離が短く、陸上輸送が容易な場所の範囲にあるという好ましい要件、基準に該当する地域を、処分場の候補地となり得る輸送面でも好ましい地域としています。北海道においては陸地の3割が該当し、86市町村に及んでおり、小樽市もこの科学的特性マップによると、市域の大部分がその中にランクづけされています。なお、この輸送面でも好ましい地域というのは、当初最適地と表記されていました。今後、政府は、調査を受け入れる地域が出てくれば、複数の自治体に対し、処分場選定に向けた第1段階の文献調査を申し入れるとしています。このための経済産業省などが主催した全国シンポジウムが既に札幌市等で2015年からことしまで複数回開催、さらに都道府県ごとの自治体説明会も順次開かれています。一方で、輸送面でも好ましい地域を重点に住民向けの意見交換会を開始し、その際、報道にあるように、原子力発電環境整備機構（NUMO）の委託を受けた民間広告会社が、学生に謝礼を約束して動員するという極めて不適切な運営をしていたことが発覚し、相も変わらぬ原子力村の何でもありの体質が露呈しています。

そこでお聞きしますが、全国シンポジウムや自治体説明会への出席働きかけは市に対してありましたか。それへの対応はどうしましたか。

科学的特性マップに関する意見交換会も北海道地区で今後予定されていますが、この意見交換会についてどのように対応していくのか、伺います。

NUMOは、調査の各段階で結果を公表し、次の段階の調査の計画を示し、知事や市町村長の意見を伺い、反対される場合には次の段階には進みませんとしています。今回の高レベル放射性廃棄物の最終処分場に好ましい地域を示した科学的特性マップについて、小樽市としての見解や基本的スタンスをお示してください。

放射性廃棄物の最終処分は、地下300メートルより深い地層に埋める地層処分を行うとしていますが、複数の巨大プレートがある地震多発国の日本において、10万年の監視が必要な核廃棄物を安全に保管できるのかといった疑問が解消されずに進められています。また、北海道は、そもそも高レベル放射性廃棄物の地層処분을研究している幌延町の深地層研究センター誘致をめぐる、放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたいとの条例、いわゆる核抜き条例を制定しています。一方、市としては、これまで泊原発再稼働に慎重な姿勢を示しており、そこから出される放射性廃棄物をこれ以上ふやすことの愚を指摘しています。よって、本市だけでなく、北海道全体として核抜き条例遵守をしていくべきと考えますが、いかがですか。

4項目め、日本遺産、歴史文化基本構想について伺います。

最初に、北前船での追加認定の状況、めどはどうなっていますか。関係団体、自治体との対応を含めて、どのように進められているのか伺います。

聞くところによると、認定後何をするのがとても重要で、主体的な事業の実施がおこなわれている認定自治体が問題視されているそうです。本市も、認定後、具体的にどんな事業の実施を検討されているのか、お示ください。

文化財の活用、理解促進の観点とともに、調査研究を進めて、小樽と北前船の歴史的価値を把握することが重要だと考えますが、その両視点での対応をお願いします。

次に、地域型認定の取り組み状況について伺います。

先日、日本遺産構想の提唱者のお1人、東大の西村幸夫教授にお会いする機会がありました。小樽市も認定に向けて取り組んでいることをお話したところ、もうすぐ終わっちゃうよとはっぱをかけられました。2020年までの本当に待たなしの段階です。

そこで、産業港湾部の日本遺産担当者と教育委員会が連携し、歴史文化基本構想及び調査部会の成果に基づいてストーリーをつくっていくとのことですが、歴史文化基本構想ができてから動き出すのでは遅くなります。成果が出次第、もしくは同時進行でストーリーづくりに着手できるよう準備、例えば私が以前から指摘していましたストーリーの構想を考える専門家を入れたチームづくりなどを進めておくべきではないでしょうか、見解を伺います。

歴史文化基本構想について、市教委にお聞きします。

地域型の日本遺産認定を目指し、その条件である小樽市歴史文化基本構想の策定作業も本格的に進んでいることと思います。その中心となる調査部会の活動についての状況を報告ください。

また、構想の策定はスケジュール的に順調に進んでいますか。市の歴史文化遺産については、既存の博物館、美術館等に保管されている文化財や登録されている建築物だけでなく、広い視野で文化遺産を捉え直して、発掘、発見していくことの大きさを、市開催のシンポジウムでも太宰府市教育委員会の課長が指摘されていました。その観点からの調査は進めておられますか。

市民との連携について伺います。

昨年度の講演会やシンポジウムなどの中で、市民の皆さんからの御意見を反映させることは、市民の

皆さんとともに認定を目指すという視点でとても重要です。どのようになっていますか。

また、調査部会や策定委員会の動向が外部に発信されていませんので、市民は進捗状況を知ることができません。情報発信について取り組んでいくべきですが、いかがでしょうか。

そのまちに暮らす人々の生活やなりわいに関する歴史、娯楽、伝統行事の発掘こそ自分たちのまちを見直すきっかけとなり、ひいては地域活性化にもつながることが日本遺産認定の大事な側面です。その意味で、この調査を進めていただくようよろしくお願いいたします。

5点目、お聞きします。SNSなどの情報ツールと子供の安全について伺います。

「ミクチャで「追加ヨロ！」のQRでコチャしたらトラブって、相手に笑ってもらおうと友達のSNOWを送ったら、まだ怒ってるのでスタ爆したら、スクショをタイムラインで流された」、小学校5年生女子のネット上の書き込みだそうです。私にはほとんど意味がわかりませんでした。ネットパトロールをされている方に解説していただくと、これだけでもさまざまな問題点を含んでいるそうです。

例えば本人や友人の顔写真や動画、本名、地域情報を載せていたり、本人が特定できること、知らない相手に暴言を吐いてけんかになったこと、肖像権侵害、人権侵害、名誉毀損の疑いがあることなどです。LINEやネットでけんかになり、殺された事件も全国に見られます。こうした現状の中で、今回の座間市でのセンセーショナルな事件でも、いつでもどこからでも被害者が出る可能性があったことは、その後の札幌での10代前半女子の誘拐事件からも明らかです。

データで見ると、青少年の80.2%がいずれかの機器でインターネットを利用、小学生は22.3%、中学生は47%だそうです。そのうちスマートフォンによるコミュニケーションツールの利用は、小学生が46.5%、中学生84.1%と年々増加しているのは言うまでもありません。さらに、2歳児の約3割がネット利用、2017年の5月の内閣府の発表です。さらに、2017年警察庁の発表によると、児童ポルノ被害が2016年過去最多、2017年の法務局の発表では、ネットの人権侵害は10年で7倍程度になっています。市教育委員会として、こうしたネット上のSNSなどの情報ツールの広がり、急激な変化、普及など、子供たちのインターネット利用状況についてどのように把握されていますか、概略をお示しください。

子供たちへの影響について、特に今回の座間市の事件などがあり、そのマイナス面が強調されがちですが、まずはインターネットを利用する際の課題について、その一方で、教育面での効果も大いに期待されると思いますが、その両面について御説明ください。

本市でのインターネット利用にかかわる不適切な事例を、個人情報に触れない範囲で幾つかお示しください。

こうした事例への対応で大切なポイントの一つは、最新の知識、情報で保護者や子供たちに向き合わなければならないことです。子供たちはある意味最先端にいます。おくれた情報でモラル教育といっても、子供たちに鼻で笑われるだけなのです。教育現場では、これほどのネット上や情報ツール、さらにはそれを扱う子供側の変化の中で、最新の情報についてどのように対応されていますか。

子供たちのインターネット上の情報リテラシー教育も非常に大事になっています。何せ責任ある立場の大人でさえ、ネット上の辞書などに書かれていることをうのみにしてしまう時代です。ネット情報の処理ばかりでなく、扱い方の注意等も必要ですが、どのようになっていますか。

現在、小樽市小中学校情報モラル対策委員の方が、本務以外でのネットパトロール等をほとんどボランティアで行っているのが現状で、個人で対応できる限界にきています。どう見ても今後やらなければならないことが膨大になっていくことが容易に想像できます。既存のシステムや人の配置では難しい面があるので、情報モラルに関する総合的な専門職の配置が望まれます。

ネットパトロールだけでなく、保護者や教員、子供たちとの直接相談に応じ、警察、弁護士、心療内

科医師などの連携等、本当に多岐にわたり解決をサポートする専門職を今すぐにでも求められています。本市単独で無理であれば、道教委、道への働きかけを行うべきです。いかがでしょうか、見解を伺います。

こうしたコミュニケーションツールを子供たちが使用することを規制することはできないですし、してはいけなると考えます。なぜなら、スマートフォンを中心としたツールは、大多数の人にとって既に生活全般と一体化しており、これからの子供たちは、その危険性を理解しながらこれをしっかりと使って生きていかなければならないからです。その意味で、地味ではありますが、表面的ではない、子供たちが納得できる情報モラル教育が肝心と考えます。この点についての見解を求めます。

以上、再質問を留保し、質問を終えます。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、中央バスとの関係、法定協議会について御質問がありました。

まず、中央バスとの話し合いにつきましては、平成29年10月6日に中央バスとの面会の日程調整のため、小樽事業部に電話をしたところ、担当者が不在であり、改めて10月10日に電話で面会の要請を行いました。これまでの文書について整理ができていないとのことから、現在、面会することができておりません。

その後、法定協議会設立の準備にめどがついたことから、今後において私の真意を直接お伝えしたいと考えており、できるだけ早い時期にお会いしたい旨を11月29日付の文書においてお伝えをしたところであります。

また、市としての面会の窓口については、基本的には建設部が担うことになるものと考えております。

次に、ふれあいバス事業を継続するに当たり、事業者からの協力を得られるのかにつきましては、この事業は本市の重要な高齢者施策であることを事業者に理解していただき、実施をしているところであり、今後も事業を継続するため、そのような心配とならないように、引き続き御協力を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ふれあいバス事業の制度見直しについて、期限を決めて検討及び実施すべきではないかにつきましては、制度の見直しは、アンケートの結果などをもとに現在検討を進めているところでありますが、庁内や議会での議論なども必要となるため、期限を決めて取り組むことは難しいと考えております。しかしながら、できるだけ早期に実現できるよう努めてまいります。

次に、ふれあいバス事業に係るアンケート調査における市民の皆様の意向につきましては、アンケートでは、制度対象の方と制度対象外の方、それぞれの市民の皆様から御意見をいただきましたが、両者ともに、現在と同じ利用者負担で制度の維持を望む御意見が多くありました。その一方で、制度の必要性は理解しつつも、増大する財源を危惧し、利用者負担増や何らかの制限を設けるべきとの御意見もありました。

次に、第1回小樽市地域公共交通活性化協議会の議題と内容につきましては、委嘱状の交付や会長の選出などを行い、地域公共交通施策に関する国の動向や他都市の取り組み、小樽市の人口や交通の現状などを説明したところであります。また、委員からは、今後のスケジュールや、来年度に実施するアンケート調査、路線バスの利用状況などの質問があったところでございます。

次に、委員構成につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法の規定に基づき、市長の指名する職員、公共交通事業者、地域公共交通の利用者、学識経験者、道路管理者などで構成されております。

次に、協議会委員に福祉部長が入っていないことにつきましては、協議会では、地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関し必要な協議などを行うことを目的としており、ふれあいバス事業については、本市の高齢者施策として取り組んでいることから、ふれあいバス事業の今後については、福祉部と関係事業者が協議を行っていくものと考えております。

また、中央バスからは定例会議の場で、ふれあいバス事業の話し合いのために福祉部長を入れてほしいとの意向はありましたが、ふれあいバスについては、市の高齢者施策として行っていること、高齢者の意見をいただくため、小樽市老人クラブ連合会会長に委員となつていただいていることを説明し、了解を得たところであります。

次に、公共施設建設での官民連携について御質問がありました。

まず、公共施設等総合管理計画の進め方における耐震の安全性が低い施設の考えにつきましては、現在、公共施設の統合、複合化に向けた再編計画や各施設の長寿命化を伴う改修等の保全計画をまとめた個別施設計画を平成32年度までの策定を目指して進めております。この計画策定の中で、市民により安全・安心な施設を提供するために、耐震性が低い施設については優先的に検討していくべきと考えますが、多くの対象施設があり、財政的な見通しも重要な要素でありますので、市民に提供するサービス内容や費用などを長期的、総合的な視点で捉え、より有効な施設の再編や改修の計画を検討していきたいと考えております。

次に、PPP、PFI手法の特徴やメリット、デメリットにつきましては、PPP、いわゆる官民連携の手法の中に、PFIやリース方式、本市も既に取り組んでいる指定管理者制度などが含まれており、特にPFIについては国としての取り組みが強化されております。

このPFIの特徴は包括的契約や性能発注などがあり、民間事業者のかかわり方によってさまざまな形態があります。そのメリットについては、設計、建設、維持管理、運営等を一括して長期間の発注も可能となることから、民間事業者の工夫の余地が大きく、結果として建設費や管理運営費が低減されることや、運営しやすい施設になるほか、施設整備に伴う建設年次の多額な支出が発生せず、財政支出の平準化が図れるとともに、厳しい財政状況にあっても、必要な公共サービスの早期提供が可能になることなどが挙げられます。

また、デメリットとしては、一般的に、PFI法に定められた事業者選定の手続や事業計画の内容等の評価などの業務の煩雑さや準備に時間を要することのほか、民間事業者にとっても資金調達や特別目的会社を設立する場合の企業提携など、参入準備が相応に必要となることなどが挙げられます。

次に、国の支援制度等の活用を含めたPPP、PFI手法導入の検討状況につきましては、公共施設等総合管理計画では、施設の建てかえ時における集約化、複合化や、PPP、PFI活用の検討などにより、将来の施設更新費用の削減を図る目的を掲げたもので、今後、個別施設計画の策定とともに、その計画を進める上で、具体的な事例の中でPPP、PFI活用の可能性を検討していく考えであります。

また、支援事業については、国のほか関連団体や金融機関等によるものがあり、本市はこれまで活用の検討は行っておりませんが、PFI事業の検討には金融、法務、技術等の専門知識が必要であり、先行事例の多くは支援事業を活用しておりますので、今後、具体的な事例に当たっては支援事業の活用も検討したいと考えております。

次に、PPP、PFI手法の導入を積極的に取り組む姿勢につきましては、PPP、PFIについて

は、事例の数だけ手法があると言っても過言ではないほど多様であります。本市は老朽化施設が多く、厳しい財政運営が今後も見込まれ、施設の再編や改修の計画策定とその推進は重要なテーマであり、さきに述べたように、PPP、PFI手法の導入効果も大きく、国も積極的な取り組みを推進し、支援していることから、デメリットなども勘案しながら、具体的な事例の中でその可能性について検討をまいります。

次に、高レベル放射性廃棄物最終処分について御質問がありました。

まず、経済産業省等主催の全国シンポジウムや自治体説明会への出席の働きかけにつきましては、北海道経済産業局から開催案内が送付されてきたのみであります。その対応につきましては、シンポジウムは主に住民を対象としたものでありますので出席はしておりませんが、自治体説明会には、2015年から2017年まで毎年担当職員が出席しております。

次に、科学的特性マップに関する意見交換会への対応につきましては、この意見交換会は主に住民を対象としたものでありますので市として出席する予定はありませんが、今後において、自治体説明会等があれば、これに出席してまいりたいと考えております。

次に、科学的特性マップについての本市の見解につきましては、本市が高レベル放射性廃棄物の受け入れについて、好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高く、輸送面でも好ましい地域とされたことは、海上輸送などにすぐれている地理的要件に基づき国が一方向的に公表したものと認識をしております。しかしながら、私としては、原発再稼働には反対であり、最終処分場を受け入れる考えはありません。

次に、北海道全体として、いわゆる核抜き条例の遵守につきましては、北海道は本年9月の自治体向けの説明会の中で、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例を遵守し、北海道全体としてこの廃棄物を受け入れない姿勢を改めて明言しており、本市は言うまでもなく北海道全体として同条例を遵守していくべきであると考えております。

次に、日本遺産・歴史文化基本構想について御質問がありました。

まず、北前船での追加認定の状況、めどにつきましては、本年7月、岡山県での第20回北前船寄港地フォーラムに先立って開催された北前船日本遺産追加登録希望自治体懇談会において、追加を希望する自治体は、北前船日本遺産推進協議会の会員として、追加申請検討部会で構成文化財等の状況を検討された上で申請を目指すこととなり、本市も同協議会に加入いたしました。

その後、本市は、北海道・東北エリアの追加申請自治体の代表として、部会長市、他のエリア代表市、事務局であるANA総合研究所とともに2回、文化庁との協議に参加いたしました。今後、追加希望27市町の構成文化財を取りまとめの上、来年1月、認定自治体を代表して、酒田市から山形県を通じ文化庁に追加申請される予定です。

次に、認定後の事業につきましては、今年度認定を受けた11市町が、北前船日本遺産推進協議会において、地域の魅力発信や日本遺産ストーリーの周知活動を通じた文化財の理解促進と活用を目指すため、ホームページ作成、動画配信、広域観光周遊ルートの造成などに取り組んでいます。それらの事業は、北前船寄港地フォーラムを母体に、東日本、西日本、北海道の各旅客鉄道、日本航空、ANA総合研究所などが中心となって立ち上げた一般社団法人北前船交流拡大機構に委託し、地域間交流拡大を強力に推し進めていくとのことでもあります。

追加認定後は、先行自治体の事業に追いつき、38市町としてさらなる事業展開が求められますので、協議会としての検討に参画してまいりたいと考えております。あわせて、市民への一層の周知や小樽とのかかわりについてのさらなる調査、研究が必要であると思っておりますので、引き続き関係者と連携して取

り組んでまいりたいと考えております。

次に、ストーリーの構想を考える専門家チームづくりにつきましては、あくまでも歴史文化基本構想と並行して日本遺産のストーリーづくりに取り組んでいかなければならないと認識をしております。現在、教育委員会と連携し、文化財としての学術的な助言をいただける体制がありますが、今後、認定に向けて文化庁や関係者との協議を重ねるほか、ストーリーづくりや文章表現なども含めて多くの方から御意見を伺い、効果的な体制づくりを進めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 教育長。

**○教育長(林 秀樹)** 佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、日本遺産、歴史文化基本構想について御質問がございました。

まず、調査部会の活動状況につきましては、昨年度に引き続き本市の文化財を総括的に把握するため、総合博物館紀要や埋蔵文化財調査報告書など関係資料の調査を初め、歴史的建造物などの追跡調査を実施したほか、昨年度に実施したワークショップにおいて御意見のございました市民が残したい文化遺産についても調査を開始しております。また、幅広く文化遺産を収集するためには、市民からの多くの情報提供が必要でありますことから、12月と1月にワークショップを開催するよう準備を進めているところでございます。

次に、構想策定のスケジュールにつきましては、今年度は7月7日と9月27日の2回の調査部会において、構想策定には、これまで調査することとしていた歴史的建造物や埋蔵文化財などだけではなく、食べ物や写真、映像など調査対象範囲を広げることが必要であるとの御意見をいただいたことにより、その調査収集作業に時間を要しておりましたが、今後、調査部会との調整を鋭意行い、当初計画していた策定スケジュールのとおり進められるよう取り組んでまいります。

次に、広い視野から文化遺産を調査することにつきましては、今年度は12月に広報おたるとホームページの活用により市民に食文化と風習についてのアンケートを実施するほか、ワークショップに関しては、昨年度は市内中心部で開催いたしましたが、本市には本州のさまざまな地域の歴史や文化に基づく風習や食文化などが見られることから、忍路・蘭島地区及び張碓・春香地区の2地区において開催し、地域の方々から御意見を伺い、幅広い文化遺産の発掘、発見につなげてまいりたいと考えております。

次に、市民からの意見の反映につきましては、昨年度に実施しましたシンポジウムやワークショップにおいて、市民の皆さんから、食べ物や風景、写真、映像などさまざまな御意見をいただきましたので、文化財の調査分類の中にこれらも幅広く取り入れることができるよう多様なジャンルを設け、可能な限り取り入れてまいりたいと考えております。

次に、市民への進捗状況の情報発信につきましては、平成28年度は、シンポジウムやワークショップ、策定委員会の動向などを市のホームページに掲載したほか、報道機関に情報提供するなど情報発信を行ってきたところでございますが、平成29年度のシンポジウムを初め調査部会や策定委員会については早急に対応するとともに、今後ワークショップや文化財データの整理ができ次第、文化財データにつきましてもホームページに掲載するなど、一層の情報発信に取り組んでまいります。

次に、SNSなどの情報ツールと子供の安全について御質問がございました。

まず、子供たちのインターネットの利用状況につきましては、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果から、本市の児童・生徒は、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットの利用時間が全国と比べて長く、所持率も年々高くなってきており、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」のアンケートからも、利用時間が守られていない割合が多い状況

となっております。

また、道教委から、ネットパトロールの結果として、SNSの利用状況や不適切な書き込みなどについて情報提供を受けたり、各学校から、ネットによる友人とのトラブルなど生徒指導の報告を受けたりすることで、子供たちの利用状況を把握しているところでございます。

次に、インターネットを利用する際の課題と教育面での効果につきましては、まず課題といたしましては、個人情報の流出や犯罪に巻き込まれるおそれがあること、いじめのツールとして利用される危険性があること、生活習慣が乱れ、健康に影響を及ぼしたり依存症になったりする可能性があることなどが考えられます。

一方、教育面の効果としては、多様な情報の収集や表現活動のツールとして活用するなど、子供たちの情報活用能力の習得や探求的な学習などに大変有効な手段であると考えております。

次に、本市でのインターネット利用にかかわる不適切な事例につきましては、道教委のネットパトロールで検出されたものとして、ツイッターで自分自身の学校名や氏名など個人情報を投稿した事例が数件ございました。また、学校から報告されたものとして、名前を出して会話している様子を動画共有サービスのユーチューブで投稿した事例や、スマートフォンのアプリLINEを使って相手を誹謗中傷するいじめの事例などがございました。

次に、最新の情報への対応につきましては、道教委のネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイトにおいて、SNS等での投稿による被害や、なりすまし投稿による誹謗中傷等への対策など、毎月最新の情報が更新されており、教職員向け資料や保護者向け資料を各学校へ配付し、積極的に活用するよう指導しているところでございます。

また、年2回開催しております小樽市小中学校情報モラル対策委員会において、事務局から最新の情報を各学校へ提供するとともに、全市一斉のネットパトロールを行うなどして、各学校での指導に生かしているところでございます。

次に、ネット情報の扱い方の注意等につきましては、学習指導要領では、情報の収集に当たっては、入手した情報の重要性や信頼性を吟味することが大切であると示されており、文部科学省の情報モラル指導事例集にも、ウェブページの情報は全てが信頼できるものであるとは限らないため、関連する他のページを見たり、他のメディアから関連する情報を探したりして、信憑性を確かめる必要があると記載されておりますことから、各学校ではそのように指導が行われているものと認識しております。

次に、情報モラルに関する総合的な専門職の配置についての見解につきましては、全道的に専門に業務を行っている職員は配置されていない状況にございますが、教育委員会といたしましては、児童・生徒のネットトラブル等については、今後、複雑化、多様化が予想されますことから、きめ細やかなサポートを専門に行う職員の配置が必要であると考えております。

しかしながら、現状では専門的にコーディネートする人材の確保などに課題があり、本市独自での配置は厳しい状況であると認識しておりますので、専門に業務を行う職員の養成や配置の必要性について、都市教委連を通じて道や道教委に対して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、表面的ではない、子供たちが納得のできる情報モラル教育につきましては、例えば相手の顔が見えないメールと、顔を合わせての会話との違いを理解し、メールが相手に与える影響について考える疑似体験を授業の一部に取り入れるなどして、具体的に情報モラルの重要性を実感できる授業を実践する必要があります。一方的に知識や対処法を教えるのではなく、児童・生徒がみずから考える活動を重視することが大切であると考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秋議員。

○18番（佐々木 秋議員） 再質問をいたします。

まず、中央バスとの関係についてですが、窓口で対応したところは基本的に建設部だというふうにお答えでしたけれども、私が聞くところによると、当初秘書課が対応していたというふうに聞いているのですが、そういう事実はありませんか。基本的におっしゃっているから、そこを省略されたのかもしれないけれども、このところは正確に、どういう対応だったのか、お答えをお願いいたします。

それから、市長が求める面会の目的というのは、今まで話を聞いていると、話のすれ違いだとか、真意を述べたいとか、そういうお話はあるのだけれども、本来は謝罪と、中央バスの社長に対する謝罪が目的の一つなのではないかと思うのですが、その辺について少しきちんとしたお答え、謝罪なのだということを示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

これは当然だと思うのです。実際に言及のことについて話があって、これについては市長は言及はなかったと言って、その後の議会議論の中で実際には言及があったということになった。そうしたのであれば、そのことについて牧野社長は言及はしたのだと、私は言ったのだと言って、それで抗議いたしますという文書が来ていたわけですから、それは事実と違った、市長の認識は違ったということなので、まずきちんと謝罪をします。そこからようやく真意を述べることになっていく。そういうのが流れというか、普通の人はずそうするはずで。それについて、謝罪も目的なのではないかという点について、はっきりさせてください。

それから、11月29日に、こちらからの回答文書ですか、それを持って行ったというふうなお話もありましたけれども、この11月29日の文書はいつできたのですか、実際には、こちらのほうで。市役所の中で。それについてもお答えください。

それから、ふれあいバスについて伺います。

市民アンケートをとった結果、現状のまま維持してほしいという御意見もあった中で、やはり市の財政や何かを心配されて、その中で、何らかの制限を加えた中でやっていくということを述べられているアンケート結果もあったということでした。やはり現状のままというのは、今の中期財政収支見通し等の中からいっても、これはなかなか厳しい状況なわけですから、そういう何らかの制限とか、そういう市の財政を考えてくださる方もいるわけですから、そういう方が少しでも市民の中に広がり、御理解いただけるような、そういうことをきちんと市民の皆さんにわかってもらえる努力をするべきと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

それから、ふれあいバスについて、この法定協議会の中では扱わない、福祉部長は入れないということでしたけれども、これについて、中央バスから入れてほしいという要望があった。イコールこれは、ふれあいバスの話をこの中でしてほしいのだという意味表示だと思います。さらに、ふれあいバスについては、事業者と市と2者で話をすれば済むから、この中でやる必要はないというお答えだったと思いますが、ここの法定協議会の中には、今おっしゃっていたように、高齢者の団体の方もいらっしゃる。実際に使う方がその中にいる、それに、第三者の意見も、そのところで客観的な意見も聞ける、そういう場でこれは扱うべきで、それはこの法定協議会の本筋の話なのではないかなというふうに思うのですが、その点について見解をお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 佐々木議員の再質問にお答えをいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきます。

私からは、中央バスとの面会の目的のことで御質問があったかと思えます。

佐々木議員からも御指摘がありましたように、私自身の発言の真意が伝わらず、誤解、さらには不信任を与えたということは事実でございます。そのことをしっかりお伝えをし、中央バスに対して私自身の真意を伝えることが、私自身の訪問する目的でございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

まず、中央バスに連絡をしたのが、建設部なのか、秘書課なのかという件なのですが、答弁の中では、要は今後、窓口になるのは基本的に建設部だと考えております。それで、質問がありました、最初に中央バスに連絡をとったのは、議員がおっしゃったように秘書課になっております。そして文書を出したのが建設部になっております。

次に、11月29日の文書につきましては、29日で決裁をいただきまして、その日にちに小樽事業部に提出をさせていただいているところであります。

次に、法定協議会の中に福祉部長を入れないのかという件ですけれども、あくまでも法定協議会の中では、確かに利用者の掘り起こしといいますか、そういった視点の観点があります。その中では確かに高齢者の利用という部分もあると思いますが、ただ、先ほど市長からも答弁させていただきましたけれども、ふれあいパスに関しましてはあくまでも福祉施策の中で取り組んでいるものであり、それはその中の一つの事業という形になりますので、そのことにつきましては、今、法定協議会とは別に庁内に関係の課長の会議を設置いたしました。そういったところで、きちんと市役所の中では議論をさせていただきますけれども、あくまでも法定協議会の中では、そういった高齢者も含めた全体の利用促進、利用者の掘り起こしという議論をするところになりますので、ふれあいパスという特定の事業をここで議論をするという形では考えておりません。

(「だったら、福祉部入ったほうがいいでしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 福祉部長。

**○福祉部長（日栄 聡）** 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

私からは、市民アンケートの関係で、少しでも市民の皆様に御理解いただけるような制度にすべきだということについてでございますが、ごもっともな意見でございまして、私たちといたしましても、現在と同じ利用者負担で制度の維持を望むといった御意見が非常に多かったのでございますけれども、やはりこのままでは財政的に非常に厳しいということを考えております。

ですので、アンケートの一部にもありましたけれども、何らかの制限、一番多かったのが所得制限ということが多かったのですが、枚数制限、以前だめだという話にもなりましたが、その辺も全部含めて、例えばＩＣカードの利用ですとか、さまざまなことを勘案しながら、市民の皆様の意見、あるいは議会の皆様の意見、議員の皆様の意見を聞きながら制度をつくるように進めていきたいと考えております。

(「市長と違うんでしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 答弁漏れということになるのかあれですけども、まず市長にお聞きをします。佐々木議員が、面会の目的の一つは謝罪が目的の一つではないのか。市長がお答えになったのは、不信感とか誤解を解くとかということなのですけども、謝罪が目的の一つであるのかなのか、このことについては触れていないということでもあります。それが1点。

それから、建設部長のお答えの中で、福祉部長を入れてほしいと、中央バスと、そういう流れでありますけれども、法定協議会の中には高齢者の団体も入っている、それで入れない。これはよく意味がわからないのですけれども、その点だけ2点、答弁をし直してください。

（「何でそういう意見を聞けないんですかね」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 済みません、法定協議会の中に福祉部長を入れたいのかという点なのですが、今回、行政のほうで入っているのが、私と教育部長になっております。教育部長につきましては、実際市内の路線バスに学生が乗るといった形もありますので、そういった形もあって教育部長に入らせていただいております。

（発言する者あり）

高齢者につきましては、先ほど言いましたけれども、団体と、あと社会福祉協議会も入っております。ですから、高齢者の利用促進は確かにあるのですけれども、ふれあいバス制度というのは、先ほどもお話をしましたが、あくまでも福祉施策の制度で、福祉部でやっているものなので、あくまでもそれだけをピックアップしてやる、議論するところではありませんので、確かに全体の中では高齢者の利用促進としてそういう話は出てくると思いますが、ただ、そういった市がやっているふれあいバスにつきましては、先ほど御答弁させていただきましたけれども、庁内で関係の課長会議を設置いたしましたので、そういったところで、議論というか調整を図っていきたいというふうに考えております。

（「それならおかしいしょ」と呼ぶ者あり）

（「誰かが入れないって言ったんじゃないの」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

**○市長（森井秀明）** 佐々木議員の先ほどの質問に対して、私の答弁が足りなかったようでございますので、改めてお話をさせていただきますけれども、私、残念ながら、この議会の中では、そのようなさまざまなことで御指摘をいただき、その状況について誤解を与えたり不信感を与えたのではないかと思います。しかしながら、私、その後一度も社長と直接お会いできておりませんので、社長からもその状況等を把握させていただいて、その内容についてきちんと確認の上で、そのことも含めてお伺いしたいというふうを考えているところでございます。

（「文書ちゃんと読んでないってことでしょ、そしたら」と呼ぶ者あり）

（「会ってもらえるわけねえだろ」と呼ぶ者あり）

（「恥ずかしいわ」と呼ぶ者あり）

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 18番、佐々木秩議員。

**○18番（佐々木 秩議員）** ふれあいバスの話を先にさせていただきますが、福祉施策だから担当部長を入れたい。教育部長は入って、バスを使う。これ教育施策ではないのですか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

同じ論理で言えば、こちらも外さないとならなくなりますよ。教育のほうも、バスが関係するのは教育委員会だけでしょう。

(発言する者あり)

論理的にそこはつじつまが合いません。高齢者団体がいるのだから、なおさらふれあいパスの話がそこでしたほうがいいでしょう。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

いるから要らないという話は、そこは全然合わないと思います。

(「にやけてる場合じゃないって」と呼ぶ者あり)

ここのところをきちんと話のつじつまが合うというか、きちんとここところは御返答願いたい。中央バスの方も入れてほしいという要望のもとで始まっていることなのに、入れない。ここは何か違う意図があって、ふれあいパスをわざわざ外しているのではないかというふうに聞こえますが、いかがでしょうか。それが一つ目。

それから当初は秘書課。基本的にはとか何だとか言わないで、私が聞いたものに最初からきちんと正確に答えてほしいのですよね。これで考えていた質問が足りなくなるわけですよ、再質問までの中でやるのが。きちんと的確な答弁をお願いします。

それで、秘書課ではないのかということについて、秘書課が最初にやりましたと。まず、面会窓口になるように秘書課に依頼したのは誰ですか。それはいつですか。

それから、なぜ最初、社長との窓口を秘書課に依頼したのですか。理由。

それから、これまで中央バスとのトップ会談を初め、市長、副市長が中央バスとのさまざまな話し合いの設定を秘書課が対応してやってきたことというのはあったのでしょうか。

それから、秘書課で最初にやっていたものを途中からなぜ建設部に変えたのか、その理由もお聞かせください。

9月26日、これは最初の質問のときにも言いましたけれども、予算特別委員会の中で、私と市長でいろいろな議論をしたときに、市長はその中で、社長にお会いし、お話ししなければならないというふうに思っておりますので、お会いしたいということで、原課を通してお伝えさせていただいているところでございますと言っています。この私に言った原課というのは、どこのことを指しているのか。この段階で指していたのか、言ってください。

謝罪の話。いま一つ、市長、謝罪という言葉も、市長の今の御答弁の中に出てきたので確認させていただくだけでも、謝罪はされるのですね。まず事情や何かがわかった段階でというお話のように聞こえたから、それはわかった段階で、社長に謝罪をされるのですね。されるのか、されないのか、まずきちんとお答えをください。

これは私は前回も言わせていただいたけれども、人と人とのつき合いは、やはり間違いがあれば、まずきちんと謝るところから始まるわけですから、それなしで、真意を述べたい、真意を述べたいとおっしゃったとしても、向こうは聞く耳を持ちませんよ。

(「そうだよ」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

それがやはり真つ当な人間関係だというふうに思いますので、まずは、謝罪ということをおっしゃったので、謝罪をするかどうか、そこを言ってください。

(「僕だってさっき謝ったしょ」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「ほら市長、謝罪の文書を渡すから、行ってきな、ほれ」と呼ぶ者あり)

不穏当な発言は控えるように。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) 佐々木議員の再々質問にお答えをいたします。

私から答弁したこと以外は担当より答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、私は先に謝罪の件についてお話しさせていただきますけれども、すれ違い等もあったと思いますので、その確認の上で、やはりその状況をきちんと確認した上で、その内容によって謝罪をさせていただきたいというふうには思っているところでございます。まずは、目的については、先ほどからお話ししているように、私自身も、誤解、すれ違いがありましたので、その真意をお伝えすることが私自身の目的でございます。

それと、中央バスへのアポイントの窓口で、最初においては、私から秘書課を通じて依頼をしたというふうに思っております。ただ、恐縮ですが、今この場で、それがいつだったかということはお伝えすることができません。

また、当時私が答弁したときの原課を通してという意味というお話であったかと思うのですが、恐縮ですが、そのときの状況が私自身少し記憶が定かではありませんけれども、最初に依頼したのは秘書課を通してだったと思います。そのときの原課を通してというのは、その後の中央バスとのやりとりの中で、文書等のお話があったとしたならば、原課というのは建設部の意でお伝えをしたかというふうには思うのですが、ただ、私自身、そのときの答弁が、秘書課のことを原課を通じてと言ったかどうかということは、恐縮ですが、今現状では確認ができないので、改めて確認の上でお伝えさせていただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 佐々木議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、福祉部長は入れないのかという件なのですけれども、教育部長が委員になっているのは、要は教育関係者が入っていないということもありまして……

(「したら入れればいい」と呼ぶ者あり)

それで今回、教育部長に入っていたという点と、ふれあいバスについては、確かにその協議会の中で、そういった福祉施策の関係の中で、高齢者の利用促進の中で確かにふれあいバスというのも、テーマといいますか、挙がる可能性はありますけれども、実際に今、市でやっているふれあいバスの制度自体のことは、協議会の中ではやるものではないというふうに考えておりますので、あくまでも高齢者の利用促進という観点から、そういう福祉団体等の方に委員として入っていただいているという状況になっております。

(「そういう話じゃないって」と呼ぶ者あり)

(「天下の中央バスが入れてくれて言っているんだぞ」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 佐々木議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 初めに、貸出ダンプ制度と除排雪についてお聞きします。

まず、貸出ダンプ制度そのものの目的について説明してください。貸出ダンプ制度は、昨年度、生活道路の交通を確保するため、原点に立ち返って、原則道路の雪を対象とする見直しを行い、2017年度は申込書の提出者が積み込み業者でなく、利用団体でなければならないこと、排雪幅は8メートルまで、排雪第2種路線は対象外とする変更を行いました。これらについて除雪懇談会で説明をしましたが、懇談会では、市民から貸出ダンプ制度に対して不満が出されました。どのような苦情、不満があったのか、お知らせください。

生活道路を確保すると言いますが、第3種路線に面した福祉施設があっても、道路の除雪はあくまでも第3種路線の基準で、道路状態が悪くなったら除雪を行うと伺いました。昨年度なかなか除雪が入らないため、住民が好意で自分の機械で除雪を行い、その雪を空き地に積み、貸出ダンプ制度を利用しようとしたら断られたということも聞いていますが、雪対策課に確認すると、昨年度、この道路に除雪は1回も入らず、排雪を1回したのみということでした。除雪が入らないから住民が道路除雪をする、その状態をパトロールで見て、きれいだから除雪をしないという悪循環になっています。空き地は市道から離れていますが、住民の好意で行った空き地への排雪の貸出ダンプ利用を断るのは納得いかないというのは当然です。こうした場合は認めるべきではありませんか。

また、そもそも第3種路線であっても、福祉施設や学校、病院の周りは優先して除雪するところのような問題が起きないのではありませんか。昨年度は、除雪した雪が山高く積まれ、反り返っていて見通しも悪く、身の危険さえ感じる状態で、地域住民が市に何度も要望してもなかなか排雪してくれないという実態がありました。粘って要望した結果、薄い壁状態のカット排雪でした。排雪は、幾ら住民が切実に願っても、市の許可が出なければ実施されません。市はパトロールを実施して見きわめる、排雪をしない場合があるとしています。パトロールは何を基準にどのように行っているのですか。

（「後援会だよ」と呼ぶ者あり）

また、反り返った高い雪山をなかなか排雪しない理由は何ですか。

市民が安心して冬を過ごせるよう追加の補正予算を組み、市民要望に応えるよう排雪を行うべきです。いかがですか。

次に、小樽市生活サポートセンターについて伺います。

生活困窮者自立支援法に基づいて開設された小樽市生活サポートセンター「たるさぼ」は、仕事や生活などで悩んでいる人たちの大きな力となっています。初めに、この2年間の自立支援事業の新規相談数、終結数及び就労準備支援事業参加延べ人数をお知らせください。

たるさぼの中に入ると、市職員から寄附されたスーツがたくさん並び、就労支援活動に役立っていることを聞き、市職員の温かい思いやりを感じました。10月11日に発会した社会福祉法人懇話会しあわせネットワーク・おたるで、たるさぼの活動が報告されました。

一例として、40代男性の相談事例では、東京でホームレス生活に陥り公園で寝泊まりしていたところ、警察に保護され、小樽の実家に着のみ着のまま戻ってきた。船舶関係の仕事が決まっていたが、手持ち金がなかったため、健康診断や就労に必要な衣服などを調達できずにいた。たるさぼに相談した結果、社会福祉協議会の生活困窮者物資支援事業、生活困窮者自立支援資金貸付事業の利用と、たるさぼに置いてあったスーツや衣類の提供で無事に就労できたとのことでした。さらに自分の経験を還元したいとの思いで、他の就労準備支援事業にボランティアとして参加するようになったという話に感動を覚えまし

た。たるさぼの体制と取り組みは全国的にも注目されていると聞いていますが、市長はどのように評価していますか。

高齢化、生活困窮者、ひきこもりがふえている中で、市民の力となるよう、さらなる事業の充実が望まれます。

第1は、貸付制度についてです。小樽市社会福祉協議会による独自の貸し付けとして、生活困窮者自立支援資金貸し付けがあり、10万円までの貸し付けが可能ですが、3万円を超えて10万円までは連帯保証人が必要で、ここがネックになってなかなか借りられないということや、北海道社会福祉協議会の緊急小口資金貸し付けも、銀行が指定されるなど使いづらいとの話も聞いています。無事就労ができて、最初の給料が出るまでの生活費、通勤費などを賄わなければなりません。小樽市社会福祉協議会の貸し付けの連帯保証人を北海道同様につけなくてもよいように働きかけはできないでしょうか。また、幾らかでも給付金の支給はできないでしょうか。

第2に、困窮者への食材、物資等の提供です。食材などは、アルファ米の確保やフードバンク札幌からの配給で改善されつつあるということですが、小樽市内の食品加工業者からの提供はしていただけないでしょうか。小樽市は事業所から出る食品の焼却ごみを減らすことが課題にもなっていることから有用と考えます。いかがですか。

第3に、環境改善について伺います。たるさぼの環境改善を望む声が上がっています。まず、建物に入って驚くことは、階段の敷物がぼろぼろ、階段の壁の塗装がはげていることです。相談に来る人の気持ちに少しでも明るくなるように、せめて敷物を取りかえる、壁を塗りかえるということをするべきです。いかがですか。

第4に、たるさぼの市民、事業者への周知についてです。先ほどの食材、物資の提供でもお聞きしましたが、まだまだたるさぼの存在、役割について知らない市民や事業所も多いと考えます。もっと周知を図ることにより協力者も出てくると思います。周知についてどうお考えか、伺います。

最後に、ごみ片づけの問題でお聞きします。たるさぼが直接解決する問題ではないかもしれませんが、生活困窮者で発達障害や精神障害があり、ごみを片づけられないため、周りの迷惑になっている例を何件か聞いています。心配した住民が、市と消防に連絡をしたが頼りにならなかったと話しています。関係各部の連携で解決に向かえないのか、どのような対応ができるのか、伺います。

次に、環境問題について伺います。

1998年、地球温暖化対策の推進に関する法律が公布され、市町村においても温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための実行計画を策定、公表するとともに、その実施状況を公表することが求められています。地方公共団体を対象にガイドラインを設けられておりますが、その内容と算定の対象となる温室効果ガス、温室効果ガスが排出される活動の区分について説明してください。

実行計画においては、原則として全ての事務及び事業における排出量が対象となります。小樽市は、第3次小樽市温暖化対策推進実行計画を立てていますが、2021年度までの温室効果ガス排出量削減目標に照らした進捗状況と課題についてお知らせください。

また、2017年5月に、市民向けに環境にやさしいエコ・アクション・プログラムと、事業者向けにおたるエコガイドをそれぞれ改訂しています。ここで事業者の取り組み状況について伺います。

事業者も努力をしていると思いますが、事業所から出る排出ガスでアレルギー症状が出て苦しんでいる市民もいます。大気汚染防止法など法的な規制の対象でないことから難しい問題でもあります。しかしながら、小樽市は小樽市環境基本計画を作成し、基本理念を定めています。基本目標の2、生活環境では、安全で安心して暮らせるまちづくりの施策方針として、空気と水がきれいな環境の確保、音やに

おいが気にならない環境の確保がうたわれています。

事業所の活動も小樽経済を支えている点では評価し、発展を望むものですが、基本理念で定めているように、市民、事業者、市が相互に協力、連携し、また事業所にはエネルギー使用合理化等事業者支援事業などの補助金制度の紹介もしながら、問題の解決に向かうように求めます。お答えください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 市長。

（森井秀明市長登壇）

**○市長（森井秀明）** 新谷議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、貸出ダンプ制度と除排雪について御質問がありました。

まず、貸出ダンプ制度の目的につきましては、市民の皆様がその居住する地域の冬の期間における交通を確保するため、町会または団体が自主的に生活道路の排雪を行う際に市が無償でダンプトラックを派遣し、運搬処理を行うことにより、町会等の排雪費用の軽減を図るものであります。

次に、除雪懇談会での主な苦情などにつきましては、昨年度雪堆積場が対象外になったことについて、道路の雪しか堆積していないのに対象外は納得できない、復活してほしい、今年度の見直しで申請書は利用団体が市へ提出することについて、高齢者で役所に行くのが大変、業者ではだめか、2回の申請を1回に変更することの検討について、1回にすることには反対などの御意見がありました。

次に、雪堆積場の貸出ダンプの利用につきましては、本制度が長年運用されてきた中で特例が拡大解釈され、本来対象外である道路以外の雪が排雪されるようになってきたことから……

（「市民ニーズなんだよ」と呼ぶ者あり）

生活道路の交通を確保するという制度の原点に立ち返り、真に市民の皆様のために公平に活用されるよう、昨年度から雪堆積場を対象外としたものであります。市民の皆様からはさまざまな意見や要望があることは承知しておりますので、今後とも本制度を維持するために、利用者の皆様に丁寧に説明しながら、制度本来の目的に沿った運用に努めてまいりたいと考えております。

（「謝罪もできないんじゃないや丁寧な説明もできないしょ」と呼ぶ者あり）

次に、除雪第3種路線での除雪作業につきましては、一定量の降雪がある、または見込まれる場合に作業を行う除雪第1種・第2種路線と異なり、除雪によらない圧雪管理を基本としており、暖気などで路面状況が悪くなった場合に作業を行うこととしており、沿道の施設などによる優先的な除雪作業は行っておりません。しかしながら、圧雪管理を基本としている除雪第3種路線において、一部の路線ではありますが、一定量の降雪等による除雪や歩行空間の確保などの施策に取り組んでいるところであり、今後においても除雪第3種路線での作業の改善を進めてまいりたいと考えております。

次に、排雪作業のパトロール基準につきましては、市内の道路は道路幅員、勾配、沿道家屋の状況などが異なるため、数値基準等は設定しておりませんが、職員や地域総合除雪業者がパトロールを実施し、まずかき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で排雪作業を実施する一連の手順に沿って進めており、結果として排雪に至らない路線もあるものと考えております。

次に、危険な状況にある雪山の対応につきましては、職員や地域総合除雪業者がパトロールなどで現地を確認し、危険な状況になる前に緊急性等を考慮し、その都度雪山処理などを対応することとしており、今後においても、パトロールによる現地を確認を行い、必要な対応を行ってまいりたいと考えてお

ります。

(「市民が入れたって確認したって意味ないしょ」と呼ぶ者あり)

次に、除雪費の補正予算につきましては、限りある財源の中で今冬の除排雪作業を行うための除雪費の補正予算を第3回定例会で計上しており、降雪等の状況にもよりますが、まずは決められた予算の中で効率的な除排雪作業を実施していくことが前提であり、現時点で補正予算は考えておりません。

次に、小樽市生活サポートセンター「たるさぼ」について御質問がありました。

まずこの2年間の自立相談支援事業の新規相談数、終結数及び就労準備支援事業の参加延べ人数につきましては、平成27年度は、新規相談数255件、終結数が158件、参加延べ人数281人、平成28年度は、新規相談数242件、終結数204件、参加延べ人数411人です。

次に、たるさぼの評価につきましては、たるさぼの自立相談支援事業は、小樽市、小樽市社会福祉協議会、民間業者の3者で事業に取り組んでいますが、これは全国でも例がなく、行政としての連携や社会福祉協議会の相談業務、民間業者の企業開拓のノウハウなどが生かされることから注目をされており、この3者体制での取り組みと、職員が相談者に親身になって対応し、必要な支援を行っている結果、たるさぼの就労準備支援等の実績が上がっているものと考えております。

次に、小樽市社会福祉協議会の貸し付けの連帯保証人をつけないように働きかけることにつきましては、資金の貸し付けに当たっては、連帯保証人をつけなければ返済が滞る件数がふえることが予想されるため、市としても返済の担保のために連帯保証人が必要であると考えていることから、現状では小樽市社会福祉協議会への働きかけを行う予定はありません。

また、給付金としての支給については、現在の市の財政状況を勘案いたしますと困難であると考えております。

次に、市内の食品加工業者からの食品等の提供につきましては、生活困窮者の支援につながることから、賞味期限まで一定の期間がある食品等を焼却などにより処分している業者がありましたら、積極的に食品の提供について協力を求めていきたいと考えております。

次に、たるさぼが入っている建物の敷物の取りかえや壁の塗りかえにつきましては、建物には消防本部整備工場、介護事業所、市営住宅の施設があり、非常に老朽化が進んでいるため、将来的に建物自体をどうするか検討しており、現在のところは、敷物の張りかえや壁の塗りかえについては考えておりませんが、関係部と相談の上、状況を見て判断をまいります。

次に、たるさぼの周知につきましては、たるさぼは、仕事や生活に悩みを持つ市民の皆様の大きな力になることから、その存在をもっと知っていただくことが重要だと考えておりますので、さらに市民の皆様や事業者に周知を図るため、ポスターの掲示やチラシの配布などにより引き続き周知活動に努めてまいります。

次に、生活困窮者で発達障害や精神障害があり、ごみを片づけられずに周りの迷惑になっている方の問題解決につきましては、世帯の状況により必要な支援内容が異なりますが、庁内の関係部署で協議、連携することにより原因追求を行い、関係機関につなぐほか、近隣住民の協力も得ながら、解決できるような手法を研究していきたいと考えております。

次に、環境問題について御質問がありました。

まず、地方公共団体を対象とするガイドラインの内容につきましては、温室効果ガス総排出量の算定に関し、具体的な算定の対象方法、留意事項等を示したものとなっております。

次に、算定の対象となる温室効果ガス及び排出される活動の区分につきましては、小樽市の実行計画においては、主に二酸化炭素は燃料の消費と電気の使用、メタンは自動車の走行及び下水の処理、一酸

化二窒素は麻酔剤である笑気ガスの使用等、ハイドロフルオロカーボン自動車用エアコンの使用等に  
伴い発生する4種類の温室効果ガスの排出量を算定しております。

次に、第3次小樽市温暖化対策推進実行計画の進捗状況につきましては、計画では、平成33年度まで  
に温室効果ガス排出量を平成23年度比で10%以上削減することを目標としておりますが、平成26年度  
以降目標を達成した状況で推移し、平成28年度の削減率は12.4%となっております。これは、節電行  
動や冬期間における暖房の温度管理などソフト面の取り組みのほか、主要要因としては、病院の統合・  
新築、学校適正配置の進展、し尿処理場の閉鎖等によるものです。

また、今後の課題につきましては、平成33年度までの計画期間を通した目標を達成することで、その  
ためにはソフト面の取り組みを継続するとともに、建物や設備機器の更新時等にエネルギー効率の高い  
設計や機器の導入を進めることが必要であると考えております。

次に、事業所の排出ガスによるアレルギー症状の問題につきましては、御質問にもありましたとおり、  
法的な規制の対象外となる場合が多いため、市としての対応が難しい問題と考えております。しかしな  
がら、そのような症状を訴える方からお話を伺っておりますので、関係する方々から十分にお話を聞  
きするとともに、その対応について検討しながら、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、問題  
の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

(「たるさぼのじゅうたんくらい、あんたの交際費流用してあげればい  
いしょ」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 22番、新谷とし議員。

**○22番（新谷とし議員）** それでは、再質問を行います。

貸出ダンプ制度ですけれども、市民からかなり不満が出ております。ある会場の除雪懇談会では、怒  
号が飛ぶほど不満が出されたと聞いております。先ほど答弁にもありましたように、高齢者で役所に行  
くのが大変だと、そういう場合はどうするのですか。これについてまず伺います。

それから、昨年度の断った例ですけれども、ここの第3種路線の道路状態がよいのは、住民が周りの  
住民の合意のもとで除雪をしている、いわば市の肩がわりをしているからです。貸出ダンプの制度の目  
的について御答弁いただきましたけれども、居住する地域の交通の確保のためであるわけです。市の肩  
がわりをして実質的に交通の確保を行っている。そのことで雪を堆積する場合、この除雪路線から離れ  
ていても機械的に認めないというのは、市と市民との協働をうたっている市の姿勢からも問題ではない  
ですか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

それから、排雪のパトロールの基準です。これは基準がないと。あくまでも目視です。それであれば、  
見る人の判断にもよりますが、日常暮らしているわけではありませんから、住民の切実さがわからない  
のではないですか。また、排雪要望を行っても、どういう状態になったら排雪しますという説明もあり  
ません。また、ステーションの事業者の方は排雪が必要だと思っても、小樽市の許可がないとでき  
ないと。今までと、昨年、おとしよりも、あくまでも市が縛っていると、そういうふうには言いま  
せんけれども、私にはそういうふう聞こえるのです。排雪が必要だという事業者の判断とパトロールの  
判断と、どういう整合性をとっているのですか。

次に、たるさぼについてです。

評価について、市長はどのように評価しておりますか、このたるさぼの取り組みです。解説されました、いろいろと。解説はいいのです。市長はどのように評価しているかという市長自身の評価について私は聞きました。

それから、小樽の社協の貸し付け、北海道のようにできないかということで、私は北海道に聞きましたけれども、北海道社会福祉協議会は、緊急小口貸し付け、これは厚生労働省の要綱に基づいて行っているそうです。そのために連帯保証人は要らないと。また、返済は決してよくないのだけれども、低所得者への支援ですという説明でした。しかしながら、緊急とはいえ、借りるまで時間がかかり、銀行が指定されているということで借りづらいわけです。ですから、すぐにでもやはり貸してほしいという場合に、もっと借りやすい制度にできないのか。これは小樽市の制度ではありませんけれども、もう少しお話をしていただけないのかなと思います。

(「新年会で飲み食いしてる分で払ってあげればいいしょ」と呼ぶ者あり)

それから、たるさぼの環境改善について、確かにそれぞれが所管しております。それぞれの部というかね。ですけれども、市長は実際に見たことあるのですか。あれならますます気持ちが落ち込んで、相談する人の気持ちが暗くなりますよ、みじめになります。あんなぼろぼろの敷物と、剥げ落ちた壁でね。それであれば、先ほど連携して相談もしていくということでしたけれども、時期を見てではなくて、やはり早急にすべきだと思うのです。

それから環境問題です。

難しい問題ではあるけれども、関係する方々から声なり意見なりを聞いて問題の解決に努めるということですので、ぜひお願いしたいと思います。市民、事業者、市が相互に連携、協力しという、その「市」の中には、生活環境部だけではなくて、事業を行っている産業振興課、あるいは健康被害をやっている保健所、これらの連携が必要だと思うのです。その点ではいかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 新谷議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外は、各担当から答弁させていただきます。

まず1点目は、たるさぼにおける市長の評価を改めて聞きたいというお話であったかと思います。

先ほど、たるさぼにおいて行っている件数等もお話しさせていただきましたけれども、やはり生活困窮者であったり、また、さまざまな要因があってもなかなか社会に出られない方々に対して、たるさぼができて、この体制に基づいてこのように、終結数もお話しさせていただきましたが、非常に大きな結果を残しているというふうに思っております。私としても、非常に高い評価を私なりに感じているところでありますので、これを引き続き高められるように、市としても、私としても、しっかり体制を整えてまいりたいと思っております。

それから、もう1点、私からは、先ほどの敷物についてでございますけれども、私も現場は見てきているところでございます。関係部と相談の上で、その状況を見てしっかり判断し、改善できるところは改善していきたいと思っております。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

**○福祉部長（日栄 聡）** 新谷議員の再質問にお答えいたします。

私からは、たるさぼの関係で、社協の貸し付けについて、連帯保証人がないということなので、道のようにできないかということなのですけれども、私どもも道の関係の貸し付けを確認しております。確かに連帯保証人が要らなくて、貸りやすい制度のように見えるのですけれども、道のほうは相当審査が厳しいです。ですから、小樽市からも何件か道に貸し付けしてくれということで、たるさぼを通して、社協も通してお願いしているのですけれども、平成27年度の実績で言いますと、1件だけです。それから28年は3件だけということになっておりまして、逆に小樽市の連帯保証人がある貸し付け、ほとんど同じなのですけれども、10万円が限度で、3万円までは小樽の場合には保証人が要らないと。ただ、3万円を超えると保証人が要るということなのですけれども、こちらは大体30件から50件で推移しております。ということで、実際、連帯保証人がいて貸し付けがなかなか難しいような印象はあるのですけれども、北海道よりは借りる方が非常に多いということで考えております。

ですので、今、社協に、何とかそういった連帯保証人を外してくれないかということについてなのですけれども、今のところは2種類の貸付金がありまして、5万円まで借りられるという制度もあります。これは、1万円までは連帯保証人が要らないということで借りられる制度ですので、2種類緊急的に借りられるものがあるということからすると、北海道のような形ではなくて、今のままの形で進めていきたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 新谷議員の再質問にお答えいたします。

まず、貸出ダンプの申請につきましては、この貸出ダンプの制度の趣旨としましては、町会または団体が自主的に生活道路の排雪を行う場合の町会等の排雪費用の軽減を図るということになっておりますので、そういった趣旨を考えますと、やはり団体が申請をしていただくのがまず基本と考えております。ただ、高齢者等でなかなか来られない等がある場合は、その分は臨機に対応したいと考えておりますので、御連絡いただければと思っております。

次に、貸出ダンプの雪捨て場の部分で、離れているところを認めていったほうがいいのかという御質問でしたが、昨年見直しをしまして、回転場の1カ所を対象にはしておりますけれども、やはりこうやって離れたところになりますと、どうしてもその雪があくまでも道路の雪なのかどうかというのはなかなか難しいということもありますので、そういったことを考えますと、これを対象にするとなりますと、少し難しいというふうに考えております。

次にパトロールの件で、どういった判断、パトロールの目視の判断、そして事業者の判断とをどうするのかという御質問でしたけれども、これにつきましては、確かにパトロールだけではなくて、事業者の判断もあります。そういったものを総合的に本部で検証して判断をしていくという形になっております。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 生活環境部次長。

**○生活環境部次長（中田克浩）** 私から、環境問題でありました排出ガスで困っている方への対応についての答弁をさせていただきます。

この問題につきましては、困っている方からお話をいただきまして、環境面では、私ども生活環境部の環境課、それと事業者の関係では産業港湾部の産業振興課、それと健康面のことも関係がございます

ので、保健所の生活衛生課が、3部で連携をとってお話を聞いて、同時にお話を聞くなりして対応させていただいているところですので、なかなか難しい問題でもございますので、できるだけ早く解決に結びつけたいとは思っておりますけれども、引き続き3部で連携して問題解決に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 22番、新谷とし議員。

**○22番（新谷とし議員）** 再々質問を行います。

貸出ダンプ制度です。

先ほど、高齢者で大変な場合は事前に連絡していただければ対応を考えていただけるというような答弁がありましたので、それはよかったです。

パトロールの件です。総合的に本部で検証して判断するというわけですがけれども、ここの本部が抑制をしていて排雪できない。先ほど、パトロールして、これ以上の対応が困難というときに考えるということなのですが、昨年もありました。こういうふうに戻って、全然見通しも悪い、車もすれ違えない、こういう状況で、何回頼んでもなかなかやってもらえない。ようやくやってもらったら、こんな薄っぺらいような壁を残して行って、こういう状況でした。ですから、これ以上とか、あるいは見て、物差しではかるわけではないですから、あくまでも目視で、これはその人の判断になるわけですよ。ですから、しっかりと住民の声をよく聞いて、それを総合的に判断する。本部で抑制するのではなくて、市民の立場に立って考えていくということをまずやっていただきたいと思っております。

(「雪山もりもり積んでんじゃないよ」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 建設部長。

**○建設部長（上石 明）** 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

今、パトロールについて、市民の声も聞いていただきたいという御質問でしたが、そのとおりだと思っております。ただ、パトロールをして、事業者の判断だけではなくて、もちろん市民の声も聞いた中で、それも含めて総合的に判断していく形になるのではないかと考えております。

(発言する者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 以上をもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし議案第4号及び議案第12号並びに報告第1号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。高橋龍議員、高野さくら議員、松田優子議員、斉藤陽一良議員、中村吉宏議員、林下孤芳議員、小貫元議員、山田雅敏議員、横田久俊議員、以上であります。

なお、委員中事故がある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第5号ないし議案第11号及び議案第13号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から12月24日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

**散会 午後 7時58分**

---

#### 会議録署名議員

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 安 斎 哲 也

議 員 林 下 孤 芳

平成29年  
第4回定例会会議録 第5日目  
小樽市議会

平成29年12月25日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	森井秀明	教育長	林秀樹
病院局長	並木昭義	水道局長	浅沼敦
総務部長	前田一信	財政部長	前田孝一
医療保険部長	小山秀昭	福祉部長	日栄聡
建設部長	上石明	消防長	土田和豊
病院局長 小樽市立病院 事務部長	金子文夫	教育部長	飯田敬
総務部長 企画政策室長	伊藤和彦	生活環境部次長	中田克浩
保健所次長	犬塚雅彦	総務部総務課長	中村哲也
財政部財政課長	笹田泰生		

**議事参与事務局職員**

事務局 長	田 中 泰 彦
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	石 澤 麻由美
書 記	深 田 友 和
書 記	河 崎 仁 美

**開議 午後 1時00分**

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、石田博一議員、松田優子議員を御指名いたします。

日程第1「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日12月25日までと議決されておりますが、議事の都合により、明26日まで延長いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 1時01分**

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 石 田 博 一

議 員 松 田 優 子



平成29年  
第4回定例会会議録 第6日目  
小樽市議会

平成29年12月26日

出席議員（25名）

1番	秋元	智憲	2番	千葉	美幸
3番	安斎	哲也	4番	中村	岩雄
5番	高橋	龍	6番	石田	博一
7番	高野	さくら	8番	酒井	隆裕
9番	松田	優子	10番	高橋	克幸
11番	斉藤	陽一良	12番	鈴木	喜明
13番	酒井	隆行	14番	中村	吉宏
15番	濱本	進	16番	面野	大輔
17番	中村	誠吾	18番	佐々木	秩
19番	林下	孤芳	20番	小貫	元
21番	川畑	正美	22番	新谷	とし
23番	山田	雅敏	24番	横田	久俊
25番	前田	清貴			

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	森井秀明	教育長	林秀樹
水道局長	浅沼敦	総務部長	前田一信
財政部長	前田孝一	生活環境部長	石坂康雄
医療保険部長	小山秀昭	福祉部長	日栄聡
建設部長	上石明	消防長	土田和豊
病院局長	金子文夫	教育部長	飯田敬
小樽市立病院事務部長	伊藤和彦	保健所次長	犬塚雅彦
企画政策室長		財政部財政課長	笹田泰生
総務部総務課長	中村哲也		

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、濱本進議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第13号及び報告第1号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○19番（林下孤芳議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成29年度一般会計補正予算には、平成30年4月施行の制度改正及び平成30年度予定の報酬改定に伴うシステム改修費として、障害者自立支援給付支払等システム改修事業費が計上されているが、そもそもシステム改修が必要になったのは、厚生労働省が障害者に対するサービスの充実について、一体どのようなことを検討したことによるものなのか。

また、報酬改定に関連し、低所得者の食費負担の軽減を目的とし、通所サービス事業所の人件費として報酬に加算される食事提供体制加算について、厚生労働省が廃止する方向性を示したことで、障害者団体からは反対の声が上がっていると聞かすが、本市では、この制度の適用となっている方はどれくらいいるのか。

一方、この報酬加算の廃止は、事業所への報酬が減ることで、サービス利用者への食事提供の廃止につながる可能性もあることから、市としても、食事提供体制加算の制度を継続するよう、国に対して意見を上げてほしいと思うがどうか。

市は、銭函3丁目駐車場の使用料収入から駐車場管理経費を引いた額を補助金として海水浴場対策委員会に支出し、同委員会はその補助金を市からの貸付金の償還に充てているが、近年は、おたるドリームビーチが非開設だった年があったことや、駐車場利用者の減少により収支がマイナスになるなどにより、補助金が支出できなかったことから、償還が行えず、利息の分だけ貸付金が増加する結果となっている。

そのため市は、今後は償還できるよう収入増や経費削減に努めるというが、高額な管理経費をかけてまで、貸付金返済のために市営で銭函3丁目駐車場を運営することが果たして適当なのか、先を見据えて検討していくことが必要だと思うがどうか。

結核対策費については、市内医療機関で発生した結核の集団感染による感染者の入院・通院治療費に公費負担が発生することから1,000万円の補正予算を計上したという。市は、予算計上に当たり、新たな患者が発生しても不足しないよう積算したと言うが、仮に、今後、治療費が不足するような事態が発生した場合には、再度、補正予算を組むことはあるのか。

また、高齢の方ほど、結核は恐ろしい病気であるという印象を強く持っているなど、市民の中には不安の声もあるという。

特に、本市は、全国に比べ結核患者が多く、今回の感染者についても、2年間の観察が必要であることから、市には、今後、しっかりと患者の見守りに努めてほしいと思うがどうか。

議案第4号小樽市水道事業会計補正予算に計上されている平成30年度から34年度までの水道料金等

徴収業務委託については、この業務を受託するためには、情報セキュリティマネジメント資格を有することが条件の一つとされている。

この業務が、水道料金の徴収だけでなく、滞納情報等を含む多くの個人情報を取り扱うことから、そのような資格が必要であるとのことだが、資格を要するほど慎重を期すべき業務であるのであれば、委託するのではなく、直営で業務を行うほうがいいのではないか。

また、市には、作業の効率化だけで業務委託を進めるのではなく、住民の福祉を守る視点から、委託のあり方そのものを見直してほしいと思うがどうか。

専決処分報告第1号については、小樽海上保安部の巡視船関連施設を色内ふ頭から第2号ふ頭へ移転・整備等を行うための費用を予算措置したものであるが、小樽海上保安部が小樽だけでなく北海道全体の海の安全のためにあることに鑑みると、原因者として市が費用の全額を負担することの妥当性はどこにあるのか。

また、港湾施設全体の老朽化が進んでいる現在において、今後、同じようなケースが発生しないとも限らないことから、今後、費用負担のあり方について、国などとの協議を継続的に進めておくべきと思うがどうか。

第3回定例会で可決された副市長辞職勧告を受け、上林副市長は11月30日付で辞職したが、その後任の人選について、現在に至っても、森井市長は全く行動しておらず、白紙のままであるという。

民間企業では、副社長が退任したとなれば、1カ月以内に後任者を選任するものだが、市役所のトップである森井市長がいまだに後任の副市長を選任できないのは、一体どのような理由によるものか。

また、副市長不在の状況にもかかわらず、森井市長は、副市長辞職直後の日曜日、自身を含め3名で名前の入ったのぼりを手に辻立ちしていたが、辻立ちをする暇があるのであれば、一刻も早く副市長の後任者を選任するために行動すべきと思うがどうか。

森井市長が就任以降に進めている組織改革については、改革という言葉ばかりが先行し、実際に業務に当たる市職員への説明が不足しているなど、組織改編を進めるための準備や事務などが追いついていないように思われる。そのような状況にあって、職員配置や業務分担の改正に当たり必要不可欠な職員組合との交渉はどのようになっているのか。

また、組織改編というのは、本来、まず市長がその目的を職員に示し、それに沿って職員が解決策を考え、それらを集約して進めるべきものであり、市長が何らの判断基準を示さぬまま、いきなりボトムアップで意見を集め、それをもとに改編を進めるという今回の方法は、到底理解できるものではないがどうか。

新幹線トンネル建設にかかわる市内への土砂搬入に伴い、周辺住民からは生活や環境への影響を懸念する声が聞かれている。中でも、漁師からは、降雨によって川に土砂が流れてくるだけでも漁に支障があり、その上、土砂に重金属が含まれていたら漁に大変な影響を及ぼすとして反対の声があると聞く。

これまでの市の答弁を聞いていると、こういった土砂搬入にかかわる対策について、市は、全て鉄道建設・運輸施設整備支援機構に丸投げしているとしか思われなことから、市には、こういった市民の声をきちんと聞いた上で、市民生活の安全を守るという立場に立ち、しっかりと対応してほしいと思うがどうか。

今年度、臨港地区における除雪業務の入札要件を市が唐突に変更したことにより、昨年度まで除雪業務を行ってきた事業者が入札に参加できなくなるという事態が発生したが、森井さんの市長就任以前の本市において同様の問題が発生したことはあるのか。

市は、今回の問題の原因は建設部と産業港湾部における情報共有がおくれたことであり、そのことに

についての反省は必要だと言う一方、手続自体に問題はなかったと強弁している。

しかし、拙速な要件変更により、これまで業務に従事してきた事業者を排除した上で入札を行い、入札不調の末に市長後援会の幹事長が代表を務める事業者と随意契約したという結果に鑑みると、今回の要件変更は問題だらけだったと言わざるを得ないが、それでも市は今回の手続に問題はなかったと言えるのか。

市は、臨港地区の除雪業務について、競争性を高めるためとして、地域総合除雪に合わせた唐突な要件変更を行い、臨港地区を3分割して入札したという。

結果は、経費が増加した上、応札業者は、各地区ともに1社から2業社だったというが、この結果について、市は、ほとんどの事業者が辞退したものの、37社を指名し、平等に機会を与えたことや落札価格が予定を下回った地区があったことなどから効果があったという。

しかし、形式的に応札業者がふえた程度では、競争性が高まっているとは言えず、今回の要件変更は妥当だったのか疑問であることから、多くの業者に応札してほしいのであれば、業者が対応できるよう、激変緩和措置などを行い、来年度から実施することが合理的だったと思うがどうか。

また、検討に当たりそのような考え方はなかったのか。

結果的に激変緩和措置など多くの企業が応札できる機会を醸成せず、市長後援会幹部が代表を務める業者などの2者が新たに応札したことに鑑みると、市は、結果ありきで要件変更を行ったのではないかと疑わざるを得ないがどうか。

小樽港湾計画の改訂について、市は、取扱貨物量等を含めた現状と課題を検討した結果、このまま改訂作業を行えば、取扱貨物量の計画値の減少に伴い、計画の縮小もせざるを得ないおそれがあることから、一時、改訂作業を中断し、基本理念を作成した後に改めて改訂作業を再開する意向であるという。

しかし、取扱貨物量の改訂後の計画値は、現状の1,100万トンをベースに若干の上乗せを考えているというものの、それでは現在の計画値である3,850万トンより減少しており、結果として計画が縮小するおそれがあることに変わりはなく、わざわざ改訂作業を一時中断するというのは全く意味がないと思われる。

そうであれば、計画に若干の縮小があったとしても、現状を考慮した目標を設定し、改訂作業の中で基本理念をきちんと立てながら進めれば問題はないことから、中断せず、積極的に改訂作業を進めていくべきと思うがどうか。

本市の介護保険料は、介護保険事業計画見直しの都度、高くなっているが、過去には介護給付費準備基金を活用し保険料の引き下げを行ったことがあるという。

そのときは積み立てた基金の大半を活用したことから、継続して保険料の引き下げを行うことができず、次期見直しの際に引き上げることとなったというが、高額な介護保険料は市民にとって負担になることから、全てを活用しないまでも、基金を活用した保険料の引き下げについて検討してほしいと思うがどうか。

地域周産期母子医療センターに指定されている小樽協会病院では、一昨年7月以来休止していた分娩について、来年4月以降から再開するめどが立ったという。

周産期医療体制を支援するための同病院に対する財政支援としては、分娩休止前は北後志6市町村での各出生数に応じて負担割合を決定していたが、再開後の財政支援の枠組みはどのように検討しているのか。

また、分娩再開に当たり、市は、財政支援以外の支援について、今後、何か行う考えはあるのか。

北海道中央バス株式会社社長と市長との関係について、同社からの最後通牒とも受け取れる6月22

日付文書に対し、市は、11月29日付で回答文書を発出したという。

その内容は、過去に発出した文書と同じ文章が述べられ、これまで市長の発言により誤解を与え、迷惑をかけたことに対する謝罪は一切なく、文面からは、現状を何とか変えたいという市長の意志は読み取れないものであった。

同社社長への面会が叶わない現状が続き、折衝役だった副市長さえ辞任した現在において、本当に状況を変えたいと考えるのであれば、文書に謝罪の一言を入れるくらいのことがあって当然と思うがどうか。

この12月から、北海道中央バス株式会社の市内線ダイヤが大幅減便となったことは、市民生活に大きな影響を与えているが、市は、夏には既に同社から利用者減などにより減便するという情報を得ていたものの、減便を食いとめるための手だては何ら講じなかったという。

しかし、同社が市民の移動手段として、長年にわたり市民生活を支えてきた実績に鑑みれば、市として、市民生活を守るという観点からも、同社の抱える課題をともに解決し、減便を少しでも食いとめるという姿勢が必要だったのではないか。

中央バスが、今年の冬季ダイヤ改正で、市内バス路線を大幅減便したことについて、社会人として常識や礼節をわきまえない森井さんの同社への対応により、利用者が減少する中、路線を維持してきた同社の堪忍袋の緒が切れ、信義に欠けると言われるほどの抗議文を受ける事態にまで及んでいるが、市長は、選挙で当選したからといって、市民の負託を免罪符に何をやってもいいわけではなく、森井さんのとっている態度は、まさしくいんぎん無礼と言わざるを得ず、この態度こそがバス事業者の独自判断での大幅な減便につながったのではないか。

一方、今回の森井さんの失政による大幅な減便は、市民の移動に重大な支障を与えているが、この責任は中央バスにはなく、全て森井さんの責任であることから、森井さんには、自身の責任を明らかにし、市民に謝罪してほしいと思うがどうか。

また、中央バスとの関係がこのような状況に立ち至ってしまった以上、市民のためにも、森井さんは一刻も早く市長の職を辞すべきと思うがどうか。

地域公共交通に関して議論する場である法定協議会において、市は、協議会の場でふれあいパス事業の制度設計については議論しないことを理由に、福祉部長を委員の一員には入れていないという。

しかし、第2回定例会での市長答弁では、法定協議会で協議を進める中で、ふれあいパスの課題についても議論すると答弁した上、今定例会では、建設部長も、ふれあいパス事業にかかわって、高齢者の利用促進などについての課題が委員から出された際には協議会で議論すると答弁している。

そうであれば、福祉部長は委員の一員として当然に参加すべきであり、福祉部長を委員に入れないとした市の判断理由には整合性がないと思うがどうか。

森井市長の就任以降、除排雪業務においては、入札における競争性を高めるためとして、参加業者数をふやすための唐突な入札制度変更が繰り返されており、今年度は、雪堆積場業務を分割して入札を行い、その結果、費用負担が増加したという。

これまで市は、除排雪について、限られた予算の中で、市民要望に全て応えることはできないと議会でも再三答弁してきたが、その限られた予算をわざわざ減らすような制度変更は、きめ細やかな除排雪をうたう市長公約とは逆行していると思うがどうか。

また、制度変更については、将来的な除排雪体制を見据え、事業者育成の観点から、より多くの業者が除排雪業務に携われるよう、入札参加業者数をふやすという答弁も繰り返してきた。

しかし、幾ら業者数が増加しても、そこに属する若い世代がふえなくては根本的な解決には至らない

ことから、市は、業者数をふやすことばかりに傾注するのではなく、若い世代のオペレーターの確保や育成に努めるべきと思うがどうか。

高齢者、障害者、低額所得者や子育て世代など、住宅の確保に特に配慮を必要とする住宅確保要配慮者に対して、入居を拒まない賃貸住宅を賃貸人が都道府県に登録する制度が創設されたと聞く。

この制度により、賃貸人への住宅改修費の補助や、住宅確保要配慮者への居住支援・経済的支援などが国や自治体から行われることになったが、市は、この制度の課題について、どのように考えているのか。

一方、この制度で入居希望者一人一人に寄り添った支援を行うためには、住宅セーフティネット法で定める居住支援協議会の設置が肝要であり、市町村レベルで協議会を設置しなければならないと考えるが、市はその必要性についてどのように考えているのか。

また、この制度は、道が中心になって進めているとのことであるが、市には、道としっかり連携し、情報の共有を図ることで、一人でも多くの住宅確保要配慮者への支援に結びつくよう、取り組んでもらいたいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号及び議案第4号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

なお、12月18日の当委員会におきまして、今後の調査の参考に資するため、共産党の質問中に、12月15日の当委員会終了後における市長への公務執行妨害事件の目撃者を参考人として招致し、委員からの質問という形で、意見聴取を行っておりますことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

**○7番（高野さくら議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号、第4号に反対する討論を行います。

まず、議案第1号平成29年度小樽市一般会計補正予算についてです。

マイナンバー制度は、国民の各種個人情報を個人番号によって結びつける制度です。

利便性が強調されていますが、犯罪等の危険性を高め、国民に負担増をもたらすものです。

総務省は、特別徴収税額決定通知書について、マイナンバー記載を各市町村に指導してきました。マイナンバーを記載しない自治体もある中、総務省の指示に従った自治体では、誤送などが発生しました。

日本共産党は、第2回定例会でも、次年度の送付において、マイナンバー印字はやめるべきと主張してきました。総務省は、今月に入り、この間、各地で多発した誤送付や事務所での混乱のため、1年で、通知書について、当面マイナンバーを記載しないと、これまでの方針を転換しました。

マイナンバー制度がなくても不利益はありません。危険性が高く、問題の多いマイナンバー制度の利用は直ちに中止し、廃止を求めるべきです。

次に、議案第4号平成29年度小樽市水道事業会計補正予算についてです。

小樽市は、水道料金等徴収業務委託をしています。市は、経営が厳しくなると言って、委託は仕方が

ないという答弁でした。

これまでも、赤字どころか、数億円の黒字が続いています。

個人の収入や公共料金の滞納など、極めて重要な個人情報を民間会社に知らせることは大きな疑問です。

また、個人情報を多く取り扱う業務でもあるので、管理・運営に民間企業を参入させることについては反対なので、賛成はできません。

以上、各会派、議員の皆さんの賛同をお願いし、討論とさせていただきます。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号及び議案第4号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり、決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

**○23番（山田雅敏議員）** 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑の概要は、次のとおりであります。

議案第5号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案は、森井さんの報酬を50%、1カ月減給するものである。

しかし、この減給割合の積算根拠について、市の説明は総合的な判断の一点張りで、根拠は示されず、また、他都市にも同様の事例がないことなどから、50%、1カ月という量定は余りにも曖昧で合理的な裏づけのないものであると思うがどうか。

そもそも、森井さんには辞職を求めており、責任のとり方としては辞職しかなく、辞職勧告を重く受けとめると言うのであれば、50%、1カ月という量定は甘過ぎると言わざるを得ない。

森井さんは、自分が本当に悪いと思っているのであれば、今回の量定について、このくらいでよいと開き直るのではなく、軽い量定だが、このくらいで勘弁してほしいと言うべきだと思うがどうか。

議案第6号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案では、港湾室を部に昇格させ、医療保険部を廃止するなど、組織改革を行うためのものだが、改革を実施した場合、人件費が3,700万円増加するという。

この金額は概算とのことであるが、例えば、役職つきの職員を一つ下の役職で再任用するなどの制度を導入したとするなら、人件費の増加を圧縮できる可能性はあるのか。

また、本市の現在の財政状況に鑑みると、組織改革により単純に人件費が上がることには問題がある。市には人件費の増加を圧縮するとともに、コストパフォーマンスが高まるような方法を考えてほしいと思うがどうか。

市が行おうとしている組織改革では、港湾室を部に昇格させた上で、企画政策室から石狩湾新港業務を移管する案が示されている。

市は、小樽港、石狩湾新港の両港を熟知する港湾部に移管することにより、両港の業務に優先順位がつけやすくなるというが、母体協議は政策判断が必要となることから、企画政策室に残し、総務の立場から政策判断を行うことが大事だと思うがどうか。

また、市は、まちづくりや地域公共交通の担当を建設部とすることについて、企画政策室が所管するのが理想だが、課題が多く、当面は建設部とするという。

しかし、これでは妥協のし過ぎであり、市には、その場しのぎにならないよう考え直してほしいと思うがどうか。

市は、組織改革について職員組合との合意がなされていないものの、職員組合から議案提出についての了承を得ているとして、あたかも合意されているかのように議会の判断を求めているが、合意されていないのであれば、議案を一旦取り下げ、職員組合と合意してから改めて条例案を出すべきと思うがどうか。

今回示されている組織改革では、職員数が6名増員することにより、人件費が約3,700万円増加するという。

組織改革の必要性は理解できるものの、先日晒された中期財政収支見通しでは、今後、厳しい財政状況が続くことが明らかとなったことから、今回のような人件費が増加する組織改革は行うべきではないと思うがどうか。

また、改革案を見る限り、こども未来部の新設のように、新設する根拠がしっかり示され、進めるべきと思えるものがある一方、公共交通部門を建設部に置くことについては、論拠や根拠が甘いものとなっているが、市長はまちづくりとはどのようなものだと認識しているのか。

陳情第22号中村善策美術館（仮称）の設立方については、小樽と言うより、日本を代表する風景画家である中村画伯の作品をよりよい環境で展示するために美術館を設立してほしいという趣旨である。

現在、市では、中村画伯の作品を多数所有しており、美術館記念ホールでは年3回作品を変え展示を行っているというが、展示するに当たり問題点や課題をどのように考えているのか。

また、そもそも、中村画伯の作品単独で美術館を設置することについて市はどのように考えているのか。

陳情第22号中村善策美術館（仮称）の設立方についてにおける陳情の趣旨は、独立した美術館の設立というよりも、現状より展示スペースを拡げてほしいとのことだという。

現在、市立小樽美術館では、数多く所蔵している中村善策作品についてローテーションを組むなど、相当の工夫をして展示しているとのことだが、例えば、現在の美術館でも、中村善策記念ホールの展示スペースを広げたり、これまで実施している5年に一度の特別展を4年に一度に短縮するなど、展示方法の見直しを検討することができるかどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第6号につきましては、継続審査を主張する会派がありましたが、賛成少数により、継続審査は否決されました。

続いて、採決を行った結果、賛成がなく否決と決定いたしました。

次に、陳情第22号につきましては、継続審査を主張する会派がありましたが、賛成少数により、継続審査は否決されました。

続いて、採決を行った結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

次に、議案第5号及び議案第13号につきましては、採決の結果、賛成少数により、いずれも否決と決定いたしました。

次に、議案第8号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

**○8番（酒井隆裕議員）** 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第5号、議案第13号は可決、議案第6号は継続審査、議案第8号は否決、陳情第22号は継続審査を主張し、討論を行います。

議案第5号、市長減給条例です。賛成はしますが、今後においてみずからを律することが必要です。

議案第6号です。組合と合意がとれていないことから、継続審査を主張しますが、否決された場合には着席のまま、棄権の態度をとります。

議案第8号です。職員の給与等増額は当然ですが、配偶者手当を減ずるべきではありません。

陳情第22号です。趣旨については理解できます。しかし、美術館の今後のあり方をどうするか議論が必要なことでもあり、継続審査を主張するものです。

議案第13号です。小樽港には、毎年のように核兵器搭載可能な米艦船の寄港が行われています。地方から核兵器禁止の声を広げ、政府に核兵器禁止条約への参加を促すためにも、小樽市議会は神戸市会の決議を教訓に、小樽市非核港湾条例を決議し、核兵器搭載可能艦艇の入港をさせない取り組みをするべきです。

以上を申し上げ、討論といたします。（拍手）

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 15番、濱本進議員。

（15番 濱本進議員登壇）（拍手）

**○15番（濱本 進議員）** 自由民主党を代表して、議案第5号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案及び議案第6号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案に対して、否決の立場を主張し、討論いたします。

初めに、議案第5号についてです。

本年、第3回定例会において、市長はコンプライアンス委員会の報告に基づいて、みずからの違法な行政執行の責任のみを認めて、10分の1、1カ月の処分案を議会に提案しましたが、我が会派は、処分の事由は、市長が認めているほかにも存在していることを指摘し、さらに10分の1、1カ月は余りにも軽いと判断して、否決を主張しました。

今定例会に、市長は、前定例会の事由に加えて、ふれあいパス事業における小樽市契約規則違反をつけ加えて、10分の5、1カ月を提案しましたが、我が会派が指摘した不適切な行政手続を行ったこと、責任、副市長の辞職勧告決議が可決され辞職に至ったこと、責任、行政への市民の信頼を著しく失ったこと、責任などについては、処分の事由には当たらないとして、量定に含めていません。

また、量定が10分の5、1カ月とした理由については、総合的に判断したとの、曖昧かつ抽象的な答

弁を繰り返してきました。

我が会派としては、議会に真摯に向き合い、議会に対して、そして市民に対しても、必要十分な説明をする責務を有している市長としては、全く失格であると言わざるを得ません。

よって、市長の量定についての明確な説明が不足している状況、そして市長が認めていない、我が会派が指摘する処分事由について含まれていない、不完全、かつ不十分な本条例は否決が当然であります。

市長においては、我が会派が納得できる、辞職を視野に入れた責任のとり方を早急に示すことを強く求めます。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

次に、議案第6号については、この条例案が提案されるために事前に行われたボトムアップの手法は適切ではありましたが、それを取りまとめる際においては、トップの経営理念に基づいたリーダーシップが必要不可欠であります。

しかしながら、今回の提案の背景に、市長の経営理念は全く見えず、その先の組織機構などの具体的な姿について、経営理念を実現するための経営目標すら明確となっていません。

また、小樽市が抱える公共交通、少子化、駅前再開発、港湾経営などの課題をどのような体制で解決していくのか、いま一つ見えてこないのが現状であります。

この際、一度、原点に立ち戻って、仕切り直しをして、これから策定される総合計画も考慮しながら、再度、組み立てをすべきと考えます。

よって、議案第6号は、継続審査ではなく、改めてゼロベースに戻すために否決が妥当であります。

以上、全議員の賛同をお願いして、否決の討論といたします。(拍手)

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 6番、石田博一議員。

(6番 石田博一議員登壇)

**○6番(石田博一議員)** 平成29年第4回定例会、議案第5号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案に対して、可決を主張し、討論をいたします。

第3回定例会においても、減給10%、1カ月間という案に賛成いたしました。

そもそもが、これは担当職員の過失に対する市長の監督責任でありますから、10%、1カ月は妥当であると前回は判断いたしました。

例えば、いろいろありますが、高島漁港区における観光船事業の問題にしても、コンプライアンス委員会からの指摘はあるものの、これについては、中松市長時代、山田市長時代からの旧態依然としたやり方を踏襲したにすぎません。

(「はあ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

過去に、区内において、分区条例上適合するものとして判断されてきた既存の飲食店または物販店が、事実、存在しているわけですが、その中には、主たる利用者と従たる利用者とをしんしゃくすることなく、港湾施設従事者等の利用者も含まれる場合は、分区条例に適合できるという拡大解釈がまかり通っていたということでもあります。ですから、担当職員は従来どおりの考え方で許可を出したものであります。

であるならば、この高島問題1点のみを例に挙げて議論することは全くナンセンスですし、それをあたかも森井市長の特別の計らいで今回の許可が下されたような、そんな表現で議会が一方的にやり込めていく手法は、明らかに意図的であり、一議員として疑問を感じるだけでなく、むしろ憤りさえ覚えます。

す。

(拍手)

(発言する者あり)

ほかの問題にしても、市長は、常日ごろ、法令・条例や許可要件にのっとり、公平・公正に判断なさいと職員に指導してきたと聞いております。

(「間違いだらけ……」と呼ぶ者あり)

また、判断が難しい場合は、顧問弁護士とも協議の上、業務を遂行していきなさいと、再三、訓告してきているとも聞いております。

(「してねえべや」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それでも、それでもこの拡大解釈が抜け切れず起こってしまったことなのです。

(発言する者あり)

そんな中で提出された今回の第5号議案は、私としては重過ぎるとも考えますが……

(「したら否決……」と呼ぶ者あり)

前回の定例会での議会からの指摘を踏まえ、また、他都市の前例も鑑みながら、減給50%、1カ月としたわけであります。

市長が収賄事件や暴力沙汰などを起こしたというのなら別ですが、単に監督責任ということでの引責ですから、今回の第5号議案は可決することが妥当だと主張いたします。

(拍手)

(発言する者あり)

以上、各党派、無所属議員の賛同をお願いして、討論といたします。

(「無責任」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(拍手)

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 傍聴者に申し上げます。賛意の拍手等は控えていただくようお願いします。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 11番、斉藤陽一良議員。

(11番 斉藤陽一良議員登壇) (拍手)

○11番（斉藤陽一良議員） 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成し、議案第5号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案及び議案第6号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案については否決、陳情第22号中村善策美術館（仮称）の設立方については不採択を求める討論を行います。

議案第5号については、他団体の事案における首長の減給割合を参考にしたと説明されているが、量定の根拠が曖昧で、合理的な裏づけと言い得るものは何も示されていません。

そもそも、我が党は、辞職勧告決議を提出し、本市議会において可決をした立場として、いかなる合理的な量定がなされようと、職を辞していただく以外の責任のとり方はないものと考えます。

議案第6号については、一面、前向きな部分が見られるものの、公共交通政策の所管が建設部でいかなど、具体的な疑義は質疑でただしたとおりであります。

今回の組織改革が、真に簡素・効率的な組織体制を目指すものと言えるか、大いに疑問とせざるを得

ません。

財政面では、現在示されているだけでも、課長職6名で3,700万円の人件費が増加するとされ、総務常任委員会での質疑により、さらに平成30年度人事異動において、既に都市計画マスタープラン関係で主幹1名と一般職1名、道から市に移管される介護事業所に対する指導の関係で一般職が1名、また、毎日のように開催されている介護認定審査会の関係で主査1名の合計4名で、課長職で700万円、係長職で600万円、一般職で450万円として2,200万円の人件費増が想定されており、現在、見通されているだけで、合計5,900万円の人件費増。今後、さらなる人件費の膨張が懸念されています。

去る11月に発表された平成30年度から34年度までの中期財政収支見通しにおいても示されている、適正な業務分担による職員給与費における時間外手当の縮減、日常業務の効率化に向けた組織的な検証など、人件費を含む厳しい歳出削減という考え方も矛盾すると思います。

次に、陳情第22号については、既に市立小樽美術館1階に中村善策記念ホールが設けられており、新たな美術館を単独で設置することは、所蔵作品数の上でも不足しており、作品の保存面で無理があることもあり、今後、収蔵作品数が一定以上確保された時点で検討されるべきものと考えます。

以上の理由により、議案第5号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案及び議案第6号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案は否決、陳情第22号中村善策美術館（仮称）の設立方については不採択の態度を表明し、各議員の賛同を呼びかけて討論いたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）（拍手）

**○16番（面野大輔議員）** 民進党を代表し、討論します。

議案第5号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案、いわゆる市長の給与減額条例案について、否決の態度で討論いたします。

まず、我々民進党として、本会議から質疑を行ってまいりましたが、量定は事実を総合的に判断して決めたとのこと。それぞれの積み上げでもなく、各問題の責任はどのようになっているのか、見えていません。

これでは前回の10%減額案を示した際に否決されたから、50%だったら議会は了とするのではないかという、いわば額面ありきで、量定の考え方などは後づけのように見えます。

副市長の辞任の原因の一つになっていることも踏まえると、森井市長の責任は非常に大きいものでも申し上げましたし、今後、損害賠償を求められた際には、訴訟費用、賠償金など、大きな支出が懸念されるわけです。

訴訟を起こされ、それが結審するころには市長はもう既にその座にいないということも考えられます。そうなれば、損害賠償額が決まったから、新たにその分を量定に組み込んだ給与減額条例案をまた上程するというにもなり得ないことを含め、総合的に判断して、現時点でもさらに重い処分が適当であると主張いたします。

次に、議案第6号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案、いわゆる組織改革に伴う条例案について、否決の立場で討論します。

組織改革、機構改革を目的とする真の意図がわかりません。市民からの声なのでしょうか。

また、市民サービスを展開するのは職員です。その職員がこの改革の意味を十分理解しているのでしょうか。

機構改革を前提に新年度予算を計上していると聞いています。そのような中で、市は中期財政収支見

通しを示しました。はっきり申し上げて、大変危機的な状況と認識しています。

市民サービスを展開する上で、財政的な裏づけは絶対に必要です。そうであれば、組織改編をする目的は間違いなくスリム化を図るということです。

その具体的な方法として、例えば1人当たりの人件費を削ることなく、総体の人件費を抑制する考えを示すというなら一定程度理解しますが、なぜ人件費をふやすような改革になるのでしょうか。明らかに矛盾です。

この改革のそもそもの目的が既に、今次示された中期財政収支見通しと整合性がとれておらず、場当たりのなものになっていることは重大です。

よって、本議案は認めることはできませんので、否決といたします。

続けて、議案第13号小樽市非核港湾条例案について、委員長報告に反対し、可決の立場で討論を行います。

国連の核兵器禁止条約の採択に尽力した核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANが、ノーベル平和賞を、12月10日、受賞しました。

核保有国間の核軍縮が停滞する中で、北朝鮮は核ミサイルの開発を飛躍的に加速し、核戦争の危機は現実味を帯びる中、ノーベル賞委員会は、ICANへの授与により、核廃絶に向け、世界にさらなる努力を促しました。

我が国は、世界で唯一の被爆国でありながら、国連の決議にも反対し、授賞式も事実上ボイコットしており、世界中から批判を受けております。

現在、核兵器の性能は飛躍的に向上し、広島型の数千倍から数万倍にもなると言われ、使用すると、地球環境全体に取り返しのつかない決定的なダメージを与えます。

そうした懸念が世界に広がる中、被爆国として、今こそ小樽市議会は非核港湾条例を採択し、世界各国が示した国連決議やノーベル平和賞の意思に応えるべきです。

最後に、陳情第22号中村善策美術館（仮称）の設立方について、不採択の立場で討論します。

中村善策画伯の画業は特に風景画の分野で比類のない高みに到達したものであること、小樽出身の画家として、我が市の誇りであることは陳情者のおっしゃるとおり、異論のないところです。

ただ、伺ったところによれば、独立した美術館設置に応じた作品収蔵数、維持に要する費用対効果、今後の美術館での活用法などを総合して判断した場合、残念ながら、今、独立した美術館設置の考え方に立つことはできないと判断しました。

本来であれば、西村計雄記念美術館、木田金次郎美術館に並び立ってもおかしくない中村善策画伯ですが、現段階では、市立小樽美術館においての作品保管・展示を行い、将来に美術館建設という陳情者や小樽市民の夢を託したい。その思いで、残念ながら、今回は不採択としました。

以上、議員各位の御賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、安齋哲也議員。

（3番 安齋哲也議員登壇）

**○3番（安齋哲也議員）** 議案第5号、第6号について、否決の討論をいたします。

議案第5号小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案は、そもそも辞職勧告決議を可決し、その市長の椅子にお尻をつけてふんぞり返り続けることなく、おやめたくよう議決しています。

よって、市長の給与を減額することで責任をとるやとらないという議論にも及ばないものです。

議案第6号小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案は、時代の変化から、組織の見直しはすべき

という立場であり、私の質問によって組織改革なる言葉が浮上し、担当職員も配置され、検討が進められました。

しかし、現場職員のボトムアップの手法は必要なことですが、市長というお役目についての方の理念やビジョンがない中でのボトムアップ頼りの組織の見直しは問題外です。

担当職員が相当な苦勞をしながらつくり上げてきたことは評価いたしますが、中期財政収支見通しで今後も人件費が増加することが見込まれているのに、組織の見直しで人件費が3,700万円も増額することは安易に賛成することができません。

また、こども未来部は賛成できるものの、建設部での公共交通を含めた、いわゆるソフトのまちづくりをハードのまちづくりと一緒にと見当違いな考えによる変更を含んだ条例改正は認められません。

改めてそれらの点を考慮した上で、組織の見直し案を検討するよう要望いたします。

以上、討論を終わります。

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第6号について採決いたします。

委員長報告は否決であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず、継続審査について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第22号について、採決いたします。

委員長報告は不採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず、継続審査について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第5号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第13号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案第8号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

**○19番（林下孤芳議員）** 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

ウイングベイ小樽を経営する株式会社小樽ベイシティ開発は、ルネッサンスセブン投資事業有限責任組合がスポンサーとなり、再建を図る再生スキームを設定することで民事再生法適用の申請をしたという。同社は、過去にも民事再生法の適用を申請し、経営再建を図る努力を続けてきたが、今回名乗りを上げた同組合は、中小企業の再生実績などにおいて、過去、スポンサーに名乗りを上げた企業とはどのような違いがあるのか。

また、市は、同組合が経営再建にかかわることについて、どのようなことを理由に期待が持てると感じているのか。

市が臨港地区除雪業務を3分割して発注することを決めた意思決定までの流れは、産業港湾部が市長との打ち合わせの中で3分割することを報告した後、工事等委員会を開かずに起案文書を関係者に回覧して決裁し、正式決定したとのことだが、この方法では、3分割によって入札に参加できない事業者が出てくることや、分割発注によるコスト増などのデメリットを十分に議論する場が確保されず、結果的に、工事等委員会での決定は起案を回して印鑑を押すだけの形式的なものになってしまったのではないかと。

本来、市がとるべき意思決定のあり方は、先に市長に判断を仰ぐのではなく、まず工事等委員会を開催し、3分割によるメリット、デメリットを十分に議論した上で決定したことを市長に報告すべきであり、市が行った工事等委員会の設置意義をないがしろにした意思決定の流れには問題があると思うかどうか。

今年度の臨港地区の除雪業務の入札について、市は、競争性を高めるためとして、再委託を禁止した

上で地区を3分割するという唐突な要件変更を行った。

これにより、昨年度まで落札していた業者は1地区を落札できたものの、その下請で業務に当たっていた業者は、準備期間もない突然の変更に対応できず、入札に参加できないばかりか、再委託の禁止により下請に入ることすらできず、結果的に今冬の除雪業務から排除される形となったが、市は、地区を分割する前にJVで入札を行う考えはなかったのか。

一方、残る2地区を落札した業者は、道路除雪等業務の指名競争入札参加資格者名簿登録申請における審査基準日を市がわざわざ延期したことにより名簿登録できた業者であり、さらにそのうち1社は市長後援会幹部が経営する業者であることに鑑みれば、これらの要件変更は何らかの疑惑を持たざるを得ないと思うがどうか。

若竹地区における防波堤上部工が傾斜したことに伴い、市は、今定例会直前、小樽港マリナーの静穏度が確保できないとして、係留船舶を仮係留施設に移動させるなどの対策費用3,400万円を平成29年度予算の不用額から流用したという。

この不用額とは、港湾計画の改訂作業を中断したことにより生じたものとのことだが、港湾計画改訂事業費は、港湾計画を平成29年度中に改訂するものとして議会が可決した予算であり、議会の各党派は作業を中断することに了承などしていない。

それにもかかわらず、市が勝手に改訂作業を中断した上、その予算を不用額として流用するというのは納得できるものではなく、本来であれば、補正予算として議決を求めるべきではなかったのか。

また、議決を経る時間的余裕がないのであれば、せめて専決処分すべきではなかったのか。

外国人観光客の受け入れについて、外国人観光客が日本に来て直面する生活習慣や文化の違いなどがもとで、観光客の悪意のない行動がトラブルを引き起こすことがあるという。

国は、東京オリンピックの開催に向けて、外国人観光客の増加を見込んでおり、今後ますますこういった問題が増加するのではないかと思うが、市は、この問題が実際に存在し、対応が必要であるということについて認識はしているのか。

また、この問題は、外国人観光客がまち歩きをする場合でも同様であり、市民に対してマイナスのイメージを与えかねないことから、市民が観光客を心から受け入れるようにするためにも、市が観光客誘致を進めるに当たっては、来日する観光客に対して、日本の生活習慣や文化など、観光に当たって必要な情報をしっかりと伝えることができるような手段を検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第11号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 20番、小貫元議員。

（20番 小貫元議員登壇）（拍手）

**○20番（小貫 元議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方については、採択を主張して討論します。

この制度の先進地である高崎市では、予算3億円で大きな効果を生み出しています。その事例に学び、全国的に導入の動きが起きています。

小樽市内の事業所は、小規模の事業所が多数を占めています。ことし3月に公表された小樽市商業者

動向調査結果では、店を閉めたいと回答した理由について、店舗の老朽化を挙げた商店が28.6%になります。商店では老朽化が進んでおり、設備の更新に苦慮しています。

高崎市の例では、予算額が多額なことから、効果があっても実施については予算確保が大きな課題でした。しかし、経済常任委員会でも苫小牧市の例を質問しましたが、少額の予算からでも実施できる可能性を示しています。陳情者の願意は妥当であり、採択を求め、討論とします。(拍手)

**○議長(鈴木喜明)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(鈴木喜明)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇)(拍手)

**○22番(新谷とし議員)** 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

オレオレ詐欺などの特殊詐欺について、道内の被害額は前年同期と比較して約4.7倍となっており、本市でも、高齢者が被害に遭っているというが、市は、こうした特殊詐欺に対し、どのような予防啓発活動を行っているのか。

また、特殊詐欺に関しては、95%の人が認知しているという新聞報道もあるが、知っていても被害に遭うケースが多く、被害に遭った方は、金銭を奪われたという実害だけでなく、詐欺を見抜けなかったという精神的ショックも大きいため、市には、市民を守るためにも、特殊詐欺防止に向けた取り組みを強化してほしいと思うがどうか。

ふれあいパス制度について、市は、制度の継続を最優先に考え、事業費の目途を1億5,000万円程度とすることは変更しないというが、今後、制度を見直すに当たって、事業費の維持を考えるがために、高齢者の外出支援という現在の制度趣旨から大きく異なる事業になってしまう可能性はあるのか。

また、今後、ふれあいパスにICカードを導入した場合には、設備面や運営面で大きな変更になると思うが、その際には、利用者への影響も考慮し、事業者との協議・交渉を慎重に行い、その進捗状況を議会にもしっかりと報告してほしいと思うがどうか。

小樽市社会福祉協議会で実施している福祉除雪サービスと屋根雪下ろし助成事業については、利用者から、一冬に3回までの利用では足りない、範囲外の場所の除雪や雪庇を落としてほしいなどの要望が数多く寄せられているという。

小樽市社会福祉協議会としては、財源が減少する中、市民ボランティアの確保や日程調整に苦慮しつつも、今後も継続して行っていきたい事業であるとの意向であることから、市には、自力での除雪が困難な市民が安心して利用できるような制度となるよう、引き続き社協とともに前向きな検討を進めてほ

しいと思うがどうか。

本年11月1日から配布が開始されたヘルプマークについて、市は、その認知度を高めるために、これまでどのような取り組みを行ってきたのか。

このマークは、対象となる方が所持しているだけでなく、周囲の方がその意味を理解していることが重要であることから、市には、町会の回覧板も活用するほか、市内関係団体や市民グループとも連携しながら、市民への普及啓発を積極的に進めてほしいと思うがどうか。

本市におけるがん検診の受診率は、小樽市健康増進計画における目標数値には至っていないが、本計画の改訂版では、市民の健康寿命延伸のための重点施策の一つとして、がん予防のための取り組みを推進するという。

検診の受診はがん予防に大変重要なものであるため、受診勧奨について、市が既に行っている広報などによる周知、検診の無料クーポン券の発行、民間団体との連携によるイベントの実施などの取り組みのほかに、受診率が低い年代の方への個別勧奨や再勧奨など、がん検診受診に関する情報がより多くの市民へ行き渡り、受診率の向上につながるよう、市には新たな取り組みを模索し、対策を講じてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号並びに陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第12号及び所管事務の調査につきましては、いずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

**○7番（高野さくら議員）** 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の請願第2号、陳情第6号、第8号及び第9号全ての採択を主張し、討論いたします。

最初に、請願第2号の「ふれあいバス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてですが、ふれあいバスとは、高齢者が積極的に社会に参加し、心身の健康維持と生きがいの創出に資することを目的としており、実際にアンケート調査などでも、買い物や通院で利用されている方が多いことがわかりました。

今回、新たに署名が積み上げられ、4,700筆になっていることを考えれば、利用制限せず、もっと利用できるようにしてほしいという住民の願いが大きいことがわかります。これから利用しやすいようにしていくためにも、中央バスの協力は必要不可欠です。一刻も早く信頼回復に努めていただきたいと考えます。

次に、陳情第8号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方についてです。

今回、厚生常任委員会の報告の中で、来年8月診療分から、小学生までの医療費の全額無料化と小学生までの初診料一部負担金のみについて、助成拡大に向けた検討状況の報告がありました。

本来、どこに住んでいても、子供がしっかり医療が受けられるよう、国や道が制度化をすべきだとは思いますが、まだ実現には至っていません。

子供は自分で症状を伝えることが困難であることから、発見がおくれれば、後遺症や重症になる危険性もありますので、子供たちがお金の心配なく病院にかかれるようにするためには、国や道に医療費助

成拡大を要望しつつ、小樽市でも助成拡大は必要不可欠です。

次に、陳情第9号母子生活支援施設「相愛の里」改築方についてです。

母子生活支援施設は、道内でも小樽市を含め、五つの地域にしかない貴重な施設であります。建設から70年以上経過している本施設は、耐震面でも心配です。

小樽市子ども・子育て支援事業計画の案の中でも、建てかえの可能性について、北海道と連携しながら研究していく必要があると報告されておりました。一刻も早く安心して過ごせるように、早期建設を求めます。

そのほかの陳情も、これまでどおり採択を主張し、議員各位の賛同をお願いして討論を終わります。

(拍手)

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号及び陳情第9号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時31分**

**再開 午後 3時00分**

**○議長（鈴木喜明）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

**○2番（千葉美幸議員）** 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

地域公共交通網形成計画策定のスケジュールについて、平成30年4月から翌年3月までの1年間としているが、本年11月に当常任委員会の行政視察で訪問した岩手県花巻市では、計画原案を策定するのにアンケート調査及び検証も含めて約6カ月を要し、完成までに約2年かかっているのに対して、本市のスケジュールでは、アンケート調査や分析を約2カ月で行おうとしており、本当にこの期間で計画を策定できるのか疑問である。

早く計画を策定するにこしたことはないが、1年という期間にこだわり不完全な計画を策定するよりも、策定するのに必要なデータ等を全てそろえた上で、穴のない計画を策定したほうがよいと思うがどうか。

今回、策定を予定している地域公共交通網形成計画は、本市にとって最初の計画であり、非常に重要なものであることから、慎重かつ具体的に内容を詰めてほしいと思うがどうか。

除排雪業務の登録業者は40社近くあるにもかかわらず、毎年、同じ業者が同じ競争相手と入札し、例年通りの業者が落札するような状況である。

あらかじめ落札業者が決まっているかのような指名入札の方法は見直すべきであり、登録業者全てに入札案内を出すべきだと思うがどうか。

また、入札の時期が遅いため、業者からは機械の手配等で難儀しているとの声が聞かれており、ことのように降雪が早かった場合には、業者が落札後に行わなければならない事務手続や事前作業への対応が間に合わなくなることが予想されることから、今後、入札は、もう少し早い時期に執行するよう見直すべきと思うがどうか。

今年度の除雪対策本部は、12月1日に発会されたが、昨年度や今年度のように、11月中にまとまった降雪があった場合、除雪作業や路面管理の対応のおくれなど、市民生活に悪影響を及ぼすことも懸念されるため、来年度以降は、早目の降雪にも対応できるよう、できるだけ早期に除雪対策本部を発会するよう検討すべきと思うがどうか。

また、現在は、除雪対策本部の本部員の中に教育委員会の職員は含まれていないが、平成10年度ごろまでは、教育委員会の職員も含まれていたと聞く。

近年、小・中学校の統廃合が進むのに伴い、徒歩通学をする児童・生徒も相当数いることから、子供たちの安全・安心な冬期間の通学路を確保するためにも、今後は教育委員会との連携を密にし、通学路の除排雪に対して、積極的に意見交換を行うべきではないのか。

住吉町地区の地籍調査は平成26年度から実施しており、今年度で委託業務は最終年度となるが、現在、一部の地区に疑義が生じており、スムーズに進んでいないとのことである。

最終年度になって初めて、このことがわかったとのことであるが、地籍調査は個人の財産である土地にかかわるものであり、間違いが許されるべきものではなく、早急に再調査を行うべきではないのか。

もし、今回、行っている地籍調査の初歩的な部分から間違っていたのであれば、例えば20年、30年後に土地の売買をする際にトラブルになるような事業を本市が行っていたということにつながりかねず、きちんと原因を究明してから事業を進めてほしいと思うがどうか。

道路の上空や道路の敷地の上にある看板については、看板の老朽化などに対し、安全性の確保に特化したパトロール等は行っておらず、日誌等での記録もしていないということであるが、市としての行動責任として、パトロールを実施した場合には、今後、記録をつけるようにしてほしいと思うがどうか。

市は、看板設置の申請を受けて許可を出し、その結果として収入を得ているため、例えば、上から落ちてきた看板で市民が大けがをした札幌市の事例のような事故を本市では起こさないように、安全確保に向けて努力してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号、陳情第10号、陳情第20号及び陳情第21号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、陳情第13号及び所管事務の調査はいずれも継続審査と全会一致によりそれぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

**○21番（川畑正美議員）** 日本共産党を代表して、継続審査中の陳情第4号、陳情第10号、陳情第20号、陳情第21号の採択を求め、討論します。

陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方についての陳情の趣旨は、側溝を改修して、雪解け水や雨水が側溝に流れ込む状態にしてほしいというのが申し出です。

陳情提出後、既存舗装の上からアスファルトをかぶせるオーバーレイ工法によって、雨水時には水たまりや民地側への雨水流入が改善されました。

陳情の趣旨から、雪解け時期の状況や経過を見て判断していくこととなりますが、近年の冬期間は降雪量が少なく、雪解け水が少ない状況であったことから、特に問題は起きていません。

しかし、陳情者から、もうしばらく状況を見てみたいとの要望があります。したがって、採択を継続します。

陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方については、バス通りから赤岩遊歩道に向かう道路が極端に狭いことに加え、保育所や特養老人ホームなどの施設があります。

また、その山手には住宅団地が密集していることから、交通量が多く、特に朝の時間帯に集中していることがあります。市長公約であるきめ細やかな除排雪を実現させるべきところであります。

また、除排雪の雪置き場がいまだ見つかっておりません。地域住民の悲願は切実であり、陳情は引き続き採択といたします。

陳情第20号高速道札幌道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方については、NEXCOへの要請以外は上下水道の課題です。

陳情項目の実現に当たっては、民有地であることや土地の高低差など、多々、困難もありますが、市民生活の安全・安心にかかわる課題であって、適切な対処が必要です。採択を継続します。

陳情第21号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方については、陳情理由のとおり、塩谷及びオタモイ3丁目の4,000人を超える住民にとっては、市内バス路線が一律料金で運行されている中で、現在、実施されているばるて築港への路線が6路線あります。しかし、塩谷からばるて築港への直通路線がありません。3病院の通院者にとって、小樽駅前において乗りかえしなければならないこと、そして2路線を利用する交通費の負担が重くのしかかります。

地域住民の要望については、願意妥当であります。

議員各位に陳情の趣旨を御理解いただき、採択をお願いいたしまして、討論といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第21号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第10号及び陳情第20号について一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

(18番 佐々木秩議員登壇) (拍手)

○18番（佐々木 秩議員） 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市教委は、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画の後期の実施に当たり、前期の成果・課題を取りまとめて検証を行った上で、後期の進め方を考えていくという。

その課題の一つに、学校再編は地域住民の理解を得た上で進めることが挙げられるが、市教委は、どのような状況をもって地域住民の理解を得られたと判断するのか。

また、市が公表する中期財政収支見通しにおいては、市の厳しい財政状況が示されている中で、統合校を新設する際の財政的な担保をどうするかについても課題の一つになるのではないかと考える。

今後は、こうした財政上の理由で、後期の進め方を再考する必要に迫られることも考えられるが、そうしたことも踏まえ、市教委では、後期のスケジュールをどのように計画しているのか。

後期の実施による市民の利益が最大となるよう、市教委のみならず、学校、児童・生徒、保護者など、地域との連携を密にして、これらの課題の解消に努めてほしいと思うがどうか。

小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画における小樽市小中学校再編計画の後期が平成30年度から開始となるため、市教委は、29年度で終了する前期の点検・検証・評価を今年度中に行うというが、その結果が、今後の小・中学校再編の考え方に影響していくことはあるのか。

また、市教委は、統合した学校に通学する児童・生徒に対して、統合から1年経過した時点でアンケート調査を行っているというが、統合から数年経過した時点でなど、統合後、時間経過とともに児童・生徒がどのように考えているのか把握するためのアンケート調査についても、統合から数年経過した時点で実施することを検討してほしいと思うがどうか。

西陵中学校と松ヶ枝中学校の統合校については、地域住民や保護者の合意が得られていない状況にあるというが、今後、学校再編計画の後期を実施するに当たり、それらの声を無視して見切り発車で計画を進めるようなことは許されないと思うがどうか。

また、日本が批准している子どもの権利条約の第12条意見表明権に鑑み、市教委には、学校の統廃合が決まる前に児童・生徒の声を聞き、地域住民や保護者の意見と合わせて計画に十分に取り入れてほしいと思うがどうか。

中央・山手地区の中学校再編前に、耐震化の問題を抱える松ヶ枝中学校を耐震化されている最上小学校跡に移転することについて、市長は代表質問で、「最上小学校を中学校として活用する場合は改修期間が必要であり、現在、教育委員会が進めているプランでは、使用する期間も極めて短く、また、生徒にとっても短期間での移転に伴う急激な教育環境の変化が生じることから望ましくない」と答弁しているが、倒壊の危険性がある校舎に生徒が通っていることへの安全上の懸念を考えれば、一刻も早く、校舎の耐震改修を行うか、最上小学校跡に移転すべきと思うがどうか。

また、最上小学校跡を使用する期間が極めて短くなり、短期間の移転が生徒にとっても望ましくないという点については、あくまでも小樽商業高校跡を最終的な統合中学校とする市教委のプランに沿った場合に生じる問題であって、市教委のプランを前提とした移転の繰り返しを理由に最上小学校跡を選択肢から外して生徒の安全上の問題に対応しようとする市の答弁は全く詭弁でしかないと思うがどうか。

通学路の安全確保について、来年度の天神小学校の閉校に伴い、奥沢水源池方面から統合先の奥沢小学校へ通学する児童の中には、通学距離が長くなり下校時刻が遅くなることで、防犯灯が少ない夜道を下校する児童がいることも予想される。地域住民からは、通学の安全面に心配の声が上がっていることから、市教委には、町会与積極的に情報交換しながら防犯灯に係る状況を調査するなど、通学路の安全確保に向けたしかるべき対応に努めてほしいと思うがどうか。

また、来年度、新設開校する山の手小学校については、学校前にあるS字カーブの道路視界が非常に悪いことから、きめ細やかに除排雪を行う必要があると考えるが、市長の方針である、まずはかき分け除雪を行い、道路脇の雪山の積み上げが困難になるまで積み上げるという考えで除排雪を行ってしまったら、児童の身に危険が及ぶことが当然に予想されることから、市教委には、今冬のうちに建設部と除排雪に関してしっかりシミュレーションすることで、児童の通学路の安全確保に備える取り組みをしてほしいと思うがどうか。

通学路の除排雪について市教委は、除排雪箇所の要望や危険箇所の情報を共有するために、校長会から市教委へ、そこから建設部へと要望を伝え、建設部から各除雪ステーションへ情報を伝えるというが、そのような伝言ゲームのような伝達方法では、本当に伝えたい情報が伝わらない可能性があるのではないか。

通学路の安全を本当に考えるならば、PTAや学校関係者など地域のことをよく知る住民と各除雪ステーションの担当者とが直接、意見交換や要望、協議できる場をつくり、より具体的な情報を共有できるようにすることが一番の安全対策になると思うがどうか。

閉校後の学校跡利用の進捗状況については、学校再編に伴い閉校する学校が増加する一方、跡利用検討委員会で学校跡の活用方針が定まらないこともあり、跡利用に向けた話がなかなか進まない状況であるというが、跡利用に寄与しそうな話はあちらこちらから聞こえてくることから、市には、ささいな情報にもアンテナを張り、有用な話の一つでもあれば、模索しながら跡利用を積極的に推し進めてほしいと思うがどうか。

閉校した小・中学校に残された資料については、それぞれの学校の歴史を示す貴重な資料であるが、今後も学校再編に伴って学校が閉校した際には、数多くの資料が残されることになり、市教委は、その中から保存する必要がある資料は残していくという考えを示す一方、その取捨選択に係る判断基準は定めていないという。閉校した学校の資料は、地域にとっては貴重な資産であり、しっかりと地域に残していくためにも、市教委には、残された資料の保存について取捨選択するための判断基準を定めるよう検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

**○8番（酒井隆裕議員）** 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第7号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第14号北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について、陳情第15号北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について、陳情第17号西陵中学校の現在地での存続方について、陳情第18号最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について、以上全ての陳情を採択とする討論を行います。

陳情第14号、陳情第15号です。そもそも北陵中学校への通学距離の問題は、統廃合の結果起きた問題です。市教委は、3キロメートルには届かないが長距離通学となる生徒に対し、助成の拡大や冬期間だけでも助成することを検討するべきです。

陳情第17号、第18号です。商業高校を新中学校にすることは、きっぱり諦めるべきです。

陳情第7号です。まちづくりの観点からも、塩谷小学校を存続するべきです。

以上から、いずれも願意は妥当であり、提出された全ての陳情の採択を求めて、討論といたします。

（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 3番、安斎哲也議員。

（3番 安斎哲也議員登壇）

**○3番（安斎哲也議員）** 陳情第18号最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について、採択の立場で討論をいたします。

学校適正配置については、今後の学校教育の環境向上、充実の面から、総論賛成の立場でありましたし、今後も進めていかなければならないという立場に変わりありません。

しかし、これまで、後期計画に移行する前に前期計画を検証すべきだと訴えてきましたが、今定例会の教育長答弁で前期計画を検証すると明言されました。

であるならば、西陵中学校を存続させ、商業高校校舎を活用するという計画変更をしたことに住民理解がまだ得られていないことや、現在も住民協議を進めている間、老朽化した校舎の松ヶ枝中学校はそのまま棚上げ状態になってしまいますので、当初計画にあるように、まずは松ヶ枝中学校を最上小学校に移転させ、生徒たちが安心・安全に学べる環境を保証すべきであると考えました。

よって、これまで主張してきた継続審査から採択の立場に態度を変えました。

以上、まちの宝である子供たちのために、将来を見据えた計画の実行とともに、今、直近で抱える課

題解決のためにも、各会派や各議員の賛同を求めて討論いたします。(拍手)

**○議長(鈴木喜明)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第14号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(鈴木喜明)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第18号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(鈴木喜明)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(鈴木喜明)** 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第14号ないし議案第17号」を一括議題といたします。

まず、議案第14号ないし議案第16号につきまして、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 市長。

(森井市長登壇)

**○市長** ただいま、追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第14号の平成29年度一般会計補正予算につきましては、小樽協会病院において、平成30年4月から分娩取り扱いを再開するに当たり、北後志5町村と連携した支援策として、必要となる施設改修及び医療機器整備に要する費用の一部を助成するため、債務負担行為により、周産期医療支援事業費補助金を予算措置いたしました。

議案第15号監査委員の選任につきましては、菊池洋一氏が平成29年12月31日をもって辞任することに伴い、後任として小林優氏を選任するものであります。

議案第16号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、高橋房子氏、加藤孝憲氏、西尾弘美氏の任期が平成30年3月31日をもって満了となりますので、引き続き、同氏を委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ、原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。

**○議長(鈴木喜明)** 次に、議案第17号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 15番、濱本進議員。

(15番 濱本進議員登壇) (拍手)

**○15番(濱本 進議員)** 議案第17号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について、提出者である自民党、公明党、民進党を代表して、提案理由を説明いたします。

この条例案は、先の人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給割合の引き上げ改定を行うとともに、この改定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、引き続き、その支給割合を据え置くこととするためであります。

以上、議員各位の賛同と可決をお願いし、議案第17号の提案説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 20番、小貫元議員。

（20番 小貫元議員登壇）（拍手）

**○20番（小貫 元議員）** 日本共産党を代表し、議案第17号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について、否決を主張し、討論を行います。

理由の第1に、経済状況です。

GDPの約6割を占める個人消費について、内閣府の発表によると、ことし7月から9月期は、実質で前期比0.5%減と、7四半期ぶりの落ち込みとなっており、消費の低迷は明らかです。

このような状況の中で、市議の期末手当の引き上げは市民の理解を得られないと考えます。

第2に、市財政との関係です。

職員の独自削減はなくなり、議員も一昨年度から独自削減をやめました。しかし、市長や副市長の独自削減は続いています。

中期財政収支見通しでも、財源不足が予想されています。決して財政が好転しているとは言えません。

第3に、小樽市特別職報酬等審議会との関係です。

2001年度の報酬等審議会では、審議会に期末手当の扱いについて意見を聞いたところ、審議会からは、議論の対象とすべきと意見が出されました。

その後、小樽市は、人事院勧告に基づく期末手当についても、審議会の意見を聞いてきました。

最後の審議会である2005年度においても、人事院勧告に基づく期末手当について意見をもらいました。

その最後の審議会でも、市の担当者は、期末手当は客観的な意見を聞く立場と述べていることから、議員の期末手当についても、人勸に基づく場合であっても、報酬等審議会を開いて決めるべきです。

以上の点から、本条例案は否決を主張し、討論といたします。（拍手）

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

**○9番（松田優子議員）** 公明党を代表し、議案第17号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について、可決を求めて討論を行います。

議員の期末手当の支給割合は、現行6月支給分、1.975カ月、12月支給分、2.125カ月の合計4.100カ月です。これを平成30年4月1日から、人事院勧告に従って、6月支給分を2.125カ月、12月支給分を2.275カ月の合計4.400カ月に改定するものです。

これは議員の報酬等を任意に引き上げる報酬改定とは全く違い、公務員の給与等について、法律で定められた手続に従って、人事院勧告どおり、これまで凍結されていたものについて復元を図るものです。

人事院勧告は、公務員の給与水準について、厳格な調査に基づき、民間に準拠して示されるもので、労使がともに尊重すべき大きな影響力を持つものです。凍結を続け、人事院勧告との乖離がこれ以上拡大することは、生活給としての側面が強い議員報酬において好ましくありません。

以上の理由により、議案第17号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、可決の態度を表明し、全ての議員の賛同を呼びかけて、討論を終わります。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） 平成29年第4回定例会、議案第17号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論をいたします。

小樽市は、急激な人口減少に伴い、地方交付税の削減が一番の課題となっております。

従来から継続してきている市民サービスについても、さらなる継続に向けては、その制度設計の見直しが迫られるほど深刻な財政状況であります。

加えて、公共建築物の耐震化や港湾設備、施設の老朽化に伴う突発的な補修工事費等々、財政再建に向け、一丸となって進んでいかなければならないこのタイミングで、どうして議員報酬を値上げできるのでしょうか。

（「報酬じゃない……」と呼ぶ者あり）

そんなお金があったら、高齢者や未来ある子供たちに使っていくのが真の市民目線の政治のあり方ではないでしょうか。

（発言する者あり）

市長も、副市長も、教育長も、それぞれ15%、9%、6.5%と報酬をカットしたままここまでやってこられたわけです。

（「いやいや」と呼ぶ者あり）

我々議員は、みずから身を切る改革に取り組んでいかなければならないはずですが。

（発言する者あり）

市民からは、今の市議会で市長への個人攻撃や明らかに意図的な策略的いじめなどで議会を混乱させているのは、心ない一部の議員たちではないか。また、辞職すべきはそういう一部の議員たちでもあるという声が毎日のように聞こえてきております。

（発言する者あり）

きちんとやっている議員には申しわけないのですが、そういう議会であるならば……

（発言する者あり）

議員報酬の値上げなど市民が許すはずがない。

（発言する者あり）

（「何もわかっていない」と呼ぶ者あり）

よって、今回の議案第17号は認めるわけにはまいりません。

以上、各党派、各無所属議員の、否決ということに賛同を求め、討論といたします。

（「報酬じゃないんだよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「何でも言えばいいってもんじゃないんだよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「報酬を上げるんでないんだよ、これ……」と呼ぶ者あり）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安斎哲也議員。

(3番 安齋哲也議員登壇)

**○3番(安齋哲也議員)** 議案第17号小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について、討論をいたします。

今回の条例案は、人事院勧告に従ってのものですが、小樽市議会はこれまで財政難を理由に凍結してきました。

若い子育て人材の議員のなり手不足も懸念されている中での人事院勧告を受けての手当の増額は必要だとは思っていますが、私としては、4年の任期の負託を受けた以上、人事院勧告であっても、途中で手当がふえることに疑問を抱えています。

よって、今任期中ではなく、改めて市民の負託を受けた改選後の議員から勧告を受けた改正条例を施行するべきと考えます。

ただし、世論を気にして否決をしたとしても、否決しておいて、条例案が可決されれば、その増額分の手当をもらうことになりますから、それは各党派、各議員の皆様に責任をなすりつけて、おいしいところだけいただくことになります。それはできませんし、私一人では改選後からとする条例案も提出できないことから、ひきょうと言われるかもしれませんが、自席にて棄権します。

以上、終わります。

**○議長(鈴木喜明)** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第17号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(鈴木喜明)** 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第14号ないし議案第16号について、一括採決いたします。

議案第14号については可決と、議案第15号及び議案第16号については同意と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし意見書案第7号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし意見書案第7号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし意見書案第3号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇) (拍手)

**○22番(新谷とし議員)** 提出者を代表して、意見書案第1号核兵器禁止条約に署名し批准することを求める意見書案の提案説明を行います。

本年7月、国連において加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成で核兵器禁止条約が採択され、核兵器のない世界へ歴史的な一歩を踏み出しました。しかし、唯一の戦争被爆国である日本政府は、核保有国と歩調を合わせてこの会議に出席しませんでした。

核兵器禁止条約は、前文で核兵器による非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らした違法性も明確に述べ、広島・長崎の被爆者に言及し、核兵器使用及び核実験による容認しがた

い苦難と損害に留意し、と核兵器廃絶の必要性を明確にしました。

10月6日には、101カ国に広がって核兵器廃絶の運動を繰り広げてきたNGOの連合体、核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANがノーベル平和賞を受賞しました。この朗報は世界中で歓迎、祝福され、また、受賞式には二人の被爆者が代表として参加しました。

10月27日、軍縮・国際安全保障を議論する国連総会第一委員会では、7月の核兵器禁止条約の採択を歓迎し、全加盟国に署名、批准を呼びかける決議案を118カ国の賛成多数で採択しました。

筆舌に尽くせない被害を受けた被爆者が、長年にわたり訴えてきたことがようやく認められたのですから、日本政府は、核兵器により唯一被爆した国の政府として、核兵器禁止条約に速やかに署名し、国会で批准し、条約に正式に参加することを求めます。

核兵器廃絶平和都市宣言をしている小樽市議会として意見書案を可決して、地方から声を上げていくではありませんか。

議員各位の賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** 次に、意見書案第2号及び意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

**○2番（千葉美幸議員）** 提出者を代表し、意見書案第2号受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書案、第3号小・中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書案について、提案説明を行います。

初めに、意見書案第2号は、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるために、健康増進法の改正を求めるものです。受動喫煙を防止するには、たばこの煙が健康に悪影響を及ぼしていることを国民に啓発していくことが重要です。

我が国の喫煙率は大幅に低下し、国民の8割以上は非喫煙者となりましたが、平成28年、国立がん研究センターの発表では、受動喫煙を受けている方の罹患リスクについて、肺がん、脳卒中は1.3倍、虚血性心疾患は1.2倍、乳幼児突然死症候群は4.7倍にも上っています。受動喫煙を受けていなければ、これらが等で死亡せずに済んだとされる人数は、年間約1万5,000人との推計からも、受動喫煙の健康被害は深刻な状況です。

また、受動喫煙対策が世界で最低ランクに位置づけられている我が国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、オリンピックの長い伝統であるタバコフリーという政策を維持するよう、WHOから要請があったことも踏まえ、この現状から脱し、受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要があります。

これらのことから、努力義務によるこれまでの対策では不十分で、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるものです。

次に、意見書案第3号小・中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書案についてです。

インターネットを活用したIoTの活用分野の拡大、自動車の自動運転をも可能とするAI、人工知能の開発など、近年におけるIT技術の発展は著しく、今後もIT関連産業は拡大していくと予想されています。

しかし、一方で、それに対応するIT人材不足数は、経済産業省の報告では、2020年、約37万人、

2030年には約79万人と試算されており、人材の確保は我が国の重要な課題となっています。

今後ますます生活の身近なところでプログラミングの活用が進む中、論理的思考力を身につけることができる期待されるプログラミング教育は、2020年に小学校で必修化されることになりました。

しかし、自治体では、人材育成、指導内容等について地域間格差が懸念されるなどの課題があります。

また、プログラミングの必修化は教職員の多忙化に拍車をかけることになりかねず、外部人材の活用など、人的、財政的支援が必要となるため、早期にプログラミングの指導概要について明らかにするとともに、円滑な指導を行うため、自治体間の格差是正を図る財政措置を行うことが必要です。

以上、各会派、各議員の賛同を訴え、提案説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 20番、小貫元議員。

（20番 小貫元議員登壇）（拍手）

**○20番（小貫 元議員）** 日本共産党を代表し、意見書案第1号は可決、第2号は及び第3号は否決の討論を行います。

最初に、意見書案第1号核兵器禁止条約に署名し批准することを求める意見書案についてです。

提案説明にあったように、唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器禁止条約に背を向けていることに多くの国々から失望と怒りの声が上がっています。

核兵器禁止条約は、ノーベル平和賞を受賞したICANを初め、市民社会の努力が実り採択されました。市民社会の中には、創価学会インタナショナルも国連会議で発言していました。

朝日新聞の報道によれば、創価学会の寺崎副会長は、12月12日に記者会見し、核兵器禁止条約について、発効を目指して当面の戦いに全力を尽くしたいと発言しました。平和の党がアイデンティティとする公明党の支持母体の発言ですので、この意見書案に対して、公明党を含めて、賛同していただけることを期待しています。

（「賛同しませんよ」と呼ぶ者あり）

次に、意見書案第2号受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書案についてです。

この意見書案の問題点は、小規模飲食店について、例外を設けていることです。WHOが屋内全面禁煙を求める公衆の集まる場所とは、医療施設、学校、大学、行政機関、事業所、飲食店、バー、公共交通機関となり、世界55カ国では、これら全てで屋内全面禁煙を義務づける法規制が整備されています。

飲食店の全面禁煙への反対意見として、客足が落ちることへの懸念があります。しかし、WHOが実施した国際調査は、レストランやバーを法律で全面禁煙としても減収はないと結論づけています。

愛知県や大阪府が、自主的に全面禁煙に踏み切った飲食店を対象に行った調査でも、売り上げはほとんど変わらなかったという結果が出ています。

日本共産党は、受動喫煙をなくし、非喫煙者の健康を守るための法改正が急がれると考えます。

その改正は、公衆が集まる場所の屋内全面禁煙、医療機関や学校の敷地内禁煙を定めた法律にする必要があります。

次に、意見書案第3号小・中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書案についてです。

プログラミング教育は、次期学習指導要領において、小学生から実施することになりました。この次期学習指導要領は、子供たちに身につけさせる資質・能力を国が定め、その達成を目指すものとなって

います。

資質・能力のうち、全ての学習の基盤になる力として、情報活用能力が取り上げられ、プログラミング的思考やICTを当たり前に使えること、産業のために価値を生み出すことができる人材育成という狙いがあります。

そもそも教育の目的は、一人一人の人格の形成です。そして、この人格を形成させるのは一人一人の子供自身です。国が形成した人格を定め、社会が求める人間像に必要な資質・能力を育てることは教育の目的ではありません。

さらには、ICT機器を教育現場に売り込む情報産業の狙いも指摘せざるを得ません。

小学校からのプログラミング教育の実施は、個人の発達が目的である教育が、企業に適応できる人材育成の場に変質することになります。

(発言する者あり)

また、AIなどの先端技術は、社会進歩の可能性を広げる一方で、子供たちの成長を阻害するものとなる可能性もあります。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇)(拍手)

**○19番(林下孤芳議員)** 民進党を代表し、意見書案第1号核兵器禁止条約に署名し批准することを求める意見書案に、賛成の立場で討論いたします。

国連は、2017年7月に、核兵器禁止条約を122カ国の賛成で採択いたしました。我が国政府は、世界唯一の被爆国でありながら、会議に参加せず、核保有国に追随し、世界から驚きと落胆をもって批判されております。

核兵器禁止条約の採択に尽力した核兵器禁止国際キャンペーン、ICANは、12月10日、ノーベル平和賞を受賞しました。被爆者が初めて受賞演説を行い、核武装国とその傘の下の共犯者は、私たちの警告を心に刻みなさいと痛烈に日本政府を批判しました。

核保有国は、抑止力を強調していますが、北朝鮮の核兵器開発の現状を見る限り、緊張は限りなく拡大しております。

核兵器が使用されれば、地球環境は壊滅的なダメージを受けることは明らかであり、我が国は世界唯一の被爆国として、また、非核保有国として、政府は速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会においても、条約を批准すべきとの意見は、国連加盟国の3分の2に及ぶ世界の声として受けとめるべきだと思います。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。(拍手)

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 13番、酒井隆行議員。

(13番 酒井隆行議員登壇)(拍手)

**○13番(酒井隆行議員)** 自由民主党を代表し、意見書案第1号核兵器禁止条約に署名し批准することを求める意見書案について、否決の立場で討論をいたします。

この条約の背景には、核軍縮の進展の遅さに対する非核兵器国による不満と、早急に実質的な前進を得たいという願いがあるということは理解しております。世界で唯一の被爆国として、こうした思いについては、我々も強く共感しております。

しかしながら、核兵器のない世界を目指す我が国の基本的な考え方は、従来から二つの大切な観点に基づき、核兵器国と非核兵器国の協力のもとに、実現的、実践的な取り組みを積み重ねていくというものであります。

まず、一つ目の人道の観点で、この条約には、米国、ロシア、英国、フランス、中国といった核兵器国が反対をしております。

現実的に核軍縮、核廃絶を実現するためには、核兵器国を動かす必要があります。しかしながら、残念ながら、この条約にはそれができておりません。

また、安全保障の観点を踏まえていないことから、日本や韓国、ドイツを初めとしたNATO諸国といった、核兵器国の核兵器の脅威にさらされている非核兵器国からの支持も得られておりません。

このままでは、核兵器国と非核兵器国の間のみならず、非核兵器国同士の間での隔たりを深めることとなりかねません。

二つ目の安全保障の観点では、北朝鮮の核弾道ミサイル計画の進展は、我が国を含め、この地域と国際社会全体の平和と安定にとって、これまでにない重大かつ差し迫った脅威となっております。

戦後、我が国の安全を脅かす言動を行ったのは、北朝鮮が唯一かつ初めてであります。国民の生命と財産を守るためにも、現実の安全保障上の脅威に的確に対処しながら、地道に核軍縮を前進させる地道な努力を追求していく必要があると考えます。

こうしたことから、我が自民党といたしましては、核兵器国と非核兵器国の対立が深刻化する中において、両者の信頼関係の構築が最大の課題であるとともに、率先して、立場の違う国々の橋渡しの役割を果たし、核兵器国もしっかり取り組む形で、実現かつ実践的な取り組みをリードすべく、粘り強く取り組んでいく必要があると考えております。

以上、各会派、議員の皆様の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

（「呼びかけに答えてね」と呼ぶ者あり）

**○1番（秋元智憲議員）** 公明党を代表し、意見書案第1号核兵器禁止条約に署名し批准することを求める意見書案は否決を、意見書案第2号受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書案、意見書案第3号小・中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書案は可決を主張し、討論いたします。

初めに、意見書案第1号についてです。

ことし7月に国連本部で開催された条約交渉会議において、核兵器禁止条約が採択されました。核兵器を違法化する初めての規範であり、核兵器のない世界の実現に向けた大きな一歩であることは間違いありませんし、我が党は条約自体を否定しているわけではありませんが、現状では、核保有国などは会議には参加せず、NATO加盟国であるオランダは会議に参加し、反対票を投じる結果となりました。

この採択をめぐり、核兵器の非人道性を訴えて条約を推進した国々と、核兵器により戦争を防ぐとした核抑止論を主張する非核保有国との溝が改めて深まる結果となりました。

現在、核が存在することは事実であり、核保有国を抜きにして核廃絶を実現することはできません。

条約の採択を推進してきた被爆者団体や反核NGOも、条約の採択が到達点ではないとしており、これから核廃絶の正念場であることは言うまでもありません。

まずは核保有国と非核保有国の溝を埋める対話が不可欠であり、核兵器のない世界の実現には、核保

有国と非核保有国の間で深まった亀裂の橋渡しが求められており、この橋渡し役こそ唯一の戦争被爆国である日本の責務であると考えます。また、賢人会議等でその責務を果たすべきです。

以上の理由から、意見書案第1号は否決いたします。

次に、意見書案第2号についてです。

ことし9月、15年ぶりに改訂された厚生労働省のたばこ白書によると、喫煙との因果関係が確実にありとされる病気として、がんのほかに、脳卒中や心筋梗塞、糖尿病などが挙げられ、毎年、喫煙により約13万人、受動喫煙だけでも約1万人が命を落としているとし、国立がん研究センターも、受動喫煙により肺がんになる危険が高まることは確実にだとする調査結果を公表しました。

このことから、受動喫煙防止対策を早急に進めるために、健康増進法の改正は必要不可欠であり、可決いたします。

次に、意見書案第3号についてです。

ことし3月の学習指導要領の改訂を受け、2020年度から、小学校でプログラミング教育が必修化されることになりました。コンピューターを動かすプログラミングをつくることで、論理的思考力を身につけることが目的とされております。

欧米では既に自分の考えを表現する手段として、小学生からプログラミング教育が必修化されており、日本が世界的におくれているのが実情であることから、意見書案第3号は可決とし、議員各位の賛同を呼びかけ、討論いたします。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

**○4番（中村岩雄議員）** 意見書案第1号に否決の討論をいたします。

1968年に調印され、1970年に発効した核不拡散条約、NPTは、1967年1月以前に核兵器その他の核爆発装置を製造し、かつ爆発させた国、米国、ソ連、英国、フランス、中国以外に核保有を禁じ、核兵器国に核軍縮を、それ以外の国には核不拡散への関与を求めてきました。

日本政府も、これまで核兵器廃絶に取り組み、自身が核兵器を所有しないことを国際社会に誓約するとともに、国連総会に「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」決議を提出し、核不拡散にも積極的に取り組んできました。

これまでNPTは、核兵器国に核軍縮の法的義務を課し、その実施方法を5年ごとに開催される運用検討会議で検討し、そこで決定した内容の履行を繰り返すことで、核兵器廃絶への道が開けると理解されてきました。

実際、冷戦終結以降、世界の核備蓄は著しく減少し、ロシアと米国の核兵器はそれぞれ8割減少、英国とフランスはもともと少なかった備蓄を一段と縮小させております。それはNPTの批准国としての義務であったからであります。

しかし、NPTは核廃絶を目指す条約ではなく、核兵器国にその義務を課さず、すなわち核兵器国の意向によっては、無期限に核兵器保有を許容する条約とも解釈でき、この点が多く非核兵器国や市民社会団体の批判するところでありました。

そのような状況の中、インド、パキスタン、イスラエルはNPTに参加せずに核兵器開発を行い、北朝鮮とイランはNPT内で核兵器の開発を進めたという経緯があります。

2010年の運用検討会議を最後に、2015年では行動目標の合意文書は成立せず、2020年の運用検討会議でも厳しい討論が予想されております。

それらや国連総会等における核兵器の非人道性に関する議論を背景に、2016年8月、ジュネーブで行われた多国間核軍縮交渉に関するオープン・エンド作業部会、OEWGにおいて核兵器禁止条約の交渉開始を勧告する旨の報告書が採択。これを受け、2016年12月、国連総会決議で、2017年に核兵器禁止条約交渉を行う旨決定。2017年3月及び6月から7月にかけて、国連本部において同条約の交渉会議が開催、2017年7月7日、条約を採択、条約は本年9月20日に署名のため開放され、50カ国の批准を90日で発効することになります。

核兵器禁止条約が核軍縮を規定したNPTの限界を超え、NPTと核兵器なき世界の間には存在する法的ギャップを埋め、核兵器なき世界の完成に向けた法的文書であることは疑いのないところであります。

核兵器禁止条約が、核軍縮ではなく、核廃絶という国際社会に新たな規範を持ち込み、NPTなど、他の諸条約との相互補完性のもとで目的を実現する意義はまことに大きいと思います。

しかし、次のような幾つかの指摘があります。

これは、この条約の内容そのものに問題があることに加え、核軍備管理軍縮をめぐる複雑な制度的及び政治的状況を考えると、現状のままでは、この条約は、核兵器国、つまり核兵器不拡散条約、NPTで核兵器保有が条約上許されている国以外の国が核保有をしないという政治宣言に終わる可能性が高いということです。そして、日本がそれに賛同することは、核軍縮の実現を遠のけ、自身の安全保障をも危うくするという点であります。

つまり、核兵器禁止条約は、非核兵器国が集団で合意すれば成立させることは可能であるが、核兵器国や核兵器保有国の同意は条約発効の条件となっておらず、核兵器国の意向やその安全保障を核兵器に依存する国などの状況は無視して、廃絶に同意せよと迫る形になっているということ、このような方法では、核廃絶に向けた規範の醸成や共有は困難であり、核兵器の安全保障上の意義を重要視する国とそれ以外とに国際社会を二分する結果になるということ。そして、核廃絶の目標が絶対化されると、その両者の対話や交渉を通じた歩み寄りが困難になるという指摘であります。

(発言する者あり)

核兵器国や核保有国の認識や意識を変える努力が最重視されるべきであり、廃絶の条約の受諾を強要することではないということ。核兵器保有国や核抑止に依存する国の意識を戦略的に誘導できなければ、核兵器保有国にすると、条約の存在は彼らの既得権益を無条件にでも守る行動に出る可能性があるということ。

そして、日本が懸念するように、核兵器国と非核兵器国の分断は固定化され、核廃絶どころか、NPTの影響はさらに低下し、国際社会は核軍縮を迫る手段さえも失うことにつながりかねない。

日本の役割は、分断を促進することではなく、核兵器促進国と非核兵器国との間に立って、現実的な軍縮を進めることにあるという指摘であります。

(「指摘はいい」と呼ぶ者あり)

また、核兵器禁止条約は、核軍縮と核廃絶の間の法的ギャップを埋めたが、軍縮から廃絶に至る過程を明確に規定できていないという点。

次に……

(発言する者あり)

日米安保の関係で考えてみると、日本が核兵器禁止条約に参加した上で、米国の核拡大抑止を求めると、それは米国から見ると、同盟国としての信頼を大きく損なう裏切りとの認識が生まれることになるでありましょう。米国は拡大抑止の提供の明言を渋り、日本の紛争に米国が巻き込まれるというリスクを減らそうとするだろうということ。

しかし、日米安保がある限り、米国は日本に核兵器の拡大抑止を提供しなくても、在日米軍基地を確保することができるわけであります。

また、日本が条約に参加し、拡大抑止の享受も断るのであれば……

(「中村さん、簡潔にしてくれ」と呼ぶ者あり)

日本は周辺国の核兵器の存在に対し独自の方策を講じる必要があり、場合によっては、核兵器廃絶とは逆の政策を推進する必要が生まれるかもしれないということ。

一方、中国にすると、例えば日本が中国に核廃絶を求めつつ、自身は米国の核保有を許容して、核抑止を求めるような状況は不可解に映り、不信感を持つであります。

逆に、日本が米国の傘から自主的に抜ければ、中国の国際戦力は大幅に好転する。中国にすると、日本が抜けた後に独自の核開発に向かわないよう、圧力をかけ続けることが合理的になるのであります。

結局、日本は核兵器禁止条約に参加することで自己満足するかもしれませんが、関係国の不信を招くか、嘲笑されることになり、核廃絶に貢献するのではなく、核廃絶を遠ざけ、核兵器国の核保有を永続化し、さらに自国の安全保障も危険にさらすことになるのであります。

核兵器禁止条約がより高い目標を示していただいたことに敬意を表しつつも、より現実的で、着実なアプローチをしていくという立場から、現時点では、すぐさま署名、批准することには賛成できません。

以上をもって、反対の討論といたします。

(発言する者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（鈴木喜明）** 可否同数であります。

(発言する者あり)

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を採決いたします。

本件については、議長は否決と採決いたします。

(発言する者あり)

次に、意見書案第2号及び意見書案第3号について、一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

(発言する者あり)

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「決議案第1号」を議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 24番、横田久俊議員。

(24番 横田久俊議員登壇) (拍手)

**○24番（横田久俊議員）** 提出者を代表しまして、決議案第1号森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議案の提案説明を行います。

この案文を読み上げて提案説明にかえさせていただきます。

森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議案。

去る平成29年第3回定例会において、当市議会は森井秀明市長に対する辞職勧告決議を可決し、数々理由を挙げて速やかにその職を辞することを勧告した。

同様に辞職を勧告された副市長は、部下への指導を誤ったとして、本年11月30日をもって辞職したにもかかわらず、より重い責任を負うべき森井氏は、「重く受けとめる」「反省すべきは反省をし、改善すべき点もしっかりと改善してまいる所存」などと、辞職の考えがないことを公言してはばからない。

今定例会においても、本会議や委員会審議において、再三にわたりの確性を欠く答弁等を行い、議長や委員長から注意を受けるなど、森井氏の議会における発言は、相変わらず内実を伴わない単なる美辞麗句で、重く受けとめているとも、反省し改善しているとも、その証左はみじんも認められない。

平成28年度決算においては、ずさんな財政運営や交際費における不適切な流用が問題となり、27年度に続いて、2年連続で不認定となった。

また、コンプライアンス委員会から指摘された高島漁港区における観光船事業に関する一連の許認可における条例違反と、ふれあいバス事業の市負担分を協定書を交わすことなく支出した市契約規則違反の責任をとるためとして、再び提出したみずからの減給条例案についても、その量定について合理的な根拠を示してさえない。

さらに、市は、産業港湾部が所管する港湾区域の除雪業務に関する指名競争入札に関して、今冬から建設部の地域総合除雪における仕様書に準じて、再委託を認めないとの方針を決定した。

その内容について、入札参加予定事業者に対し入札執行直前の10月20日に至るまで伝えず、さらに港湾区域を3分割して入札を行い、結果として、森井氏みずからの後援会関係者が代表を務める企業に随意契約で発注した。

市は、入札不調の結果であり問題ないとするが、みずからの後援会関係者への利益供与を強く疑わせるに足る極めて不明朗な発注経緯と言わざるを得ない。

直前に議会から辞職勧告を受けていながら、平然としてこのような行政の私物化とも言うべき行政行為を行うことは信じがたい暴挙であり、到底看過できず、森井氏は今定例会での発言や答弁とは裏腹に、議会による辞職勧告の重さを全く理解していないと考えざるを得ない。

以上の理由から、当市議会は、地方自治法の精神にのっとり、小樽市の未来と市民生活の向上のため、小樽市長としての基本的な資質、能力に欠け、議会と真摯に対応する姿勢のない森井秀明氏に対し、再度、速やかにその市長の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

以上であります。

議員各位の賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

**○議長（鈴木喜明）** これより、討論に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木喜明）** 6番、石田博一議員。

（「変なこと言ったらだめだよ」と呼ぶ者あり）

**○6番（石田博一議員）** 森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議案に対して、否決の立場で討論をいたします。

第3回定例会に引き続き、今定例会においても再び提案してきたことに対し、強く抗議する次第です。

(発言する者あり)

(「自由だべ、出すの」と呼ぶ者あり)

今回、前回と、さまざまな理由が挙げられておりますが、前任者のパーティー券事件から見れば、取るに足らない事象ばかりで……

(発言する者あり)

なぜ、それが辞職なのか、首をかしげます。

前任者に対しては、では、どのような勧告をしたのでしょうか。

(発言する者あり)

\_\_\_\_\_。

(「筋違いだ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それこそ、本来はこのことのほうがよっぽど辞職勧告に値するのではないのでしょうか。

(「とんでもない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

2期目の立候補のときも、何ら、市民に謝罪することもなく、平然と遊説活動をしておりました。だから、市民は怒ったのです。若い、若い市長が誕生したのです。

職員も、議員も、皆さんでこの小樽を盛り上げて、変えていかなければならないでしょう。

(発言する者あり)

そういうことが民意を反映することにつながるのではないのでしょうか。

(「若さだけじゃだめだよ」と呼ぶ者あり)

毎回、毎回、市長の揚げ足取りばかりで、こんなことが市民のためになるのでしょうか。

(発言する者あり)

今回、この決議案を提出した議員の皆さんも、市民の皆さんに公約を訴えて、当選させていただいたはずですが、もう3年近くなりますが、その公約のうち、一つでも実現できましたか。

(「できましたよ」と呼ぶ者あり)

\_\_\_\_\_。

(発言する者あり)

そんな中でも、そんな中でも森井市長は民意を反映すべく、公約実現に向け、一步一步着実に努力されている。

(発言する者あり)

公約以外でも、しっかりと市民に寄り添い、市民の声を生かせる市政に真っ向から取り組んでいるではありませんか。

(「後援会だろ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

職員も、議員も、市民のために尽くすのが第一の仕事ではないですか。

(発言する者あり)

まして、人口減少著しい、高齢者の多いまちです。議員の皆さんの奮起を求めます。もう一度、初心に返り、初当選のことを思い出し、この小樽のために努力してほしいと思います。

(発言する者あり)

以上、辞職勧告決議案には否決の態度をとらせていただきます。

各会派、無所属議員の賛同を求め、討論いたします。

(「ちょっと違うんじゃないの、討論」と呼ぶ者あり)

(「失礼な話だよ」と呼ぶ者あり)

(「おかしい」と呼ぶ者あり)

(「失礼だ」と呼ぶ者あり)

(「ひどいな」と呼ぶ者あり)

(「ずいぶん偉いな、おい」と呼ぶ者あり)

(「何様のつもり……」と呼ぶ者あり)

(「すげえな」と呼ぶ者あり)

(「そんなこと言っているの、石田さん」と呼ぶ者あり)

(「不適切な言動があったような気がするけど」と呼ぶ者あり)

(「ありましたね、間違いなく」と呼ぶ者あり)

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木喜明）** 11番、斉藤陽一良議員。

(「早く辞めてもらったほうがいい」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(11番 斉藤陽一良議員登壇) (拍手)

**○11番（斉藤陽一良議員）** 公明党を代表し、決議案第1号森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議について、可決を求めて討論を行います。

森井さんは、第4回定例会の市長提案説明冒頭、辞職勧告は重く受けとめているが、市民の負託を受けているので職責を全うしたい旨、述べています。

しかし、地方自治法には、市長の解職請求や議会による不信任について定めています。

選挙で当選して、市長の職についたからといって、何をしても市長の椅子に座っていられると思ったら大間違いであります。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

市長として資質がなく、議会の信任を得られない市長は失職するしかないのであります。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

また、副市長についても、職員への指導を誤った点、議会との信頼が損なわれたことを理由として辞職したと述べていますが、これはまさに、あなたが辞職すべき理由なのであります。あなたは、副市長の後任を考えることではなくて、みずからがいかに速やかに職を辞するかを考えなければならないのであります。

(「全く言っていることわかんない」と呼ぶ者あり)

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

森井さん、あなたは平成27年就任以来、2年半余りの間に、みずからの後援会関係者の参与任用、後援会関係者である高島漁港区における観光船事業者に対する法令・条例違反の許認可、さらには、今定例会における臨港地区の除雪業務の発注に関する疑惑と、口先では辞職勧告決議を重く受けとめるなどと発言しながら、臆面もなく、いわゆるしがらみまみれの行政の私物化を平然として行っているではありませんか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「勘ぐりすぎです」と呼ぶ者あり)

当然のことながら、地方公共団体の長たる市長には、法令を守る遵法精神はもちろんのこと、高い倫理観と公正・公平な行政を遂行するための法的な物の考え方、すなわちリーガルマインドが求められ、日々、的確で高度な判断が求められています。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

しかし、残念ながら、森井さんにはこれらの資質も能力も期待できないことは既に明らかであります。むしろ、資質や能力を欠くために不本意ながら判断を誤っているというよりは、みずから進んでなのか、あるいは誰かに唆されてなのか、意図して、悪意を持ってみずからの後援会関係者への利益供与に走っている、まさにしがらみまみれの様相を呈しています。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

(「勝手に決めつけるんじゃない」と呼ぶ者あり)

このような悪意と不道徳に侵された者が市長の職にあって、市長の地位を汚すことは、本市の将来にとって、また、市民の健全な生活の向上にとって、はかり知れない禍根となります。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

森井さん、あなたはこのことを自覚し、一刻も早くその職を辞すべきであり、そのことのみが辞職勧告決議を重く受けとめることであり、小樽市のためになることであり、仮にも、現在、小樽市長の職にある森井さんの責任のとり方であります。

以上の理由により、決議案第1号森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議案に可決の態度を表明し、全ての議員の賛同を呼びかけて、討論といたします。(拍手)

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇)(拍手)

**○22番(新谷とし議員)** 日本共産党を代表して、森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議案に対して、棄権の討論を行います。

第3回定例会で可決された森井秀明市長に対する辞職勧告決議は、効力が失われたわけではありませんので、新たに提出する必要性を感じません。しかし、だからといって、森井市長を擁護するつもりはありません。

森井市長には、市長の後援会関係者への利益供与を疑われるようなことをやめて、あらゆる点で地方自治法に基づき、公正で民主的な市政運営を行うこと、さらに市民を守る立場で市政に臨むよう、強く求めます。

なお、採決に当たっては、自席にて棄権といたします。

なお、先ほどの石田議員の討論で、議員に対して、何一つ、公約実現したという話は聞いていない旨の発言がありましたが、大変失礼な話です。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

一つ一つ公約を実現するために、私たちは頑張り、また、実現しております。この部分は撤回するように求めます。

以上、討論とします。(拍手)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 18番、佐々木秩議員。

(18番 佐々木秩議員登壇)(拍手)

**○18番（佐々木 秩議員）** 討論をする前に、先ほどの石田議員の発言には私も非常に憤っております。

私たちが公約を一つも果たしていない、あなた、その事実をきちんと確かめて言っているのじゃない。

（「問題だな」と呼ぶ者あり）

（「動議だ、動議、今出してやる」と呼ぶ者あり）

いいですか。これだけは言うておきます。今、新谷議員もおっしゃったように、私たちは、自分たちの選挙公約を果たすために皆様方から票をいただいてここにいます。それを何もしていない、自分たちの存在意義を否定するようなことをあなたに言われる筋合いはない。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

自分のこともきちんと振り返って言いなさい。

（「撤回しろ、撤回」と呼ぶ者あり）

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

民進党を代表し、決議案第1号森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議案に対し、棄権の立場で討論いたします。

（「そんな怒ってるんだから賛成したほうがいいって」と呼ぶ者あり）

前回、第3回定例会において可決された辞職勧告決議は、現在も継続して効力を有しています。

そして、可決されたということは、言うまでもなく、議会意思の半数以上が辞職に賛成をしたということです。

これまでの独裁的な市政運営、自身の後援会を優遇するやり方、職員に責任を押しつける姿勢は明らかに失政で目に余るものがあり、市長への不信感は一向に払拭されないことを勘案いたしますと、辞職勧告が可決されたことは当然と言え、否定するものではありません。

さらに、森井市長は、その市長の座に固執し、あまつさえこの第4回定例会でもさらに後援会関係者に対して、臨港地区の除雪について便宜を図っているのではないかなど、新たな疑惑も浮上しているところではあります。

しかしながら、私たちは、現時点で市長が辞職をした場合には、以前も申し上げたように、その数々の疑惑を追及する機会を逸してしまうことにもなりかねず、疑惑をそのままにし、逃げ得となることは許されるものではないと考えます。

したがって、本決議案を決して否決するものではなく、また、賛成をするということもできかねるという結論に至ったものであります。

よって、今回の森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議案につきましては、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。これは苦渋の決断であり、森井市政の続行を肯定的に考えているのではないということ、念を押して申し添えます。

以上、各会派並びに各議員の賛同を求め、討論といたします。（拍手）

（4番 中村岩雄議員退席）

**○議長（鈴木喜明）** 討論を終結し、これより採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（鈴木喜明）** 起立多数。

よって、さように決しました。

(4番 中村岩雄議員着席)

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 石田議員の先ほどの発言に対して、謝罪と撤回、そして懲罰を求める動議を提出いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 賛同者はありますか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) ただいま、秋元智憲議員から動議の提出がありました。

ただいまの動議は、賛成者がありますので、成立いたします。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めたいと思いますけれども、

(発言する者あり)

まず、もう一度、動議の趣旨を言ってください。

○1番(秋元智憲議員) 先ほど、石田議員の中松前市長に対する発言、また、私たち各議員に対する侮辱的な発言は許されざる発言でありますから、一度、議事録を整理していただいて、私は、発言の撤回と、謝罪と、そして懲罰を求めていますので、議長のもとで判断していただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 今の最後の終わり方ですと、議事進行ということになりますけれども。

○1番(秋元智憲議員) 懲罰を求めます。

○議長(鈴木喜明) 私も聞いていて、そのようなニュアンスは聞きました。

ということで、まずは精査、議事録精査をしなければ、発言の内容を的確にとれませんので、ここで休憩をとります。

**休憩 午後 4時41分**

**再開 午後10時00分**

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

秋元議員の提出した動議の処理により、時間を要していることにつきまして、議長としておわび申し上げます。

動議の途中ではありますが、お諮りいたします。

この際、会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認めます。

よって、この際、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日、12月26日までと議決されておりますが、議事の都合により、明27日まで延長いたしたいと思います。これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

議事の都合により、本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後10時01分

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 鈴木 喜 明

議員 濱 本 進

議員 小 貫 元



平成29年  
第4回定例会会議録 第7日目  
小樽市議会

平成29年12月27日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	森井秀明	総務部長	前田一信
総務部総務課長	中村哲也		

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦	事務局次長	林昭雄
庶務係長	由井卓也	議事係長	柳谷昌和
調査係長	大崎公義	書記	北岡尚
書記	深田友和	書記	眞屋文枝
書記	河崎仁美		



**開議 午後 5時55分**

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、高野さくら議員を御指名いたします。

日程第1「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日12月27日までと議決されておりますが、議事の都合により、明28日まで延長いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

**散会 午後 5時56分**

---

**会議録署名議員**

小樽市議会 議 長 鈴 木 喜 明

議 員 千 葉 美 幸

議 員 高 野 さ くら



平成29年  
第4回定例会会議録 第8日目  
小樽市議会

平成29年12月28日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹									
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信						
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章			
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡				
建	設	部	長	上	石	明	消	防	長	土	田	和	豊							
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	金	子	文	夫	教	育	部	長	飯	田	敬
事	務	部	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦				
企	画	政	策	室	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村吉宏議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「動議」を議題といたします。

石田議員の一身上の件ですので、地方自治法第117条の規定により、石田議員は除斥となります。

（6番 石田議員退席）

○議長（鈴木喜明） 一昨日、秋元議員から提出されました動議の処理のため、議事が中断していましたが、この際、議長から申し上げます。

秋元議員からは、石田議員の討論における発言について、撤回、謝罪及び懲罰を求める動議が提出されましたが、懲罰の動議につきましては、会議規則第96条第1項の規定により、文書をもって議員の議員定数の8分の1以上の発議者が連署して提出することとなっております。このため、今回の動議について、懲罰は除かれることとなります。

秋元議員と動議の賛成者の議員の方は、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、改めて提案趣旨の説明を求めます。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 12月26日、森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議案に対し、石田博一議員が行った討論で、中松前市長や私たち議員に対し、侮辱する問題発言と地方自治法に反する発言がありました。小樽市議会を構成する議員の一人として、議長から石田博一議員に対して、撤回と謝罪を求める動議を提出するに当たり、趣旨説明を行います。

石田博一議員が行った討論には、問題点が3点あります。

第1に、4名の議員が提出者となり提案した決議案に対し、「再び提案してきたことに対し、強く抗議する」としてありますが、地方自治法第96条に基づいた議員の提案権を否定するものであり、看過できません。

第2に、パーティー券事件を挙げ、「—————」と公言したことは、事実誤認も甚だしく、中松前市長の名誉さえ毀損する、許されない発言であります。

第3に、議員に対し、「公約のうち、一つでも実現できましたか。—————」と発言いたしました。明らかに地方自治法第132条に反する発言であり、撤回と謝罪を求めます。

なお、石田博一議員におかれましては、誠実な対応をしていただけない場合は、地方自治法に基づき、正式に懲罰動議を提出する考えがあることをお伝えいたします。

以上、議員各位の賛同を求め、趣旨説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、採決いたします。

本動議を可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

石田議員の除斥を解きます。

（6番 石田議員着席）

○議長（鈴木喜明） この際、議長から石田議員に申し上げます。

ただいま、動議が可決され、石田議員の討論における発言の撤回と謝罪を私に求められるよう議決されましたので、石田議員に、その対応について、発言を求めます。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） 3点あったかと思いますが、まず1点目、「抗議」という言葉ですが、岩波国語辞典では、「抗議とは、不当な発言や決定や行為などに対して、反対の意見を申し立てること」とあります。今回の辞職勧告の内容は、私は不当だと思いますが、辞職勧告を提出する権利そのものは、この不当という概念には当たらないため、百歩譲って、「強く抗議をする」を「強く反対する」に訂正するものであります。

次の「—————」というこのフレーズですが、これは「後援会」という言葉が抜けておまして、この文言だけでは、事実と異なる表現だったため、これは削除をお願いするところであります。

（発言する者あり）

最後の「—————」、これについては、内容としては事実だが、各議員に誤解を与えやすいと判断したため、これも削除をお願いいたします。

（発言する者あり）

あくまで、本意は、議員としての公約実現のためにも、辞職勧告などを提出するのではなく、市長と協調をして一緒に取り組んでいくべきではないか、という本意であります。

今後は、このようなことのないように努めてまいりますので、どうか御理解を賜りますようお願い申し上げます。

（「理解ではないだろう」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） この際、議長から石田議員に申し上げます。

発言の削除に応じるということですので、それにつきましては、文書で提出をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 2時00分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、石田議員から発言の取り消しの申し出がありましたので、お諮りいたします。

石田議員から12月26日の本会議における発言について、まず1点目として、「—————」は、事実と異なる表現だったため。

2点目として、「—————」は、内容としては事実だが、各議員に誤解を与えやすいと判断したため。これについては、石田議員御自身がそういった話を聞いていないという意味だそうであります。

それぞれの部分を、会議規則第53条の規定により、取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、石田議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決しました。

日程第2「石田博一議員に対する懲罰動議」を議題といたします。

本件は、本日、秋元議員ほか4名から、会議規則第96条第1項の規定により、提出されましたものがあります。

石田議員の一身上の件ですので、地方自治法第117条の規定により、石田議員は除斥となります。

(6番 石田議員退席)

○議長(鈴木喜明) 提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 11番、齊藤陽一良議員。

(11番 齊藤陽一良議員登壇)(拍手)

○11番(齊藤陽一良議員) 提出者を代表し、文案を朗読し、石田博一議員に対する懲罰動議の提案説明といたします。

平成29年12月26日、小樽市議会第4回定例会において、秋元智憲議員、安斎哲也議員、濱本進議員、横田久俊議員が提出者となり提案された、森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議案に対し、石田博一議員が行った討論に誹謗中傷、事実誤認の結果、名誉毀損に当たる発言がありました。

第1の問題は、森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議案を提出したことに対して、「強く抗議する」という発言です。この発言は、地方自治法第96条、議会の権限に基づく議員の提案権を否定するものです。

第2の問題は、中松前市長に対し、パーティー券事件を挙げ、そのとき行われた選挙を「—————」などと、根拠のない発言し、法的根拠も示さず、誹謗中傷することは著しく名誉を毀損しています。何の根拠も示されておらず、みずからの思い込み、主観による発言で、問題です。

第3の問題は、議員に対し、「公約のうち、一つでも実現できましたか。—————」と発言したことです。これらの発言に対しても、何ら具体的な指摘をすることなく、思い込みとみずからの主観に基づいたものであり、地方自治法第132条「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」とされています。今回の発言は、まさしく無礼な発言以外の何物でもなく、一部の発言は、削除・訂正には応じたものの、反省の態度すら示さないことは問題であります。

よって、地方自治法第134条、小樽市議会会議規則第96条第1項に基づき懲罰を求めるものです。(拍手)

○議長(鈴木喜明) お諮りいたします。

本件について、石田議員より、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。これを許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、石田議員の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

石田議員の入場を許します。

(6番 石田議員着席)

○議長(鈴木喜明) 石田議員に一身上の弁明を許します。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、石田博一議員。

(6番 石田博一議員登壇)

○6番(石田博一議員) それでは、弁明をさせていただきます。

事実と異なる部分、また、誤解を招きやすい文言は、訂正・削除させていただきました。これによって、表現が幾分落ちついたものとなり、より理解が深まる内容となったことに、私は大変満足しております。

(発言する者あり)

全ては、表現の方法が市民の皆さんにわかりやすくしたいがための今回の出来事ですので、謝罪ということにはなりません。

(「なるよ」と呼ぶ者あり)

地方自治法第132条「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」、また、小樽市議会会員規則第89条「議員は、議会の秩序及び真意を重んじなければならない」とあります。これが、今回、私を懲罰にかける法的根拠だそうですが、そもそも森井市長に対して、「資質がない」「もう市長とは呼べないからこれからは森井さんと呼ぶ」だとか、ほかにも議事録を拾えば、数々の暴言、侮辱があるはずですよ。

しかも……

(発言する者あり)

(「懲罰動議すればいいでしょう」と呼ぶ者あり)

しかも、この約2年半、議長も議員も、何の指摘もなく看過されてきました。

(発言する者あり)

例えば、私が動議を出しても、賛同者も何人かいて、その動議が成立したとしても、結果、数の論理で潰されることは明らかです。

(発言する者あり)

一部そういう議員の暴言等は、おとがめなしで、なぜ私だけが懲罰なのか、全く理解できません。

(「何だよ、それ」と呼ぶ者あり)

一部のそういう議員が無罪なら、私も無罪。

(発言する者あり)

有罪なら、そういう方も有罪だと思いますが、違いますか。

(「違います」と呼ぶ者あり)

ぜひとも、公平・公正なお裁きをお願いいたします。

(「お裁き」と呼ぶ者あり)

今回のこの出来事を市民の方々がどう判断するか、私は楽しみにしています。

(発言する者あり)

(「弁明になっていない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 石田議員の一身上の弁明を終わります。

石田議員の退席を求めます。

(6番 石田議員退席)

○議長(鈴木喜明) この際、お諮りいたします。

懲罰動議については、会議規則第97条第1項の規定により、討論を用いなくて速やかに委員会に付託するかどうかを決めなければならないことになっております。

よって、本動議については、議長指名による9名の議員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、懲罰特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、酒井隆裕議員、松田優子議員、酒井隆行議員、面野大輔議員、中村誠吾議員、小貫元議員、横田久俊議員、前田清貴議員、以上であります。

この際、暫時休憩いたします。

**休憩 午後 2時13分**

**再開 午後 2時40分**

**○議長(鈴木喜明)** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、懲罰特別委員長の報告を求めます。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 25番、前田清貴議員。

(25番 前田清貴議員登壇) (拍手)

**○25番(前田清貴議員)** 懲罰特別委員会の報告をいたします。

本日開催されました当委員会において、付託されております石田博一議員に対する懲罰の件について、採決いたしました。採決の結果、本件は、継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

**○議長(鈴木喜明)** これより、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(鈴木喜明)** 御異議なしと認め、さように決しました。

石田議員の除斥を解きます。

(6番 石田議員着席)

**○議長(鈴木喜明)** 以上をもって、本定例会に付託された案件は、全て議了いたしました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

本年も残すところわずかとなりましたが、この1年を振り返ってみますと、国際情勢としては、8月と9月の二度にわたり、北朝鮮の発射したミサイルが北海道上空を通過し、太平洋に落下しました。全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの警告音が携帯電話やスマートフォンから鳴り響き、画面のミサイル発射の文字に驚き、そして、どのように対処すべきか、途方にくれた方も多数いらっしゃったかと思われまふ。幸い落下物の被害はありませんでしたが、交通機関への影響や、沖合で作業中の漁業関係者に不安を与えました。このような憤りを禁じ得ない挑発行為につきましても、強く非難いたします。また、国民の安心・安全な暮らしの確保のために、国には最善の方策をとっていただくことを強く望みます。

さて、我が国の経済におきましては、これまで、人材の流出、海外の技術の向上により、日本の物づくりを憂慮する声がありましたが、ことしに入り、自動車や鉄鋼などの製造業におけるデータ改ざんなど、相次ぐ不祥事により消費者の安全が脅かされ、また、これまで培われてきた日本のすぐれた物づく

りのブランドを揺るがせる出来事がありました。信用を築くには、長い年月が必要ですが、一瞬の出来事で失うこととなります。今後の日本経済への継続的な発展のためにも、このような事件を繰り返さないよう、失った信用を取り戻すべく努力されることを期待しております。

本市におきましては、10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果が公表されました。この結果によりますと、災害対策の拠点となるべき市役所本館・別館のほか、市民の多くが利用する総合体育館や市民会館が震度6強の地震で大破か倒壊する危険が高いと診断されました。市の所有する多くの施設は老朽化が進み、さらに耐震化されておらず、今後の財政状況も明るい見通しのない中で、市民の安全・安心のためにも、どのように対策を行うのか、早急な対応を望むところであります。

市議会では、森井市長の後援会関係者である高島漁港区の観光船事業者への許認可事務について、昨年からの多くの議員より、適切ではないとの指摘があったにもかかわらず、森井市長は、心配無用とし、全く聞き耳を持ちませんでした。今年8月に市の第三者機関であるコンプライアンス委員会から、条例に違反または不適切な行政手続との判断が下り、森井市長の全く根拠のない主張は、真っ向から否定されました。

市長と議会に問題が生じるたびに、市長は、表向き、議会とは真摯に、また緊張感を持って向き合うとしてきましたが、市長がどのように言葉を解釈して使っているかわからなく、この事例を見るだけでも、到底それらの言葉からかけ離れた対応であります。

また、森井市長就任以来、後援会関係者を参与に任用、違法性を疑われる人事異動、市民に不安を与えた除雪共同企業体の構成員変更、市民への十分な説明を欠いた貸出ダンプの制度変更、そしてことしは、市民にとって重要な公共交通機関との信頼関係の失墜による地域交通への不安など、さまざまな問題が議会で取り上げられました。このような森井市長の理解しがたい施策等に対して、小樽市長として、資質等に疑問が呈せられ、先の第3回定例会に続き、本定例会においても、再び辞職勧告の決議が賛成多数で可決されるに至りました。

また、本定例会初日において、一般会計歳入歳出決算が、小樽市議会史上初めて、2年連続の不認定となりました。

議会としては、市民の負託を受け、二元代表制の元、行政の監視機能、チェック機能を十分に果たすことが使命でありますので、議員それぞれにおかれましては、今後のその機能を十分に果たすことに一層御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本年、議長である私に寄せていただきました御厚情に対しまして心から感謝を申し上げ、また、議員並びに説明員の皆様におかれましては、健康に十分留意をされ、御家族ともども御多幸な新年を迎えられますよう御祈念いたします。

本年最後の議会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

**閉会 午後 2時50分**

**会議録署名議員**

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **中村吉宏**

議員 **佐々木 秩**



○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書・決議案

○平成29年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （１）菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成２９年９月、１０月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

核兵器禁止条約に署名し批准することを求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 石 田 博 一  
同 面 野 大 輔  
同 新 谷 と し

核兵器禁止条約について交渉する国連会議は、本年 7 月、国連加盟国の 3 分の 2 に当たる 122 カ国の賛成で核兵器禁止条約を採択し、核兵器のない世界への歴史的一歩を踏み出しましたが、唯一の戦争被爆国である日本政府は、核保有国と歩調を合わせこの会議に参加しませんでした。核兵器禁止条約は、その前文で核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らしてその違法性を明確に述べています。さらに「核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）及び核実験の被害者にもたらされた容認し難い苦難と損害に留意し」と、広島と長崎の被爆者に言及し、核兵器廃絶の必要性を明確にしました。

10 月 6 日、今年のノーベル平和賞を、101 カ国にまたがる NGO の連合体・核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）が受賞することが明らかになり、多くの国民に歓迎、祝福され、授賞式には広島、長崎で被爆した 2 人が代表として参加しました。

国連本部で開催された国連総会第 1 委員会（軍縮・国際安全保障）では、10 月 27 日、7 月の核兵器禁止条約の採択を歓迎し、全加盟国に早期の署名・批准を呼びかける決議案を 118 カ国の賛成多数で採択（反対 39、棄権 11）しました。

よって、国及び政府においては、核兵器により唯一国民が被爆した国の政府として署名し、国会での批准を経て核兵器禁止条約に正式に参加することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 26 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 29 年 12 月 26 日	議決結果	否 決	可否同数により議長裁決
-------	-------------------	------	-----	-------------

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	石田博一
	同	佐々木 秩
	同	横田久俊

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要です。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書（たばこ白書）では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されています。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約 1 万 5,000 人と推計しています。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置付けています。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取組を国際社会に発信する必要があります。

よって、国においては、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取組を進めるための罰則付き規制を図る健康増進法の早急な改正を強く求めます。

記

- 1 対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
- 2 屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第 8 条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。
- 3 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。
- 4 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 26 日  
小樽市議会

議決年月日	平成 29 年 12 月 26 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------------	------	-----	---------

小・中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	安斎哲也
	同	佐々木 秩
	同	前田清貴

インターネットの単なる普及に止まらず、インターネットを活用した I o T の活用分野の拡大、自動車の自動運転をも可能とする A I（人工知能）の開発など、近年における I T 技術の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな転換期を迎えています。

新たなニーズに対応し得る人材の確保は世界的にも共通のものとなっており、我が国においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、I T スキルの向上は不可欠なものです。2016年に経済産業省が発表した資料によると、2015年時点で I T 人材不足数は約17万1,000人、2030年には最大で約79万人が不足すると試算されています。

2020年にプログラミングが小学校において必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会において、人材育成、指導内容等について、独自に試行錯誤を繰り返していますが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままです。地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められます。

一般家庭における I T 機器の普及は著しく、児童・生徒たちは幼少期より一定程度 I T 機器に接することが珍しくない中で、教員に求められる技能はおのずと高いものとならざるを得ません。このことから、近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることとなりかねず、外部人材の活用など、人的あるいは財政的支援が必要となります。

従来、小・中学校における I T 機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実状です。プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められます。

また、小学校でのプログラミング授業を先行実施している一部基礎自治体(千葉県柏市など)において先行して実施されているものとの整合性など、既にいくつかの課題が散見されます。

よって、国においては、以下の3点について実現するよう要望します。

記

- 1 早期にプログラミングの指導の概要について明らかにすること。
- 2 円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。
- 3 民間の人材を積極的に活用したり、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合など、広域での対応を認めるなど、弾力的な人材配置を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 26 日  
小樽市議会

議決年月日	平成29年12月26日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

J R 北海道の鉄道維持・存続に対して国の支援拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 村 岩 雄
	同	酒 井 隆 裕
	同	斉 藤 陽一良
	同	林 下 孤 芳
	同	山 田 雅 敏

J R 北海道は2016年11月18日、「J R 北海道単独では維持困難な線区」として、10路線・13区間（1,237キロメートル）をあげて、廃線・バス転換もしくは沿線自治体の負担が伴う「上下分離方式」などを軸に、2019年度末を目途に結論を出したいとしています。

北海道の J R 路線は、通勤・通学・通院などの移動手段として地域住民の生活を支えるとともに、地域間の人の交流や産業や観光振興による地域の活性化、地方創生に向けた取組においても、極めて重要な社会資本です。さらに、北海道にとって農産物などの大量輸送に欠かせない物流の大動脈として北海道経済にとってなくてはならない存在です。

J R 北海道が「単独では維持困難」とした路線の沿線55市町村（回答は53市町村）のうち、6割以上が「容認できない」とし、道民世論の8割が、国が責任をもって財政支援すべきと考えています。

よって、国においては、北海道にとっての公共交通機関として、J R は必要不可欠なものであり、地域住民や沿線自治体の声を踏まえて、J R 北海道の路線維持・存続に向けて、最大限の支援をすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 26 日  
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成29年12月26日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

食品衛生管理の国際標準化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 村 岩 雄
	同	高 橋 龍
	同	高 野 さくら
	同	松 田 優 子
	同	中 村 吉 宏

食品の衛生管理は、先進国を中心に H A C C P が義務化されていますが、我が国においては、H A C C P の導入が遅れています。

食品流通の国際化を目指し、東京オリンピック・パラリンピック等を見据えた我が国の食品衛生管理の水準を国内外に示す必要があります。そのため、厚生労働省では、国内の食品の安全性の更なる向上のために H A C C P による衛生管理の制度化等の食品衛生規制の見直しを進めています。

農林水産省の調査によると、食品製造業における H A C C P の導入状況は、売上げが 100 億円以上の大手企業だけでみると 8 割以上である一方、小規模事業所を含めた食品製造業全体では 3 割以下にとどまっています。

また、食品衛生法の営業許可業種は 34 業種ですが、これら以外に都道府県等の条例で許可業種となっているものもあります。

食品用器具及び容器包装についても、欧米等で使用が禁止されている物質であっても、個別の規格基準を定めない限りただちに規制できないなどの課題があります。

更には、厚生労働大臣又は都道府県知事からの回収命令や廃棄命令によらず事業者が自主的に食品の回収等を行った場合、食品衛生法にはその報告を義務付ける規定がありません。

よって、国においては、食品流通の多様化や国際化等を踏まえ、食品衛生管理の制度の見直しを進め、食品の安全の確保を図るべき視点から、下記の事項について実現を求めます。

記

- 1 消費者を第一に考え、食品の製造・加工、調理、販売等のフードチェーン全体での取組を進め、衛生管理を「見える化」すること。
- 2 H A C C P による衛生管理の制度化に当たっては、食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえ、小規模事業者等に支援策も含め十分配慮した実現可能な方法で十分な準備期間を設け取組を進めること。
- 3 すべての食品事業者が H A C C P による衛生管理に取り組むことを踏まえ、営業許可制度の見直しも合わせて進めること。その際には施設基準などを定める都道府県等の条例に配慮すること。
- 4 食品用器具・容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米等との整合性を図ること。
- 5 食品事業者が製造した製品や輸入した製品を自主回収する場合には、その情報を把握する仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 26 日  
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成 29 年 12 月 26 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------------	------	-----	---------

診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高橋	龍
	同	石田	博一
	同	松田	優子
	同	濱本	進
	同	新谷	とし

平成30年度の診療報酬の改定に向け、今年4月20日の財政制度等審議会では、「医療・介護制度改革の視点」の一つとして、「公定価格の適正化・包括化等を通じた効率的な医療・介護」を上げ、今後、診療報酬の適正化や薬価の見直し等について検討することとしています。

安心・安全の医療を国民に安定して提供するためには、医療の質を損なわないよう、診療報酬の適正な水準を確保することが必要であり、必要な報酬が確保されてこそ、医療機関の経営が守られ医療提供体制が整えられて、国民生活を支えることができるものです。

また、公立病院への交付税算定基準を許可病床から稼働病床に切り替えたことによって、地方交付税による財政措置額が減少し、へき地、救急医療など不採算部門を担っている公立病院の経営は一層厳しいものとなっており、医師・看護師不足のために、一時的に閉鎖している病床を、将来にわたって閉鎖を固定化する事態も懸念されます。

道内医療機関における病床削減は、出産のできる医療施設や救急医療の受け入れ施設が減少している現状に拍車をかけることにもつながりかねません。

よって、国においては、地域医療を守り、国民医療の充実を図るため、下記の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 診療報酬の連続引き下げは行わず、適正な水準を確保すること。
- 2 公立病院の運営に対する地方財政措置の充実・確保を図ること。
- 3 地域の医療需要を満たす医療提供体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 26 日  
小樽市議会

議決年月日	平成29年12月26日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

森友・加計学園の疑惑の徹底解明と説明責任を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	齊藤陽一良
	同	酒井隆行
	同	中村誠吾
	同	川畑正美

大学設置・学校法人審議会は11月9日、学校法人「加計学園」の獣医学部新設を認可するよう文部科学大臣に答申しました。文科相は「（認可を）速やかに判断したい」としていますが、獣医学部新設については、同学園理事長と友人である安倍晋三首相の意向が影響したのではないかとの疑惑がもたれています。

この疑惑の解明がないまま国民の税金が投入される事業を認可することは問題です。

森友学園疑惑についても同様です。10月26日には北海道新聞を始め各紙が、一斉に会計検査院への取材で「森友値引き最大6億円過大」などを報じました。

国有地の「賃貸」で建設を認めた上、評価額の約9割引という破格で払い下げた疑惑が持たれています。

世論調査でも、森友・加計問題のこれまでの首相の説明は「十分でない」が79%に達しており（「朝日新聞」10月6日付社説）、こうした疑惑に安倍首相も「丁寧に説明する」としています。

真相解明を求める国民の声が広がっている下で、首相を始め政府においては、関係省庁の調査を改めて行い、国民の疑念を払拭するよう説明責任を果たすことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年12月26日  
小樽市議会

議決年月日	平成29年12月26日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	安	斎	哲	也
	同	濱	本		進
	同	横	田	久	俊

去る平成29年第3回定例会において、当市議会は、森井秀明市長に対する辞職勧告決議を可決し、数々理由を挙げて速やかにその職を辞することを勧告した。同様に辞職を勧告された副市長は、部下への指導を誤ったとして、本年11月30日をもって辞職したにもかかわらず、より重い責任を負うべき森井氏は、「重く受け止める」「反省すべき点は反省をし、改善すべき点もしっかりと改善してまいる所存」などと、辞職の考えがないことを公言してはばかりらず、今定例会においても、本会議や委員会審議において、再三にわたりの確性を欠く答弁等を行い、議長や委員長から注意を受けるなど、森井氏の議会における発言は、相変わらず内実を伴わない単なる美辞麗句で、重く受け止めているとも、反省し改善しているとも、その証左は微塵も認められない。

平成28年度決算においては、ずさんな財政運営や交際費における不適切な流用が問題となり、27年度に続いて2年連続で不認定となった。また、コンプライアンス委員会から指摘された高島漁港区における観光船事業に関する一連の許認可における条例違反と、ふれあいパス事業の市負担分を協定書を交わすことなく支出した市契約規則違反の責任をとるためとして、再び提出した自らの減給条例案についても、その量定について合理的な根拠を示してさえいない。

さらに、市は、産業港湾部が所管する港湾区域の除雪業務に関する指名競争入札に関して、今冬から建設部の地域総合除雪における仕様書に準じて再委託を認めないとの方針を決定した。その内容について、入札参加予定事業者に対し入札執行直前の10月20日に至るまで伝えず、さらに港湾区域を3分割して入札を行い、結果として、森井氏自らの後援会関係者が代表を務める企業に随意契約で発注した。市は入札不調の結果であり問題ないとするが、自らの後援会関係者への利益供与を強く疑わせるに足る極めて不明朗な発注経緯と言わざるを得ない。直前に、議会から辞職勧告を受けていながら、平然としてこのような行政の私物化ともいふべき行政行為を行うことは信じがたい暴挙であり、到底看過できず、森井氏は、今定例会での発言や答弁とは裏腹に、議会による辞職勧告の重さを全く理解していないと考えざるを得ない。

以上の理由から、当市議会は地方自治の精神に則り、小樽市の未来と市民生活の向上のため、小樽市長としての基本的な資質、能力に欠け、議会と真摯に対応する姿勢のない森井秀明氏に対し、再度、速やかにその市長の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

平成 29 年 12 月 26 日  
小樽市議会

議決年月日	平成29年12月26日	議決結果	可決	賛成多数
-------	-------------	------	----	------

# 平成29年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会期 平成29年12月5日～平成29年12月28日(24日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成29年度小樽市一般会計補正予算	H29.12.5	市長	H29.12.13	予算	H29.12.18	可決	H29.12.26	可決
2	平成29年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算	H29.12.5	市長	H29.12.13	予算	H29.12.18	可決	H29.12.26	可決
3	平成29年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H29.12.5	市長	H29.12.13	予算	H29.12.18	可決	H29.12.26	可決
4	平成29年度小樽市水道事業会計補正予算	H29.12.5	市長	H29.12.13	予算	H29.12.18	可決	H29.12.26	可決
5	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	H29.12.5	市長	H29.12.13	総務	H29.12.21	否決	H29.12.26	否決
6	小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案	H29.12.5	市長	H29.12.13	総務	H29.12.21	否決	H29.12.26	否決
7	小樽市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案	H29.12.5	市長	H29.12.13	総務	H29.12.21	可決	H29.12.26	可決
8	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	H29.12.5	市長	H29.12.13	総務	H29.12.21	可決	H29.12.26	可決
9	工事請負変更契約について〔山手地区統合小学校新築工事〕	H29.12.5	市長	H29.12.13	総務	H29.12.21	可決	H29.12.26	可決
10	工事請負変更契約について〔山手地区統合小学校新築電気設備工事〕	H29.12.5	市長	H29.12.13	総務	H29.12.21	可決	H29.12.26	可決
11	工事請負変更契約について〔山手地区統合小学校新築機械設備工事〕	H29.12.5	市長	H29.12.13	総務	H29.12.21	可決	H29.12.26	可決
12	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市観光物産プラザ〕	H29.12.5	市長	H29.12.13	予算	H29.12.18	可決	H29.12.26	可決
13	小樽市非核港湾条例案	H29.12.5	議員	H29.12.13	総務	H29.12.21	否決	H29.12.26	否決
14	平成29年度小樽市一般会計補正予算	H29.12.26	市長	-	-	-	-	H29.12.26	可決
15	小樽市監査委員の選任について	H29.12.26	市長	-	-	-	-	H29.12.26	同意
16	人権擁護委員候補者の推薦について	H29.12.26	市長	-	-	-	-	H29.12.26	同意
17	小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案	H29.12.26	議員	-	-	-	-	H29.12.26	可決
報告1	専決処分報告〔平成29年度小樽市一般会計補正予算〕	H29.12.5	市長	H29.12.13	予算	H29.12.18	承認	H29.12.26	承認
29年3定第7号	平成28年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.11.24	不認定	H29.12.5	不認定
29年3定第8号	平成28年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.11.24	認定	H29.12.5	認定
29年3定第9号	平成28年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.11.24	認定	H29.12.5	認定
29年3定第10号	平成28年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.11.24	認定	H29.12.5	認定
29年3定第11号	平成28年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.11.24	認定	H29.12.5	認定
29年3定第12号	平成28年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.11.24	認定	H29.12.5	認定
29年3定第13号	平成28年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.11.24	認定	H29.12.5	認定
29年3定第14号	平成28年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.11.24	認定	H29.12.5	認定
29年3定第15号	平成28年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.11.24	認定	H29.12.5	認定
29年3定第16号	平成28年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.11.24	認定	H29.12.5	認定
29年3定第17号	平成28年度小樽市病院事業決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.11.24	認定	H29.12.5	認定
29年3定第18号	平成28年度小樽市水道事業決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.11.24	認定	H29.12.5	認定
29年3定第19号	平成28年度小樽市下水道事業決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.11.24	認定	H29.12.5	認定
29年3定第20号	平成28年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H29.9.5	市長	H29.9.22	決算	H29.11.24	認定	H29.12.5	認定
意見書案第1号	核兵器禁止条約に署名し批准することを求める意見書	H29.12.26	議員	-	-	-	-	H29.12.26	否決
意見書案第2号	受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書	H29.12.26	議員	-	-	-	-	H29.12.26	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
意見書案第3号	小・中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書	H29.12.26	議員	—	—	—	—	H29.12.26	可決
意見書案第4号	JR北海道の鉄道維持・存続に対して国の支援拡充を求める意見書	H29.12.26	議員	—	—	—	—	H29.12.26	可決
意見書案第5号	食品衛生管理の国際標準化を求める意見書	H29.12.26	議員	—	—	—	—	H29.12.26	可決
意見書案第6号	診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書	H29.12.26	議員	—	—	—	—	H29.12.26	可決
意見書案第7号	森友・加計学園の疑惑の徹底解明と説明責任を求める意見書	H29.12.26	議員	—	—	—	—	H29.12.26	可決
決議案第1号	森井秀明市長に対する再度の辞職勧告決議	H29.12.26	議員	—	—	—	—	H29.12.26	可決
その他会議に付した事件	石田博一議員に対する懲罰動議	H29.12.28	議員	H29.12.28	懲罰	H29.12.28	継続審査	H29.12.28	継続審査
	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	（総務）	H29.12.21	継続審査	H29.12.26	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	（経済）	H29.12.19	継続審査	H29.12.26	継続審査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	H29.12.19	継続審査	H29.12.26	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	H29.12.19	継続審査	H29.12.26	継続審査

# 請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
22	中村善策美術館（仮称）の設立方について	H29. 10. 17	H29. 12. 21	不採択	H29. 12. 26	不採択

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
11	「店舗リフォーム助成」条例制定方について	H27. 12. 10	H29. 12. 19	継続審査	H29. 12. 26	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
2	「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について	H27. 12. 7	H29. 12. 19	継続審査	H29. 12. 26	継続審査

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
6	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について	H27. 6. 23	H29. 12. 19	継続審査	H29. 12. 26	継続審査
8	子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について	H27. 9. 2	H29. 12. 19	継続審査	H29. 12. 26	継続審査
9	母子生活支援施設「相愛の里」改築方について	H27. 12. 1	H29. 12. 19	継続審査	H29. 12. 26	継続審査
12	家庭生ごみ等のアミノ酸堆肥化方について	H28. 11. 18	H29. 12. 19	継続審査	H29. 12. 26	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
4	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について	H27. 6. 19	H29. 12. 19	継続審査	H29. 12. 26	継続審査
10	赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について	H27. 12. 3	H29. 12. 19	継続審査	H29. 12. 26	継続審査
13	下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方について	H28. 11. 25	H29. 12. 19	継続審査	H29. 12. 26	継続審査
20	高速道札幌道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方について	H29. 6. 2	H29. 12. 19	継続審査	H29. 12. 26	継続審査
21	「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について	H29. 8. 24	H29. 12. 19	継続審査	H29. 12. 26	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
7	小樽市立塩谷小学校の存続方について	H27. 8. 7	H29. 12. 20	継続審査	H29. 12. 26	継続審査
14	北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について	H28. 12. 5	H29. 12. 20	継続審査	H29. 12. 26	継続審査
15	北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について	H28. 12. 5	H29. 12. 20	継続審査	H29. 12. 26	継続審査
17	西陵中学校の現在地での存続方について	H29. 2. 14	H29. 12. 20	継続審査	H29. 12. 26	継続審査
18	最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について	H29. 3. 1	H29. 12. 20	継続審査	H29. 12. 26	継続審査

# 小樽市議会会議録

平成29年 第4回定例会

平成30年2月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1  
電話 (代) (0134)32-4111